

平成 16 年度国土施策創発調査

遊休地域資源を地域の魅力に転換する手法に関する調査

山村地域における森林資源の活用手法の調査

調査報告書（本編）

目次

第 1 章	調査の目的と方法	19
第 2 章	山村地域における地域振興の現状	21
第 3 章	森林資源を活用した地域振興の考え方	59
第 4 章	森林資源を活用した地域振興の事例	93
	知恵と工夫が生きる豊かな町 乙部（北海道乙部町）	93
	鍋倉山の資源を活かした取組（長野県飯山市）	111
	森と湖の郷（くに）西浅井（滋賀県西浅井町）	138
	人が元気、町が元気、自然が元気な伊吹（滋賀県伊吹町）	163
第 5 章	日本の百選を活用した取組	185
第 6 章	森林施設のユニバーサルデザイン	199
第 7 章	森林内での安全管理	209
第 8 章	森林資源の活用手法の提言	221

平成 17 年 3 月

林野庁

第1章 調査の目的と方法

1. 調査目的

現在、地域において優れた地域資源を保有しながらも、それが地域の魅力として有効に機能せず、観光客の減少や中心市街地の疲弊状況を招いている。特に、山村地域においては、森林又は森林内に存する資源の未利用がみられ、その有効活用が求められている。

そのため、山村地域における森林資源等（例えば、巨樹・巨木、森林公園、森林と一体となった歴史的町並みなどの文化的景観、森林体験活動等）を活かした「都市と農山村の交流」、「健康づくり」などをキーワードとした新たな地域サービス産業の起業や地域コミュニティの形成を検討する必要がある。

また、地域の人材を活用し、埋もれた地域資源を付加的サービスの提供により増幅し、地域内外へアピールしていく主体的活動の担い手として、参画機会を提供するスキームも併せて検討する必要がある。

上述の状況を踏まえ、山村地域における森林資源の活用の調査を行ったものである。

2. 調査事項等

山村地域における森林資源等を活用した新たな地域サービス産業の起業について検討するため、次に掲げる事項を調査研究した。

山村を取り巻く論議、開拓史、山村振興施策の歴史的経緯及び地場産業振興の現状について文献調査し、山村地域における地域振興の現状を分析した。

山村地域における森林資源賦存量、交流・自然体験等の地域サービス活動等の現状について文献調査し、森林資源を活用した地域振興のあり方を提示した。

地域資源等を活用した地域振興の取組事例として、北海道乙部町、長野県飯山市、滋賀県西浅井町及び同伊吹町を現地調査し、戦略的手法からみた課題を提示した。

森林・自然環境と関わりの深い日本の百選、森林レクリエーションにおける百選の活用、巨木を活用した取組事例等を調査した。

トレイル設計におけるユニバーサルデザイン、森林空間利用関連施設のユニバーサルデザインについて文献調査し、森林施設におけるユニバーサルデザインの導入と課題を提示した。

山岳遭難における事故発生の状況、森林体験活動中における安全管理の実態を文献調査し、森林での安全対策を提示した。

3. 調査の方法

調査の方法は、文献調査、現地調査及び聞き取り調査によった。

4．ワークショップの開催

調査結果等を踏まえて滋賀県西浅井町でワークショップを開催し、起業手法の検証や地域コミュニティの活用方策について検討した。

5．本報告書の構成

本報告書は、次のような構成となっている。

第1章は、調査の目的、方法等を整理したものである。

第2章は、我が国における山村地域の概念、開拓史と山村問題、山村振興施策の歴史的経緯と現状を検証し、地場産業振興の経緯と現状を明らかにしたものである。本報告書において展開される森林資源活用手法の緒論として整理した。

第3章は、山村地域における森林資源賦存量と利用の多様性、交流・自然体験等のサービス活動の現状を整理し、森林資源を活用した地域振興のあり方について述べたものである。森林資源を活用した手法の考え方に関しては、バブル経済崩壊以後に変化しつつある新しい旅のスタイルに着目した「グランツーリズム」の考え方を参考に、新たな森林資源活用の方向等を検討し、そのための戦略的展開手法の考え方を述べている。

第4章は、森林資源活用としての市町村事例を幾つか取り上げ、その現状を整理したものである。事例調査ではそれぞれの地域で様々な分野の活動が展開されているが、これらについて森林資源活用の戦略展開手法からみた課題についても述べている。

第5章は、森林・自然観光との関わりが深いと思われる「日本の百選」を活用した取組事例について整理したものである。ここでは、巨木を活用した取組事例についても述べている。

第6章は、森林施設におけるユニバーサルデザインについて、文献を参考に整理したものである。ここでは、ユニバーサルデザインの概念、法制度、森林内トレイルとユニバーサルデザインについてその導入と課題を述べている。

第7章は、森林内での安全管理について、山岳遭難での事故の現状、森林体験活動中の事故の現状を明らかにし、森林内での安全対策の考え方を述べている。

最終章の第8章は、戦略的展開手法による森林資源の活用手法について提言をしたものである。ここでは、新しい旅のスタイルに対応したサービス技術、山村・森林トレイル整備の考え方、新たな森林資源活用に関する支援制度などについて述べている。

第2章 山村地域における地域振興の現状

山村を取り巻く緒論^(注1)

本章の始めに緒論として、山村問題に関わる文献から幾つかの論点を整理することとした。山村問題をどのような視点で捉えるかによって、問題点そのものが180度異なるものとなる。都市からみた山村、山村からみた山村、環境・経済・社会的な様々な格差の視点等々様々である。本節では、本調査報告書において展開される森林資源活用手法の緒論として整理しておくこととした。

1. 山村とは何か、山村の価値とは何か

山村とは何かについて、社会的、経済的、環境的にも総合的にかつ端的に説明することは極めて難しい。生活部面一つをとっても、会社勤めでサラリーだけで生活するというのではなく、農業、林業、土木作業等様々な収入源によって支えられている。生活を支えるための多様な活動が、時代とともに複雑に入り組んでいる。

山村をどのような視点で捉えるかについて^(注2)、内山は江戸末期文政年間に書かれた信越国境秋山郷の山村紀行文、「北越雪譜」と「秋山紀行」(鈴木牧之著)を引用して山村の価値の複雑な側面を論じている。鈴木牧之は、「秋山紀行」の中で、初めて訪れた秋山郷の自然と住民の素朴な生活様式に触れて深い感動に包まれ、「知足の賢者の栖」と評した。しかし、その後再度訪れた時に書かれた「北越雪譜」では、貧困の中で生活する住民の現実の姿を捉えて「天然の貧地」と評している。内山はこういった価値認識の差異を、「山村認識は山村の現実をとらえるという仕事と、いかなる価値基準に基づいて山村を見るのかということが、江戸の昔から分離しがたく錯綜している」として、現代でもこういった価値認識に変わりはないと考えた。確かに、山村振興法、過疎法等の山村振興対策の基本方針に見られる文章は、山村の価値を「知足の賢者の栖」と賛美しつつも、現実的には都市との格差を謳い「天然の貧地」に対する事業展開の必要性を説く。内山は続けて「山村をと

(注1) 本章は、「日本農業年報 40 中山間地域対策 消え失せたデカップリング -」(大内力、梶井功編 農林統計協会 1993)に収録されている文献を中心に展開している。デカップリングは、特定農山村法の立案当初には検討されていたが、最終的には法には盛り込まれなかった。しかし、平成12年になって、中山間地域等直接支払制度として施行されることになる。

(注2) 「日本農業年報 40 中山間地域対策 消え失せたデカップリング -」(大内力、梶井功編 農林統計協会 1993) 山村でいま何が起きているか 内山節著 p13-p31

らえる価値基準の定め方によって、山村の暮らしに対する価値評価はいかようにも変わってくる」と述べている。

山村の現実の暮らしに着目すると、前述のように自給自足的にはなっていない。ありとあらゆる経済的機会を求めて、資源、技術、市場に貪欲に目を向け、少しでも機会があれば、持てる技術・知力、人間関係の全てを利用して実行の可能性を探る。それも知的にシミュレートするだけではなく、実行に移して試してみる。内山の言を借りれば、「地域による差異があるとはいうものの、基本的には自給自足的な社会としてはつくられていない。というよりむしろ積極的に半自給自足的・半商品経済的社会であったといってもよい。山間地の、農村としては不十分な農業条件のもとで人々が暮らしていくには、さまざまな換金物質を作り出すことによって、村人は山村の安定した農業地帯になりえない部分を補ってきた」ということになる。山村社会ほどシビアな経済社会はなく、一見、素朴な山村生活に見える側面には厳しい経済システムが縦横に張りめぐらされている。こういった山村社会においても、山村振興施策、過疎対策が進み、「この30年間を超える山村過疎化の進行によって、皮肉なことに、限界的な貧困層の大多数が山村から流出してしまった。(中略) 農地・林地を所有する比較的安定した層によって、今日の山村は営まれて」いる一方、都市住民の山村の自然環境や文化への憧憬は日増しに高まり、比較的安定したライフスタイルに浸っている山村の住民は、「この結果、今日の山村は山村的価値をいかにとらえていったらよいのかという価値基準の面からむしろ動揺している」のではないかと、自らの置かれている環境・文化をどのように評価すべきか、都市との格差是正を叫ぶだけがこれからの山村の価値を高めることになるのかといった疑念にさえ発展する。

内山は、山村に移住する若者達が、豊かな自然環境へのあこがれや、アウトドアの野趣に富んだ遊びにだけ興味を持っているのではなく、「山村に移住してきた青年たちが仕事や暮らしを考えると、その価値基準はほぼ次の4点に集約される。第1に仕事の中に働きがいがあること。第2に自分の自由な時間をもてること、第3に人間の知恵が活かされるような生活と労働ができること。そして、既婚者の場合は家族に満足を与えられること」にあり、特に技術と技能が融合した仕事、肉体と精神が一致した仕事に最も大きな価値を見出すのではないかと言う。山村の仕事は、仕事にしようと思えばいくらでも仕事はある。会社の仕事であってもその仕事だけではなく、事務所の維持管理さえも自ら行わなければならないし、家庭にあっても草取り、水道管の補修、薪ストーブを利用していけば年中行事としての薪割り、自家消費用の菜園管理や所有農地の耕作、集落道路の補修等々、次から次へと仕事をこなさなくてはならない。仕事をこなす手順、道具の管理、作業効率向上のために思案をめぐらす時間等、一日はあっという間に過ぎ去る。都市にはない仕事・労働の一面はあるが、都市とは異なる生活の困難さを持っている。

内山は、「山村的な仕事や暮らしに価値を見出す人々にとっての「山村的困難」は、良好な自然を守り、自然との密接な関係を維持しながら暮らしていこうとするとき、自然を手入れする仕事は無償の仕事にならざるをえず、長期間携わることができないこと、山村

型の農林業の理想を追い求めれば求めるほどに、多くの場合は経済性が悪化してしまうこと、時には山村では都市以上に現金の支出が必要なことがあり、今日では医療と教育に集中していること、老後の問題」を挙げている。この困難さの指摘については、内山だけではない。山村問題の議論では常にこれらの問題が挙げられるが、問題の解決策について具体的な議論がされたものはほとんど見られない。

山村の価値を外部からも内部からも一様にとらえかね、まさに全体が動揺している状況が今後も継続していくとすれば、「都市と山村の格差」是正の意義や意味するところが村民の暮らしと乖離していくことにもなりかねない。恐らく、山村住民個人はその価値を十分に知りながら、住民組織である自治組織がこれまでの地域政策のツケ（財政的逼迫にも関わらずこれまでの財政施策を引き摺らなければならないが故に主張する格差是正論等）を精算できずに旧来の政治的価値観を押し通すという矛盾が噴出してくる可能性は否定できない。

ここら辺のところを内山は、「山村とは何か、これからの山村はいかにあるべきかという視点を欠いたままに、山村の社会基盤の遅れや経済の遅れだけを解消しようとするならば、そのことは応々にして山村の矛盾をむしろ拡大してしまいかねない」と懸念する。また、「山村は遅れたところが故に、仕事の仕方や暮らし方を含めて、できるだけ都市に近づいていかなければならない、という1960年代以降の神話は、山村と都市との現実の動きを前にして再検討を迫られざるをえなくなった」と指摘する。

この都市と山村の動きについて、内山の分析では下記の4点であるとしている。

「第1に山村の自然とは何か、山村的な自然と人間の関係とは何かを探ろうとする動き

第2に山村における個人と共同性の関係をもう一度作り上げようとする動き

第3に山村での働き方を考えながら、地域資源の掘り起こし、あるいは過去には使われていたが、今日では眠っていた地域の資源をみつけ直し、そこから産業と仕事のあり方を模索する動き

第4に都市の市民と山村民との多様な交流を作り出そうとする動き」

立法化は、現実の課題に立脚しなければならないがために、現実の動向を客観的に評価する。今日の都市と山村とが山村問題に対して接近しようとする動きは、活動の主体がどうであれ、こういった諸点にあることは疑いのないところである。しかし、これらの動きも山村の困難さの前にどのような解決手段を提供しうるのであろうか。山村問題を論理的に究明することの困難さは、「知足の賢者の栖」ともなり「天然の貧地」ともなる山村の価値観の錯綜と、様々な解決のための動きが山村の困難さの前で停止し、議論の堂々巡りを来すという点につきる。

内山は著書の最後に下記の点を指摘して、論点を締め括っている。

「山村と都市は同じ文化基準でみてはならず、むしろ積極的に都市とは異なった面をもつ独自の生活文化、仕事文化の展開していく場所として創造しなければ、山村の活性化は不可能だ。

都市の市民が必要としている山村もまた都市化された山村ではなく、次第に都市とは文化位相の異なる山村へと変わってきている

山村とは山村だけで自立しうる地域ではなく、複雑で多様で活発な交通に支えられてはじめて活力ある山村となる。閉じこめられた山村は、決して豊かな山村ではない。」

2. マルチハビテーションに対する見解^(注1)

マルチハビテーションという言葉はあまり聞き慣れない言葉であるが、四全総、五全総に亘って国土利用の観点から特に強調された政策イメージである。別荘という言葉には、ブルジョアとか金持ち趣味といったイメージがついて回り、かつ、家族が山村に定住し夫が単身東京で仕事をするという暮らし方を表現するには適切ではないことから発想されたものと考えられる。本稿では、半定住として週末を田舎で過ごすライフスタイルの総称としておくことにする。

最近の田舎暮らしブームは、バブル経済の崩壊後、地価が下落して購入しやすい価格帯になったこともあって、今もってブームの衰える気配はない。四全総における「定住と交流による地域の活性化」に関して立案に当たった国土庁調整局長の次のような発言があった。「いずれにしても、国土管理と国土利用は両極端な一面を持っている。そこで我々はマルチハビテーション（複数地域居住）ということ考えた。例えば、都会のワン・ルームマンションで4日働いて、地方のリゾートに大きな家を持ち、家族と3日間過ごす、という複数地域居住の可能性が出てくるのではないか。このことがある意味では、山村地域を維持したり、都市の過密化を緩和する効果があるのではないか」^(注2)

この発言に対して、「定住と交流」を謳い文句にしているが、ここでいう「定住」が現に住んでいる人を指しているのではないことは明らかだろう。ここでは、いま住んでいる人の生活をどうやって確かなものとしていくか、山村で仕事をしながら定住していく人を増やすために何をすべきか、という発想はない。「都会のワン・ルームマンションで4日間働いて、地方のリゾートに大きな家を持つ」定住である。山村にこういう形で定住する人が増えても、この人たちは森林の管理者として活動することは絶対ないだろう。「管理」された森林で森林浴を楽しむことは強く要求するであろうが、森林浴を可能にするような管理された自然を作り出すためには人間の労働が必要だということは考えない人たちである」(梶井)という反論である。確かに指摘のとおり、半定住の人たちが住んで直ぐに山村の無償労働とも言うべき森林整備を行うことはないだろう。しかし、この反論には山村住

(注1) 「日本農業年報 40 中山間地域対策-消え失せたデカップリング-」(大内力、梶井功編 農林統計協会 1993) (「新農政」は何を目指す p118~p134 梶井功著)におけるマルチハビテーション(複数居住、半定住)に対する批判部分を引用した。都市市民の山村への定住・半定住に対する根強い反発の一端をかいま見ることができよう。

(注2) 星野進歩「四全総と地方の問題」(農政ジャーナリストの会編、「日本農業の動き」No82、1987年、P29)

民側にしても反論が起こる可能性がある。ほとんどの山村住民は農地・山林を小なりともいいえども所有しているが、所有する自らの農地・森林が手入れされずに放置されている状況も事実であり、山村住民であるからといって自ら作業者になりうるかと言えばそれはないと言える。リゾートに家を持ち、田舎暮らしを体感することに何の不都合があるのであろうか。定住することから真の交流が始まり、山村に価値を見出したからこそ定住したのである。

森林の管理者に「絶対」なりえないことはないのであって、むしろ可能性を如何に高めるかといった議論とすべきである。リゾートの山村に定住すれば、豊かで美しい山村や森林環境を強く要求するだろうし、農業についても農薬の使用の管理も強く要求するであろう。農業者として山村に定住することを批判者はもめているのであろうか、あるいは、単なる農林業労働者の農村への定住を求めているのであろうか。半定住が都市との農村との交流事業とは言い難いという側面だけをとらえた批判なのであろうか。山村の狭小な農地をさらに細かく分割して、半定住者に譲渡しても、それが山村農業の活性化になるとは到底思えないし、現在の所有状況をみれば分割譲渡等が安直に実施しうる状況にはない。森林にしても同様である。

半定住・別荘等の建設には、様々な問題点が指摘される。森林破壊、管理主体の破産、水道管理・道路管理の不備、ゴミ処理の責任問題、犯罪の可能性等々、有名別荘地の状況からも容易に把握しうる。しかし、これまでの山村の集落が、川沿いの主要道路沿いに張り付くように点在し、土地境界ぎりぎりに家屋が建てられ、山村というのに庭さえない山村住宅であるのに対して、別荘地や半定住地は、丘陵地帯や山腹地に建設され、ほどほどに森林を残し、庭もあり、道路からは少し奥まったところに家屋が建てられ、色・形式等が比較的統一されているなど、計画的な町づくりがなされている。山村の若者が、結婚して新居を持つときにはこういった別荘地の中の売り家を求めるケースが増えている。別荘地の定住者と隣近所のつきあいをし、新しい集落形態が生まれているところもある。一方では、これまでの山村住宅地域では、建坪率や容積率は村の開発条例等で決められてはいるが、慣習的にほとんどが無視されて建設されており、道路端開発は後を絶たない。

都市市民の半定住や定住がもたらす問題は、都市市民的感覚での村に対する道德感の発揚と山村住民の持つ慣習的・心情的・山村道德感との間の乖離である。都市と山村との交流における半定住・定住（別荘でも良い）住宅地の提供は、豊かな山村が果たすべき大きな機能の1つであり、如何に都市と山村が融合しうるかは、山村側の高い知性に掛かっていると考えられる。

3．山村振興と森林・林業政策の関わりに対する見解^(注1)

林業白書は、森林・林業政策を年度毎に政策テーマ別に解説しているが、昭和40年以来、林業白書の内容は、育成林業に終始していた。しかし、1980年代後半から徐々に変化し、まず原木輸入に伴う発展途上国問題が取り上げられ、国際協力が登場し、次いで、1992年のアジェンダ21からは地球環境問題が大きく取り上げられる。

岡は、1991年度の林業白書の年度特集テーマ「森林の管理と山村の活性化」を取り上げて、山村振興との関わりについて言及している。この1991年は、様々な意味で森林・林業政策の狭間に当たっている。来るべき国産材時代は、バブル経済の終焉とともにグローバル経済へと展開しその実現可能性の限界が見えてくる。さらに、地球環境問題、生物多様性国家戦略等の地球規模での環境政策が浮上し、それまでの国産材主義、保続林業環境主義とも言える政策に翳りが見えてきた時期にあたる。来るべき国産材時代が標榜された背景には、人工林資源成熟時期を目前にひかえて産業としての林業の再生の可能性が見えてきたことであり、極めて単純に予測可能な範囲での発想である。この辺の時代認識について岡は、「成熟段階に達した人工林の本格的利用を中心に据えた地域林政が試行されることになる。そのような地域林政とは、木材流通・加工体制の整備も取り入れた林業政策のことであるが、1980年代後半に入ってからにわかにその動きが強まり、国産材時代の実現を標榜する林政が形成されて」と分析している。

この地域林政が目指す方向を実現するための具体的な施策として取り上げられたのが、川上・川下一体論である。木材資源管理と木材流通の融合・連携により、木材流通を主とした産業政策を重視すべきであるとする見解である。こういった考え方が流域管理システムの確立へと進む。この流域管理システムの志向する方向は、流域を単位とする国産材産地形成、民有林・国有林の連携強化、川上・川下の連携強化、機械化・担い手確保等であるが、森林法、あるいは森林計画制度との関係がどのように整序されているかは、このシステムだけでは把握は難しい。

産業政策としての流域管理システムの形骸化は、比較的早期に現れることになる。バブル経済時期には、地域林産業も極めて好調に推移した。木材価格は鰻登りに高騰し、特に高級材の需要は高く、ヒノキ、スギ等は高値で取引された。バブル経済崩壊後の林産業の衰退は他産業に比べてやや遅く発生する。バブル期に抱えた住宅需要の積み残し分があったこと、急激な経済不況を回避するためのデフレ政策により金融緩和措置がとられ、また住宅建設は国内経済成長の重要な要素であることから住宅需要対策が継続されていたことなどから、平成9年の消費税率引上げ直前まで持ちこたえるが、平成9年以後、他の産業では大方が整理されつつある時期になって初めて倒産・廃業が続出し始めた。本来、産業

(注1) 「日本農業年報40 中山間地域対策-消え失せたデカップリング-」(大内力、梶井功編 農林統計協会1993)(林業政策の現段階 p101～p117 岡和夫著)において林業経営とその基盤となる山村振興のあり方について、当時の森林・林業政策の視点から論じている。

政策である流域管理システムはこういった危機的状況で本来の機能を発揮するはずであるが対応は困難であった。その後、森林・林業基本法の見直し、基本計画の策定とすすみ、森林の3機能区分が展開されることになる。この間、国有林経営は悪化の一途をたどり、特別会計から一般会計への繰り入れ措置へと転換していくと同時に伐採量は激減し、環境重視施策がにわかに注目されることになる。山村と国有林との関係について、「振興山村に限ってみると、1市町村当たり森林面積12,890haのうち国有林は4,800ha(38%)を占めている。非振興山村の1市町村当たり国有林面積1,010haと見比べて山村における国有林の比重の大きさがわかるのである。しかもこれが1つの経営主体に属し、したがって統一的意志のもとでの経営が可能である。かくして国有林の経営動向は、山村の社会経済に多大の影響をもたらすのであり、現在ほど国有林の役割が山村で求められている時期はない」(岡)という見解も生まれる。我が国の奥地山村地域の土地面積に占める国有林面積は極めて大きく、山村経営に対する影響度合いは大きい。しかし、国有林資源と山村経済との関わりをみると、必ずしも市場経済化で有利に働くシステムを構築してきたとは言い難い。

山村振興に対する林業政策について、「森林地域社会の構築を林業政策が志向すべき目標としている。ここで森林地域社会とは、森林を地域の振興のために多面的に活用しながら森林を適正に管理しうる機能をもった地域社会のことであり、山村をこのような地域社会と位置づけてその安定的発展が確保される条件整備を行うことが重要であるとしている。

(中略)森林地域社会の構築は、林業政策の目標であると同時に林業政策を支える基盤的条件でもある。このため山村振興は林業政策が主体的に取り組むべき優先課題である。その場合重要なのは、それが振興に結びつく道筋を具体的に示すことである」と述べ、林業政策が形骸化し、抽象的で具体性を欠いていることを指摘している。

林業政策の根幹は、この時代もほとんど変わっていない。造林・林道・治山の3事業^(注1)であり、森林整備保全事業として統合的な推進施策が行われている。また、林業地域総合整備事業として林業集落の生活基盤整備事業も展開されている。山村振興が林業政策の主要課題であるにもかかわらず、展開する事業は、林道をつくり、造林・育林施策を行うことであるとすると、これらの対策事業がどのように山村振興と結びつくかを明確にする必要がある。林道事業が集落間道路や緊急非難道路として認知されるのは、バブル経済崩壊後の緊縮財政に入ってから事業評価に関わる見直し時期に至る生活重視時期になってからである。さらに、林道周辺の土地利用に関しては現在でも公式には土地利用に関する具体的施策の方針はおろか片鱗さえも見せない^(注2)。さらには、森林の3機能区分といった環境重視施策に至ると、資源政策と産業政策が片側に追いやられる。環境政策が山村の社会経済の主要な要素となりうるかと言えば、例えば、檜枝岐村は尾瀬の自然環境によ

(注1) 現在は森林整備事業として1本化されているが、実態は当時と同じように3事業となっている。

(注2) 山村の生活重視、環境重視政策は環境への負荷を伴う土地利用政策にはなかなか進まない。

て支えられているのであるから、自然環境の保護・維持は極めて大きな意味を持つが、豊かな自然環境を維持するために現在よりも多くの投資を行う必要性は少なく、社会経済との直接的関わりは極めて乏しい。多くの場合は、自然地域に対する保護規制・保護監視機能の強化、生態系のチェックシステムの構築であり、地域で体制を確保するとすれば、地域住民による無償の労働によりささえられなければならない。

林業関連事業の中でも造林補助事業は、かつては林業山村における大きな現金収入の方途であった。造林・育林施業を公益的機能維持のための担保として苗木代、賃金について最大 68% を補助するのであるから、都市との所得格差を考慮すればほぼ全額に近い補助がなされ、いわば直接支払制度の変形版として機能していたと考えられる。山村における収入源が、道路建設等の公共事業の労働に転換すると、村民は収入の良い公共事業へと向かい、造林補助事業のうまみがなくなってしまった。また、現金収入の方途が開けると同時に、山村内の無産労働者階層が離村するとともに、森林所有者の自家労働が事実上困難となった。補助率を上げろという山村の訴えの大方の根拠はここにある。従来の資源保続培養思想に国際的に認知されている持続可能な資源管理思想を付加し、さらに環境重視思想に支えられて、森林整備の公的依存度を更に高める方向へと進みつつある。しかし、依然として森林・林業政策の内容は混沌として解りづらいものである。「地域林業形成対策にしても流域管理システムにしても流域林業や流域森林の構成要素である林業経営がどのようにつながっているのかいま一つ鮮明ではない。もし林業経営が注視されているのであれば、零細保有のうえに展開されている林業生産や森林経営がいかにあるべきかがもっと本格的に論じられ、政策上の位置づけが明確にされなければならない。共同経営あるいは施業の共同化、団地化等の言葉、概念だけで処理しうる性格のものではない。(中略) 林業経営の実態に立脚した具体論としての林業政策の欠如が、山村振興の視座からみた場合に林業政策にいまひとつ迫力が感じられない原因ではなからうか」と指摘して岡は著書を締め括っている。

4 . 中山間地域政策をどう構想すべきか^(注1)

バブル経済の崩壊後、EU 農業政策に端を発したデカップリングが山村の農業問題として浮上した。デカップリング論が盛んに行われた背景には、昭和 40 年以来の山村振興対策、45 年以降の過疎対策とその政策のバックボーンとなってきた全総に目玉商品がなくなり始めたこと、山村の貧困層の大部分が離村し意外と豊かな山村になりつつあったこと、都市との格差是正だけが山村振興ではないという山村の選択肢が増えたこと等々があって、山村政策の切り札として登場してきた感がある。確かに、山村の傾斜農地は、平場の農地

(注1) 「日本農業年報 40 中山間地域対策-消え失せたデカップリング-(大内力、梶井功編 農林統計協会 1993)(座談会：中山間地域政策をどう構想すべきか p183 ~ p212)

に比べて生産効率が低く、大規模経営に不向きな地域であり、その意味では条件不利地域である。こういった条件不利地域に対してハンディキャップを与えて公平な競争を促すことには意味がある。しかし、条件不利地域にハンディキャップを与えても、条件不利地域が自らの競争能力を高め、将来競争能力を獲得する可能性はなく、永遠に条件不利地域であり続ける。中山間地域という言葉は、1990年度の農林業センサスで区分された農業地域類型区分である都市的農業地域、平地的農業地域、中間的農業地域、山間的農業地域という4区分のうち、中間と山間を併せて中山間地域と称したものであり、1990年以降ににわかに浮上した。中山間地域問題は、以上のようにデカップリング政策をめぐる議論であるが、同時に山村振興、過疎問題としてこれまでの山村政策全般の議論にまで発展した。

山村振興のはしりの段階から現代まで、地域政策に深い関わりをもってきた下河辺淳は次のように述べている。

「やがて高度成長に翳りがみえだした頃、「霞ヶ関」が過疎という言葉をつくりだしました。新全総の時代には過疎という言葉はなかったのです。こういう言葉がつけられた背景は何かというと、高度成長の後遺症というか、副作用に対して何か薬が必要だというのが「霞ヶ関」の考え方であったと思います。それから後はものすごい勢いで、過疎山村をどうする、離島をどうする、里山地帯をどうする、という保護政策へ傾斜していき、やがてそれがレジャーも背景にあって、われ先にその流れに乗ってしまった。そのうちレジャー型地域論が現実にはうまくいかないことがあちこちに出てきたら、今度は環境論 農業・林業は良好な環境的役割を果たしているのだ、という議論になってきた。これに対する我々の意見は、確かに農業・林業と環境は関係あるが、本体が潰れてしまっているのに環境のことだけ議論したってしょうがないじゃないか、ということです。環境問題に関係なく、21世紀に生き残れる農業・林業とは一体どういうものなのかということテーマとして勝負したいといっているのですが、今は、こういう作業の予算はなかなかとりづらい」

さらに、山村の高齢化問題と農業について、「高齢者のみの地域を農業的になんとかするという提案が可能かといえば、私は駄目だと思う」、「行政から見ると、一人残された山村のおばあちゃんに人間的なサービスをする業務が行政側に断然増えるわけですが無理な話です。だから、そういう議論と、我が国の農業をどうしようという議論とを一緒にするとところにまずさがある」としている。

前述の林業政策と地域振興においても、また、山村価値論においても同様に指摘される問題点は、山村の農業・林業とはどういうものかについてもっと本格的な議論をすべきであり、環境問題は少し横においても本体の議論をすべきではないかという点である。現実そこに起こっている問題を分析して解決策を議論するだけでは、将来方向を発見することは困難である。下河辺は、過去から現在に至る連続性としての政策論でなくて、不連続ではあっても「物事は空想的なビジョンから現実を求めることが必要じゃないか」と言う。政策論は、価値論であり、それぞれの価値のバランスについての議論である。しかし、こういった価値論だけでは抽象的で論理的思考世界のゲームに終わってしまう。具体的で実

効性が評価できる議論とは、必ずしも現状の延長線上の課題解決にあるのではない。

都市と農村との関係について、「巨大都市の否定です。小都市の魅力をどう位置づけるか、そして、そこでいう小都市と中山間地域をどうつなぐか、これが五全総の最大のテーマです。小都市が小都市として独立した地域はもう成立しない」(下河辺)として、新しい地域概念を提起している。

「21世紀の国土のグランドデザイン」では、多自然型居住地域^(注1)という地域概念が登場した。これまでの都市に対する農村という点の概念ではなく、小都市の広がり・空間の延長空間に存在する農業・林業地域という概念であり、小都市地域と小都市地域を結びつける結合地域空間とも言える概念である。都市は都市としての社会的・経済的機能を発揮し、山村は山村としての機能を果たし相互に役割分担することによってバランスのとれた生活空間が生み出されるという発想ではない。農林業と小都市との融合^(注2)であり、衰退した農林業の再生構想が盛り込まれ、地域間ネットワーク構想も入ってくる。未だ、具体的なイメージ、すなわち社会構造、経済システムがどのようなものになるかについては不明な部分も多く、概念的イメージだけである。

こういった新しい概念を説明し、その実現のための道筋を明らかにする手法を一般にシナリオプランニングと呼ぶ。未だ確立された学問分野ではなく、経営学における戦略計画の立案手法として注目されている手法の1つである。かつて、1970年代の経営管理論では、シナリオライティングとして登場したが、どちらかと言えば、目標実現のためのステップアプローチであり、ステップを図化したり、箇条書きにして整理し記述する方法であった。どちらも、定性的手法が主であるが1970年代の手法は、こうしたいという目標についてのブレークダウン、つまり目標水準をどこまで落として段階的に目標水準を上げるかといったものであった。現在のシナリオプランニングという手法は、シナリオつまりこうしたいということについてそれほど追求せず、むしろシナリオを取り巻く環境条件を定性的に整理し、シナリオに影響を与える因子(ドライビングフォース)についての分析が主となる。さらに、こういったシナリオを組織内に定着・浸透させる手法までも含めている。いわば、戦略計画管理手法ともいうべきものである。中山間地域政策をどう構想するかということは、構想の内容よりは構想の仕方をどうするかということによって構想の内容も異なるものとなるということにつける。

(注1) 第 章を参照。

(注2) 後述するエベネザー・ハーワードの田園都市論が参考になろう。

5. 田園都市論における都市農村融合論^(注1)

田園都市論は近代国家の都市計画に多大な影響を与えた。田園都市論は、イギリス人エベネザー・ハワードが1889年の著書、「Tomorrow: A peaceful path to real reform」において、「都市農村問題を解決するためには双方が互いに欠点を補い合わなくてはならないとし、都市と農村を融合させた新たな形態である田園都市の建設を提案した」(武内)。武内は、田園都市論を都市農村融合論として見た場合に疑義があるとして、田園都市論に関する研究を行った。それは、田園都市論が提起された以後の都市計画史研究の中では田園都市論は農村の衰退問題に取り組んだものとしては位置づけられてこなかったからである。また、田園都市論の都市農村融合という提案に注目して研究したものもないことを挙げている。

ハワードの田園都市論は、彼個人の独創的なアイデアから生まれたものではなく、当時の類似の提案を統合したものであり、例えば、「ロバート・パンパートンの The happy colony では、農地によって周囲を囲まれたコロニーの建設が提案」(武内)されたり、「ベンジャミン・リチャードソンの Hygeia: A city of health」においても、美しく衛生的な環境をつくるために都市生活の身近なところに農地を位置づける」(武内)などの例がある。

また、当時のイギリスの農村の衰退状況は、武内の研究論文ではさわり程度でしか読み取れず、この分野においては情報不足もあり推測でしかないが、およそ次のようなものではなかったと思われる。18世紀の産業革命以後50年から70年後の19世紀半ば以後になって蒸気機関の革命的応用が始まり、それによって急速に交通網が拡大し、また、都市の工業化も進展し、都市の労働力不足が農村から人口を都市に集積し始める。ハワードの提案は19世紀末であり、最初の田園都市レッチワースが田園都市協会によってロンドンの近郊50kmに建設されたのが1903年であるから、鉄道網は既に整備されている。都市の過密化・膨張が深刻になると同時に、農村の人口が減少し、農産物も海外植民地や発展途上国からの輸入が増加するなどによって、イギリスの農業は急速に衰退していったものと思われる。こういった、農村の衰退に歯止めをかけ、再生のための切り札的存在として田園都市論があり、また、総じて当時の時代背景から農村賛美の思想がイギリス全土を覆っていたものと思われる。ハワードも多分にこういった精神論的農村論、都市側からみた農村論を無条件に信奉していたふしがある。

田園都市論から都市農村融合論が消えて都市計画論だけが取り上げられていく経緯は、田園都市論の普及の目的のもとに田園都市協会が設立されて、最初の田園都市が建設されるに及んで明白となる。田園都市協会は設立当初、「農村衰退問題をいかに解決するかという全国規模の会議を主催」したりして、農業問題に深い関心を示すが、実際の建設が開始

(注1) 本節は、「田園都市論構想の今日的意義に関する研究」(地球環境研究 No.43 第6回「地球環境財団研究奨励金」研究成果報告書(3) 1998年10月 武内和彦(財)地球環境財団)を参考にエベネザー・ハワードが提唱した田園都市論における都市農村融合構想について紹介検討するものである。

されると経済的にいかにして成功させるかが重要課題となり、ハワードが提唱した様々な都市農村融合構想は消えていった。ハワードの都市農村融合構想では、例えば循環型地域社会の構築としての自然エネルギー利用、廃棄物の堆肥化、水道問題等が農業問題以上に大きく取り上げられているがこれも現実には消え去っている。また、ハワードが最も主張していた協同的社会（協同住宅（Co-operative house）協同の原則による巨大ストア（今で言う生協）、弱者に配慮した社会）の実現もなかった。武内は、「田園都市論における循環系を内包した都市と農村の一体的整備という考え方は、（中略）その先駆性を持つものとして高く評価することができる」として、研究論文を締め括っている。

我が国の別荘開発の歴史等^(注1)を考察すると、別荘地だけが突然山間地域に出現し、農地との関わり等で計画的に配置された例をみることがない。また、高度経済成長期の我が国の郊外型大規模住宅開発においても都市農業との融合といった考え方は全くといっていいほど見られない。「農村の再生、地域自然との共存ということを満たしつつ、小都市の整備を計画」（武内）するという考え方の原点は、この田園都市論にあるとも言えよう。

前述のマルチハビテーションの議論においても、様々な批判は農村の再生に都市計画はどのように寄与するかという疑問にある。この疑問に対する解答は、田園都市論の循環系を内包した都市作りにあることは明らかである。しかし、循環型の小都市地域を再構築することは容易なことではない。経済的・技術的な実現可能性が常に問われ、日々の改善の努力が積み上がって構築可能な部分と、科学技術の進歩と経済的発展の可能性がなければ実現出来ない部分とが徐々に明確に区分され、実現の歩みを停止せざるを得ない状態が強く想定されるからである。技術的、社会的、経済的、環境的な社会のあらゆる部面における詳細で精度の高い検討が必要となるのである。

(注1) 国土緑化推進機構平成11年度公募事業「高齢化・成熟社会における森林・山村地域の役割と利用のあり方に関する研究」(平成12年8月 (財)林政総合調査研究所 水村 隆 著)では、我が国の田舎住まいの事例調査をおこなっており、その中で軽井沢の別荘開発の歴史を考察している。

開拓史と山村問題

昭和40年に始まる山村振興政策についてさらに認識を深めるために、明治以来、我が国が国策として展開した開拓の歴史を振り返っておく必要がある。明治・大正期における初期の開拓、昭和初期の満蒙開拓、戦後引き揚げ者開拓等々、時代の転換点では開拓問題が浮上した。昭和49年の「開拓地総点検実施要領」によって100有余年に亘る我が国の開拓政策に終焉を迎えるが、山村振興政策、過疎対策等における我が国の山村政策の背景に開拓問題が挙げられる。

今では、「開拓」という言葉すら死語となりつつある感があるが、山村問題を論じる場合に我が国の開拓の歴史に触れないわけにはいかない。現在においても、離散集落の多くが開拓集落であったり、或いは、森林再生の対象となる集落跡地がかつての開拓集落であった等は決して珍しいことではないからである。一方、「開拓と山村問題」を取り上げるのも、人間の「開拓行為」、或いは社会的要請に基づく「開拓」が、我が国において未来永劫起こりえないということなく、人間社会が存続する限りにおいて、「開拓」は様々に形を変えて出現すると考えられる。

「開拓」の意味は、広辞苑によれば、「山野・荒地を開いて、田畑にすること」としている。この意味では、有史以来の人類の歴史は「開拓」の歴史であった。我が国の「開拓」の歴史をみると、近代化以前の江戸期以前と近代化後の明治期以後に分類できる。明治期以後も、明治新政府発足当時、大正期から昭和初期のブーム、戦前の満蒙開拓期、戦後開拓期とおよそ4期に分けることが可能である。

明治期初期の廃藩置県直後の士族人口はおよそ194万人余とも言われ、こういった士族の授産事業の一つとして開拓政策がとられていた。しかし、これらの帰農士族のほとんどが失敗している。こういった帰農士族以外にも、戊辰戦争の処分による集団移住という形での開拓も行われていた。会津藩士が下北半島のむつ市斗南ヶ丘に移住した悲惨な開拓事情等がある。しかし、こういった帰農士族による開拓の中でも、山形県羽黒町の松が丘開拓地、福島県安積開拓地等は数少ない成功の事例である。

北海道開拓の帰農士族による成功事例では、仙台伊達藩内にあった小藩亘理藩が北海道伊達紋別に3,000人が集団移住して開拓を行った伊達農場である。この時期の開拓では、政府の補助がほとんど受けられず、大方は自力で行っていることをみると驚異的である。亘理藩の移住の成功の理由として、単身移住を認めず家族と一緒に移住であること、大工・鍛冶屋等の職人も一緒に移住すること、先住民のアイヌと積極的な友好関係を結び先人の知恵を借りていること、等々が挙げられる。しかし、開拓が始まって伊達農場が軌道に乗り始めたのは、交通の利便性の確保、農産物加工工場（藍、製麻、甜菜等）の経営、販売組織の創設（産業組合）といった単に農産物の生産・販売という従来の農業経営から製造・販売までも手がける産業組織化への転換に成功したことであろう。明治期の開

拓は、北海道開拓を抜きには語れないが、帰農士族の受け入れとしての開拓地は、千葉県船橋市周辺に始まり、全国至る所に存在した。

大正期に入ると、1910年から17年間に亘って第1期拓殖計画が実施される。北海道開拓ブームに火を付けたのが1914年に勃発した第1次世界大戦であった。この大戦を景気に農産物輸出が活況を呈し、特に豆類は戦争前の8倍程度にまで高騰した。北海道で豆を作れば莫大な利益を得られるという話題が大移住ブームとなり、年間2万戸を超える北海道移住が起こった。1910年には北海道の総農家戸数は約10万戸であったが、1920年には19万戸、耕地面積は1910年の53万haから1920年には84万haにまで増加する。また、関東大震災の難民の救済事業としても開拓政策が実施されている。

昭和期初期には、大恐慌の影響を受けてこの時期には、大規模開墾計画が実施されており、京都府巨椋池開墾、青森県三本木原、秋田県田沢疎水、福島県矢吹原、宮崎県川南原等がある。また、本格的な満蒙開拓の先駆けとして第一次弥栄開拓団が送りだされている。戦前の悲惨な開拓史では、満蒙開拓団があまりにも有名である。

戦後の開拓は、食料増産、戦後引揚者の受け入れ場所の確保等から昭和20年11月という戦後直後に「緊急開拓事業実施要領」が閣議決定されている。しかし、戦後の農地改革の影響を受けて、開拓のための大規模な未開墾地の取得は難しく、入会地・個人所有地等は到底不可能で軍用地や国有林が開放された程度であった。昭和23年までに、約4万戸が離農している。

鈴木牧之^(注1)の「北越雪譜」、「秋山紀行」で有名な秋山郷でも戦後開拓が実施されている。秋山郷は新潟県と長野県の県境の長野県栄村である。秋山郷は、凶作、冷害、風雪、雪害の代名詞として当時から有名であった。文政・天保年間には、凶作から数集落が全滅しているという記録もある。この秋山郷でも1946年には五宝木地区の開拓が行われている。地元の次男、三男が開拓に入った。全くの、原生林地帯で、国有林から開拓地として1人1.5haを払い下げてもらって開拓している。しかし、土地は払い下げでよかったが、立木(ブナなど)は買い取らなければ利用できず、また、道路がないために立木を売ることが出来ないため、開拓補助金を立木代として国有林に支払う結果になっている。国から補助金が支給され、立木代の支払いのために補助金を国に戻すという何とも言いようのないシステムである。1950年頃には総戸数14戸という秋山郷としては大集落が形成された。しかし、農業生産はうまくいかずその後の開拓地は荒れていった。

こういった戦後開拓地は、全国の山間地域の至るところでみることが出来る。秋田、群馬、兵庫、長崎、宮崎等、恐らく、全ての都道府県で規模の大小はあるものの存在すると考えられる。大多数の開拓は失敗しているが、中には成功事例も見られる。例えば、群馬

(注1) 「北越雪譜」(岩波文庫1978 鈴木牧之)を参照。本書は、天保3年に発刊されており、当時の奥地山間秘境の珍しい生活について挿絵入りで解説したものである。江戸後期は、旅行記が大ブームであり、各地の旅行案内が様々に出版されているが、山間秘境の地について書かれた書物は珍しい。

県孺恋村のキャベツ生産農家の事例、宮崎県川南町赤石開拓地^(注1)のミカン栽培の事例、宮崎県須木村のクリ栽培の成功事例、淡路島洲本市立川水仙郷による観光事業の成功事例等々である。寒冷地に適応した大規模農業経営、時代の作付け指導とは異なる独自の研究開発により農産物生産を行った事例等、成功事例は僅かではあるが、独自の工夫により生きる道を自ら選択した僅かな地域だけが現在にその足跡を残している。

こういった開拓農政は、1974年(昭和49年)「開拓地総点検事業実施要領」の制定(一般農政移行措置の最終通達)をもって終焉する。

本節は、「開拓農民の記録」(野添憲治 現代教養文庫)を参考にまとめたものであるが、野添は、「開拓行政は終わったが、開拓はいつの時代にあっても必要であり、大切なことであることに変わりはない」として著書の最後を締め括っている。

山間地域に居住したいと考え実行する人々は、いつの時代にも存在する。現に、新規就農希望者は増加しており、一部の農業地域ではフリーターや学生が、ボラバイト^(注2)として農業生産から農産物の加工にまで参加している。山村地域は、長期的な大きなうねりとしてその主役を交代せざるを得ない状況を抱えているとも言えるのではないだろうか。

(注1) 長野県飯山市から入植し、ミカン栽培で成功する。

(注2) ボランティアとアルバイトから生まれた造語。

山村振興政策の歴史的経緯と現状

1. 山村振興法成立の経緯

山村振興法は、高度経済成長時代から現在にいたるまで、都市と山村の格差是正を目標に総合的な地域施策の中核的役割を果たしているが、山村振興法の成立期の時代的背景とその成立の経緯^(注1)に振り返って山村振興の意義をみることにする。

山村振興法は、昭和40年5月に議員提案により10年間の時限立法として制定されたものである。山村振興法の成立は、「この運動を推進してきた市町村長からみればまさに苦節十余年の歴史であった」ように、戦後の復興期に始まる山村振興運動の結実とも言えるものであった。昭和25年頃から本格的に始まる戦後の経済成長は、電源開発、治水、食糧増産等を目的とするダム建設の推進とつながり、奥地山村では水没に対する損失補償、水没町村の維持・再建が大きな問題となった。そのため、昭和29年1月には「全国ダム対策町村連盟」が結成された。しかし、昭和31年6月には、ダム水没対策と山村振興対策とを区別して運動を展開すべしとして、「全国重要水資源地域保全開発協会」が組織された。翌年には、山村振興に関する2つの団体では不便であるとして、再度統合して「全国ダム水源地域対策協議会」が発足し、さらに昭和33年には対象をダム水源地以外の奥地山村に拡大し、153名の関係町村長が参集して「全国奥地山村振興協会」に改組拡大することになる。この後、山村振興のための特別法の制定を目指した積極的な運動が展開されることになる。昭和36年3月、「奥地山村等振興開発促進法案要綱(試案)」の立法化の依頼が衆議院法制局に出されるが、これに対して、「対象が広範であり関係各省に広くまたがるため、まず対象をしばり農林業振興を基本とする法律を制定し、将来これを総合的振興法に改正していくことが現実的」であるとして、同年7月には「山村農林業振興法案」が作成された。

こういった山村振興に関わる活発な活動が展開される時期は、我が国が高度経済成長時代にまっしぐらに突入していく時期にあたり、昭和35年には池田内閣の所得倍増計画、昭和37年には全国総合開発計画が閣議決定されている。また、昭和39年には、新幹線が開通し、東京オリンピックが開催されるなど、昭和37年前後はまさに高度経済成長時代の前夜でもあった。

一方、同時期の森林・林業関連施策をみると、昭和30年代初頭は都市への人口集中から住宅需要が旺盛となり、さらに経済成長が著しく紙需要も急激に拡大し、深刻な木材資源枯渇状況となっていたため、昭和35年には緊急木材輸入が実施されている。こうした木材資源不足に対して、拡大造林施策が本格的に開始され、昭和40年代初頭には年間40万haを超える拡大造林が実施され、特に奥地山間地域での森林開発が盛んに行われるようにな

(注1) 「新山村振興対策の実務」(平成4年 地球社) p1~p3

り、戦後の有名林業地域はほぼこの時代の森林造成地域である。

こういった時代背景は、山村振興に対する考え方にも大きく影響を与えることになる。社会資本、産業基盤の都市集中と農林業振興にのみ依存する山村地域、戦後ベビーブーマーの高進学率と山村離れ、社会資本整備に対する投資・経済効率重視の評価方式等が、山村町村長の将来危機感をつのらせていった。高度経済成長と社会資本整備という経済政策とその対局に位置する山村振興政策がこの時点で明確となり、これまでの山村振興運動には政治的配慮が欠けていたのではないかという反省の機運が高まった。昭和38年には「全国奥地山村振興協会」は会員に自民党議員200名、町村長800名が参集する「全国山村振興連盟」へと大改組し、活動の目標を「山村地域の開発向上と地域住民の福祉の向上」として広範囲なものとなる。昭和39年には「山村振興法案」が自民党単独提案となったが、交付・施行となったのは翌昭和40年4月になってからであった。

2. 山村振興法の仕組み

(1) 山村振興の目標

法第3条の「山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図る」とともに「山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨として振興の目標を明らかにし、その達成のための所要の措置を定め、山村の経済力の培養と住民福祉の向上を図る」ことを目的として、具体的には下記の目標を挙げている。

道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通、通信連絡網を発達させること。

農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を行うことにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産業の加工業等の導入、林産物の生産の育成等を行うことにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。

砂防施設、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を行うことにより、水害、風害、林野火災等の災害を防除すること。

学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を行うことにより、住民の福祉を向上させること。

上記の目標を要約すれば、「交通、通信網の整備」、「未利用資源の開発」、「産業振興と雇用の増大」、「国土保全施設整備」、「住民福祉の向上」となる。

(2) 山村の定義

山村をどのように定義するかは極めて難しいが、法第2条では「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するもの

をいう」としている。抽象的な表現にとどめて具体的な要件は政令に委託するものとされた。

山村振興法では、山村の区域を昭和 25 年 2 月 1 日における旧市町村の単位としており、山村振興法だけがなぜ旧市町村という細かな区域としているかを参考文献^(注1)から引用する。「新市町村の区域を単位とすべしとの考え方がある。これは、近年の行政需要においては、旧市町村の区域という明治以来の狭い地域限りで問題を処理解決できるような事柄は少なく、ある程度広い地域を一体として総合的有機的な開発を図るのが地域開発の趨勢になっていると考えられること、また、諸施策の多くが市町村を中心として実施され、市町村行政の円滑な推進という観点からも新市町村単位とすべき」とする意見と、「山村の振興は集落とか旧町村というごく限られた地域に着目して、細かく振興開発を考えていくのでなければならないという考え方がある。戦後、1 万余の旧市町村が約 3 分の 1 の数に合併統合され、市町村ごとの管轄区域が拡大化した結果、単純に山村と非山村の市町村を区分けして施策を講じようとするれば、小さな貧しい集落は忘れ去られてしまうことにもなりかねない」という意見に二分された。結局、「山村は、従来 of 国の施策が手薄であったためにみじめな状態に置かれており、そのためその対象区域を小さくしておく方がより濃密な政策の投入を図ることができる」との考え方をとる」とこととされた。

また、山村の要件については、山村振興法施行令で下記の 2 つの要件を備えていることとされている。

旧農林業センサスに基づく林業調査(昭和 35 年)の結果による当該市町村の区域に係る林野率が 0.75 以上で、かつ、1 町歩当たりの人口が 1.16 人未満であること(1号要件)

法第 3 条各号に規定する施設、つまり、交通、通信、生産、国土保全、教育文化、厚生などに係る施設の整備が十分でないこと(2号要件)

1号要件の林野率をどの程度とするかについては、非常に難しい問題であり、これを 75%とするか 80%とするかで議論がかわされている。「この法律の適用をうける地域を広く拾い上げるべきだとする考え方と、できるだけ対象地域をしぼって重点的かつ強力な振興策を講ずべきだとする意見との兼ね合い」であるとして、条文上は抽象的表現にとどめ、施行令における 75%以上は国会説明における発言内容を尊重したものとなっている。また、人口密度については、昭和 35 年度国勢調査における郡部の平均人口密度が 116 人/km²であることから郡部の人口密度以下を要件としたものである。

(3) 振興山村の指定と振興計画

振興山村の指定は、都道府県知事の申請に基づき、内閣総理大臣が関係機関の長と協議し、かつ、国土審議会の意見を聞いて指定することができるとしている。平成 4 年 4 月 1 日現在の指定状況は、大阪府、長崎県、沖縄県を除く 44 都道府県、旧市町村単位では 2,104、

(注1) 「新山村振興対策の実務」(平成 4 年 地球社) p8 ~ p9

新市町村単位では1,195となっている。

山村振興計画は総合的、基本的な計画であり、いわゆるマスタープランに相当し、具体的な事業計画は別途事業の展開に併せて策定することとなっており、振興計画は市町村長ではなく都道府県知事が作成するものとされている。山村振興計画は、単に1市町村で完結するものではなく、国土・水資源の保全のように流域の市町村、自然環境の保全のようなまとまりのある地域、産業振興のように道路沿線の市町村というような複数の市町村で形成されているため、広域的で総合的な地域開発という視点が振興計画の上で重要であるという観点から知事が作成することとしたものと考えられる。

振興計画の内容は、振興の基本方針とそれに基づく諸施策からなり、下記の事項について定めるものとしている。

振興の基本方針

農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策に関する事項

医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策に関する事項

施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

以上のように振興計画を作成し、振興山村として認定されることにより山村振興法に掲げる特別措置を受けることができる。

上記の特別措置では、基幹道路の都道府県代行事業、第三セクター（認定法人）支援措置、集落住民に対する住宅金融公庫融資、農林漁業者に対する農林漁業金融公庫融資、情報通信整備、医療の確保、高齢者福祉、地域文化振興に対する適切な配慮が謳われている。情報通信と高齢者福祉は平成4年以降に改正・追加されたものである。

3．山村振興法の改正と山村振興対策

山村振興法は有効期限を10年間とする措置法であり、10年ごとに法の実効性を見直す必要があるため、法改正は大きくは10年毎に行われ、その間、時代の要請に応じて改廃を行っている。そのため、昭和50年、昭和60年、平成7年と期限延長を含めた改正が行われており、現行法の期限は平成17年3月31日までとされている。

また、山村振興対策事業も第1期対策から現在まで5期の対策が実施されている。第1期対策は昭和40年の振興法施行による振興山村の指定から始まり昭和47年度までの8年間、第2期対策は、昭和47年度から昭和54年度までの8年間、第3期対策が昭和54年度から平成2年度までの12年間、第4期対策が平成2年度から平成10年度までの9年間、現在の第5期対策が平成10年度から始まっている。農林水産省では、各振興対策期に応じて山村振興農林対策事業を実施しており、国土庁（現国土交通省）においても、各種モデル事業が実施されている。

4. グランドデザインにみる多自然居住地域の創造

(1) バブル経済崩壊以後の振興対策

1990 年前後のいわゆるバブル経済の崩壊以後、我が国経済は深刻なデフレ状況を呈し、未だ先行き不透明感を拭いきれない状況にある。このバブル経済の崩壊時期にあたる平成 2 年度に第 4 期振興対策が新たな振興対策として提起された。また、20 世紀も押し迫った 1998 年（平成 10 年）には、「21 世紀の国土のグランドデザイン」が示された。バブル経済の終焉とともに我が国の経済成長時代に幕を下ろし、少子高齢化社会へ突入することになるが、山村振興対策がこの間どのように変化していったかを概観する。

(2) 第 4 期振興対策にみる振興対策の問題点

第 1 期から第 3 期までの 36 年間に亘る振興対策を下記のように総括している^(注1)。

道路や水道施設、集会施設等の生活環境施設がかなり進んできており、例えば、市町村道の改良率は 45 年の 9.0% から、60 年には 31.9%、水道の普及率も 45 年の 47.7% から 60 年には 76.5% とまだ全国平均なみにはいかないが、めざましく向上している。また、振興山村のアンケート調査をみても山村は住みやすくなったと感じている。

山村地域という恵まれない条件の中で、農林業などについて、農道、林道など路線の整備やほ場整備、造林等の生産基盤整備が進められ、畜産、野菜、果樹などの農畜産物、きのこ類を中心とした特産物の生産が伸びた地域や木工品、農産物加工品等の地域特産物の生産が軌道にのった地域がみられるようになった。

交流のための滞在施設、展示施設、スポーツ施設や農林産物の加工施設など順次整備され、都市住民を対象としたイベントや体験ツアー、ふるさと宅配便などの交流活動が盛んに行われるようになり、地域の活性化への自主的取り組みが拡大された。ちなみに、平成元年の調査によれば、振興山村中延べ 1,815 市町村が何らかの交流活動を行っており、その交流活動の中でもふるさと宅配便、イベント、スポーツ大会が上位を占めている。

こういった成果はあるものの、下記のような問題点があるとしている。

国土管理水準の低下 林業経営意欲の減退、耕作放棄地の拡大等、山村が持つ国土管理上の役割に大きな支障が生じる。

山村人口の減少と高齢化

山村の産業停滞と所得格差

生活環境整備の遅れ 道路、水道、し尿・ゴミ処理、水洗化、医療等の全国的平均との格差。

市町村財政基盤の脆弱さ

上記の問題点は、この時期に特有に始まった問題ではなく、山村振興の運動目標そのものであり、昭和 30 年代中期以降この時期に至るまでの 40 年有余にわたって変わることの

(注1) 「新山村振興対策の実務」(平成 4 年 地球社) p79

ない山村振興の問題点でもある。

第4期の新たな山村振興対策は、以上のような問題点に対して、「これから10年後、21世紀には、それぞれの山村が持つ各種の資源、すなわち農林水産物などの経済資源、自然景観や民族文化などの文化資源、生物資源などを高度に活用して、山村の経済を活性化させることにより山村を豊かにするとともに、自然と生活が良く調和し、生活するにしても短期間滞在するにしても安全で快適な環境のもとで、精神的にゆとりのある暮らしのできる、緑と花に囲まれた美しい山村を日本に作っていくこと(美しく快適な山村創り)」が目標となるとしている。

この「美しく快適な山村創り」を実現するために下記の具体的対策が必要であるとしている。

国土管理施策の総合的推進 災害の防止・生活環境の保全、森林整備の推進、新たな施策の検討

総合産業の育成 総合産業の創設、人材の育成

村ぐるみ第三セクターの創設 森林整備を主体とした組織化

生活基盤の整備 居住環境、水洗化、交通ネットワーク。緊急医療・高齢者福祉・いきがい対策

山村と都市との交流の積極的推進

行財政支援

(3) 国土のグランドデザインにみる多自然居住地域戦略

山村振興の第5期対策は、バブル経済崩壊後の経済不況が深刻化するなか、五全総として「国土のグランドデザイン」が策定された。地球時代、人口減少・高齢化時代、高度情報化時代をキーワードとした国土構造の大転換を謳っている。この中で、山村振興に関わりのある部分は、「多自然居住地域の創造」の戦略である。

「中小都市と中山間地域等を含む農産漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置づけるとともに、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域として、「多自然居住地域」を創造する。多自然居住地域の生活圏域は、地域の選択に基づく連携により、中小都市等を圏域の中核として周辺の農産漁村から形成される。中小都市等は圏域の中心都市として、基礎的な医療と福祉、教育と文化、消費などの都市的サービスや身近な従業機械を周辺の農産漁村に提供する。多自然居住地域において、質の高い生活と就業を可能とするため、農林水産業や地域の持つ自然や文化等資源を総合的に活用した新しい産業システムの構築、高度な情報通信の活用による立地自由度の高い産業の育成を図るとともに、生活基盤等の暮らしの条件の整備を行う。また、田園、森林、河川、沿岸等における自然環境が適切に保全、管理された美しくアメニティに満ちた地域づくりを進める。さらに、交通、情報通信基盤の整備を進めることに

より、多自然居住地域は大都市や中枢・中核都市等と交流、連携し、これらの都市地域から高度な利用、文化等の高次都市機能を楽しむ一方、交流人口の拡大や UIJ ターンの促進を図り、マルチハビテーション（複数地域居住）、テレワーク（情報通信を活用した遠隔勤務）を進め、地域の活性化を図る。また、我が国を代表する国際観光地となり得る地区やルートの形成等を進めることにより、「小さな世界都市」等世界に誇りうる地域の整備を進める」^(注1)

以上は、多自然居住地域の創造戦略に関する方針についての全文である。多自然居住地域とは、一言で言えば、「首都圏、大都市圏、地方都市圏等の概ね人口が10万人以上の都市圏からはずれた地域については、一定（通勤・通学が可能な程度）の地理的範囲を圏域としてくくり、その中の最も人口の多い都市に雇用、主要な生活・文化施設を集中させ、周辺の山村を自然に恵まれた美しい居住地域として再編整備する」ということである。これまでの山村自治体のくくりでは、もはや将来の人口減少や国際化の動向には、国としても対応が困難であるから、こういった方向に自ら選択して進むべきであるという考えがこの文章の端々から見て取ることができよう。

5．過疎法の歴史的経緯と現状

(1) 過疎法立法の経緯

政府が公式文書で「過疎」の言葉を最初に用いたのは、昭和42年3月の「経済社会発展計画」であった。経済社会発展計画では、「40年代においては、生活水準、教育水準の向上や産業構造の高度化に伴って、人口の都市集中はいつその進展をみせるとともに、他方、農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう」として過疎現象という言葉が登場する。また、同年の経済審議会地域部会報告では、「都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、「過疎」を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防砂、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の高齢化が進み、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、または生じつつあると思われる。昭和40年には、人口自然増加率がマイナス、すなわち死亡数が出生数を上回っている町村が約200町村、全国市町村の約6%にも及んでいることは注目すべきことである」との報告があり、「過疎」が都市への人口集中による「過密」に

(注1) 全国総合開発計画「21世紀のグランドデザイン」 地域の自立の促進と美しい国土の創造 平成10年3月 国土庁

対する言葉として誕生した。

立法化の動きは、昭和 43 年頃から都道府県を中心にはじまり、昭和 45 年に議員立法として「過疎地域対策緊急措置法」が制定される。

この間の我が国の状況をみると、戦中は軍需のため、戦後は急激な工業化に伴う工業資源として、亜鉛、銅、鉛、セメント等の鉱物資源の多くが国内に点在する鉱山から採取されていたが、昭和 30 年代に入って急激な需要増は海外からの安価な輸入へと転換され、国内鉱山が 30 年代から相次いで閉山に追い込まれる。また、30 年代はそれまでの石炭エネルギーから石油へと劇的なエネルギー転換を行い、石炭鉱山の閉山は失業問題等の深刻な社会問題となっていた。鉱山の規模は小なりとはいえ、雇用力が極めて高く、閉山によって 1 つの町村が消滅するほどの影響をもっている。現実には、当時の炭坑町の規模をみると数千単位の人口移動が起こっている町村も珍しくはない。

こういった社会問題が都市のスラム化にまで発展せず、都市の労働力として吸収されていき高度経済成長へと進む過程は、世界の近代経済史には類のない成長の奇跡としか言いようがない。戦前から戦後の工業化の過程で一時的に膨張した地方の山村は、農産物の生産拡大、流通システムの改革、住宅需要への対応、木材需給量の増加等地域地場産業の形成・成長をもたらしたが、こういった状況も長くは続かず急激に衰退する。昭和 20 年代から 30 年代のわずか 15 年足らずの間に地方の山村ではこういった激しい変化を体験する。今では、忘れさられた鉱山町の跡地が、我が国の山間地域の至る所で草木に覆われて放置されている。奥地山村の鉱山もなく、山間地農業と林業の村では、こういった急激な変化はなかったが、それでも 30 年代から 40 年代初頭にかけて人口流出は激しく、戦前戦中をとおして移動を禁止された炭焼き労働者の村外移動、戦後ベビーブーマーの就職・進学による流出が主な人口移動であった。この時期に、鉱山町以外で地方自治体の経営が逼迫し、破綻寸前にまで追い込まれたかと言えば恐らくそこまでの状況ではなかったと思われる。道路整備もせいぜい国道程度であり、自治体が負担する公共事業はごく限られた範囲であったし、水洗化、医療制度等も現在に比べれば格段に低い水準であった。

過疎地域対策緊急措置法の目的は、「地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻」を防止することであったとしているが、現在の破綻状況に比べればはるかに破綻財政規模の小さいものではなかったかと推定される。10 年間の期限付き法律であるため、昭和 55 年には失効し、次の過疎地域振興特別措置法へと引き継がれる。過疎地域振興特別措置法は、「地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること」を究極の目的とした。この目的を見る限り、山村振興法とどこが異なるのかは定かではない。緊急措置法と振興法の 20 年間の成果として、「過疎地域市町村が事業を行うに当たっては、過疎債の発効、統合小中学校等の建設事業に係る国庫補助率のかさ上げなどの財政上の特別措置が果たした役割は大きい」と評価している。

平成 2 年には振興法の期限を向かって失効し、過疎地域活性化特別措置法が 10 年間の期間限定で制定される。振興法の「振興を図る」が「活性化を図る」に変わっただけである

が、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が新たな成長分野となった。

現在は、平成 12 年度からの 10 年間の期間限定とした、「過疎地域自立促進特別措置法」が制定されている。緊急措置、振興、活性化、自立へと各種整備事業は着実に進められ、人口流出は一時期の流出数に比べて落ち着きを見せ、自然減状態となっているが、法でいう自立に関しては、第 1 条目的では、「これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する」こととあるだけで、自立概念の具体的基準等は明示されていない。過疎法で言う自立とは、過疎指定からの除外を第一義の目的としていると推測される。

(2) 過疎対策の実績

過疎指定市町村の指定要件は、次の通りである。また、表 2 - 1 は、現在の過疎指定市町村について市町村数、人口、面積の集計表である。全国 1,210 市町村であるが、人口は 6.9%、面積は 49.3%となっている。

表 2 - 2 は、過疎対策のこれまでの事業実績を集計したものである。産業の振興と交通通信情報化整備のウエイトが高く、自立促進法の前期計画では 63.7%を占めている。一方、生活環境整備が活性化法時期から高くなりつつあり、自立促進法前期計画では 21.3%となっている。

過疎地域の指定要件（法第 2 条）

財政力指数（平成 8 ～ 10 年度）が 0.42 以下、公営協議収益が 13 億円以下で、

昭和 35 年～平成 7 年の人口減少率が 0.30 以上

昭和 35 年～平成 7 年の人口減少率が 0.25 以上で 65 歳以上人口比率が 0.24 以上

昭和 35 年～平成 7 年の人口減少率が 0.25 以上で 15 歳～29 歳人口比率が 0.15 以下

昭和 45 年～平成 7 年の人口減少率が 0.19 以上

のいずれかに該当する市町村。ただし、～ の場合は、昭和 45 年～平成 7 年の人口増加率が 0.10 以上である団体は除く。国勢調査結果の公表が平成 13 年であったことから、上記年限の下限年限を 5 年上げて追加公示されている。

表 2 - 1 過疎地域の団体数、人口、面積

() 内%

区 分	市町村数 (団体)	人 口 (人)	面積 (km ²)
過 疎 地 域	1,210 (37.6)	7,525,176 (5.9)	186,279 (49.3)
非過疎地域	2,090 (62.4)	119,400,667 (94.1)	191,594 (50.7)
全 国	3,219(100.0)	126,925,843(100.0)	377,873(100.0)

(資料:平成 15 年過疎対策データブック)

表 2 - 2 過疎対策における事業実績

(単位：億円)

区分	1970-1999 年				2000-2004 年
	緊急措置法	振興法	活性化法	計	自立促進法
産業の振興	17,524	48,257	106,604	172,384	47,443
交通通信、情報化	39,197	85,942	142,673	267,812	63,186
生活環境、高齢者福祉	8,945	17,983	75,365	102,293	43,956
医療の確保	953	2,457	6,211	9,621	2,797
教育、地域文化の振興	9,470	17,085	24,864	51,419	12,862
集落等の整備	190	412	1,186	1,787	1,292
その他	2,739	1,534	6,384	10,657	2,079
合計	79,018	173,670	363,287	615,973	173,615

(資料：平成 15 年過疎対策データブック)

6. その他の地域対策

山村振興法と過疎法では重複する市町村がかなり多いが、前者が旧市町村単位であるのに対して、後者は新市町村単位であることから、過疎法の対象が広がっており、かつ、指定要件が財政力指数と人口減少率であることから、必ずしも林野率が高く、可住地面積の少ない市町村が対象とはなっていない。

これらの山村振興法、過疎法以外の地域対策制度として、例えば、特定農山村法、豪雪地帯等がある。豪雪地帯や特定農山村法と山村振興法、過疎法とではかなり重複する市町村があるが、例えば、島嶼等は対象からはずされており、別途地域指定と支援制度が設けられている。

特定農山村法^(注1)は、耕作放棄地や施業放棄地を活用できるような方策を盛り込んでおり、また、平成 12 年度からは、中山間地域等直接支払制度が創設され、日本版デカップリングとして実施されている。

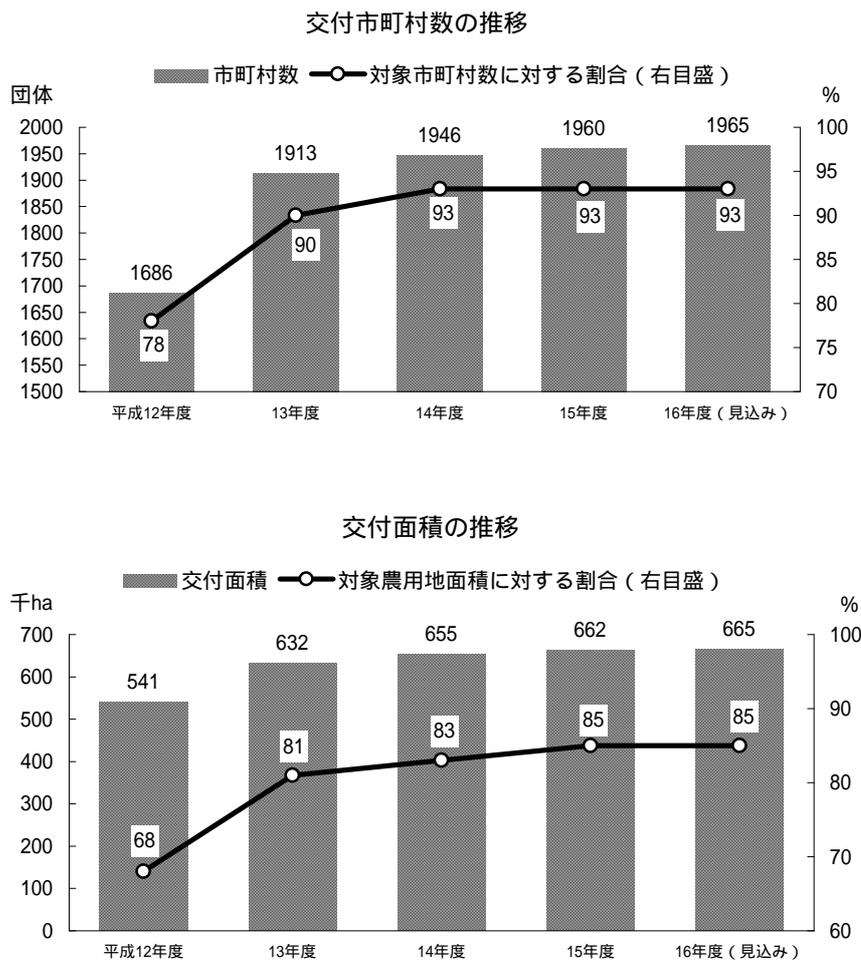
図 2 - 1 は、平成 12 年度から平成 16 年度までの交付市町村数及び交付面積の実績及び見込みである。これによると、平成 16 年度の見込みでは交付面積は 68 万 5 千 ha と耕地面積全体の 10 数%に達しており、交付市町村数も 1965 市町村が見込まれている。

一方、森林・林業版の直接支払ともいべき森林整備地域活動支援交付金が平成 14 年度から実施されている。平成 15 年度の実績では、44 都道府県、1,908 市町村、対象となった森林面積は 153 万 ha となっており、総森林面積のほぼ 6 %に交付されている。

(注1) 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」であり、本稿では特定農山村法と呼ぶ。

森林交付金は、施業計画の認定を受けていること、市町村長との整備協定があることが条件であり、中小企業者以外の法人は対象から除外されている。年間1haあたり1万円の交付金は、個人で見れば少ない額であるが、森林の管理区域として一定のまとまりを持たせると年間額はかなり大きくなり、森林整備費用への貢献は大きい。

図2 - 1 中山間地等直接支払制度の実績及び見込み



7. 山村振興施策のまとめ

山村振興法と過疎法は対象地域の基準が異なるものの対策事業そのものはほぼ共通しているが、山村振興法は集落(旧市町村)を最小単位としてその維持・活性化に重点をおき、過疎法は市町村を単位として市町村経営の維持・活性化に重点が置かれている。立法時点とは山村の状況は相当に改善されたが今もって都市との格差は大きいとする立場で双方は一致している。一方、直接支払制度は、農業、林業のいずれにおいても、農地の継続的経営、森林の持続的整備が農地・森林の有する多面的機能の発揮に不可欠であるという観点から、農業では条件不利地域に対する営農管理継続費用の国庫一部負担、林業では森林整備費の一部負担もやむなしとの考え方である。

直接支払制度については、既に EU 諸国では実施されているが、必ずしもその有効性が評価されているわけではない^(注1)。既に我が国の山村状況よりはるかに悪化しており、もはや自治経営の体をなさないところまでに達している山村も多いという見方もある。この 40 年間に亘る地域振興施策は、上下水道、道路整備、教育・医療・福祉施設整備等、山村の生活基盤、産業基盤の改善に対してめざましい成果を挙げた。

山村振興関連法は、昭和 30 年代の工業化とその後に続く高度経済成長期の都市問題、公害問題、労働問題へ突入する前期に立法化された。一貫して都市と山村の格差是正、産業振興、情報交通基盤整備、生活環境整備等の重点項目に変化はなく推移した。人口減少は現在自然減状態に移行しつつあり、山村独自の問題ではなく我が国全体の社会問題として浮上している。人口減少による山村の過疎が問題となる時代に終焉を迎え、都市がこれまでの過密状況から緩和状況へと変化していくことになり、人口減少だけを山村特有の問題とする発想は転換せざるを得ない。都市との格差是正についても、山村が高齢者社会化することで、都市の高齢者と比較した格差とは何かが検討される必要がある。独居老人が人生の終焉を迎える場合、山村よりも都市の方がかなり悲観的であるかもしれない。山村であれば地域ぐるみで面倒をみることもできるが、都市生活者の孤立性はおよそ山村には比べようもない。道路、生活環境設備、情報通信等では、未だ未整備な面も多々あるが、現行の公共事業の性格を少し変えて、例えば、スローな公共事業、新しい浄化技術の導入等により、現在でもかなり都市生活に近い快適な生活環境とすることも可能であろう。一方では、公共交通システムが自動車社会によって破綻し、山村の公共交通網は全くといって良いほどに失われている。公共交通システムを本格的に立て直すことにより、さらに山村生活の利便性は向上する。

しかし、これでもなお、都市との格差が生じるのは、産業創出の機会、就業機会が少ないことと、医療・教育面での格差である。産業創出は、情報通信インフラの整備により、

(注1) 近年フランスでは、CTE(国土経営契約)制度が導入され、全農家の約 20%が国と土地管理契約を結ぶ経営補助制度を利用しているという情報もある。同様の日本の動きでは、宮崎県が提唱している「国土保全契約制度」が全国の都道府県とともに協議が継続している。

様々な産業創出の機会が生まれ、また、通信網を利用した在宅勤務等の可能性は高いが、いずれも極めて高度な知的産業である必要がある。医療・教育面についても情報・通信網の進展は、病院に通うのではなく自己診断・自己治療、或いは簡便な治療システムへと発展する可能性がある。科学技術の発達と知識教育の進歩は医師の領域を確実に狭めている。また、教育についても、インターネットによる塾の指導、衛星通信を利用した進学塾は現在では極当たり前となっている。こういった技術、ノウハウが山村の義務教育、高等学校教育、大学等の高等教育に適応できないわけがない。

山村の直接支払制度についても、森林の多面的機能を維持するために、人工林の整備を持続させる必要があるという観点から実施されているが、20年程度の期間内に、利用の低下した人工林は針広混交林へと転換させて手間の掛からない森林へと誘導し、利用しつつ維持する森林地域・圏域を特定して、森林整備、木材資源利用に関する重点圏域施策を実施する必要がある。

少子・高齢化社会を目前にして、平成の市町村大合併が行われている。広域合併によって従来の山村自治体の多くは小規模都市へと変貌するが、山村が自らの主張を政策的・政治的に反映させる仕組みづくりが求められていると考えられる。この意味では、山村振興は新たな局面を迎えたと考えられる。

地場産業振興の経緯と現状^(注1)

1. 地場産業の定義

広辞苑(岩波書店版)によれば地場産業とは、「特定の自然的・歴史的条件をもつ土地において、地元資本が地元の労働力により、広い市場を対象として特産品を製造する産業、瀬戸の陶磁器、今治のタオルなど」として解説されている。一方、中小企業庁が昭和55年度に実施した「地場産業総合振興事業」では、下記のように定義している。

- a. 地元資本をベースとする中小企業群が、
- b. 一定の地域に集積して、
- c. 地域内に産出する物産等を主原料とするか、
- c'. あるいは資本・技術・労働力等の地域内での集積を基礎に、他地域から移入された原材料を使用して、
- d. 製品の製造を行う。

これらの定義によれば、農水産物の食品加工、伝統工芸品生産から先端技術産業まで、主として中小規模の製造業を対象としている。しかし、山村に立地する地場産業は一般的に極めて希であると考えられる。伝統工芸品の、こけし、漆器、木製小物等について幾つかはみられるものの、概ね流域の中流域から下流域にかけての小都市、中核都市に集積している。現在の山村では、観光産業や自然体験産業といった第三次産業と伝統工芸品の複合的経営等が主となっている。木材産業においても奥地山村に製材業が集積している事例はそう多くはない。

(注1) 本稿は、「平成15年度山村地域の活性化に関する構想モデルによる調査研究」((財)林政総合調査研究所 緑と水の森林基金公募事業(国土緑化推進機構) 山村資源の有効活用・地場産業の振興等山村地域活性化に関する調査研究)より引用加筆したものである。

2. 地場産業の変遷

(1) 雑誌記事検索結果にみる地場産業問題の変遷

高度経済成長期以後の地場産業問題の変化について、国立国会図書館の図書検索システム NDL-OPAC により概ね 1965 年以降 2003 年 8 月集録分までの雑誌記事数 655 件について表題内容を整理、分析した。特集記事等のように同一テーマで重複する部分について除外すると 606 件の記事があり、表題から下記のように分類した。

国際化、産業支援、産業振興等に関する記事 円高による輸出問題、国際化・空洞化問題、産業支援・振興問題等に関する記事である。次の産業動向に関する記事と重複する部分があることは避けられないが、産業論、組織論、市場論、紹介記事等は産業動向に分類した。

産業動向、紹介記事、学術的調査研究論文等に関する記事 地場産業の紹介記事、産業動向調査、産業論・組織論・市場論等に関する記事

商品開発・技術開発、IT化・情報科、先端技術等に関する記事 地場産業の商品開発・技術開発、IT化・情報科、先端技術導入等に関する記事

産業政策に関する記事 の産業振興、 の産業動向等に関する記事と重複する部分はあるが、主に、国及び地方自治体が実施する産業政策に関連する記事

社会・文化・芸術・伝統技術等に関する記事 労働・雇用・生活等の社会問題、文化・芸術・伝統技術等に関する記事

環境関連の記事 エネルギー、廃棄物等地場産業と環境に関する記事

観光関連の記事 地場産業と観光産業との関連に関する記事

農水産業に関する記事 農業、水産業と地場産業との関わりに関する記事

林業・木材産業・木質資源利用に関する記事 林業、木材加工等木質系資源と地場産業との関わりに関する記事

ブランド化に関連する記事 地場産業製品のブランド開発、ブランド化の問題点などに関連する記事

地場産業と町づくりに関する記事 地場産業振興による町づくりといった地域開発に関連する記事

地場産業の倒産に関連する記事 特に、地場産業の倒産問題に正面から取り組んでいる記事

海外事例 海外の地場産業に関する事例記事。

上記の分類別に、1965 年から 1979 年までの 70 年代、1980 年代、1990 年代、2000 年から 2003 年 8 月までの期間毎の記事件数を集計したのが、次の表である。

表2 3 地場産業に関する雑誌記事検案件数

(単位：件)

分類	70年代	80年代	90年代	2000年以降	合計
産業振興	17	21	40	30	108
産業動向	53	61	78	51	243
研究開発	1	35	16	20	72
産業政策	7	12	6	11	36
社会・文化	4	17	16	3	40
環境	1	1	4	2	8
観光	1	1	7	7	16
農水産業	0	6	5	2	13
林業・木材	8	5	10	3	26
ブランド化	0	0	0	5	5
町づくり	4	9	5	7	25
倒産	0	1	2	1	4
海外事例	1	2	1	6	10
合計	97	171	190	148	606

上記の表によれば、雑誌記事件数は年代順に増加傾向にあることが分かる。2000年以後は2000年から2003年8月までの4年8ヶ月のため他の年代に比べて年数が半分以下であることを考慮すると、90年代のほぼ倍近い記事件数となる。70年代には97件であったが、80年代には171件に増加し、90年代は前年代に比べてやや増加の190件である。

時代的な経済状況を勘案して考察すると、70年代は、高度経済成長期の終焉期にあたり、第1次、第2次のオイルショック、米国経済の落ち込みと円高により輸出産業が打撃を受ける。80年代はバブル経済期にあり、90年代はバブル経済の崩壊直後の経済低迷期である。

産業政策分野をみると、経済低迷期である70年代では7件の記事であったが80年代には12件と増加し、同様に90年代には6件であったが2000年以後には僅か4年8ヶ月の間に11件と増加している。経済低迷の実態期とはやや遅れて経済政策が展開されていることを示していると考えられる。産業振興、産業動向、研究開発等の記事件数にも同様の傾向がみてとれる。新たな産業・経済政策の展開とほぼ同時期に、産業動向調査の実施、振興ビジョン等の策定、学術的研究テーマの設定等が生じるものと考えられる。地場産業の構造改変、商品開発・技術開発等は明らかに地場産業への経済的影響の大きい時期から遅れて出現する。90年代後半以後には、IT化・情報化等も加わり、地場産業の構造にも大きく影響を与えているものと考えられる。

社会、文化、芸術等の分野では、70年代・80年代には労働問題・生活問題等がみられた

が、90年代には伝統工芸、芸術・文化といったジャンルが多くみられる。しかし、2000年以後は記事数が少なく、地場産業の経済的低迷が著しくなって文化・芸術等による振興策どころではなくなったという感がある。

環境問題に関しては、80年代まではエネルギー利用のあり方等の僅かな件数であるが、90年代以降は増加している。主に、廃棄物・リサイクル産業等の新たな地場産業の形成に関する記事がやや増加するが、一般的に環境問題が大きく報道される割には件数は少ない。

観光産業と地場産業との関わりについては、地場産業を観光の目玉にといった振興方策に関する記事であるが、バブル経済の崩壊後の90年代以降に増加する。デフレ、市場の縮小等が地場産業のマーケットに影響を及ぼし、観光産業との連携で新たな商品市場開発を模索しているものと考えられる。

農水産業と地場産業との関係では、70年代以前の記事はないが、80年代以後にみられる。農地利用のあり方、港湾開発等が挙げられている。

林業・木材加工関連では、木のぬくもり、伝統工芸品の紹介等の文化的記事が多いが、家具製造産業の構造的問題等も含まれている。

ブランド化については、地場産業の下請け構造からの脱却が謳われた70年代からみられると考えていたが、記事表題からは2000年以後に集中している。ブランド化の展開事例の記事もあるが、否定的な見方の記事もみられる。

町づくりは、地場産業の振興と地域開発を結びつけて新たな町づくりを考えるとといった記事であり、主に都市問題として取り上げられている。バブル経済期の80年代に記事が多く、2000年以後も比較的多くなっている。2000年代以後は、市町村合併、地方分散等の新たな政策が出そろう始めたことも影響していると考えられる。

倒産は、地場産業の倒産事例を真っ正面から捉えた記事だけを集めたものであるが、想定したほど多くはなく、極めて少ない件数となった。倒産の実態を具体的に把握するにしても、中小企業であるため情報が少なく、調査しにくい側面があるものと考えられる。

地場産業の海外事例の紹介記事は意外に少ない。90年代までの合計で4件しかなくほとんどが学術的研究テーマであり、発展途上国の中小産業の記事である。2000年以後はやや増加し、特にイタリアの地場産業の記事が数件みられるようになる。2000年を前後して地場産業の状況がかなり悪化していること、国際化・グローバル化が進展していること等から優良事例を海外に求め始めたものと考えられる。

以上の諸点から、地場産業の活性化・振興方策は、70年代のオイルショック後の80年代に技術開発、国内市場開拓・流通改革、下請け構造からの脱却、先端技術化等の対策が進められ、概ね90年代初頭までには、伝統産業も含めてあらゆる手だてを講じてきたと推測される。しかし、90年代のデフレ経済、産業の空洞化の長期化は、地場産業に大きな打撃を与えた。90年代後半に始まる、地方分権化、構造改革、市町村合併等の政策改革は、2000年代に入ってどうやら本格化し、こういった政策との関わりでの地場産業振興、将来ビジョンの展開が近年みられるようになったものと推測される。

以下は、山村振興、観光産業、農林水産業等に関連する記事を整理したものである。

(2) 観光関連の記事

一般的には観光産業のようなサービス業は地場産業のジャンルには含まれないが、1980年代には、地場産業の生産施設そのものを観光施設化していく動きが見られる。チーズの生産地場産業が生産施設を観光用見学施設としてチーズを特産品として販売する等はその典型的な例である。こういった例は、硯、織物、和菓子製造等の伝統的産品で古くからみられる。地場産業の観光化の動きは、1990年代後半から多く出現する。

地場産業と観光産業に関する記事としては、次のような記事がある。

地場産業と観光産業に関する記事（16件）

1. 地域事例 地場産業と連携した観光産業の育成--サケのまち・標津町の取り組み(地域経済の自立的発展と観光産業) 開発こうほう(476)[2003.3]
2. 地場産業との連携(特集 新世紀の観光地域づくり)/政所利子 月刊観光(通号431)[2002.9]
3. 観光ガイドブックに見る地域と工芸--九州地方のやきもの場合/濱田 琢司 地理科学57(2) [2002.4]
4. 地場産業と観光政策の理論的考察--広域交流圏構想と地域振興/森戸勇 経済学論集11(1)[2002]
5. 奄美レポート 奄美の悲痛な叫び!!--地場産業の凋落で、観光に活路求めるが自立の道険し 財界九州.42(2)(通号917)[2001.2]
6. 伝統的産業を軸としたイベント活動と観光まちづくりの円滑化に関する一考察--兵庫県篠山市今田町を事例として(平成13年度都市計画論文集(2001年度(第36回)日本都市計画学会学術研究論文発表会))/玉井明子;久隆浩 都市計画論文集(36)[2001]
7. 伝統的窯業産地における地域資源を保全活用した住民参加型観光ルート整備の課題--愛知県瀬戸市洞地区を対象として(平成12年度都市計画論文集(2000年度第35回日本都市計画学会学術研究論文発表会))/玉井明子;久隆浩 都市計画論文集(35)[2000]
8. 特集 地場産業と観光地づくり 月刊観光(通号397)[1999.10]
9. 観光的に魅力ある地場産業とは(特集 地場産業と観光地づくり)/浅尾均 月刊観光(通号397)[1999.10]
10. 地場産業と土産品 (特集 地場産業と観光地づくり)/酒井建二 月刊観光(通号397)[1999.10]
11. 座談会 地場産業と観光協会(特集 地場産業と観光地づくり)/鈴木健史;鈴木茂;山本剛毅 他 月刊観光(通号397)[1999.10]
12. インタビュー 地場産業をつくり出す企業(特集地場産業と観光地づくり)/権田市郎 月刊観光(通号397)[1999.10]
13. 観光地場産業の事例と類型化に関する基礎的研究--北陸地方を中心にして/高向嘉昭 九

州産業大学商経論叢 38(3)[1997.11]

14. 地場産業の観光資源化/高向嘉昭 九州産業大学商経論叢 38(1)[1997.07]
15. タウン新しい波-34-手づくり村(盛岡市)--観光施設化した地場産業/荒井忠男 エコノミスト 64(38)[1986.09.09]
16. 交通体系の変革と中海周辺の観光地域(特集・中海周辺の自然と社会・山陰の伝統文化と地場産業)/野本晃史 山陰文化研究紀要(通号 12)[1972.03.00]

(3) 農水産業に関する記事

農山村の地場産業に関する記事は多くはない。農山村における産業問題は、山村振興、農林水産業振興等、農林水産政策の範疇で検討されるためであろうと推測される。

農水産業と地場産業の関わりは、第一次産品である農産物の加工・販売産業の地場性にあると考えられる。加工施設立地における農地利用等はその代表的な事例である。

地場産業と農水産業・食品加工に関する記事としては、次のような記事がある。

地場産業と農水産業・食品加工に関する記事(13件)

1. 三輪素麺工業の伝統性と素麺の地域性・文化性および市場性/本岡昭良 竜谷大学経営学論集.40(3・4)[2001.3]
2. 農業経営者ルポ「この人この経営」(12)斬新な着眼点で地場産業の姿を創る--千葉県千葉市・高浦豊さん/牧瀬和彦 農業経営者 8(6)(通号 53)[2000.06]
3. 北海道・オホーツクの地場産業・農業の発展に協力して(大特集 私立大学と地域社会)--(特集 大学と地域交流--大学の役割と社会からの期待)/臼井晋 大学時報 47(259)[1998.03]
4. 地場産業と農地開発--箸産地・奈良県下市町の現状と課題 総合農学.42(1)[1995.03]
5. コメント--旭丘陵での大根栽培をみて(地場産業と農地開発--箸産地・奈良県下市町の現状と課題)/徳田新 総合農学 42(1)[1995.03]
6. 中山間地農業と農地開発--奈良県下市町を事例に(地場産業と農地開発--箸産地・奈良県下市町の現状と課題)/久保田義喜 総合農学 42(1)[1995.03]
7. 地場産業としての漁業の展望(地域づくりと社会教育--房総レポート<特集>)/宇山悦司 月刊社会教育 37(7)[1993.07]
8. 地場産業における膜分離技術の応用(先端技術を利用した地場農産物の商品化<特集>)/渡辺敦夫;鍋谷浩志 農林水産技術研究ジャーナル 12(9)[1989.09]
9. 苦悩する沖縄の農業と地場産業(現地調査報告)/矢口克也 レファレンス 38(4)[1988.04]
10. 農村地場産業の特色と問題点/多田統一 歴史地理学(通号 131)[1985.12]
11. 地域性に基いた用途別蚕品種の育成と加工技術に関する研究--地場産業育成のために/小此木エツ子;三木六男;志村明 繊維機械学会誌 38(10)[1985.10]
12. 省エネ旋網漁船を共同開発設計--長崎県造船協同組合(地場産業研究シリーズ-16-)/三林 賢蔵 月刊中小企業 33(8)[1981.08]

13. 水産流通基地へ体制強化を図る那珂湊(地場産業研究シリーズ-10-)/三林賢蔵 月刊中小企業 33(2)[1981.02]

(4) 林業・木材産業・木質資源利用に関する記事

林業、木材加工産業、伝統工芸品、特用林産物生産加工等の木質系資源利用の地場産業に関する記事を集めたものである。伝統工芸品に属するものでは、木製雑貨・婚礼家具の静岡・広島県府中、木彫の井波、うちわの丸亀、建具の鹿沼、仏壇の飯山、寄木細工の箱根、爪楊枝の河内長野、木曾漆器の長野県檜川村、紀州備長炭の和歌山県南部川村、卒塔婆の東京都日の出町等の事例紹介がみられる。木の家造りに関する記事もみられるが、地場産業としての製材業に関する記事は1件と多くはない。

林業・木材産業・木質資源利用に関する記事としては、次のような記事がある。

林業・木材産業・木質資源利用に関する記事(26件)

1. 優秀賞 株式会社高橋林業土木(青森県)--地場産業の発展と住民の就業の場を創出・確保するため、高齢者が快適に働ける環境づくりを目指した林業のモデル的企業(特集 高年齢者雇用促進月間(1))--(平成 13 年度高年齢者雇用開発コンテスト--厚生労働大臣賞最優秀賞・優秀賞受賞企業紹介)エルダー .23(10)(通号 264)[2001.10]
2. 木の家づくりで林業・地場産業の復興を--「緑の列島ネットワーク」が「近くの山の木で家をつくる運動宣言」を発表(特集 1 山を育て、木の家をつくる)木のこころ 16[2001.3]
3. 村おこし、地域づくり、地場産業を担う林業と木材を(特集 2 再び日本の林業と木材を考える)木のこころ(通号 11)[2000.05]
4. 地場こそ最良、地場産業に栄えあれ(特集 地場に根づき、文化を築く木の家づくり)木のこころ(通号 5)[1999.05]
5. 地場産業・最前線(38)200年の技が生かされた家具の王者加茂桐箆笥(新潟県) あさひ銀総研レポート 7(11)[1998.11]
6. 顔の見える関係で--地場産業としての家づくり(特集 木造住宅の新しい可能性)/稲木清貴 住宅 47(11)[1998.11]
7. 地場産業・最前線(35)西多摩の山々がはぐくんだ聖なる捧げもの卒塔婆(東京都日の出町) あさひ銀総研レポート .7(8)[1998.08]
8. 地場産業・最前線(33)「きのくに」に燃え続ける火と職人の真剣勝負--紀州備長炭(和歌山県南部川村) あさひ銀総研レポート .7(6)[1998.06]
9. 地場産業・最前線(29)五輪勝者の胸に輝く木曾谷の職人技--木曾漆器(長野県檜川村) あさひ銀総研レポート .7(2)[1998.02]
10. 地場産業・最前線(27)高野街道の巡礼者が種を蒔いた、隠れた超ロングセラ--つま楊枝(大阪府河内長野市) あさひ銀総研レポート 6(12)[1997.12]
11. 地場産業・最前線(19)樹木の色合いが生み出す天然のハーモニ-箱根寄木細工(神奈川県) あさひ銀総研レポート 6(4)[1997.04]

12. 地場産業・最前線-10-丸ヒゴが伝統の華を咲かせる造型美--駿河竹千筋細工〔静岡県〕 あさひ銀総研レポート.5(7)[1996.07]
13. 地域の特産品産物を利用した地場産業の振興--奄美群島における大島紬と染色原料シャリンバイの生産を事例として/和田全弘;竹田晋也;渡辺弘之 京都大学農学部演習林報告.(通号 65)[1993.12]
14. 国産材 L V L への取組み--新たな地場産業を目指す山形県・日本 LVL 株式会社/杉原悟 木材工業.44(2)[1989.02]
15. 木材工業と地場産業活性化--製材業を中心に/井口隆史 木材工業.43(8)[1988.08]
16. 続・地場産業の町--大館の曲ワッパ/牧野達夫 地理.27(11)[1982.11]
17. 地域に根ざした履物づくり--後継者が業界をリード・大分県日田(地場産業研究シリーズ-11-)/三林賢蔵 月刊中小企業.33(3)[1981.03]
18. 揺らぐ婚礼セット家具--技術開発で新活路を探る(広島県府中市家具産業)(地場産業研究シリーズ-3-)/三林賢蔵 月刊中小企業.32(7)[1980.07]
19. 地場産業の新展開-4 完-静岡・転機の多品種産地--木製品を幹に応用分野広げる--若手の新興勢力がリード/山崎充 エコノミスト.57(42)[1979.10.16]
20. 伝統型地場産業の立地--飯山仏壇業について/金田昌司 経済学論纂.19(4)[1978.07]
21. 建具の鹿沼(地場産業の町)/曳地康将 地理.21(5)[1976.05]
22. うちわの町 丸亀(地場産業の町)/山野明男 地理.21(3)[1976.03]
23. 木彫の町 井波(地場産業の町)/北林吉弘;吉沢孝昭 地理.21(2)[1976.02]
24. 中海周辺村落の入会山論の史料〔含史料翻刻〕-1-(特集・中海周辺の自然と社会・山陰の伝統文化と地場産業)/原宏 山陰文化研究紀要.(通号 12)[1972.03.00]
25. 中小企業の輸出はなぜ落ちぬか--静岡の地場産業〔木製雑貨〕にみる構造的要因(輸出産業にみる円切上げの波紋(特集))/山崎充 エコノミスト.50(10)[1972.03.07]
26. 横浜木材工業について--地場産業の研究-1-/山口辰男 経済と貿易(通号 75)[1960.04]

(5) ブランド化に関連する記事

1990 年代以後、日本市場での世界のブランド商品の販売量が増加し、ブランド化を志向することが企業戦略の中で国際市場も睨んだ重要な要素となった。地域ブランド、地場産業のブランド化の記事は 2000 年以後に限られている。伝統工芸品そのものが地域ブランドであり、あえてブランド化を経営戦略の主要テーマとする必要もなかったのではないかと考えられる。

地場産業とブランド化に関する記事としては、次のような記事がある。

地場産業とブランド化に関する記事（5 件）

1. 地域ブランドの時代--まちのブランド評価(8)広陵町(奈良)&台東区(東京)--地場産業の存在意義と新たな形/二村宏志 日経地域情報(412)[2003.4.7]

2. 伝統的地場産業の振興と地域ブランドを生かしたまちづくり/森文雄 会津大学短期大学部研究年報(60)[2003]
3. 地域情報 わがまちクリック 地場産業としての美濃焼タイルのブランド化を目指して/岐阜県笠原町 人と国土 21.27(4)(通号 601)[2001.11]
4. 紀州ブランドの梅干--地場産業の取り組みと今後の課題(特集 和歌山--自然と歴史の宝庫 紀の国)--(風土を生かした産業の華やかさ)/細川清 Civil engineering consultant.(通号 213)[2001.10]
5. ベンチャー最前線 地域ブランド--地場産業振興の切り札も失速ぞみ 日経ベンチャー (193)[2000.10]

(6) 海外事例

海外の地場産業に関する調査記事は僅か 10 件しかみられない。それも 1970 年代からほぼ 10 年に 1~2 件程度であるが、2000 年代に入ってから 6 件と増加している。2000 年代の海外事例では、発展途上国の産業形成と先進国型の事例研究とがあり、発展途上国では新マーケットとしての海外中小産業の成長問題であり、先進国型の事例研究は、イタリアが中心となっている。

海外事例に関する記事としては、次のような記事がある。

海外事例に関する記事（10 件）

1. 近未来・中小企業論 イタリアの地場産業を支える産業支援機関/八幡一秀 国民生活金融公庫調査月報(通号 499)[2002.11]
2. 歴史と伝統を地場産業に生かす--ギマランエス(ポルトガル)ジェットロセンサー 50(通号 598)[2000.9]
3. 水野広祐著「インドネシアの地場産業--アジア経済再生の道とは何か?」/佐竹真明 アジア経済 41(8)[2000.8]
4. 世界の消費・流通(フランス)工場直売センター設立し、地場産業も再興--パリ発 ジェトロセンサー 50(通号 593)[2000.04]
5. 書評 水野廣祐著「インドネシアの地場産業--インドネシア経済再生の道とは何か?」/北原淳 アジア研究 46(1)[2000.03]
6. モンゴル 国内地場産業の育成が急務/川辺秀一 ジェトロセンサー 50(通号 591)[2000.02]
7. イタリア地場産業の競争優位性/岩橋良之 商工金融 44(10)[1994.10]
8. 19 世紀イギリスの地場産業における労働運動--製陶業労使関係調整制度の成立/武居良明 社会経済史学 54(3)[1988.09]
9. 19 世紀イギリスにおける絹工業--貿易自由化と地場産業/武居良明 社会経済史学 52(4)[1986.10]
10. ヨーロッパの地場産業と都市形成/板倉勝高 流通経済論集 9(3)[1975.02]

3. 地場産業としての森林資源活用産業の課題

森林資源も活用産業が、地場産業として事例紹介・経営研究の対象として取り上げられているケースは少ない。伝統工芸品、住宅産業等で僅かに紹介記事がのる程度である。バブル経済崩壊後の木材産業は、平成8、9年頃までは、低金利政策、住宅政策等によりどうやら持ちこたえるものの、その後転廃業が相次いだ。

表2-4は、木材需給報告書から平成2年、7年、13年の素材生産量、製材工場数、製材用素材入荷量、製材品出荷量を集計したものである。製材工場数は、国産材製材工場数が平成2年の1万4千工場から平成13年には9千5百工場余りへと急激に減少している。外材工場数についても同様の傾向となっているが、外材の場合には一部製材品輸入に転じているケースもある。

国産材製材工場は小規模零細であり、1工場平均素材消費量が1千2百m³程度であるため、製材品需要の落ち込みは直接操業継続に影響する。特に、中小零細な製材業は、森林資源地域に近い上・中流域に点在しており、地域内から製材業が姿を消すと、山村における木材資源活用の道がほとんど閉ざされることになり、将来的には持続的な森林整備に大きな支障を来すことになる。

総製材品需要量が平成13年には平成2年の1/2程度と大幅な減少とはなっているが、平成13年度の状況でもなお、国産材では年間7百万m³を超える需要があり、総需要では1千5百万m³を超える需要がある。木材資源を一定規模で持続的に供給可能な地域は、全国の戦後有名林業地域として県境奥地山村地域を中心に少なくとも20カ所以上の広大な地域が存在する。木材産業の再生と地域林業の持続的経営を一体とした地域再生戦略、さらに国産材木材流通システムの再生に向けた新たな流通戦略等、極めて戦略性の高い計画構想が求められていると考えられる。

表2-4 製材品生産量・製材工場のバブル経済後の推移

区 分		平成2年度	平成7年度	平成13年度
素材生産量 (千m ³)	製材用	18,023	16,252	11,766
	合板用	354	228	182
	チップ等	10,923	6,417	3,826
	合計	29,300	22,897	15,774
製材工場数 (工場)	国産材	14,199	12,341	9,522
	外材	10,338	8,505	5,685
	合計	16,793	14,554	10,956
製材用素材入荷量 (千m ³)	国産材	18,023	16,252	11,766
	外材	25,503	20,418	12,113
	合計	43,526	36,670	23,879
製材品出荷量 (千m ³)	国産材	12,435	11,028	7,637
	外材	17,577	13,738	7,849
	合計	30,012	24,766	15,486

第3章 森林資源を活用した地域振興の考え方

山村地域における森林資源賦存量と利用

1. 中山間地域における森林資源ポテンシャル

表3-1は、中山間地域の森林について、標高、傾斜の地形条件別に森林賦存量を集計したものである^(注1)。

この表によれば、中山間地域の森林の58%は標高800m未満でかつ平均傾斜が25度未満に集中している。東北、北陸、信越等の豪雪地帯の亜高山帯も含まれるが、それらを除いたとしても比較的温暖でやや傾斜はきついが亜高山帯以下の地域に我が国森林の半数近い森林が集中している。これらの森林地域は、木材生産の適地でもある。

表3-1 中山間地域森林の地形条件別分布状況（北海道、沖縄県を除く）

（単位：ha）

区分	25度未満	25～40度	40度以上	合計
標高800m未満	8,510,737	2,582,781	32,679	11,126,197
標高800～1200m未満	1,134,150	1,041,938	30,986	2,207,074
標高1200m以上	478,759	738,002	57,288	1,274,049
合計	10,123,646	4,362,721	20,953	14,607,320

（構成比：％）

区分	25度未満	25～40度	40度以上	合計
標高800m未満	58.3	17.7	0.2	76.2
標高800～1200m未満	7.8	7.1	0.2	15.1
標高1200m以上	3.3	5.1	0.4	8.7
合計	69.3	29.9	0.8	100.0

^(注1) 地形条件による分析手法は、国土数値情報の地形条件から、三次メッシュ（約1km²）の中の1/4細分区画の最大標高と最大傾斜データと、同様に土地利用情報の三次メッシュの1/10細分区画の森林利用のデータをマッチングし、その三次メッシュが属する市町村が農業地域類型区分の中山間地域にあるか否かを判定して標高と傾斜についてのクロス集計を行ったものである。国土数値情報の土地利用情報三次メッシュの1/10細分区画数をヘクタールに読み替えたものであることから、実際の森林面積との間に若干の誤差があるが、土地利用の概要ポテンシャルを把握することは可能である。

2. 振興山村における森林資源賦存量

(1) 人口規模別森林概況

全国市町村の人口規模別にかつ振興山村別に森林概況を整理したのが表3-2~5である。振興山村市町村についてその概況を概観することにする。振興山村の指定は、旧市町村単位であるため、一部指定と全域が指定される場合とがある。全部指定の振興山村は522市町村(2004年度では合併で520市町村となっている)であり、人口は240万人余となっている。

表3 2 人口規模別振興山村の森林概況

人口規模区分	市町村数	人口 (千人)	総面積(ha)						林道延長 (km)
			林野面積(ha)						
			国有林	公有林	私有林				
全国	3,226	123,033	37,095,486	24,999,899	7,420,926	3,134,594	13,982,573	119,450	
振興山村	1,194	21,381	22,464,270	17,980,165	5,888,730	2,201,793	9,511,092	86,178	
全部指定	522	2,402	11,193,292	9,584,394	3,980,862	1,223,508	4,163,385	45,398	
2.5千人未満	142	231	1,831,032	1,673,469	526,983	269,223	812,305	8,154	
2.5千人~5千人	192	695	3,749,132	3,283,825	1,428,438	301,279	1,481,457	16,373	
5千人~1万人	158	1,027	4,115,122	3,423,148	1,383,773	540,490	1,437,840	16,332	
1万人~3万人	29	418	1,414,970	1,138,779	616,413	110,270	394,111	4,389	
3万人~10万人	1	31	83,036	65,173	25,255	2,246	37,672	150	
10万人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	
一部指定	672	18,979	11,270,978	8,395,771	1,907,868	978,285	5,347,707	40,780	
2.5千人未満	7	14	43,240	37,212	1,033	4,277	31,768	226	
2.5千人~5千人	77	321	680,596	556,781	95,614	56,819	394,914	2,323	
5千人~1万人	218	1,614	2,596,391	2,068,896	368,086	296,991	1,359,336	9,877	
1万人~3万人	258	4,267	4,739,084	3,597,243	939,442	398,010	2,193,185	17,763	
3万人~10万人	87	4,172	1,987,714	1,364,341	302,008	138,470	901,534	6,412	
10万人以上	25	8,591	1,223,953	771,298	201,685	83,718	466,970	4,179	
無指定	2,032	101,652	14,631,216	7,019,734	1,532,196	932,801	4,471,481	33,272	
2.5千人未満	57	85	264,423	199,964	34,576	60,849	106,767	896	
2.5千人~5千人	155	613	733,843	438,038	98,712	87,575	247,596	1,952	
5千人~1万人	519	3,870	2,755,343	1,562,727	337,903	244,350	965,189	7,710	
1万人~3万人	729	12,368	4,617,928	2,277,916	573,215	258,402	1,420,710	11,085	
3万人~10万人	388	20,844	3,505,590	1,575,494	311,420	179,286	1,051,314	7,412	
10万人以上	184	63,872	2,754,089	965,595	176,370	102,339	679,905	4,217	

(資料：1990年農林業センサス)

1市町村当たりの森林概況として整理したのが表3-2である。無指定市町村と全部指定とでは、土地面積、森林面積に大きな格差がある。無指定市町村では総土地面積7,200ha、人口5万人、林野面積3,455ha、国有林面積754ha、公有林面積459ha、私有林面積2,201haと私有林面積が大きくなっているが、一部指定山村では、総面積が16,772ha、人口28,241人、林野面積12,494ha、国有林面積2,839ha、公有林面積1,456ha、私有林面積7,958haとなっており、国有林面積が無指定市町村よりは大きい。全部指定山村は、総面積が21,448haと広くなり、人口は逆に4,602人と無指定市町村、一部指定山村に比べても格段に少なくなる。林野面積が18,361ha、国有林面積が7,626ha、公有林面積2,344ha、私有林面積が7,976haとなっており、国有林面積と私有林面積がほぼ同面積であり、国有林面積の比率が高い。

表3 - 3 人口規模別振興山村の1市町村当たり森林概況

人口規模区分	市町村数	人口(人)	総面積(ha)					林道延長(km)	
			林野面積(ha)			国有林	公有林		私有林
			林野面積(ha)	国有林	公有林				
全国	3,226	38,138	11,499	7,750	2,300	972	4,334	37,027	
振興山村	1,194	17,907	18,814	15,059	4,932	1,844	7,966	72,176	
全部指定	522	4,602	21,443	18,361	7,626	2,344	7,976	86,969	
2.5千人未満	142	1,627	12,895	11,785	3,711	1,896	5,720	57,423	
2.5千人~5千人	192	3,620	19,527	17,103	7,440	1,569	7,716	85,276	
5千人~1万人	158	6,500	26,045	21,665	8,758	3,421	9,100	103,367	
1万人~3万人	29	14,414	48,792	39,268	21,256	3,802	13,590	151,345	
3万人~10万人	1	31,000	83,036	65,173	25,255	2,246	37,672	150,000	
10万人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	
一部指定	672	28,243	16,772	12,494	2,839	1,456	7,958	60,685	
2.5千人未満	7	2,000	6,177	5,316	148	611	4,538	32,286	
2.5千人~5千人	77	4,169	8,839	7,231	1,242	738	5,129	30,169	
5千人~1万人	218	7,404	11,910	9,490	1,688	1,362	6,235	45,307	
1万人~3万人	258	16,539	18,369	13,943	3,641	1,543	8,501	68,849	
3万人~10万人	87	47,954	22,847	15,682	3,471	1,592	10,362	73,701	
10万人以上	25	343,640	48,958	30,852	8,067	3,349	18,679	167,160	
無指定	2,032	50,026	7,200	3,455	754	459	2,201	16,374	
2.5千人未満	57	1,491	4,639	3,508	607	1,068	1,873	15,719	
2.5千人~5千人	155	3,955	4,734	2,826	637	565	1,597	12,594	
5千人~1万人	519	7,457	5,309	3,011	651	471	1,860	14,855	
1万人~3万人	729	16,966	6,335	3,125	786	354	1,949	15,206	
3万人~10万人	388	53,722	9,035	4,061	803	462	2,710	19,103	
10万人以上	184	347,130	14,968	5,248	959	556	3,695	22,918	

(資料:1990年農業センサス)

全部指定振興山村の土地面積は全国の30%であるが、人口はわずかに2%である。しかし、林野面積は38%を占め、国有林面積では54%が振興山村で占めている。私有林面積は、無指定、全部指定、一部指定でほぼ均等に分布している。

表3 - 4 人口規模別振興山村の全国シェア

人口規模区分	市町村数	市町村数(%)	人口(%)	総面積(%)					林道延長(%)	
				林野面積(%)			国有林	公有林		私有林
				林野面積(%)	国有林	公有林				
全国	3,226	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
振興山村	1,194	37.0	17.4	60.6	71.9	79.4	70.2	68.0	72.1	
全部指定	522	16.2	2.0	30.2	38.3	53.6	39.0	29.8	38.0	
2.5千人未満	142	4.4	0.2	4.9	6.7	7.1	8.6	5.8	6.8	
2.5千人~5千人	192	6.0	0.6	10.1	13.1	19.2	9.6	10.6	13.7	
5千人~1万人	158	4.9	0.8	11.1	13.7	18.6	17.2	10.3	13.7	
1万人~3万人	29	0.9	0.3	3.8	4.6	8.3	3.5	2.8	3.7	
3万人~10万人	1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3	0.1	0.3	0.1	
10万人以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
一部指定	672	20.8	15.4	30.4	33.6	25.7	31.2	38.2	34.1	
2.5千人未満	7	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	
2.5千人~5千人	77	2.4	0.3	1.8	2.2	1.3	1.8	2.8	1.9	
5千人~1万人	218	6.8	1.3	7.0	8.3	5.0	9.5	9.7	8.3	
1万人~3万人	258	8.0	3.5	12.8	14.4	12.7	12.7	15.7	14.9	
3万人~10万人	87	2.7	3.4	5.4	5.5	4.1	4.4	6.4	5.4	
10万人以上	25	0.8	7.0	3.3	3.1	2.7	2.7	3.3	3.5	
無指定	2,032	63.0	82.6	39.4	28.1	20.6	29.8	32.0	27.9	
2.5千人未満	57	1.8	0.1	0.7	0.8	0.5	1.9	0.8	0.8	
2.5千人~5千人	155	4.8	0.5	2.0	1.8	1.3	2.8	1.8	1.6	
5千人~1万人	519	16.1	3.1	7.4	6.3	4.6	7.8	6.9	6.5	
1万人~3万人	729	22.6	10.1	12.4	9.1	7.7	8.2	10.2	9.3	
3万人~10万人	388	12.0	16.9	9.5	6.3	4.2	5.7	7.5	6.2	
10万人以上	184	5.7	51.9	7.4	3.9	2.4	3.3	4.9	3.5	

(資料:1990年農業センサス)

表3 - 5 人口規模別振興山村各種指標

人口規模区分	市町村数	林野面積ゼロの市町村数	可住地率(%)	人口密度人/km2	林野率(%)	1人当たり林野面積(m2/人)	国有林率(%)	公有林率(%)	市有林率(%)	林野面積当たり林道延長(m/ha)
全国	3,226	149	32.6	331.7	67.4	2,032	29.7	12.5	55.9	4.8
振興山村	1,194	0	20.0	95.2	80.0	8,409	32.8	12.2	52.9	4.8
全部指定	522	0	14.4	21.5	85.6	39,902	41.5	12.8	43.4	4.7
2.5千人未満	142	0	8.6	12.6	91.4	72,445	31.5	16.1	48.5	4.9
2.5千人～5千人	192	0	12.4	18.5	87.6	47,249	43.5	9.2	45.1	5.0
5千人～1万人	158	0	16.8	25.0	83.2	33,332	40.4	15.8	42.0	4.8
1万人～3万人	29	0	19.5	29.5	80.5	27,244	54.1	9.7	34.6	3.9
3万人～10万人	1	0	21.5	37.3	78.5	21,024	38.8	3.4	57.8	2.3
10万人以上	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
一部指定	672	0	25.5	168.4	74.5	4,424	22.7	11.7	63.7	4.9
2.5千人未満	7	0	13.9	32.4	86.1	26,580	2.8	11.5	85.4	6.1
2.5千人～5千人	77	0	18.2	47.2	81.8	17,345	17.2	10.2	70.9	4.2
5千人～1万人	218	0	20.3	62.2	79.7	12,818	17.8	14.4	65.7	4.8
1万人～3万人	258	0	24.1	90.0	75.9	8,430	26.1	11.1	61.0	4.9
3万人～10万人	87	0	31.4	209.9	68.6	3,270	22.1	10.1	66.1	4.7
10万人以上	25	0	37.0	701.9	63.0	898	26.1	10.9	60.5	5.4
無指定	2,032	149	52.0	694.8	48.0	691	21.8	13.3	63.7	4.7
2.5千人未満	57	3	24.4	32.1	75.6	23,525	17.3	30.4	53.4	4.5
2.5千人～5千人	155	7	40.3	83.5	59.7	7,146	22.5	20.0	56.5	4.5
5千人～1万人	519	41	43.3	140.5	56.7	4,038	21.6	15.6	61.8	4.9
1万人～3万人	729	55	50.7	267.8	49.3	1,842	25.2	11.3	62.4	4.9
3万人～10万人	388	34	55.1	594.6	44.9	756	19.8	11.4	66.7	4.7
10万人以上	184	9	64.9	2,319.2	35.1	151	18.3	10.6	70.4	4.4

(資料：1990年農林業センサス)

(2) 国有林率別振興山村の森林概況

林野面積に対する国有林面積の比率(国有林率)別に集計した結果が表3 - 6～9である。全市町村を見ると、国有林率が50%以上である市町村数は294市町村であり、全部指定山村では140山村が該当する。全部指定山村で国有林率が50%以上の山村の総人口は78万人、林野面積は410万ha、国有林面積は299万ha、私有林面積は84万haとなっている。

表3 6 国有林率別振興山村の森林概況

国有林率区分	市町村数	人口(千人)	総面積(ha)				林道延長(km)	
			林野面積(ha)					
			国有林	公有林	私有林			
全国	3,226	123,033	37,095,486	24,999,899	7,420,926	3,134,594	13,982,573	119,451
振興山村	1,194	21,381	22,464,270	17,980,165	5,888,730	2,201,793	9,511,092	86,179
全部指定	522	2,403	11,193,292	9,584,394	3,980,862	1,223,508	4,163,385	45,398
10%未満	208	828	2,779,536	2,468,120	76,241	555,699	1,729,165	11,452
10～25%未満	77	275	1,170,514	1,058,476	186,094	127,671	700,069	5,791
25～50%未満	97	517	2,335,187	1,958,431	725,025	299,917	893,097	9,704
50～75%未満	79	451	2,622,969	2,179,398	1,372,509	158,206	627,716	10,305
75%以上	61	332	2,285,086	1,919,969	1,620,993	82,015	213,338	8,146
一部指定	672	18,978	11,270,978	8,395,771	1,907,868	978,285	5,347,707	40,781
10%未満	379	8,096	4,755,558	3,563,774	104,259	518,969	2,858,610	16,184
10～25%未満	137	4,851	2,375,128	1,803,549	312,657	202,072	1,247,386	8,980
25～50%未満	97	4,159	2,470,930	1,778,297	655,773	188,177	907,059	9,505
50～75%未満	47	1,722	1,296,068	963,198	603,204	54,641	295,842	4,348
75%以上	12	150	373,294	286,953	231,975	14,426	38,810	1,764
無指定	2,032	101,652	14,631,216	7,019,734	1,532,196	932,801	4,471,481	33,272
10%未満	1,545	80,350	8,451,076	3,531,584	72,830	530,423	2,874,224	16,460
10～25%未満	228	11,941	2,324,336	1,233,678	206,422	210,949	803,070	6,340
25～50%未満	164	5,555	1,833,081	1,002,914	360,456	122,740	508,895	4,977
50～75%未満	65	1,601	1,118,561	683,077	420,325	42,950	216,091	3,230
75%以上	30	2,205	904,162	568,481	472,163	25,739	69,201	2,265

表3 - 7 国有林率別振興山村の1市町村当たり森林概況

国有林率区分	市町村数	人口(人)	総面積(ha)					林道延長(m)	
			林野面積(ha)			国有林	公有林		私有林
			国有林	公有林	私有林				
全国	3,226	38,138	11,499	7,750	2,300	972	4,334	37,028	
振興山村	1,194	17,907	18,814	15,059	4,932	1,844	7,966	72,177	
全部指定	522	4,603	21,443	18,361	7,626	2,344	7,976	86,969	
10%未満	208	3,981	13,363	11,866	367	2,672	8,313	55,058	
10~25%未満	77	3,571	15,201	13,746	2,417	1,658	9,092	75,208	
25~50%未満	97	5,330	24,074	20,190	7,474	3,092	9,207	100,041	
50~75%未満	79	5,709	33,202	27,587	17,374	2,003	7,946	130,443	
75%以上	61	5,443	37,460	31,475	26,574	1,345	3,497	133,541	
一部指定	672	28,241	16,772	12,494	2,839	1,456	7,958	60,686	
10%未満	379	21,361	12,548	9,403	275	1,369	7,543	42,702	
10~25%未満	137	35,409	17,337	13,165	2,282	1,475	9,105	65,547	
25~50%未満	97	42,876	25,474	18,333	6,761	1,940	9,351	97,990	
50~75%未満	47	36,638	27,576	20,494	12,834	1,163	6,295	92,511	
75%以上	12	12,500	31,108	23,913	19,331	1,202	3,234	147,000	
無指定	2,032	50,026	7,200	3,455	754	459	2,201	16,374	
10%未満	1,545	52,006	5,470	2,286	47	343	1,860	10,654	
10~25%未満	228	52,373	10,194	5,411	905	925	3,522	27,807	
25~50%未満	164	33,872	11,177	6,115	2,198	748	3,103	30,348	
50~75%未満	65	24,631	17,209	10,509	6,467	661	3,324	49,692	
75%以上	30	73,500	30,139	18,949	15,739	858	2,307	75,500	

(資料:1990年農林業センサス)

表3 - 8 国有林率別振興山村の全国シェア

国有林率区分	市町村数	市町村数 (%)	人口(%)	総面積(%)					林道延長 (%)	
				林野面積(%)			国有林	公有林		私有林
				国有林	公有林	私有林				
全国	3,226	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
振興山村	1,194	37.0	17.4	60.6	71.9	79.4	70.2	68.0	72.1	
全部指定	522	16.2	2.0	30.2	38.3	53.6	39.0	29.8	38.0	
10%未満	208	6.4	0.7	7.5	9.9	1.0	17.7	12.4	9.6	
10~25%未満	77	2.4	0.2	3.2	4.2	2.5	4.1	5.0	4.8	
25~50%未満	97	3.0	0.4	6.3	7.8	9.8	9.6	6.4	8.1	
50~75%未満	79	2.4	0.4	7.1	8.7	18.5	5.0	4.5	8.6	
75%以上	61	1.9	0.3	6.2	7.7	21.8	2.6	1.5	6.8	
一部指定	672	20.8	15.4	30.4	33.6	25.7	31.2	38.2	34.1	
10%未満	379	11.7	6.6	12.8	14.3	1.4	16.6	20.4	13.5	
10~25%未満	137	4.2	3.9	6.4	7.2	4.2	6.4	8.9	7.5	
25~50%未満	97	3.0	3.4	6.7	7.1	8.8	6.0	6.5	8.0	
50~75%未満	47	1.5	1.4	3.5	3.9	8.1	1.7	2.1	3.6	
75%以上	12	0.4	0.1	1.0	1.1	3.1	0.5	0.3	1.5	
無指定	2,032	63.0	82.6	39.4	28.1	20.6	29.8	32.0	27.9	
10%未満	1,545	47.9	65.3	22.8	14.1	1.0	16.9	20.6	13.8	
10~25%未満	228	7.1	9.7	6.3	4.9	2.8	6.7	5.7	5.3	
25~50%未満	164	5.1	4.5	4.9	4.0	4.9	3.9	3.6	4.2	
50~75%未満	65	2.0	1.3	3.0	2.7	5.7	1.4	1.5	2.7	
75%以上	30	0.9	1.8	2.4	2.3	6.4	0.8	0.5	1.9	

(資料:1990年農林業センサス)

表3 - 9 国有林率別振興山村の各種指標

人口規模区分	市町村数	林野面積 ゼロの市 町村数	可住地率 (%)	人口密度 人/km2	林野率 (%)	1人当 り林野面 積(m2/ 人)	国有林 率(%)	公有林 率(%)	市有林 率(%)	林野面 積当 り林道 延長 (m/ha)
全国	3,226	149	32.6	331.7	67.4	2,032	29.7	12.5	55.9	4.8
振興山村	1,194	0	20.0	95.2	80.0	8,409	32.8	12.2	52.9	4.8
全部指定	522	0	14.4	21.5	85.6	39,885	41.5	12.8	43.4	4.7
10%未満	208	0	11.2	29.8	88.8	29,808	3.1	22.5	70.1	4.6
10~25%未満	77	0	9.6	23.5	90.4	38,490	17.6	12.1	66.1	5.5
25~50%未満	97	0	16.1	22.1	83.9	37,881	37.0	15.3	45.6	5.0
50~75%未満	79	0	16.9	17.2	83.1	48,324	63.0	7.3	28.8	4.7
75%以上	61	0	16.0	14.5	84.0	57,830	84.4	4.3	11.1	4.2
一部指定	672	0	25.5	168.4	74.5	4,424	22.7	11.7	63.7	4.9
10%未満	379	0	25.1	170.2	74.9	4,402	2.9	14.6	80.2	4.5
10~25%未満	137	0	24.1	204.2	75.9	3,718	17.3	11.2	69.2	5.0
25~50%未満	97	0	28.0	168.3	72.0	4,276	36.9	10.6	51.0	5.3
50~75%未満	47	0	25.7	132.9	74.3	5,593	62.6	5.7	30.7	4.5
75%以上	12	0	23.1	40.2	76.9	19,130	80.8	5.0	13.5	6.1
無指定	2,032	149	52.0	694.8	48.0	691	21.8	13.3	63.7	4.7
10%未満	1,545	148	58.2	950.8	41.8	440	2.1	15.0	81.4	4.7
10~25%未満	228	1	46.9	513.7	53.1	1,033	16.7	17.1	65.1	5.1
25~50%未満	164	0	45.3	303.0	54.7	1,805	35.9	12.2	50.7	5.0
50~75%未満	65	0	38.9	143.1	61.1	4,267	61.5	6.3	31.6	4.7
75%以上	30	0	37.1	243.9	62.9	2,578	83.1	4.5	12.2	4.0

(資料：1990年農林業センサス)

3. 山村地域の森林資源ポテンシャルと森林資源賦存量からみた資源活用の課題

中山間地域における森林の地形条件別分布状況によれば、亜高山帯以下で中傾斜程度の森林地域は50%以上存在し、場所によっては森林以外の土地利用のポテンシャルを有する森林地域が多いことが把握された。

一方、全部指定振興山村の森林資源賦存量をみると、森林面積は多いものの国有林の占める比率が42%に達している。一部指定振興山村の国有林の占める比率の23%に比べてほぼ倍近い森林比率となっている。全部指定振興山村が森林資源・森林空間・林地等の活用を検討する場合、国有林の利活用が大きなポイントとなると考えられる。

森林資源活用の視点は、木材資源、森林生態系、森林空間、林地などの森林資源のもつ多様な領域の魅力に着目する必要があると考え、奥地山村地域の立地条件からみても、県境、市町村境を越える広域な森林地域のポテンシャルを幅広い視点で捉える必要があると考えられる。

事例調査にみる交流・自然体験等の地域サービス活動の現状

1. アンケート調査からみた自然体験等^(注1)

本節は、山村振興法全部指定市町村 520 市町村を対象として、郵送、メールにより自然体験、森林・林業体験の実施状況の調査を行った結果の概要である。対象市町村数 520 市町村のうち 168 市町村から回答があった。自然体験・森林・林業体験等についての回答市町村数は 47 町村であり、回答市町村数に対する比率は 28%となっている

自然体験・森林・林業体験は、幅広い年齢層を対象とした学習・体験型のツーリズムとして広まりつつある。市町村の森林地域を対象に、森林生態系、森林空間、木材加工、特用林産物生産等の山村での体験を目的とした様々な活動が多様なプログラムで構成されている。

(1) 自然体験・森林・林業体験の状況

アンケート調査が森林・林業体験だけではなく、自然体験全般にわたって体験プログラムの有無とその内容、年間参加者数を聞いているため、キノコ狩りから炭焼き体験、天体観察まで広範囲なものとなっている。表 3 - 1 は、アンケート結果の詳細である。回答市町村数は 47 市町村であるが、1 市町村から複数のプログラムを挙げている場合もあり、体験プログラム件数としては 68 件のプログラムが寄せられた。

なお、表中の区分は、体験プログラムを次のように区分したコードである。

1. 自然体験
2. 林業体験
3. 修学旅行
4. 展示館
5. 山村留学
6. 木工、炭焼き、クラフト
7. ボランティア
8. 植樹祭
9. 散策・ツアー
10. 環境教育
11. その他

また、主体区分は、プログラムの実施主体を次のように区分したコードである。

1. 自治体
2. 民間
3. NPO
4. 森林組合
5. その他

(注1) 本稿は、平成 14 年度森林整備計画策定調査報告書(林野庁平成 15 年 3 月)より引用加筆したものである。

表3-10 自然体験、森林・林業プログラムのアンケート結果

名 称	実施主体	参加人員	内 容
山村留学制度	地区、学校	5	都会の小学生
白滝村民植樹祭	村	50	植樹祭、緑化運動
自然歩道を歩こう	村	100	散策
白滝村きのこと教室	村	50	きのこと栽培の普及
親子自然教室	町	100	森林でのキャンプ
修学旅行の受け入れ	民宿組合	100	昭和年代からの取組
自然体験活動	新潟県立浅草山		宿泊型、日帰り型の自然体験活動
環境学習プログラム	麓エコ・ミュージアム	500	動植物観察、トレッキング、工作など
雪国教室	入広瀬村観光協議会	500	スキー体験、そば打ち、わら細工
遊木の里	遊牧民倶楽部	500	炭焼き体験、雪山遊び、クラフト、森林教室
森林体験ツアー	ライウッド	160	都市部を予定
木工体験	各種団体	120	体験施設を利用した木工
自然体験活動	民間	17,163	犬ぞり、カヌー、ラフティング
直産住宅ツアー	村	30	施主、施工者、生産者
農作業体験ツアー	村	300	農作業、農産加工などの体験
大豆応援クラブ	村、地区公民館	50	大豆の作付けから収穫まで
青空教室	加茂町林業緩急	60	小学生を対象とした森林学習など
交流キャンプ	町	130	小学生を対象とした農林業体験
文化伝習館	町	60	木工教室、陶芸教室
雪の学校	雪の学校実行委員会	60	野生動物観察、森林体験、地元との交流会
森林ボランティア	森林組合	50	広葉樹の植栽
修学旅行林業体験	民間（ペンション）	100	林業体験
林間学校	付知森林組合	1,115	小中学校の林間学校
源流の森づくり	村	200	植樹、下刈り、森林教室、ネイチャーゲーム
ふるさとの森づくり	町	60	町有林への植樹
ふるさと水回廊	五ヶ瀬水回廊倶楽部	190	6万本のサクラ植樹運動
森林体験活動研修会	町	30	小学生を対象とした枝打ち体験
林業体験	村、民間会社	15	間伐、枝打ち
炭焼き体験	村、財団法人	30	
木工細工体験	財団法人	990	
木工教室	第3セクター	450	家族を対象とした木工体験
大倉山葉山塾	教育委員会	50	小学生を対象とした自然体験学習
遊歩道の樹木調べ	村	10	小学生を対象にした樹木名の指導

名称	実施主体	参加人員	内容
こども葉っぱ判定士	町	50	小学生を対象とした環境教育
やしま子ども自然体験村	実行委員会	20	自然体験、農業体験、山村生活体験
木工体験学習	村	100	子ども会、小学生の学習体験
森林感謝祭	町	280	植林、間伐体験、交流
森林ふれあい体験	村	7,000	都市住民による植林、育林、野外教育学習
里山林オーナー	村	20	都市住民による森林体験（オーナー事業）
炭焼き体験	民間	40	小中学生を対象
森林学習展示館	町、緑のまちづくり	5,000	
植樹ときのこ会	協議会、少年自然の家	150	植樹祭、キノコ駒打ち体験
自然楽遊隊	少年自然の家	50	森林レクリエーション、農業体験、林業体験
森林体験学習	町	50	小学生高学年を対象に親子体験
修学旅行	民間	10,000	修学旅行の受入れ。林業、農業体験プログラム
炭焼き体験	村	45	一日擬似体験
自然体験	町	4,380	林間学校の受け入れ
森林塾きこり学校	やまびこ館	20	間伐指導
親子できのこ山	やまびこ館	20	きのこ原木切り出し、駒打ち
炭づくり体験	NPO	60	炭焼き体験、うどんづくり
森と水	町	60	源流を訪ねる沢登り
エコミュージアム	町・センター	647	みどりの少年団の受入れ、研修、地層観察など
森の学校	町	50	フィールドワーク、一般、ジュニア層
エコミュージアム体験教室	町・センター	230	地層観察、ラフティング、冬遊び、きのこ狩
リングスの集い	林業グループ	80	木工、森林ゲーム
木匠塾	木匠塾	100	森林アカデミー
森林交流体験	村	300	間伐体験、交流会
炭焼き体験	小学校	100	
木の実工作会	村、ボランティア	100	小物づくり
森のお話会	ひまはりの会	100	森林公園での手づくり紙芝居、絵本読み聞かせ
山菜料理教室	村	30	
森林公園イベント	森遊び倶楽部	70	植樹、きのこ駒打ち、きのこ狩
自然学校	教育委員会	50	自然散策、ツル細工、動植物学習
つちのこ体験	町	30	森林浴
やまあいクラブ	町	500	一般を対象
林業体験	NPO	100	森林ボランティアを対象
植樹祭	町、森林組合	34	中学生を対象にした植樹など

(2) 実施主体別・プログラム種類別件数

表3-11は、実施主体別、プログラム種類別にみたプログラム件数の集計結果である。木工・炭焼き等の林業関係クラフトが最も多く17件であり、次いで林業体験が10件、植樹祭が5件と、林業関係体験、木工・炭焼き等林産物クラフトを合計して32件と多くなっている。また、散策ツアー、自然体験がそれぞれ7件、環境教育が6件、修学旅行が5件と、自然観察・体験型プログラムが合計して25件と次に多い。

実施主体では自治体が最も多く、合計で44件と大半は自治体であり、中でも木工、炭焼き等の林産物クラフトが多い。民間が全体で24件であるが、NPO、森林組合を除いた民間主体では、やはり木工関係が多いが、修学旅行の受け入れが3件と他よりも多い。

表3-11 実施主体別プログラム別の実施件数

(単位：件)

プログラム	自治体	民間	NPO	森林組合	その他	合計
自然体験	6	1	0	0	0	7
林業体験	6	2	1	0	1	10
修学旅行	1	3	0	1	0	5
展示館	1	0	0	0	0	1
山村留学	0	1	0	0	0	1
炭焼き・クラフト	10	4	2	0	1	17
ボランティア	2	0	0	1	0	3
植樹祭	4	0	1	0	0	5
散策・ツアー	5	1	0	0	1	7
環境教育	5	0	0	0	1	6
その他	4	1	1	0	0	6
合計	44	13	5	2	4	68

(資料：「平成14年度森林整備計画策定調査報告書」より作成)

(3) 実施主体別・プログラム種類別参加者数

表3-12は、実施主体別、プログラム種類別にみた参加者数の合計である。回答町村での総参加者数は5万4千人余りとなっている。

実施主体別の参加者数をみると、自治体が21,713人/年、民間が28,913人/年と他の主体をはるかに上回っている。プログラム種類別の参加者数では、散策ツアーが最も多く16,683人、次いで修学旅行の11,962人、自然体験の11,671人の順になり、展示館が5,000人、木工・炭焼等クラフトが2,805人となっている。展示館などは、自治体が主体となっている典型的な事例であり、回答数は1件だけであったが参加者数は当然多くなるものと推定される。

自然体験プログラムでは圧倒的に自治体主体の参加者数が多く、未だ民間ベースでの事業化は難しそうである。一方、修学旅行は圧倒的に民間ベースであり、森林組合も一部ではあるが実施している。木工、炭焼き等の林産物クラフトでは、民間にも一部見られるが、自治体・NPO主体が多い。散策・ツアーも圧倒的に民間での参加者数が多い。これらの結果をみると、民間が主体となる場合にはプログラムの採算性が明らかであり、修学旅行、散策・ツアーが現段階では事業化の可能性が高いと言える。

表3-12 実施主体別プログラム種類別の参加者数

(人)						
プログラム	自治体	民間	NPO	森林組合	その他	合計
自然体験	11,611	60	0	0	0	11,671
林業体験	620	85	100	0	160	965
修学旅行	647	10,200	0	1,115	0	11,962
展示館	5,000	0	0	0	0	5,000
山村留学	0	5	0	0	0	5
炭焼き・クラフト	1,035	600	1,050	0	120	2,805
ボランティア	620	0	0	50	0	670
植樹祭	540	0	190	0	0	730
散策・ツアー	470	17,163	0	0	50	17,683
環境教育	660	0	0	0	100	760
その他	510	800	100	0	0	1,410
合計	21,713	28,913	1,440	1,165	430	53,661

(資料：「平成14年度森林整備計画策定調査報告書」より作成)

(4) 実施主体別、プログラム種類別プログラム1件当たり参加者数

表3-13は、実施主体別、プログラム種類別にみたプログラム1件当たりの参加者数である。

展示館は除いて、プログラム1件当たりの参加者数が最も多いのは民間の散策・ツアーであり、年間17,163人となっている。次いで、民間の修学旅行受け入れが3,400人、自治体の自然体験が1,935人、森林組合の修学旅行受け入れが1,115人、自治体の修学旅行受け入れが647人、NPOの木工・炭焼き等が525人の順番になっている。自治体が行っているボランティアの受け入れも310人と全体から見るとそう多くはなっていない。これら以外は、民間のその他の800人を除いて、数10人から100人規模であり、未だ小規模な活動に止まっている。

表3 - 13 実施主体別プログラム種類別プログラム1件当たり参加者数

(単位：人/件)

プログラム	自治体	民間	NPO	森林組合	その他	合計
自然体験	1,935	60	0	0	0	1,667
林業体験	103	43	100	0	160	97
修学旅行	647	3,400	0	1,115	0	2,392
展示館	5,000	0	0	0	0	5,000
山村留学	0	5	0	0	0	5
炭焼き・クラフト	104	150	525	0	120	165
ボランティア	310	0	0	50	0	223
植樹祭	135	0	190	0	0	146
散策・ツアー	94	17,163	0	0	50	2,526
環境教育	132	0	0	0	100	127
その他	128	800	100	0	0	235
合計	493	2,224	288	583	108	789

(資料：「平成14年度森林整備計画策定調査報告書」より作成)

2. 自然体験、森林・林業体験の事例

【事例1】秋田県矢島町「やしま子ども自然体験村」

小学5年生～中学3年生までを対象とした13泊14日の長期滞在型の山村・自然体験プログラムであり、毎年7月28日～8月10日まで実施されている。2週間に亘る山村滞在型のプログラムであり、他に例をみない長期の滞在が好評を博している。主催は、やしま子ども自然体験村実行委員会、秋田県矢島町教育委員会が行っている。参加費は、小中学生とも1名6万円と比較的手頃な価格帯を設定している。

【事例2】新潟県立浅草山麓エコミュージアム自然学校

新潟県入広瀬村にある、新潟県立の自然学校である。環境学習を中心としたプログラムが用意されている。前述の長期滞在型プログラムとは異なり、短時間に自然を観察し学習することができるような日帰り、簡便型のプログラムとなっている。宿泊、滞在を希望する場合には、入広瀬村の宿泊施設が紹介される。

【事例3】北海道中川町「森の学校」2002秋

北海道中川町で実施されており、平成12年の秋から秋と冬の年2回実施している。主催は中川町であり、北海道大学中川研究林がフィールドとなっている。講師は、北海道大学中川研究林、北海道林業試験場の研究職と町役場職員があたり、一般人の大人を対象に実施されている。3泊4日の下記のようなプログラムであり、林業実習・見学から自然、天体、野生動物、地層観察まで専門性の高い分野にまで踏み込み、専門の研究者がインタープリターとなっている。

中川町エコミュージアムセンターは、自然史博物館と研修施設を併設した公共の施設であり、アンモナイト、海生ほ乳類の化石等の展示を行っている。

【事例4】奈良県川上村のプログラム

川上村は、吉野林業地域として歴史のある林業地域である。川上村における森林・林業・自然体験プログラムは下記のとおりである。

木匠塾の開催 木匠塾は、「都市山村交流促進対策事業」の一貫として、1991年の岐阜県高根村に始まり、加子母村、秋田県角館町、奈良県川上村等で開催されている。建築関係を学ぶ大学生を対象に森林・林業・林産業の実態を学ぶことを目的として、現地に滞在しつつ実習する実習学習形態をとっている。平成14年には川上村木匠塾が開かれ、8月4日～10日までの6泊7日で開催された。

山の学校達ちゃん 自然観察指導員の辻谷達雄氏が私的に開催している自然体験プログラムである。年14回川上村をフィールドに林業から植物観察まで幅広いプログラムを提供している。辻谷氏は山仕事が50年以上のベテランで著書に「山が学校だった」(洋泉社)がある。プログラムは日帰りプログラムであり、一回の参加者数が30名～50名、参加費は大人1,000円、子ども500円となっている。

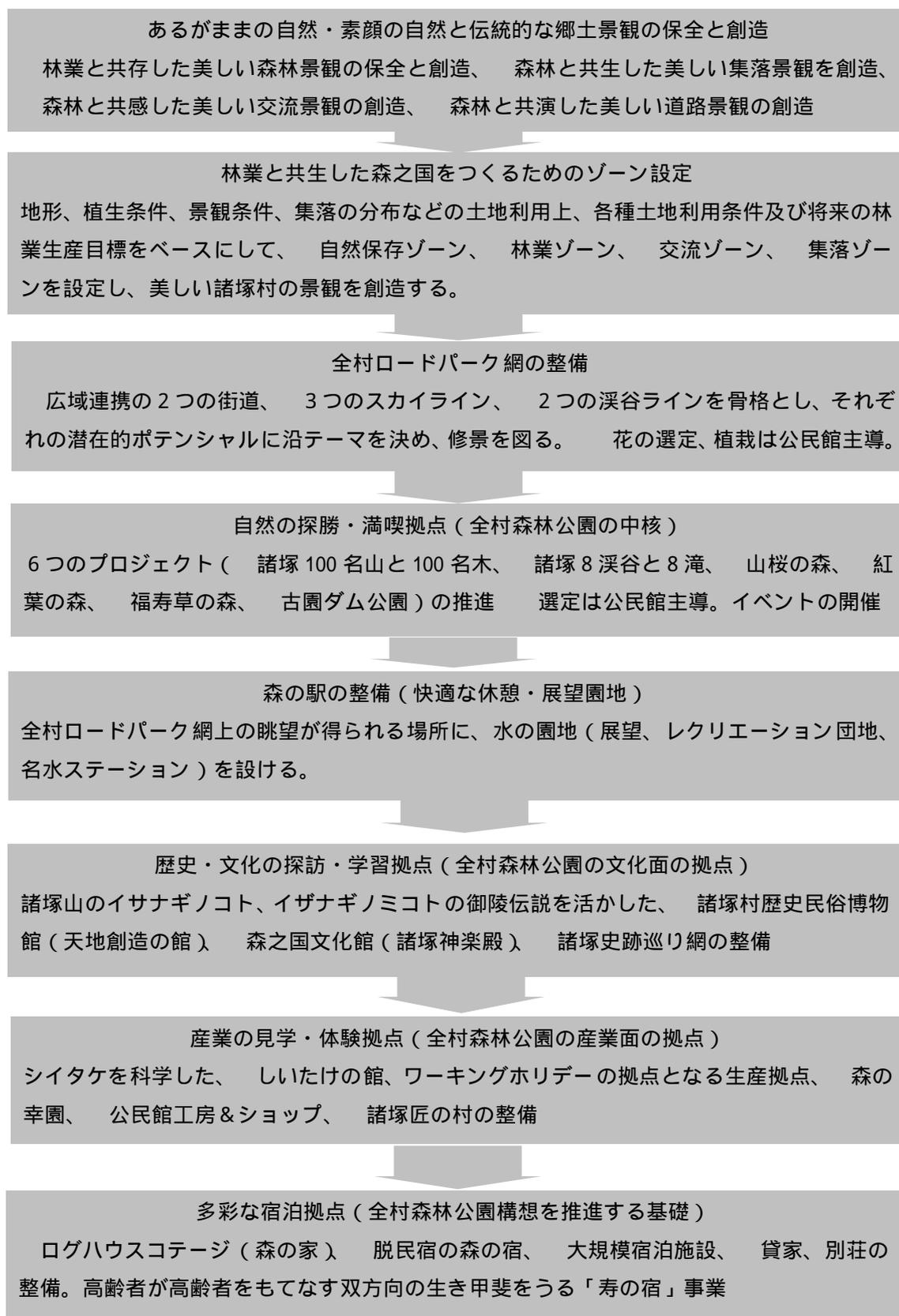
森と水の源流館 (財)吉野川・紀ノ川源流館が運営している施設であり、昔の暮らしの展示、林業・森と水等の学習ができる体験教室がある。

【事例5】諸塚村全村森林公園化構想

宮崎県諸塚村は、山村振興、林業振興のモデル的地域に挙げられるなど耳川流域の林業山村として全国的に知られている。諸塚村の人口は、平成14年現在2,771人であるが、高齢化の進行に伴う自然減と若者の村外流出が続いており、将来は1,800人規模まで人口が減少すると予想されている。また、観光資源に乏しいこともあって、観光入り込み者数は極めて少なく、いわゆる交流人口が少ない状況が続いていた。そこで、林業と交流産業との複合経営を目標とした構想を策定して実施に向けた取組を開始した。

諸塚村の林内路網密度がhaあたり約50mにも達し、村内のあらゆる森林へのアクセスが可能となっている点、開村の歴史が古く神代にさかのぼる伝説がある点、村内に点在している集落を束ねる公民館活動が盛んで住民参加型の交流活動が可能などに着目して、地区公民館が運営する地区別公園構想を策定して、交流人口の増加による新たな振興計画を進めることにしたものである。構想自体のもつ具体的な地域自立性のあり方、経済効果、財政負担等はこの計画からは把握できない。地域自立的な活動の社会的、経済的、環境的效果について、もう一步踏み込んだシナリオが必要かもしれない。例えば、地域活動とそれを支援する行政活動が、将来的に地域にどのような効果をもたらすのか、財政・経済面での長期的効果、地域自然・森林環境の向上の効果、都市との交流の価値等々に関して活動の進展とともにどのように変化するか等を描写することによって、地域住民、都市市民への説得性が増すと考えられる。

図3 - 1 諸塚村全村森林公園化構想



3. アンケート結果にみる活動実態と評価

アンケート結果からは、予想していたよりは自然体験、森林・林業体験プログラムが少ないという感想である。アンケートの対象市町村は、山村振興全部指定市町村であり、我が国の奥地山村を代表する市町村であることから、平成元年前後から始まる自然環境ブームでほとんどの山村が何らかの体験プログラムを実施しているのではないかと想定していたが、実態としてはどうやら端緒についてこれからどうするかを検討する段階ではないかと思われる。

体験プログラムの実施主体をみると、明らかに自治体主体のプログラムが多く、民間では採算ベースに乗る範囲でしか実施されていない。修学旅行の受け入れ、散策ツアー等である。自治体主体のプログラムが、町や村の紹介・宣伝の域を未だ出ず、プログラム自体が商品化可能な段階には至っていないと考えられる。また、NPOが主体となったプログラムも幾つかは回答があったが、いずれも参加者数が少なく、採算ベースにまではほど遠いと言わざるを得ない。

事例からプログラムの特性をみると、一つは、展示館・ミュージアムを中心としたプログラムである。北海道中川町、新潟県入広瀬村エコミュージアム、奈良県川上村源流館等の事例では、展示館を中心とした広範囲な自然体験型プログラムがある。短期滞在あるいは日帰り型等の短期型のプログラムで構成されており、展示館のソフト版とも言えるプログラムである。

一方、個人の林業家や自然愛好者・研究者が独自の体験プログラムを実施している事例もある。ペンション、民宿のオーナーが年間のイベントとして企画するプログラム等もこのタイプに属する。アンケート調査結果ではほとんど見られないが、実態としてはかなりのプログラムがあるのではないかと推測される。例えば、溪流釣りを兼ねた少人数での自然体験、炭焼き体験、キノコ狩り・栽培体験等かなり多様なプログラムが想定される。

諸塚村の全村公園化構想は、これ自体は体験プログラムとは言い難いが、都市との交流を図り交流人口を増やすことによって、これまでの観光地とは異なる新たな交流システムを形成したいという意図が汲み取れる。有名林業地域、戦後の林業地域の多くは、あまり観光事業に熱心ではなく、どちらかと言えば敬遠してきたといえる。勿論、奈良県吉野のように歴史的な観光地もある。林業地域は、人工林比率が高く、景観があまり良くなく、いわゆる観光資源に乏しい地域であったことも観光事業に対する熱意が低かった原因でもあろう。諸塚村は、我が国有数の戦後林業地域であり、これといった観光資源もなく、これまでは観光事業とはほとんど縁のない地域であった。高齢化、人口減少といった将来状況を想定すると、林業だけではなく、これまでの社会資本を最大限活用し、かつ、林業集落間のアクセスの利便性を最大限有効に活用した村全体の体験プログラムソフトの商品化の必要性の認識からこの構想が誕生したと考えられる。

このプログラムには、体験プログラムだけではなく、マルチハビテーション(半定住)、定住も含めた広範囲なプログラムで構成されている。長期的には村全体の土地利用そのも

のを組み替えることも視野に入れて、戦略的計画を策定すると、将来の課題がより明確になり、説得性も増すのではないかと考えられる。

アンケート調査結果だけでみると、個々の地域の特性を考慮したそれぞれのソフト開発が見られるが、いずれも長期的視点からの構想、我が国全体の中における地域の将来的位置づけ等の戦略的視点がなく、短期的あるいは中期的レベルに止まっている感が拭いきれない。特に、自治体主体のプログラム、ソフト開発であればあるほど長期的戦略が必要となると考えられる。

森林資源を活用した地域振興のあり方

1. グランツーリズムの論点^(注1)

(1) 「観光立国」への課題と社会的・経済的効果

2004年7月に「レジャー白書 2004 特別レポート グランツーリズム もう一つの観光立国」が発表された。特別レポートという副題を付けている理由は、従来の余暇行動に関する分析報告に加えて、「観光立国」としての我が国のあり方について論述したレポートを付加したことによる。レジャー白書としては極めて異例であり、将来の我が国における余暇行動のマクロな方向性をみる上で参考となる点も多い。

「観光立国」の口火は、経団連が2000年10月にとりまとめた「21世紀のわが国の観光のあり方に関する提言」であり、2002年には国土交通省が「グローバル観光戦略」を公表、2003年には首相決裁による「観光立国懇談会」が設立され、2003年7月には「観光立国行動計画」が策定されている。

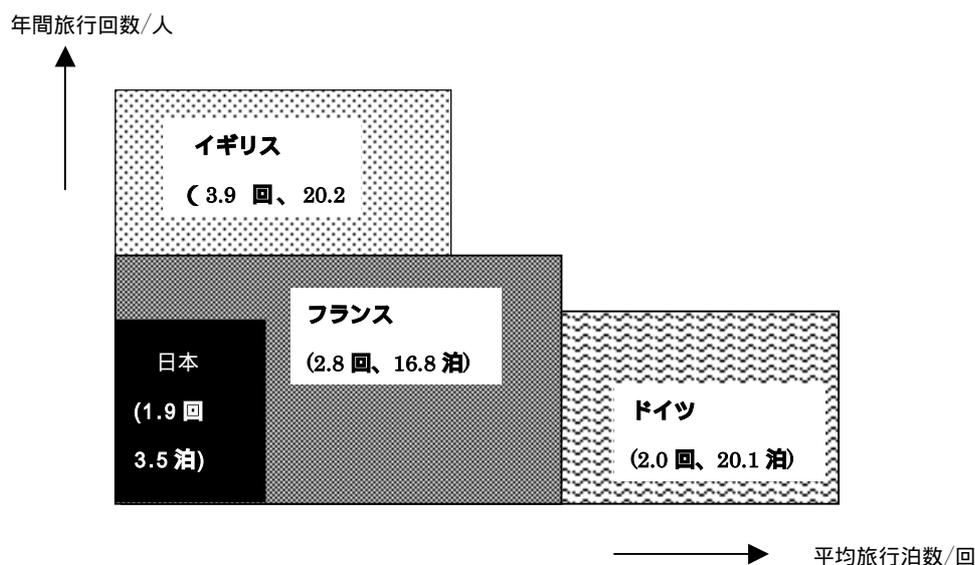
今、何故「観光立国」かについては様々な議論があるが、一言で言えば「ツーリズム」が将来のリーディング産業の一つとなりうるということであろう。世界規模でみると、2001年の全観光産業の規模は、関連産業、関連投資、税収まで含めて世界のGDPの10.7%に相当する3兆4,971億米ドルにまで達している。レジャー白書の特別レポートにあるグランツーリズムとは、「18世紀、イギリス貴族の子弟たちが、世界的教養を身につけた国際人になることをめざして、文明の先進地、イタリアやフランスに長期にわたってでかけた「大修学旅行」」のことであるという。18世紀のイギリスは、スペイン・フランスとの長期の戦争、世界に冠たるイギリス海軍の誕生のように、世界の覇権を掛けた競争時代の真っ只中にいた。一方では、貴族がこぞって風景庭園に懲り、庭園改修のために領地内の山村集落の移転まで行ったという記録もある。現在のイギリスの田園風景の大半はこの時代に創出されたものであるとあって過言ではない。19世紀に入ってから、農業不振に陥り、19世紀末には農村の疲弊が甚だしく、都市住民の間での農村賛美の思想がブームとなっていく。18世紀のヨーロッパ全土での旅行ブームはイギリスだけではない。モーツァルトにしてもパリ・イタリアに大旅行し、ゲーテの泊まったホテル等は今でも人気のホテルの一つである。また、フランス、イタリア、オーストリア、ドイツ、チェコ等における現在の避暑地・避寒地はこの時代の産物でもある。

しかし、白書では、こういった世界的傾向の中でわが国だけが貧しい休暇日数しかとれず、これまでの「団体仕様」の旅行から「個人仕様」の旅行への切り替えがうまくいっていないことを最大の課題として指摘している。

(注1) 「レジャー白書 2004」((財)会経済生産性本部 2004.7)を参考にした。

図3-2は、一人あたり年間宿泊日数の国際比較である。イギリスでは20.2泊、ドイツで20.1泊、フランスで15.8泊に対してわが国ではわずか3.5泊に過ぎない。盆暮れの休暇を入れても年に4日以上連続休暇を一度もとれなかったという人が34%にも達するというデータもある。

図3 2 年間宿泊日数の国際比較



(資料：「リゾート白書 2003」(リゾート事業協会))

「レジャー白書 2003」では、「休暇改革はコロンブスの卵」というレポートが発表されている。このレポートでは、わが国の常用雇用者4,600万人が一人あたり未消化の有給休暇9日を全て消化すると仮定したときの経済波及効果・雇用創出効果を算定している。経済効果は11兆8千億円、雇用創出効果は148万人と予想される。

平成13年の余暇市場総額83兆円の14%、同年の失業者数340万人の44%に相当する膨大なものである。

また、こういった経済効果とは別に下記のような副次的効果が大きいとしている。

新たな時間の獲得は「自分投資」(生涯学習などへ)を加速させる。

時間の一部は、地域の町づくりや環境保全、介護・ボランティア活動への参加など「社会投資」に向けられる。

「社会投資」は社会的費用の低減につながる。

(2) 近年の旅の動向と特色

「近年の旅の動向と特色」として、以下の4つの旅の傾向があると指摘している。

自然志向 日本人の8割が都市型居住となり自然と切り離された日常生活をしていること

- 健康志向 世界一の速さで進む高齢化を背景としていること
- 能力向上志向 経済・雇用が不安定な中で、自分の「能力」に対する自覚が高まっていること
- 交流志向 これまでの職場社会や地縁社会に偏重した人間関係から、趣味やテーマによる多様な仲間づくり・交流が求められること

こういった新たな旅の傾向に対して観光地に求められる対応は以下のようなものである。

生活体験型の旅へのサポート

- 旅行者の旅先での「生活」を総合的にサポートするような仕組みづくり
- 従来の名所旧跡に依拠した大量集客型で非日常型の旅ではなく、地元の人々の日常生活を共有する旅
- 観光客の滞在スタイルをトータルにサポートする体制
- 周辺地域へのさまざまなエキスカーションがチョイスできる旅行商品開発
- 訪問客個々人の「テーマ」を活かす
- 地域のテーマ（歴史・文化・民族・祭り・建物・景観等々）とこれらをベースにした体験・学習といった多様なアクティビティ・プログラムを用意する
- 来客者のセグメント（属性）に応じた多様な供給を可能とする体制整備
- 地域の人々との交流をサポートする
- 従来のような観光エリアと生活エリアが隔離されている状況をやめる
- 経済性（リーズナブル）を重視する
- 一点豪華主義型から「安上がりの旅を何度も」型へ
- 旅慣れが進み、旅が日常化している
- 経済的な旅のメニューを増やし、人々の選択肢を拡大すること
- 地域主導型観光（地域からの直接的な情報発信）
- 地域全体が旅行エージェントに過度に依存し、自ら観光客誘致に努力するという体質が失われた地域からの適切な情報が提供されれば、旅はますます多様化・個性化の傾向を強める

(3) 新たな旅のスタイルとその動向

新たな旅志向について、アンケート調査から以下の4つの志向性の近い集団（クラスター）に分析整理している。クラスターは新たな観光市場として着目すべき層という観点から産業戦略の上でかかすことができない要素の一つである。

文化・体験志向派

- 歴史遺産をみる、ものづくりの現場を訪ねる等、文化・体験志向の強いグループ
- 50代の男女
- のんびり・癒し派

のんびり連泊の旅、温泉旅など癒し（健康）旅を求めるグループ
 アウトドア・アクティブスポーツ系の志向は乏しい
 50代・60代で、特に女性に多い
 アウトドア・アクティブ派
 キャンプ、サイクリング・ツーリング、スポーツ観戦などを楽しむグループ
 文化体験への志向は乏しい
 10～30代までの若い世代、特に30代のファミリー世代に多い
 旅行無関心派
 全体にどのような志向の旅にも関心の薄いグループ
 70代以上の高齢者に多い

概ね性別、年齢別に旅の志向性は変化し、70代以上になると無関心になる傾向が強い。
 レポートでは旅慣れた人を「トリガー層」として、潜在的な旅需要を分析している。
 「トリガー層」の定義は下記のとおりである。

図3 - 3 トリガー層の定義

【条件1】 旅の志向性に係る下記の7項目のうち5項目以上に該当する
 自分住む地域も観光客の受け入れを積極的に進めれば良いと思う
 機会があれば外国人観光客の案内などをしてあげたいと思う
 自分や仲間うちで旅の企画・手配をしたいと思う
 安上がりの旅を何度も楽しむのが良いと思う
 旅の訪問先は自分の関心や興味を基準に選ぶ
 旅先ではなるべく土地の人との会話・交流を楽しみたいと思う
 料金が安いオフシーズンに旅行したいと思う

加えて（AND）

【条件2】 昨年1年間に少なくとも1回は海外旅行に行った
 又は（OR）
 昨年1年間に2回以上の国内旅行に行った

（レジャー白書2004から引用）

トリガー層が今後希望する旅スタイルの上位は下記のとおりであった。

客船でのクルージング

ワールドカップ・大リーグなどスポーツ観戦

温泉に3泊以上

農山漁村を訪れ、農体験や土地の料理を楽しむ

ふだん行けないような大自然を体験

世界遺産など人類の誇る自然・文化遺産を訪ねる

心や体を癒したり健康を増進する

(4) 新たな旅を普及させるための条件と課題

以上のような新たな旅スタイルを普及させるための条件を下記のように整理している。新たな旅の普及には、かなりまとまった「自由時間」を必要とする。このため休暇環境の抜本的な整備、改革が重要である。

団体ではなく仲間や家族、個人など「個人仕様」「家族仕様」の旅の増加に伴い、個々人の趣味やテーマを満たす、様々な仕組みづくりが重要となる。

テーマ性の強いエコツーリズムやグリーンツーリズム、産業観光などの新たな観光づくりのためには、地域が資源性やテーマ性について、きちんと認識し、これらを編集する新たな商品づくりの視点が重要である。

テーマをきちんと伝え、観光の魅力を高めるために、ガイド・インタープリターなど、観光人材の開発が重要である。

地域の人々と旅行者が気軽に交流できる拠点やイベントなどの機会を積極的に設け、旅行者が地域と頻繁に交流する仕掛けが重要である。

旅行者ニーズに沿ったセグメントされた的確な情報を整備し、地域自らが旅行者に発信することが重要である。

受け入れ地域が旅行者の「滞在（生活）」をトータルにサポートできる各種のサービス（産業）供給のためのネットワークを構築すること。

以上の条件を考慮して、新たな旅（グランツーリズム）を推進するための課題を下記のように整理まとめている。

時間環境づくり

年次有給休暇の取得に係る制度的、組織的課題であるが、学校休業についても言及している。休暇取得に関する問題の多くは制度設計にかかっていると見て良い。

個人仕様・家族仕様の旅に対応する新たな施設やプログラムの開発

団体仕様の旅が経済的にも優遇されており、例えば団体旅行の交通費・宿泊費は驚くほどの低価格であるのに対して、個人仕様、家族仕様の旅は割高となり、時には団体仕様の費用の数倍にまで達する。交通費の往復割引運賃制度の拡充、宿泊費のプランづくり等、解決すべき課題は多い。

地域の魅力あるツーリズム資源の発掘・活用

新たな旅スタイルに対応した商品化の課題であり、資源評価、マネジメント、マーケティング等の課題が挙げられる。

多様な「テーマ」に対応できるプログラム・メニューづくり

テーマ連携による観光地域間のネットワーク化

磨かれたテーマを活かす、活用手法・表現手法の開発

テーマにある種のストーリー性を付与し、環境客に発信できる仕組みづくり

市町村の枠を超えて、広域で連携して資源の活用を図る広域連携の手法

広域連携にとって「街道」「鉄道」「海路」といった交通体系が重要

飛び地間の連携（テーマ連携）国内、海外等

地域グループ・団体が他地域とネットワーク状に交流関係を築く

新たなツーリズムを支える「人づくり」

「知」の探求がツーリズム

リピーターが最大顧客

ガイド・インタープリターの養成

地域住民のオープン・マインドが前提条件

地域主導の複合型観光産業（観光クラスター）づくり

従来は都市側のニーズに沿った旅行商品を企画「発地型」

これからは、地域自ら資源を発掘・評価し、都市側に伝え観光誘客「着地型」

2. グランツーリズムの山村・森林資源への適応

(1) 山村の街づくりの長期的・継続的取組

「レジャー白書 2004」の特別レポートは、従来の旅行に対する国民の志向が、バブル経済以後 10 年を経過して明らかに変化しつつあることを分析報告している。文化・体験派、癒し・健康派、アウトドア・スポーツ派という大きく 3 種類に分類されるマーケットニーズ、中でも旅が日常化し、旅慣れた「トリガー層」が大多数を占める状況が想定される場合の新たな旅のスタイル、新たな旅の推進のための 6 つの課題等により、新たな旅のイメージを形成している。

しかし、現実的に観光産業が抱えている問題は極めて大きい。巨大化した観光企業の整理・倒産が相次ぎ、全国の観光地・リゾート地では廃墟と化した巨大建物が今もなお放置され、第 3 セクターによるスキー場・ゴルフ場経営が破綻の淵にあり、ペンション・民宿の転廃業の数は膨大となり、国内旅行よりは海外旅行の方が格安で魅力ある商品が多く、休暇日数は経済不振のため取りづらい状況が長引いている等々、国内の旅を取り巻く環境はなまやさしいものではない。こういった、現実の社会・経済状況の変化と新たな旅の将来ビジョンとをどのようにつなげて行くかは、このレポートでは何も示されていない。

一方、わが国の観光資源についても、資源の価値をどのように評価すべきか、あるいは資源価値をどのように考えるべきかについての言及もなされていない。例えば、ヨーロッパの観光資源をみれば、古くはギリシャ・ローマの古代遺跡、中世の城郭・寺院・街並み等がヨーロッパの至るところに存在し、保全・整備され、片田舎にまで及んでいる。米国では、こういった歴史的遺産がないため、テーマパーク、自然資源の価値を追求し、楽しく快適な空間における生活イメージを極限まで高めている。

わが国では、歴史的遺産が地域的に保全・整備されている地域は、ヨーロッパに比べてほとんどないに等しく、僅かに京都、奈良等である。山村、田舎に至っては、ほとんど歴史的価値はヨーロッパに比べてかなり見劣りがし、自然環境のテーマ性にしても米国に比べるとスケールが小さい。山村集落の街並みでは、世界遺産に指定されている白川村ぐらいであろう。大方の山村集落の街並みは、昭和40年代以後、バブル経済時期までに建てられた安普請の家屋が、不統一に道路端、河川端に軒を連ねる。どこにテーマ性を持たせることができるのであろうか。美しい農村景観のかけ声はあるが、今もって農村で建てられる納屋や小屋は、波板で屋根を葺き、新建材のサイディングで壁を覆う有様である。群馬県吾妻川の上流域から長野県にかけた国道144号線沿いは、ロマンチック街道としてドイツのロマンチック街道にならって名付けられた。だが、ドイツのロマンチック街道とは似ても似つかない道である。

このように、わが国の山村の建物、街並みからは、歴史的・文化的価値を見出すことが期待できないのが実態であろう。そのため、新たな旅の対象としての山村風景は、新たな旅のスタイルに相応しい風景をこれから創造していく必要がある。森林とのふれあい、森林資源を活用した旅のスタイルのあり方を検討する前に、人が山村で滞在（生活）したくなる生活環境づくりが必須条件となる。しかし、短期的にこういった町づくりを実現することは難しく、恐らくこれから半世紀あるいは1世紀を要する大事業である。山村の人口は確実に今よりは減少するし、山村経済も長期に低迷することは避けられないと考えられるからである。

(2) 観光資源としての山村の価値

山村風景や街並みなど、山村生活の価値を高めるためには、極めて長期の努力が必要であり、山村住民そのものが住んでみたいと思う街づくりに取り組むことが最初の起爆剤となる。森林資源の活用方策だけを観光資源として新たな旅のニーズを満たすことは困難である。山村の価値とは何かについて第2章において論点を整理した。わが国の山村のどこに行っても、コンビニエンスストアがあり、小規模ではあってもスーパーがあり、時には不似合いな程の大きさのホームセンターさえ揃っている。山村住民の日常生活は、都市生活者とほとんど変わらない。中山間地域農家の大部分は兼業農家となっていることも大きな要因の一つである。都市と唯一異なるのは、清涼な水と空気、静けさにある。勿論、国道沿いの住宅では真夜中でも自動車の音がとぎれることがないのは都会と同じであるが、

道路から数 10m 離れれば交通の喧騒はウソのようになくなる。こういった、山村でなければ得られない環境こそが山村の価値である。

山村における新たな旅に対する森林資源の活用方策は、観光資源の一部ではあっても全てではないことに十分留意する必要がある。つまり、森林資源活用だけでは、これからの新たな旅への対応は難しく、それほどに新たな旅は複雑で知的であると言える。

歴史的価値の高い観光資源に恵まれた京都・奈良でさえ観光産業の衰退は著しい。修学旅行の海外転換、旅の多様化等がこれまでのような歴史一辺倒の観光から離れている。

山村が、僅かばかりの歴史的・文化的遺産だけで安定した集客を得ることは、こういったことからあり得ないと考えられる。山村が「グランツーリズム」で言う新たな旅の創造者として、安定した集客能力を持ち続けることは、極めて困難であり、成功の道のは果てしなく遠いと言わざるを得ない。むしろ、成功を期待するのではなく、はるか遠い美しい山村づくりを理念として新たな旅を創造し続けることこそが最大の観光資源であると言えよう。こういった山村における観光資源の本質性を踏まえた上で、森林資源活用のあり方も検討する必要があると考えられる。

3 森林資源活用の考え方

(1) 新たな旅志向のクラスター別森林資源活用の考え方

前述の「グランツーリズム」のレポートの「新たな旅志向のクラスター」別に森林資源活用の考え方を整理した。森林資源には、森林空間、木材、特用林産物など利用・活用の形態は多様であり、志向する内容によって対象となる森林資源も異なる。

また、森林資源に関連するセクターは、林業や森林空間総合利用といった森林に直接関与するセクターに限られるわけではなく、例えば農業、水産業においても森林は産業基盤として重要な資源である。山村の各産業分野では森林資源が直接的・間接的に深く関わっていることから、森林資源との関係性を明らかにすることが、森林資源活用の基本的考え方として最も重要であると考えられる。

表 3 - 18 は、森林資源活用の考え方を整理したものである。

ア．体験志向派向けの森林資源活用

文化・体験型を志向する人々の特徴は、知的充足への価値意識が高いことである。森林・森林空間、木質系資源利用等に関する広く、深い知識の提供体制を必要とする。

地質・地層・地形、土壌、気候条件等は、山村を特徴づける基本的情報であり、一般的に山村の紹介において必ず記載されている。しかし、山村を訪れる人のほとんどはこういった自然条件と山村の営みとの関係を理解していない。山村の代表的自然条件が観察できる施設、場所、解説が必要であろう。

歴史的見学施設は、民族資料館等でかなり整備されており、また、歴史的民家の保存も多く見られる。しかし、華やかな都市文化とは異なり、ほとんどが山村生活史、農業・林

業史である。また施設の大半は見学施設だけであり、技術的資料、文献等がなく閲覧できない。見学と同様に地域に現存する様々な資料、解説文書等を閲覧できる図書館等を併設することも必要であろう。山村の情報を総合的に得られる場合は、ほとんどの山村にはない。文化・体験志向派にとっては、情報が不可欠である。

体験学習では、自然体験、農業体験、林業体験等、数多くの体験プログラム事例が見られる。また、木工等のクラフト体験施設とプログラムも開発されている。中でも、物づくり体験は、木工等の初歩的体験施設から高度な技術習得まで様々な段階的プログラムが考えられ、また、技術的に高度になればなるほど専門分野に細分化される。長期に亘る物づくりの技術習得をするための場の提供としても山村の役割は大きい。しかし、こういった高度技術を提供可能な山村は多くはなく、ほとんどが伝統工芸に限られる。一部では、大工、建具技能者が集積している山村もあり、産業観光としての可能性は高い。また、新たにこういった産業技術を導入して、本格的体験学習山村へ転換していく可能性もあるが、山村の立地条件等の制約があると考えられる。

イ．のんびり・癒し派向けの森林資源活用

50代以後の特に女性層が対象となる。山村との交流、2泊以上の温泉旅行、のんびりした森林浴・散策、無農薬野菜等の健康食旅行といった、癒し、健康志向に対応する森林資源活用である。宿泊も豪華なホテルよりは、清潔・健康的でプライバシーが保持できれば、リーズナブルな価格帯を求める等、旅に対しても合理的な感覚を持っている。そのため、里地・里山等の山村集落で宿泊し、土地の人との温かで、優しい交流ができるような宿泊施設が望ましい。散策も里山に手軽に出向くことができ、里山の自然が満喫できる環境が整備されている必要がある。特に、食に関する感度が高いと考えられる。地の食材を活用した伝統的な食は勿論であるが、新しい食についても健康志向メニューを開発する等が必要である。

健康に関する知識は豊富であるが、総合的で科学的な健康知識には比較的乏しいことから、ウォーキングの科学的解説と指導、健康食の効果に関する知識といった専門性が要求される。山村住民の健康づくりプログラムをより高度なものにし、山村から健康づくりの知識を発信できる体制が必要である（例えば、茨城県大洋村の高齢者健康づくりプログラム等）。特に山村集落近郊のトレイルは極めて乏しい。自動車社会は都市よりは山村で急速に進行し、1世帯に2台の自動車は普通であり、山村の全ての道路は自動車用となっている。そのため、高齢者が健康のために歩く道路が全くと言っていいほど失われている。往復4km程度の、集落近郊のトレイルは、簡便な健康づくりの施設として極めて重要である。一部、遊歩道や自然歩道が整備されている山村もあるが、遊歩道までは自動車で行かなければならないというように、日常的に利用できる施設ではないため、ほとんど地元住民の利用がないのが実態であろう。まず、山村住民が日常的に利用できるトレイルを整備し、都市住民にも利用してもらうことが健康志向向けプログラムとして必要である。

ウ．アウトドア・アクティブ派向けの森林資源活用

10代から40代ぐらいまでの幅広い年齢層が対象となる。特に、子育て中の家族の多くが対象となる。キャンプ場、オートキャンプ場は、バブル経済前からブームとなり、全国に多くの施設が建設された。現在は、キャンプ場の閉鎖等が相次いでいる。また、スキー客も減少の一途を辿っており、若年層人口の減少から需要の増加を期待することは難しい状況にある。しかし、大規模都市に人口の大半が集中しているわが国では、都市から離れた家族とともに自然を満喫し、野趣あふれる非日常の生活行動を子ども達とともに過ごすことで家族の絆を確認したいという潜在的欲求は強いものと考えられる。

一方、自然を相手にするスポーツも多種多様である。カヌー、溪流釣り、トレッキング、マウンテンバイク、モトクロス等々、わが国の多くの山間地域で行われている。中でも、歩くことが出来る人であれば、誰でもが容易に参加できるトレッキングは、根強い人気があり、都市近郊の日帰りができる山間地域では、シーズンになると多くの愛好者で賑わっている。世界のトレッキングルートも、テレビで放送されるなど、生涯に一度は世界のトレッキングに挑戦したいと考える人も多いことであろう。しかし、本格的トレッキングルートに挑戦することは、そう容易なことではない。世界で最も困難なトレッキングルートは米国のミューア・トレイルであり、登山の専門家でも踏破するには30数日を必要とし、その間1箇所しか食料の調達場所はない。わが国でも、北アルプス縦走ルートや、北海道旭岳等は厳しいルートであるし、世界の有名なルートは、いずれもかなり厳しく、健康に自信があったとしても一朝一夕に踏破することはできない。世界のトレッキングルートに挑戦するための練習ルートとして、トレッキングコースを整備し、必要であれば数泊の宿泊トレッキングも可能な施設を整備する。日本中に百箇所程度の練習ルートの需要はあると考えられる。

表3 - 14 新しい旅のクラスター別森林資源活用の考え方

【文化・体験派】

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の考え方
文化的・歴史的 探求	特殊な地形・ 地質等地球 の歴史	溶岩樹形 樹木化石 森林種類	地形・地質・土壌・構造帯、植生・林種等地域特性に関する専門的知識と見学現場。
	歴史的街道・林 道・昔道	街路樹 道沿線森林	山間地域の歴史的街道・道沿線の森林の現在に至る変遷は、交通との関わりにおいて、様々な変化を遂げている。道の歴史と森林の変遷史を商品化する。
	古代史	木材 特用林産物利用	縄文、弥生、飛鳥・奈良時代頃までの史跡は、山間地域に多く存在する。史跡とともに時代を支えた森林資源について現存保存、再生も含めて再現する。
	農業史	里山林 農機具等と木材	山間地域の農業史は、風土記など様々な記録もあり、民族資料館等も多く建設されているが、特に林地を切り開き開発した経緯、当時の森林状況、農業史における森林の役割、農機具への木材利用、農耕馬と森林等、森林からみた農業史をまとめる。特に里山林と農業との関係の歴史的变化が観察できる森林等の保全も重要である。
	林業史	歴史的森林	林業としての歴史は一般には近代以降（江戸期頃）がほとんどであるが、植林、育林、伐採等の歴史的経過が観察できる森林を整備する。また、手入れのされた森林、されていない森林、原生林等、様々なタイプの森林等が相互に対比可能であることも重要である。
	生活史	里山林 水源林 木材利用 特用林産物 鎮守の森 治山・治水	山村の生活に関わる様々な部面についての歴史と森林・林業の関わりの解説と出来れば文化資料館等で現物をみるができるようにする。また、現在に受け継がれてしている伝統についても触れることができるようにする。治山・治水は工法等技術史の解説も必要である。祭り、祝祭行事、神事、弔事等、文化芸能に関しても森林資源との関わりについても解説する。
	産業史	木材利用 林地利用 景勝地	木材加工、伝統工芸、住宅建設、工業、観光業、食品加工業等の地場産業の歴史と現在について、技能・技術・発明などの歴史的転換点との関係を解説する。この場合にも森林資源との関わりが極めて重要である。

【文化・体験派】(続き)

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の考え方
体験学習	農業体験	里山林	農業生産と関わりの深い里山林、河畔林等の手入れを、農業生産体験、農業技術習得等の体験学習の一貫として採り入れる。刈藪きの利用、土壌改良材としての炭の利用等。
	林業・林産物採取・林産加工体験	森林 林産物	林業全般についての体験学習であるが、実践と同時に講義も極めて重要である。また、伝統的技術だけではなく、最新の技術について、施業方法、高性能機械利用技術等についても行う。 山菜、キノコ等の特用林産物の採取を地域を決めて保全しつつ利用するプログラム開発。木材加工についても製材、乾燥等の産業観光と組み合わせる。大工技術、建具技術、家具、伝統工芸等の技術取得セミナー等も提供。
	自然体験	森林空間	自然体験プログラムの開発、保守。自然観察キャンプ・泊まり小屋等を、出来れば奥山に設置し、必要であれば伐開し、給餌等で野生動物を誘導し、捕獲調整の状況の観察も可能にする。

【のんびり・癒し派】

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の考え方
のんびりした 田舎生活	生活空間 食	里山林 特用林産物	山間集落農家林家を宿泊施設として利用可能な体制を整備する。食についても山村の伝統的食事にこだわり、健康志向の食事メニューを開発する。
癒し・健康	温泉	森林空間	既存の温泉施設以外の不便な奥山での新たな温泉開発。ガイド付き。
	ウォーキング・ トレイル	森林	宿泊地の近隣で健康のために歩く、比較的平坦なウォーキングトレ小レづくり。歩き方の健康指導員の養成。
	セラピー 健康食品	森林・林産物	森林浴等林内でのリラクゼーションの指導。リラクゼーションを入門とする森林知識探求への誘導。地域に古くから伝承される民間薬、健康食品、健康樹種等の商品開発。

【アウトドア・アクティブ派】

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の考え方
アウトドア	キャンプ・オート キャンプ場	森林	キャンプ場、オートキャンプ場周辺でのウォーキング トレイルづくりと指導員養成。
スポーツ	総合スポーツ・リ ゾート	周辺景観林	スキー場、ゴルフ場などに隣接する原生林、自然林の 復元、再生。
	トレッキング 登山	森林	本格的なトレッキングのための訓練 センター。様々な条件を想定し、短 期のトレーニングを積み重ねる場づ くり。同時に、日本、世界の生態系 学習可能なシステム を用意する。

4. 森林資源活用サービス産業創出の考え方

(1) 新たな地域サービス産業の機能と戦略的展開手法

森林資源を活用した新たなサービス産業の機能とは何かを検討しておく必要がある。特に、林野率が高く、地域資源として森林資源に多くを依存する山間地域山村における新たなサービス産業に求められる機能である。

森林資源の活用の方向は、森林空間利用、木材資源利用、特用林産物利用が中心となる。従来の森林資源を活用した地域産業の代表的な組織は、森林組合である。林業体験施設、木材加工施設、特用林産物生産施設等は、林野構造改善事業として実施されてきた経緯もあり、森林組合の経営機能として成功事例も多く見られ、一部では林業第三セクターを設立して、森林組合から委託するケースもある。サービス機能では、山村自治体が施設運営の第三セクターを設立して、スキー場、販売所、体験・研修施設等の各種施設の運営を委託しているケースもある。このような従来の森林資源活用サービス機能を整理すると概ね下記のようなものとなる。

森林空間利用

遊歩道、森林公園施設、宿泊施設、スキー場、キャンプ場施設等の森林空間利用施設の管理・運営

インストラクター、インタープリター等の人材養成と派遣

木材資源利用

林業受託サービス

林産加工・販売施設等の管理・運営

特用林産物利用

特用林産物加工、販売施設の管理・運営

上記のサービス機能は、多かれ少なかれ既に山村の既存組織によって経営されていると考えられる。しかし、前述の新たな旅のクラスターで検討した資源活用の考え方をみると、従来の上記機能にはない機能が多く要求されている。文化・歴史の展示・解説、体験学習、健康づくり、のんびり滞在、ウォーキングトレイル管理、トレッキングルート管理・指導、物づくり等々は、従来のサービス機能とは明らかに異なっている。

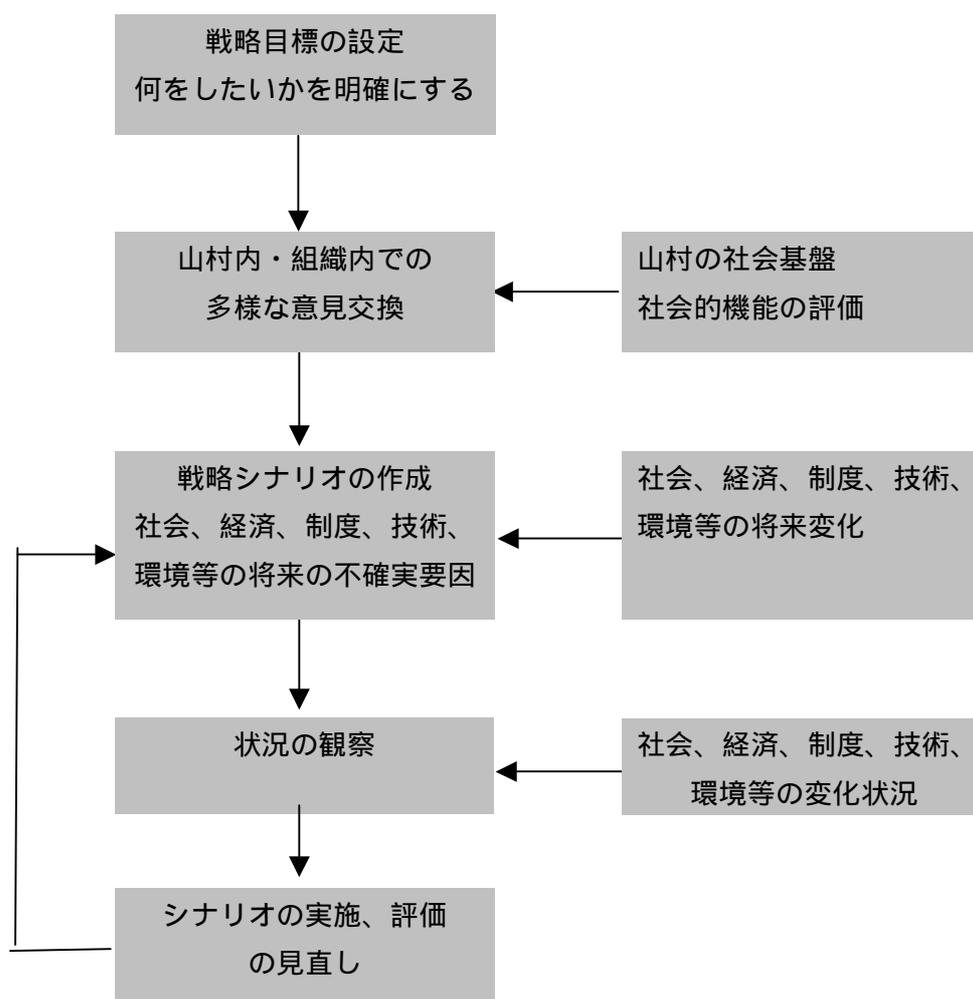
こういった新たな機能は、全て産業機能でまかなえるものではなく、山村の社会基盤や社会的機能の条件の上に成立すると考えることが妥当であろう。つまり、山村が新たなサービス機能を整備する上で、どのような社会基盤、社会的機能を整備しておかなければならないかは、産業展開上欠くことのできない戦略要件であると言える。

例えば、のんびりした山村での滞在（生活）、山村との交流を深めたいという旅スタイルに対しては、山村の閉鎖的社会慣習、部外者意識等を取り除き、開かれた山村社会の実現という社会的機能が要求される。また、ウォーキングトレイルの利用等の健康づくりでは、山村住民自身が利用できるウォーキングトレイルとしての健康づくり社会基盤の整備

が不可欠であり、かつ、社会基盤整備の成果を示す必要がある。このような社会基盤、社会的機能については、山村資源、森林資源の客観的評価と同時に基本的要件として捉える必要があり、こういった観点で新たな山村のサービス機能のあり方をみると、極めて高度で長期的な戦略的シナリオづくりが必要となる。

図3 - 4は、山村の森林資源活用のための長期の戦略的展開手法について整理したものである。

図3 - 4 山村における森林資源活用のための長期の戦略展開手法



ここでいう戦略とは単純に「何をしたいか」ということであり、シナリオとは未来予測ではなく「可能性」そのもののことである。

戦略目標の設定では、何をしたいかを明確にすることにあり、例えば交流人口を増やしたいのであればそれが戦略である。しかし、何のために、誰のために交流人口を増やしたいかの論理的説明は必要である。複数の目的が並列する場合もある。この戦略目標について、山村を一つの組織として見た場合に山村内の多様な意見を取り入れる必要がある。山村内にこそ成功の秘策は存在すると考えるべきである。

戦略展開のためのシナリオ（可能性）を作成することになるが、戦略展開にあたって将来の不確実性あるいは変動要因を検討しておく必要がある。社会変化、経済状況の変化、制度面の課題、技術予測、環境問題等である。この中でも不確実性の最も高いと思われる要因が、戦略目標の将来方向に強く影響を与えることになる。状況観察は、将来シナリオ（可能性）を展開したあと、直ぐには実施せずに状況を観察し、変動要因の当初の予測とのずれを観察する。シナリオは一つではなく、少なくとも3つ程度は用意しておく必要がある。観察結果を評価して、可能性の高いシナリオを選択して実行することになる。しかし、戦略は固定的なものではなく、見直しの結果、方向を変える必要があれば柔軟にかつ素早く変化させる。柔軟で素早い対応が可能な体制が不可欠である。

このような戦略展開の手法をみると、単なる計画策定手法ではなくマネジメント・ツールであると考えられる。戦略目標、将来状況、シナリオ（可能性）の情報を組織内で記憶するツールである。マネジメントの基本は、集団的意思決定をスムーズに行うことにある。

これまでの検討内容は、山村自治体としての意思決定のあり方についての検討であるが、前述のように森林資源の活用サービス産業は、様々な形態で山村に既に存在すると考えられるので、そういった組織においても同様のアプローチをとることができる。

新たな旅のスタイルは、極めて多様なニーズで構成されており、これらの全てのニーズに対応することはできない。旅のスタイル・ニーズに対応するのではなく、山村が何をしたいか、山村が何を発信できるかに視座を転換することが必要である。言い換えれば供給側が需要の変化に対応して市場の獲得を狙うのではなく、供給側が自らの変化・進化によって需要を喚起する展開が必要であり、それこそが戦略であると言えよう。

また、新たな旅スタイルは、一点豪華主義の従来観光産業の形態とは異なり、山村の社会性に注目し、ある意味では都市社会が喪失した幻想に近い心理的・心情的な人間関係性そのものに期待している面が多い。しかし、現代の山村社会では、かつての人間性豊かな社会ではなくなっていることは確かである。暖かく人間性あふれる山村社会を回復し後生に残していくために、山村での組織的記憶手法（マネジメントツール）が必要となっているとも考えられる。

(2) 新たな地域サービス産業の事業主体

前述のように、都市への人口集中、自然志向の高まり、新たな旅スタイルへの転換時期等々の諸状況からも様々な森林資源を活用した地域産業が創出される可能性はある。しかし、山村地域で誰がどのように森林資源を活用したサービス産業を創出するかが最大の問題となる。

現在の山村の置かれている状況は、少子・高齢化が急速に進展し、人口の自然減、財政逼迫等から、市町村の広域合併の方向に向かっており、近い将来、これまでのような人口が1万人以下の自治体は姿を消していくものと考えられる。このとき、最も都市的機能が集積している市街地に地域人口がある程度集中し、奥地の旧市町村の人口減少は避けられ

ないことになろう。当然、様々なインフラ整備も中心市街地に集中することになる。こういった社会的条件の中で、誰が新たな地域サービス産業を創出し担うかについての十分な検討が必要である。また、サービス機能の多くは山村の社会的機能そのものであることにも留意する必要がある。

山村における機能組織の現状を評価する必要がある。役場、森林組合、農業協同組合が組織規模として最も大きく、次いで土木建築業、観光業等の順となろう。企業は一般的に小規模零細な組織のため、新たな事業創出主体としては単独では困難であると考えられる。事業主体としては、役場、森林組合、農業協同組合等の地域の共同組織が最初の母体とならざるを得ないのが現状であろう。

事業主体の実施プロセスは前述のとおり、戦略構想・目標を設定し、計画、シナリオづくりから始める必要がある。役場が主体となるのであれば、役場の組織全てでのシナリオ検討、村内利害関係者全てでの検討というように、シナリオづくりだけではなく組織内、村内での意見のとりまとめに相当な時間を要する。これは、役場だけではなく森林組合等が主体となっても同様であるし、仮に地域内企業が主体となったとしても、地域内のあらゆる部面における山村組織・住民の協力が必要なことから取組の長期化は不可欠である。

シナリオの実施主体は、計画・構想の策定主体であっても良いし、それ以外の別の組織であっても良い。実施効率、成果の配分、将来変化への柔軟な対応等から最適な組織・体制を準備することになる。

こういった新たな事業を始めるとき、森林・自然体験のためのインタープリター・インストラクターの養成、健康指導者の養成、技能者・技術者の養成等の人材養成が必要だという声が常に起こるが、山村に人材はいなくても、他には必ず存在するし、養成しようと思えばそれなりの機関も存在するのであるから、まず必要なことは、こういった戦略シナリオを作成し、組織内に記憶を浸透させる手法を習得している人材が必要となる。戦略シナリオ等のマネジメント手法は、最新の経営科学であり、未だ確立された学問分野ではなく、迅速・柔軟な集団的意思決定手法として注目されている手法の一つである。特に、サービス事業等のソフト事業では、目標・方法、技術等の変化スピードが速いことから、変動要因を見誤ると失敗する可能性が高くなる。また、知識・ノウハウの向上、技術革新を継続的に実施する能力・体制も問われる。

以上の諸点を考慮し、今後の山村間での競争が厳しくなることも想定すると、既存の公的組織や、共同体組織ではこういった変化スピードへの対応は困難であると考えられ、地域資源・機能をコーディネートし新たな戦略シナリオを策定・実施する新たな地域サービスの受け皿組織が必要となると言える。この新たな組織としては、これまでの1山村地域だけではなく、広域組織として、従来の第三セクター、一般サービス企業等を再編統合して組織化することが実現の可能性の観点から必要であると考えられる。

第4章 森林資源を利用した地域振興の事例

知恵と工夫が生きる豊かな町 乙部（北海道乙部町）

1. 乙部町の概況

乙部（おとべ）の語源は、アイヌ語の「オトウンペ」（川口に沼のある川）を意味している。このオトウンペがオトベに転化し、現在の町名になっている。乙部町は、北海道の渡島半島の中部にあって、日本海に面している。町の総面積は162.5km²、人口は5千人。主な産業はスケトウダラ、イカなどの漁獲と加工、馬鈴薯などの農産物及び自然景観を生かした観光である。乙部町の東部は乙部岳をはじめとする森林地帯、中部は河川沿いに開けた平坦地、西部は海岸地帯で構成され、山、川、海の3つの資源に恵まれた美しい自然豊かな地域である。

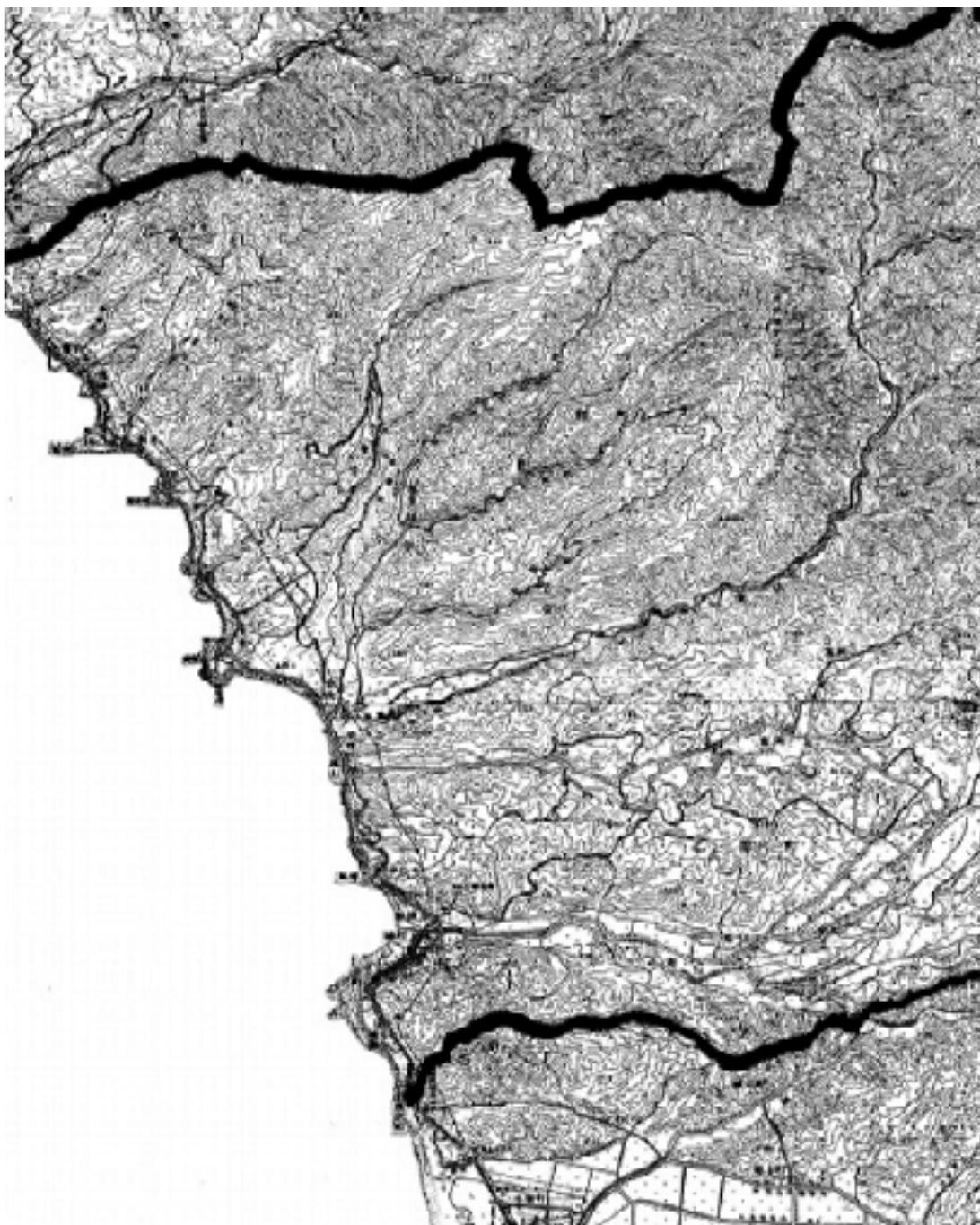
(1) 地勢と土地利用

乙部町は、檜山支庁管内のほぼ中央部に位置し、南は江差町、北は熊石町に接し、東は厚沢部町及び渡島山脈を境にして渡島支庁管内八雲町に隣接している。西は日本海に面し、河川はすべて日本海に流れている。姫川、突符川の流域は細長い平野をなし、農耕地が広がっている。なお、町の面積で最も多いのが森林12,265ha（75%）で、全体の4分の3を占める。次いで、田畑1,209ha（7%）、原野1,044ha（6%）、牧場214ha（1%）などとなっている。



乙部町の市街地。市街地は、日本海を縫うように走る海岸線に沿って発達している。姫川の河口には乙部漁港が整備され、11月初旬から2月上旬までスケソウダラの水揚げで賑わう。左前方の奇岩は館の岬（たてのさき）。姫川の上流は丘陵地域が広がり農耕地となっている。

図4 1 1 乙部町の地形図



乙部町の東部は乙部岳をはじめとする森林地帯、中部は河川沿いに開けた平坦地、西部は海岸地帯で構成され、山、川、海の3つの資源に恵まれた美しい自然豊かな地域である。河川はすべて日本海に流れ、姫川、突符川の流域は細長い平野をなし、農耕地となっている。なお、町の面積の75%は森林で全体の4分の3を占める。

(2) 気象

乙部町の気象は、日本海を北上する対馬海流(暖流)の影響を受け、概して温暖である。年平均気温は9.6、年間降水量は1,209mmである。5～10月は平均気温17で比較的過ごし易いが、冬期間は北西の強い季節風の影響を受ける。なお、積雪は0.5～1.2m程度で、沿岸部は比較的少ない。

(3) 歴史

乙部町への和人入植は、嘉吉年間(1441年～1443年)に福井地方からとの言い伝えがある。その後、ニシンの豊漁などで越後、佐渡、能登方面からの移住者が増え続け、天明年間(1781年～1789年)まではニシンの千石場所として発展した。1869(明治2)年、明治政府軍(官軍)が乙部に上陸し、函館戦争を有利に展開した。1871(明治4)年には廃藩置県により館県、続いて弘前県、青森県の統治下となり、1879(明治12)年に乙部と三ツ谷に戸町役場が置かれた。1886(明治19)年には北海道庁函館支庁管下に置かれ、戸町役場の合併が行われて、現在の乙部町の区域となった。1902(明治35)年、町村制の施行により村名を「乙部村」とし、1965(昭和40)年に町制に施行し現在に至っている。

(4) 産業・経済

乙部町の主な産業は、スケトウダラやイカなどの漁業及びその加工業である。ただし、回遊資源型の漁業であるため漁獲の豊凶に左右される。ちなみに、平成14年度の漁獲高は16億円、平成15年度のそれは12億円であった。このため、サクラマス稚魚放流、ヤリイカ産卵礁、タコ産卵礁、アワビ種苗放流、コンブ養殖施設、ウニ増殖など「採る漁業」から「育てる漁業」への定着を推進するとともに、主力のスケトウダラ漁については資源保護対策に努めている。また、平成7年には、近隣の8漁協が合併し「ひやま漁協(注)」を誕生させた。一方、拠点となる漁港整備も推進され、平成12年には豊浜漁港が完成し、乙部漁港、元和漁港の整備も進められている。

農業は、馬鈴薯が最も多く全体の2、3割を占める。次いで、水稻、百合根、小豆、大豆などとなっている。その他、イチゴ、メロン、温泉熱を利用したトマト、キュウリなどの栽培にも取り組んでいる。製造業は、水産加工、農産物加工、漁船などの造船で主であったが、近年は化粧品、ミネラルウォーターの製造などが伸びてきている。なお、商業は小規模経営の域に留まっている。

(注)「ひやま漁協」は、江差、上ノ国、乙部、熊石、久遠、貝取潤、瀬棚、奥尻の8漁協が一体になって誕生した。1本所8支所体制で本所は乙部町にある。支庁管内の合併漁協は、道内でも初めての試みで組合員数約1500人。年間水揚げ高は100億円で道内最大規模である。



乙部港に水揚げされるスケソウダラは、一匹ずつ釣り上げる「はえなわ漁」である。水揚げされたスケソウダラは競り（せり）が終わると、直ちに切り子屋に運ばれ生きた卵が取り出される。新鮮な真子は、氷漬けされて福岡に運ばれ「博多明太子」に加工される。

2. まちづくりの施策方針

現在、乙部町では豊かな自然の恵みと先人たちの足跡を生かして「知恵と工夫が生きる豊かな町 乙部」をメインテーマに掲げ、漁業、農業、商工業の振興、社会福祉、教育文化、観光産業の育成、生活環境の充実に取り組んでいる。

(1) 智業巧商による産業づくり

乙部町では、活力ある豊かな地域をつくり上げるため、「知恵」を活かした新たな産業展開を図っている。乙部町には、手を加えれば名産になる可能性を秘めた産物が数多くあることから、この地域の特性を最大限に活かした「智業巧商による産業づくり」を積極的に展開している。

(2) 次の世代に向けた人づくり

知恵を生かした新たな地域振興を図るためには、英知と活力を有する人づくりが重要である。このため、生涯学習の出発点となる幼児から高齢者まで生涯各期間に応じ、地域の生活文化に密着した学習活動の場と機会の提供に努めることとしている。

(3) 地域に連帯に根ざした福祉活動

今日、施設面での社会福祉サービスに加え、人的サービスが求められている。このため、地域の生活者が、自立して積極的に社会参加ができるよう、町民の一人ひとりがふれあいと助け合いの精神を大切にし、地域の連帯に根ざした福祉活動の展開に努めることとしている。

3. 先人たちが残した歴史と文化

(1) 乙部の縄文遺跡

乙部町には、縄文時代～擦文(さつもん)時代の埋蔵文化財が114箇所ある。滝瀬台地、元和台地、姫川河口など海岸部に集中しているのが特徴である。縄文時代の恵山式土器、刷毛で擦ったような模様を持つ北海道ならではの擦文土器が出土している。また、本州でつくられたと思われる土器もたくさん出土しており、擦文時代は本州との交易が盛んだったことが伺われる。

(2) 心の安らぎを与える円空仏(えんくうぶつ)

1665(寛文5)年頃、美濃国の遊行僧円空が蝦夷地にやってきた。円空は、修行を重ねながら杓で仏像を彫り、約40体の仏像を北海道の各地に残している。うち、乙部町に存在する円空仏は、観音堂(鳥山)、本誓寺(花磯)、三ツ谷研修会館(三ツ谷)、八幡神社(元和)に安置され、現在6体が確認されている。独特の優しい顔立ちの仏像は、今なお人々に心の安らぎを与えている。

(3) 苦難の末に万里の長城を見た漁師たち

1795(寛政7)年、突符村(現、元和)に住む漁師の重兵衛、孫太郎、安次郎の3人は、コンブやアワビ漁をするために奥尻島に向かっている途中、強いヤマセ(東北東の風)に遭い、韃靼(中国吉林省)に漂着した。3人の漁師たちは、1797(寛政9)年清国政府によって長崎に送還され、幕府の厳しい取り調べを受けたのち1798(寛政10)年に帰村した。当時、日本は鎖国下にあり海外渡航は厳しく禁止されていたが、3人の漁師たちは苦難の末に万里の長城を見ることができた。

(4) 箱館戦争と新時代の幕開

1868(慶応4)年8月、旧幕府海軍副総裁榎本武揚が率いる艦隊が江戸湾を脱出し、蝦夷地の鷲の木浜に上陸した。新政府側の松前藩は旧幕府軍と戦ったがこれに敗れ、渡島半島南部の海岸線は旧幕府軍に占領された。1869(明治2)年3月、新政府軍は蝦夷地奪回のため諸藩の軍艦を青森に集結させ、旧幕府軍の警戒が無防備の乙部を上陸地と定めた。山田顕義(長州藩士)が率いる官軍が津花(現元町)および相泊(現館浦)に上陸し、旧幕府軍と村南の坂上で戦い江差、松前、木古内を奪回、次いで箱館市内を占拠して戊辰戦争は事実上終了した。その後、新政府は蝦夷地を北海道と改め、開拓使を設置して本格的な北海道の開拓を始めた。このように、新政府軍が乙部に残した足跡は、北海道の新時代の幕開けとなった。

(5) 乙部の歴史を伝える蝦夷錦(えぞにしき)

山丹地方(現在の中国黒龍江下流地域)との交易で蝦夷地へ持ち込まれた中国製の絹織物を蝦夷錦という。龍紋や牡丹紋など華やかなものが多く、布地も上質の絹を丁寧に織っ

たものである。その豪華さ、美しさは江戸時代からもてはやされ、衣服や端切れなどに作り替えられて、現在日本で 55 点が残存している。専得寺で所有している蝦夷錦七条袷は、乙部町の歴史を知る資料的、工芸品としての価値が認められ、乙部町指定有形文化財第 1 号に指定されている。

(6) 豊漁を祈願する豊浜三鹿獅子舞

唐草模様を身にまとった三頭の鹿が、ヤンコ（歌い手）の美声と鳴り物の心地よい調子に合わせて、悲哀や歓喜の情景を勇壮に舞う。元々は山岳信仰から生まれた獅子舞であるが、今日では豊漁を祈願するものとして引き継がれる郷土芸能となっている。

(7) おとべ館の岬チームと地方車

北海道のさわやかな季節はよさこいソーラン祭りで彩られる。この祭りに「おとべ館の岬チーム」が参加し、日本海の荒波と舞い踊る鯛をイメージしたおとべ館の地方車が 6 回地山車（じかたしゃ）賞に輝いた。この賞は、地方車と踊り、衣装、音楽とバランスが優れているチームに与えられるもので、「おとべ館の岬チーム」の実力が高く評価された。

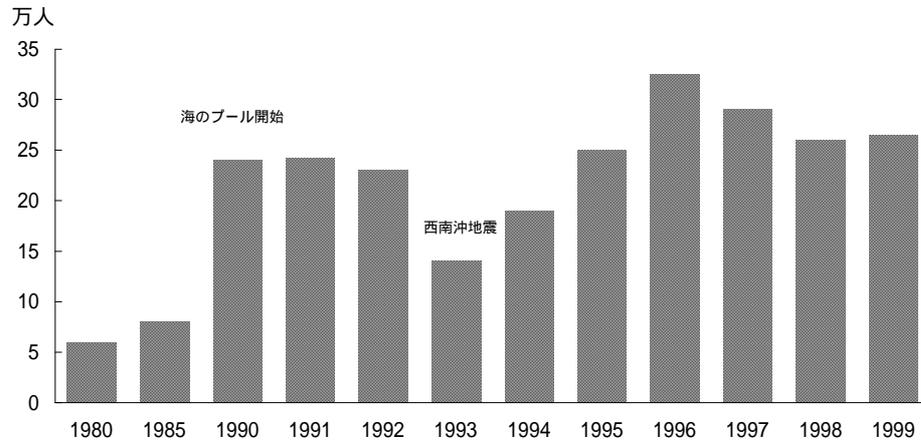
(8) 江差追分の若いホープ「寺島三姉妹」

江差追分の起源は、越後追分と謙良節が結合したものとされ、民謡の中でもとりわけ難しいと言われている。乙部町在住の寺島絵里佳さんは第 1 回江差追分少年全国大会で優勝、第 3 回大会では妹の絵美さんが優勝、さらに真里絵さんも審査員奨励賞を受賞した。「声の続く限り民謡を続けたい」という寺島三姉妹は、江差追分の若いホープとして期待されている。

4. 自然と共存する観光施設

乙部町の観光は、1981(昭和 56)年の館浦温泉の湧出に始まる。道立自然公園に指定されている館の岬（たてのさき）、鮎の岬（しびのさき）、縁桂（えんかつら）森林公園、乙部岳、姫川（ひめかわ）の自然景観など美しい観光資源が豊富である。元和地区では、元和台海浜公園「海のプール」、道の駅「ルート 229 元和台」を核とした海洋型レクリエーション基地も注目を集めている。この他、館浦地区の「おとべ温泉いこいの湯」、温泉旅館「光林荘」や美容ホテル、日本一長い健康遊歩道、全天候型テニスコートなども整備されている。乙部町では、こうした自然景観を生かした施設の中に、独特のストーリー性を織り込み、農林漁業と一体となった滞在型観光の振興を目指している。

図4 - 1 - 2 観光客の入り込み状況



(1) 「館の岬」と悲恋物語

「東洋のグランドキャニオン」とも呼ばれる館の岬(たてのさき)がある。この地層は、凝灰質砂岩互層、火山礫灰岩、粗粒砂岩層、軽石凝灰層が海底で堆積したもので、その後の地殻変動により隆起した。そして長い年月をかけて波が地層を削り、現在の白亜の断崖を作り上げた。この断崖は、太陽の光とともに様々に表情を変える。



日本海に突き出た「館の岬」。この岬には、悲しい物語が言い伝えられている。今から140数年前、この地に与作という漁師が住んでいて、網元に奉公する美しいお岩と夫婦の約束を交わしていた。しかし、網元の息子と縁談が持ち上がり、親方が与作とお岩を引き離してしまった。これを悲しんだ二人は、館の岬から飛び降りてしまった。この二人の恋を哀れんで、館の岬には悲恋塚が建てられている。

(2) 絶景のポイント「鮪の岬」

鮪の岬（しびのさき）の安山岩柱状節理は、中新世に海中に噴出したかんらん石輝安山岩である。鮪の岬の名は、岩石が鮪（まぐろ）のウロコに見えることや全体の形状が鮪の背に似ていることから付けられた。1972(昭和 47)年、北海道天然記念物に指定され、その後、北海道自然百選にも指定されている。

小高い丘にある鮪の岬公園には、300 本のソメイヨシノが植栽されている。春になると待ちわびたように家族連れなどが訪れ、海と桜の彩りを楽しむ場となっている。



日本海にせり出た鮪の岬（しびのさき）。柱状節理は、長さ 400m、高さ 20～30m に及ぶ。崖の上部は不整形断面が蜂の巣状になり、その下部は長さ 8～12m の柱状がほぼ垂直に立ち海面に没している。この様子が、鮪（まぐろ）のウロコに見えることや全体の形状が鮪の背に似ていることから、この名前が付けられたと言われている。

(3) 縁結びの神が宿るといわれる「縁桂」

富岡地区の国有林の中には、樹齢約 500 年、高さ約 40m、幹の周囲が最大 6.1m の巨木、縁桂（えんかつら）がある。この樹には、昔から「縁結びの神が宿る」と伝えられ、この木に触ると縁が結ばれると崇められている。1973(昭和 48)年に北海道記念保護樹木に指定され、地上 7m のところで二本の根が結合している連理の木として知られている。その姿は古くから男女の中が睦まじいことを象徴する樹木と言われ、縁結びの木として大切にされてきた。

2000(平成 12)年には、林野庁が国有林の中に自生する「森の巨木たち 100 選」に選定された。翌年、桧山森林管理署が生活環境保全林整備事業として遊歩道を整備し、同年 6 月北海道で最初の「北海道巨樹・巨木サミット」が開催された。乙部町では、これを機会に森林や森林資源との共生を目指すシンボリックな樹木として大切に保存している。

その後、愛のシンボルとして脚光をあびるようになり、近年では樹前結婚式も行われるようになった。秋には、縁桂森林公園祭りが開かれ、ジンギスカンや特産販売などが行われ、さわやかな秋の森林浴を楽しむことができる。また、冬には「かんじき散策会」が開催され、深い雪をしっかりと踏みしめながら雪景色にたたずむ縁桂を訪れることもできる。



森の巨木たち 100 選に選定された縁桂。

連理の木にまつわる伝説

明治の末期、荒木万太郎という豪力がいた。ある時、親方の船を造ることになり、巨大なカツラの木が必要となって、何度も斧を入れたが誰も木を切り倒すことができなかった。そこで万太郎が呼ばれたが、このカツラの木の前では力が抜けて切り倒すことができなかったという。このことから、「万太郎さえ斧を入れられなかったのだから、神の宿る木に違いない」と以来、巨木を大切に崇めたと伝えられている。

(4) 「乙部岳と姫川」と悲恋伝説

乙部町の最高峰、乙部岳（1017m）は気軽に山歩きができる山として広く親しまれている。毎年6月中旬には、登山会が催され、町内外からの参加者が多い。晴れた日には、日本海、太平洋、羊蹄山まで望むことができ、登山道沿いではキバナシャクナゲなどの高山植物を楽しむことができる。

なお、乙部岳に源を発する姫川には、義経と静御前の悲恋伝説(注)が残されている。姫川は、義経に逢えなかった静御前が悲観して身を投げたことから、そう呼ばれるようになったと言われている。

(注)九郎岳と義経伝説　その昔、九郎判官義経が兄頼朝の追討を逃れて、乙部に蝦夷地で最初の足跡を残した。乙部には地名としてその逸話が刻まれている。乙部岳は義経の別名九郎岳、静御前を思いつつも越えなければならなかった峠を姫待峠と呼ぶ。一方、義経を追って乙部に辿り着いた静御前はもう二度と義経に逢えないことに悲観し、川に映った自分の姿を見て身を投げてしまった。その後、この川を姫川と呼ぶようになった。

(5) 海の安全を見守る竹森（たけもり）

乙部岳の麓にある竹森は、その特異は形から国の航行目標保安林に指定されている。海から、その三角形の山が確認でき、古くから漁師たちの羅針盤として海の安全を見守ってきた。今でも多くの漁民が竹森を目印に船を進めているという。



竹森（たけもり）の遠景。竹森は野鳥や野草の宝庫で、乙部岳に次ぐ自然観察の場としても評価が高い。落ち葉のじゅうたんを踏みしめながら登っていくと、途中小さな神社に辿り着く。この神社は、古くからこの山を活用してきた漁師の信仰を集めており、毎年5月にはお祭りが開かれている。

(6) 観光に寄与する生命（いのち）の水

乙部町は、自然の湧水に恵まれている。北海道南西沖地震(注1)の際に水道管が破裂したことを教訓として、また観光面の効果を期待して町内21箇所の湧水のうち、最適な5箇所を「生命の泉」として整備している。

平成8年度より順次整備を進め、現在「といの水」(注2)、「八幡さまの水」、「能登の水」、「こもないの水」及び「ひめかわの水」の全てが完成している。水温は9～10℃と安定し、自然石で囲んだ湧水口の周辺には、それぞれ特徴のあるあずまやを建て、憩いの場として活用している。最近では、町内外から生命の水を求めてくる人が絶えない。

(注1)1993年7月12日、北海道奥尻島西方海域に起きたマグニチュード7.8の地震。津波によって、死者行方不明231人、負傷者305人、家屋全半壊流失937軒にも及ぶ大きな被害を出した。津波は地震発生後の約5分後に奥尻島の海岸を襲い、最高で西海岸藻内地区無縁岩キャンプ場背後の谷筋にそって海拔30mの地点まで海水が達した。

(注2)乙部町館浦に湧水する「といの水」は、湧水量が豊富(40.20/分)である。この水を0.2ミクロンのセラミックフィルターにより精密濾過し、無菌状態の工場ですべてボトル詰めにして出荷する。一貫したクリーンシステムによる製造は、全国的にも珍しく、天然成分を含んだミネラルウォーターの生産を可能にしている。

(7) 海洋型レクリエーション基地「元和台海浜公園」

元和台にある「元和台海浜公園」は、平成 10 年に環境庁が選定した日本の水浴場 55 選として、北海道で唯一入選を果たした「海のプール」である。



元和台海浜公園の全景。この海のプールは、海水が循環するよう設計されており、海の波に影響されず子どもから大人まで安心して海遊びが楽しめる。シーズン中のサマーフェスティバルでは、ウニ、ツブ、ホタテを放流するイベントが開催され、楽しい乙部の夏を楽しむことができる。

(8) 乙部町の温泉郷

乙部町には、館浦温泉、鳥山温泉、緑町温泉の 3 つの温泉がある。3 本の温泉ボーリングの成功例は北海道でも珍しく、町の貴重な資源となっている。館浦温泉は泉源 100% としておとべ温泉いこいの湯、光林荘、C A C ルネッサスセルーラ(注)の浴場や温水プール、公民館の床暖房に利用されている。鳥山温泉は農業ハウス栽培、ゆりの里活性化センターに、緑温泉は在宅福祉保健複合施設「ホームケアセンターおとべ」などに利用されている。

(注)温泉とフェイシャルマッサージなど美容施設を備えた施設。最大の特徴は C A C 化粧品製造工場直営のパック液を使った「パック風呂」。全国各地から、評判を聞いた女性が訪れ、贅沢な気分を満喫している。さらに、海の幸、山の幸を織り込んだ懐石料理を楽しめるのも魅力の一つである。

5. 巨木を活用した取組

林野庁が進める「森の巨人たち 100 選」に道南から唯一選ばれた乙部町の富岡国有林の巨木「縁桂（えんかつら）」を町づくりに生かそうと、平成 12 年 7 月に「縁佳を保全する会」が発足した。会では、「縁」にちなんだ商品開発や、全国から若いカップルを呼び込み、縁桂を通じた町おこしに取り組んでいる。

(1) 「縁桂」の分身、商品化へ（平成 12 年 11 月 16 日、北海道新聞）

林野庁の「森の巨人たち百選」に選ばれた桧山管内乙部町富岡国有林の縁結びの銘木、「縁桂（えんかつら）」の「分身」を商品化して売り出そうと、乙部町は 15 日、道立林試緑化センター（美唄市）の協力で、「縁桂」の枝などから組織培養のもととなる成長点を含む芽の採取作業を行った。同林試によると、カツラの木の培養は世界でも例がない。2002 年度の商品化を目指し、町は「新たな観光資源に」と期待を寄せている。この日は同センターから研究員を招き桧山森林管理署の立ち会いの下、枝の先を十数本切り落とし芽と種を採取した。これらを美唄に持ち帰った後、成長点を含む芽を栄養分と植物ホルモンを入れた寒天培地で培養、成功すると約 3 カ月で芽や根が生えてくるという。この組織培養は、サクラやポプラなどでは方法が確立しているが、カツラの木では未知数。成功すれば、町ではカップルへのプレゼントやお土産品として売り出す考え。寺島光一郎町長は「町中に縁桂の親類が増え乙部の名産になってくれれば」と成功を祈っている。



富岡地区の国有林の中に聳え立つ、樹齢約 500 年、高さ約 40m、幹の周囲が最大 6.1m のカツラの巨木で、この木に触ると縁が結ばれると地元では信じられている。地上 7m で結合する連理の木で、古くから男女の伸がむつまじいことを象徴する樹木とされ、縁結びの木として大切に保存されている。

(2) 「縁桂」結ぶ遊歩道完成（平成 13 年 4 月 25 日、北海道新聞）

昨年、林野庁の「森の巨人たち百選」に選ばれた縁結びの巨木「縁桂（えんかつら）」（乙部町富岡国有林）周辺で進められていた遊歩道などの整備が 24 日で、ほぼ完了した。6 月に乙部町で開かれる「巨樹・巨木サミット」を前に、遊歩道を整備し、小茂内川には「出合い橋」「縁結びの橋」など「縁」にちなんだ名前を付け、新たな観光スポットとなりそうだ。林野庁の生活環境保全林整備事業として昨年 12 月から、桧山森林管理署が 8 千万円で整備してきた。近く緑化事業も終了する。「縁桂」に一番近い木橋だけは町内 25 団体が構成する「縁桂を保全する会」による事業で、会員らが木橋とプレートを設置した。遊歩道は、駐車場から「縁桂」まで約 1 km。これまでは高低差が激しく、降雨時には川の増水で冠水するなどしていたが、ウッドチップを敷き詰め、スギやカラマツ材の木橋 10 カ所のほか、ベンチも置かれ、手軽に散策が楽しめるコースとなった。木橋には、カツラの葉の甘い香りを示す「桂苔（けいか）橋」や「縁桂の橋」などのほか「出合い橋」「縁結びの橋」などの名が付けられた。乙部町では「整備を機に、縁桂をさらに売り込みたい」と期待を込めている。



林野庁の生活環境保全林整備事業で整備した遊歩道。小茂内川には「出合い橋」「縁結びの橋」など、「縁」にちなんだ名前を付けた木橋が整備されている。周囲は、ブナ、ミズナラなどの豊かな天然林が広がり、森林浴を楽しむことができる。

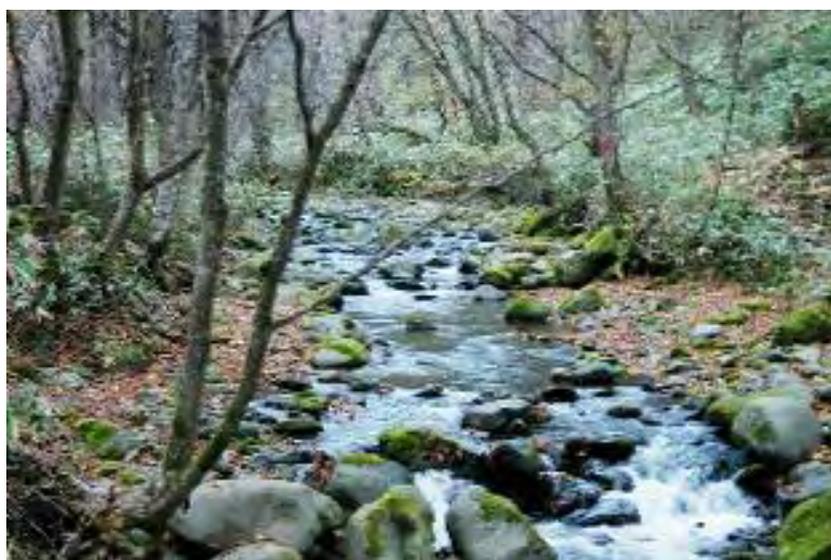
(3) 乙部で縁桂森林公園まつり（平成 13 年 9 月 24 日、北海道新聞）

縁結びのカツラの木として林野庁の「森の巨人たち百選」に選ばれている富岡縁桂への遊歩道がある富岡水源地森林公園で 23 日、「富岡縁桂森林公園まつり」（まつり実行委員会

主催)が開かれ、昨年の2倍以上の約300人の町民らが、ジンギスカンやヤマベつかみを楽しんだ。参加者は、公園から「縁桂」まで、整備されたばかりの約1kmの遊歩道を散策。奥尻島出身の詩人麻生直子さん(注)の詩の朗読を聞いたあと、公園内に用意されたジンギスカン用の鉄板を囲んだ。寺島光一郎町長も町特産のジャガイモやカボチャを食べながら「天気にも恵まれて、たくさんの人たちが集まってくれました」と笑顔を見せていた。公園のそばを流れる小茂内川では、放流されたヤマベつかみが行われ、大勢の子供たちが、歓声を上げながら体長30cmものヤマベを手でつかみ取っていた。

(注)麻生直子(あそうなおこ)。1941年、北海道奥尻島生まれ。日本文芸家協会、日本現代詩人会、北海道野鳥の会会員。著書に詩集「神威岬」、「麻生直子詩集」など。

さやさやと 天までとどく桂の木 乙部の山里にひっそりと 連理の枝の縁むすび



公園のそばを流れる小茂内川。森閑とした森のなかで溪流の音だけが響きわたる。「富岡縁桂森林公園まつり」には放流されたヤマベのつかみ取りが行われ、子どもたちの歓声がわきあがる。

(4) 恋路見守る森の巨人(平成14年8月23日、北海道新聞)

恋人たちが手を携えるかのように太い枝で互いを支え、ハート型の新緑の葉は甘い香りを放つ。乙部町富岡の国有林に聳える2本のカツラの大木。古くから縁結びの神が宿ると言われる「縁桂(えんかつら)」には、春から秋にかけて数多くのカップルが訪れる。それぞれ樹高40m、幹の周り5m。推定樹齢は5百年。特異な形状のため、一昨年4月林野庁の「森の巨人たち百選」にも選定された。

一つの民話が伝えられている。明治末期、荒川万太郎という剛力の漁師が船の材料を求

め山に入った。林内でもひとときわ大きいカツラの木に斧を入れたが、不思議と力が抜けて切り倒せなかった。漁民たちは「神が宿るに違いない」と信じ、以後、木を伐採するときは、必ずこのカツラの木にしめ縄をかけてから仕事を始めたとされる。

1955年ごろ縁桂への道を切り開いた住民がこの跡を覚えていた。富岡地区で農業を営む笹田寿一さん(70)は「今は一つのこぶに見えるが、傷がついて皮が盛り上がった跡が3本あった」。当時ニシン漁の親方衆に聞いた話では、過去に3人が斧を入れ、いずれも倒せなかったという。

縁桂への道は昨年、ウッドチップを敷き詰めた遊歩道に整備された。今まで2組のカップルが、道内でも珍しい「樹前結婚式」を挙げている。緑に包まれたバージンロードを並んで歩き、木漏れ日のスポットライトが二人を祝福してくれる。縁桂を新たな観光資備にしようと、町は9月首都圏のカップル3組を招いて式を挙げてもらうつもりだ。山中にひっそりと立つ一対の大樹は、これからも数多くの恋路を見守り続けていく。



縁桂(えんかつら)の前に設置された「ちかいの鐘(流雲)」。デザインは地元の工芸家中川眞一郎氏。古代中国の鉦と日本の鐘をイメージ化し、形は乙女のふくよかな感じを表現している。側面の文様は四季の雲と風を、鐘縁の文様は日本海の波を表現している。鑄造は山形の老舗、鈴木鑄造所が行った。(2002年9月製作)

6. 森林資源活用の戦略展開手法からみた課題

乙部町は、スケトウダラ漁、釣り船等の漁業を主産業とする町である。また、海水浴場としては、我が国有数の水質を誇り、北海道の短い夏場の人気を集めている。また、湧水地としても日本の百選に挙げられている。一方、巨樹・巨木においても樹齢500年の縁桂があり、現在世界的にも貴重なカツラの培養を試行中である。温泉地、山岳トレイルも整備されているなど観光資源の発掘と活用を積極的に展開している。

しかし、これらの資源に関わる産業クラスターあるいはNPO、地域住民との関わりは今一つ明確ではない。この地域には江差追分発祥の地、奥尻島観光等もあり、広域的な観光ネットワークの構築の可能性もある。

地域内の全ての産業、住民クラスターが参加する戦略性が必要であろう。既に釣り客や海水浴客の入り込み数を見込める状況にあり、全ての資源をつなげるストーリーをつくり、地域内の全てのクラスターを調整するコーディネーター機能組織を創造し、戦略シナリオの作成が有効であると考えられる。その上で、広域的なネットワークづくりに取り組む必要もあろう。

表4-1-1は、第3章で述べた「新しい旅のクラスター別森林資源の考え方」に基づいて乙部町における森林資源の活用事例を整理したものである。

表 4 - 1 1 クラスター別の森林資源活用事例（北海道乙部町）

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
文化的・歴史的探求	特殊な地形・地質等地球の歴史	鮎の岬(しびのさき)と桜	鮎の岬は北海道の天然記念物、自然百選にも指定されている。小高い丘にある鮎の岬公園には、300本のソメイヨシノが植栽され、特殊な地形と桜の彩りを楽しむ場として観光に活かされている。
	生活史	縁桂(えんかつら)と樹前結婚式	富岡地区には、樹齢約500年の巨木、縁桂がある。この樹は、二本の根が結合している連理の木として知られ、その姿は古くから男女の心が睦まじいことを象徴する樹木とされてきた。平成12年には、「森の巨木たち100選」に選定された。乙部町では、森林や森林資源との共生を目指すシンボリックな樹木として大切に保存し、珍しい樹前結婚式が行われている。
		「縁桂」の商品化の試み	町づくりに生かそうと、「縁」にちなんだ商品開発による町おこしに取り組んでいる。道立林試緑化センターの協力で、「縁桂」の枝などから組織培養のもととなる芽の採取作業を試みている。カツラの木の培養は世界でも例がない。商品化を目指し、町は「新たな観光資源に」と期待を寄せている。
		竹森(たけもり)	乙部岳の麓にある竹森は、その特異は形から国の航行目標保安林に指定されている。その特異な山の形が、古くから漁師たちの海の安全を見守ってきた。竹森は野鳥や野草の宝庫で、乙部岳に次ぐ自然観察の場としても評価が高い。
体験学習	自然体験	森林空間利用	来拝川の上流域の町有林では、地域のボランティアの手による「教育の森づくり」が行われている。現在、樹木の整理伐、ヒバの植栽が行なわれている。主宰者によると、自然体験プログラムの開発などを行い、自然観察、野生動物の観察を可能にしたいという。

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
癒し・健康	温泉	温泉の活用	乙部町には、3つの温泉がり、町の貴重な資源となっている。泉源 100%湯は、宿泊施設、浴場・温水プール、公民館の床暖房に利用されている。その他、農業ハウス栽培、ゆりの里活性化センター、在宅福祉保健複合施設などに利用されている。また、温泉と美容施設を備えた施設があり、全国各地から評判を聞いた女性が訪れ、贅沢な気分を満喫している。さらに、海の幸、山の幸を織り込んだ懐石料理を楽しむのも魅力の一つ。これらの温泉は、周囲を森林に囲まれ自然の景観を楽しむことができる。
	健康食品	生命（いのち）の水	乙部町は、自然の湧水に恵まれている。町内の湧水のうち、最適な5箇所を「生命の泉」として整備している。水温は9～10と安定し、自然石で囲んだ湧水口の周辺には、それぞれ特徴のあるあずまやを建て、憩いの場として活用している。町内外から生命の水を求めてくる人が絶えない。さらに、セラミックフィルターにより精密濾過し、ミネラルウォーターとして売り出している。
	ウォーキング・トレイル	乙部岳と姫川の登山	乙部町の最高峰、乙部岳（1017m）は気軽に山歩きができる山として広く親しまれている。毎年6月中旬には、登山会が催され、町内外からの参加者が多い。日本海、太平洋、羊蹄山まで望むことができ、登山道沿いではキバナシャクナゲなどの高山植物を楽しむことができる。乙部岳に源を発する姫川には、義経と静御前の悲恋伝説が言い伝えられている。町では、登山道と整備を行っている。

鍋倉山の資源を活かした取組（長野県飯山市）

1. 飯山地域の自然環境

飯山地域は、変化に富んだ自然環境に大変恵まれている。西部に斑尾山、黒岩山、鍋倉山が連なる関田山脈があり、東部には悠久な千曲川が流れている。飯山地域は、飯山盆地を中心とする千曲川沿いの低地と、その両側に連なる西部山地、東部山地とに大きく三分される。ここでは、鍋倉山が含まれる西部山地の自然環境を中心に見てみよう。(資料:「飯山市誌・自然環境編」(平成3年11月発行))

(1) 位置・地形の概観

飯山地域は、長野県の最北部に位置する。西部は新潟県と接し、東部には千曲川が東北に流れている。飯山地域の大半の地域は、千曲川の左岸側に沿って細長く分布している。標高が最も高い場所は南西側に位置する斑尾山(1,381m)、最も低い場所は千曲川下流の西大滝付近(290m)で、多くの人々が生活する飯山盆地は標高310~320mの平坦な沖積平野に広がっている。

図4 2-1 飯山地域の水系



飯山地域の水系は、長い地質時代を経て形成されたもので、この地域の生い立ちを知る上で重要である。特に川の流れは、地層や岩石、地殻変動の特徴をよく反映している。東北に流れる千曲川の西側山地から流れる河川の距離は、数 km から長くて 8 km 程度である。

また、全域にわたって小さな湖沼や溜池が多く見られる。これらの湖水は、いずれも灌漑用水として利用され、市民の生命と生活を守る大切な資源として保全されている。

(資料: 飯山市誌・自然環境編)

飯山盆地及び千曲川の西側に広がる西部山地は、南は富倉峠付近から北は野々海峠付近まで連続する山並みと、斑尾山や静岡から富倉にかけての山地とに細分される。前者は関田山地と呼ばれ、標高 1,000m 前後の峰々が 30km 以上にわたって連続し、長野 新潟両県の県境をなしている。更に、この関田山地は地形の特徴から関田峠を挟んで、関田山地北部と関田山地南部の 2 地区に区分される。

関田山地北部は、関田峠付近（約 1,150m）を最高点として、北へ 1,100m 前後の一定の高さの峰が連続する。この尾根を境として、新潟県側は急斜面、長野県側は比較的緩やかな斜面が発達している。この峰の鞍部には、南から関田、梨平、牧、宇津ノ俣、伏野、野々海、深坂など長野県と新潟県とを繋ぐたくさんの峠がある。



関田山地北部の景観。関田峠付近（約 1150m）を最高点として、1,100m 前後の高さの峰が連続する。この尾根を境として、新潟県側は急斜面、長野県側は比較的緩やかな斜面が発達している。

関田山地南部は、鍋倉山（1,288m）を最高峰にして南に行くにつれて標高を下げ、富倉峠付近では 700m 前後となり尾根は消滅する。この山地の斜面は、北部とは逆に長野県側に急な斜面が発達している。特に、鍋倉山から黒岩山にかけては、関田山地の中でも最も急な斜面となっている。これは山地斜面に発達する断層や地層の構造によるものである。

また、関田山地の南端部にあたる富倉峠付近から静岡にかけては、東西方向に延びる標高 700m 前後の大きな尾根を持つ山地が発達し、他の地域とは異なった山並みが見られる。これらの山地の西には、富倉の毛無山から斑尾山にかけて火山の噴出物から構成される山地が発達している。



関田山地南部の景観。鍋倉山（1288m）を最高峰にして南に行くにつれて標高を下げ、富倉峠付近では700m前後となり尾根は消滅する。この山地の斜面は、北部とは逆に長野県側に急な斜面が発達している。

(2) 地質の概観

飯山地域は、東北日本の北部フォッサ・マグナ地域と呼ばれる地質区に属し、長野 松本を中心に分布する長野県下の第三紀層と油田を含む新潟県下の第三紀層とをつなぐ境界部に当たっている。この地域の地質は、すべて新生代後期の新第三紀と第四紀の地層からなり、長野県下の地層の中では比較的新しい地層からできている。

西部山地は、山地を構成する地層や岩石の違いによって、富倉から斑尾山にかけての山地、富倉から鍋倉山にかけての関田山地南部、関田峠から野々海峠にかけての関田山地北部の3地区に区分される。

富倉から斑尾山にかけての山地の地質は、飯山地域では最も古く、今から500～600万年前の海に堆積した地層である。この地層からは、貝化石や有孔虫化石を含み、この油兆やガス兆が認められる。関田山地の南部を構成する地層は、泥岩層や砂岩層を主体とした酸性凝灰岩層や亜炭層を挟む地層で、関田山地南部の主稜部を構成する。関田山地の北部の地層は火山岩を主体とした地層で、関田山地北部の主稜部を構成している。なお、関田山地の南麓斜面に広く分布する緩やかな斜面は土石流堆積物で構成され、千曲川の左岸では河岸段丘を形作り、この上を褐色の風化火山灰が覆っている。

(3) 気候の概要

飯山地域の気候は、内陸気候の多雪地帯が特徴である。冬季の降雪日数、曇天日数が多く、積雪量も多い。雪に閉ざされた期間が約4ヶ月あり、湿度が高く、底冷えのする寒さである。それだけ春の訪れは待ち遠しい。春の訪れは遅く4月下旬あたりから樹々の開花

とともに一斉にやってくる。夏は比較的乾燥し、秋の訪れは早い。

飯山地域では、関田山地を中心に飯山市から三栄村方面に多く降る雪を「山雪」または「上雪」と呼んでいる。山雪は季節風が直接山地に吹きつけて、上昇気流となって雪を降らせることが多い。日本海の上空に強い寒気が入って大気が不安定となり、積乱雲が発達してこれが平野部に入って雪を降らせる。これを「里雪」または「下雪」と呼んでいる。

(4) 温泉

千曲川の東部には、五色、七味、山田温泉をはじめ、渋温泉、湯田温泉などの山ノ内温泉郷、野沢温泉など昔からの名湯が多く分布している。一方、千曲川の西部には昔ながらの温泉はほとんど知られていないが、最近になって新しい温泉が掘り当てられている。豊田村の湯ノ入温泉、飯山市の上境温泉、戸狩温泉、栄村の中条温泉などがそれである。

なお、温泉の性状は、千曲川の東部の温泉は総じて泉温が高く、溶存物質の量が多い。これに対し、千曲川の西部の温泉は泉温もそれほどではなく、溶存物質の量が少ない。

(5) 植物の概要

飯山地域は、積雪が多く北部の関田山地では7～8mの積雪の記録がある。積雪下の地面は凍結することがなく、雪国ならではの植物が多く分布していることが特徴である。その代表的な植物の一としてユキツバキがある。



ブナ林の中に自生するユキツバキの群落。ユキツバキは、昭和23年に発見された雪の多い山地に自生する日本原産のツバキ。雪の重さに耐えるため、枝を広く伸ばす。このユキツバキは、春早く残雪の合間に真紅の花を咲かせ、飯山市の市花にもなっている。斑尾山地、関田山地に自生し、北に行くほど低地にも自生している。



鍋倉山で見られるブナ林。飯山地域には、かつてはたくさんのブナの大木が自生していた。現在では、斑尾山地や関田山地の尾根筋など開発から取り残された区域にブナ林が見られる。山麓でもブナ林が点在しており、貴重な資源となっている。

(6) 野生植物の利用

飯山地方では、昔から野生植物を人の生活に利用してきた。そこには、厳しい自然環境に生きた先人の知恵が込められている。以下、それらの植物と地域の人々の生活との係わりを見てみよう。

表4 2 - 1 生活用具に使う植物

区分	植物名	用途
繊維品	カラムシ（皮）	越後縮（えちごちぢみ）
	アカソ（葉）	布
	楮、梶の木（皮）	和紙
	桑（皮）	習字紙
	藁	むしろ、わらじ、わらぐつ
	カサスゲ（葉）	笠
	タヌキラン（葉）	雪帽子
	シナノキ（皮）	背負い縄
	マカモ（茎）	ござ

区分	植物名	用途
つる製品	ミツバアケビ(つる)	鳩車などの工芸品
	コウリヤナギ(つる)	柳行李、弁当箱
	クズ、マルバマンサク(つる)	結束用
	サルナシ(つる)	つり橋
竹製品	チシマザサ(茎)	ざる、かご、輪かんじき
木製品	ヤマボウシ	よこづち
	イタヤカエデ、ミズナラ、ケヤキ	柄
	キリ、ホウノキ、ヒノキ	のこぎりの柄
	ガマズミ、ウワミズザクラ	げんのうの柄
	イヌザクラ、ウワミズザクラ	鎌の柄
	サワラ、ヒノキ、スギ	桶
	サワラ	飯櫃
	ヒノキ、スギ	酒の桶、樽、ワリバシ
	ヤナジ、オオバクロモジ	つまようじ
	トチノキ、ケヤキ、サクラ	盆
	ヤナギ、ホオノキ	まな板
	トチノキ、ケヤキ、イタヤカエデ	こねばち
	ヒノキ、イチイ、クワ	椀、茶たく
	ミズナラ、イタヤカエデ	スキー板
	トネリコ、クルミ	バット
	カヤ、イチヨウ、カツラ、シナノキ	碁、将棋のこま
	イタヤカエデ、クリ、ケヤキ	そり
	クマヤナギ、コマユミ、マルバマンサク	かんじき
	キリ、サワグルミ、スギ	下駄
	ケヤキ	太鼓の胴
	イタヤカエデ、ヒメコマツ、アカエゾマツ	バイオリン
	サワラ、ホウノキ	木琴
	カシ、ケヤキ、ウメ	拍子木
	キリ(胴)、ツゲ(駒)	琴
	ツゲ、モクセイ	そろばんの玉
	イチイ、ヒノキ、モクレン	鉛筆の木
	キリ、ケヤキ、トチノキ	タンス
	ヒノキ、ウワズミザクラの皮(つなぎ)	曲げ物
	ドロノキ	マッチの軸木

(7) 野沢菜

野沢菜は、多雪地帯の人たちにとって大切な漬け菜である。冬が長いため野菜貯蔵の必要性から野沢菜漬が生まれた。暖かい炬燵の中でお茶を飲みながら食べる味は、雪国に住む人ならでわの味わいである。野沢菜の味は、アミノ酸、有機酸、甘味、辛味などが結合されたもので、野沢菜漬は軟らかい組織とみずみずしい細胞内の液を楽しむ漬物である。

野沢菜漬は、透過膜を通じ食塩が細胞内に入り、糖、酸、アミノ酸類などの関連物質と混和したものと考えられる。野沢菜の学名は、アブラナ科の一種で、起源は地中海周辺とされている。その後、トルコ、中国を経て、中国でナタネ、白菜、カブに分化し、そのカブが日本に持込まれ現在の野沢菜になったと言われている。

なお、飯山地域の野沢菜は、野沢温泉村の僧侶が1756(宝暦6)年に上方から天王寺カブの種子を持ちかえり、寺内の畑地に蒔いたところ突然変異して野沢菜になったとも言い伝えられている。

(8) きのこと

飯山地域は、新潟県境にあって最も積雪量の多い地帯である。盆地の中央には、悠長な千曲川が流れ、こうした多湿な気候はキノコの発生にとって好条件である。

さらに飯山地域は、かつて薪炭生産が地域産業として大きな役割を果たし、そのため雑木林が至る所で見られ、標高が高くなるにしたがってブナやミズナラなどの落葉広葉樹がたくさん残っている。こうした樹林地を培地として菌糸が発達し、低山帯から高山地まで多くの種類のキノコが発生している。



ブナ林の中で見つけたムラサキシメジ。ムラサキシメジは、晩秋の雑木林の中に生える。一本見つかりと次々に見つかる。全体が紫色で、食用きのことしては上等の部類。近年は栽培化の試みがされている。

(9) 哺乳動物

日本に生息する哺乳動物の種は、北海道から沖縄まで 110 種類、長野県内ではおおよそ 50 種類といわれ、飯山地域では現在までの調査で 30 種類が確認されている。シベリア大陸から朝鮮半島を経て渡来した北方系の動物と、東南アジアから分布を広げてきた南方系の動物が混じりあっている。北方系の哺乳動物としては、トガリネズミ、オコジョ、イタチ、テソ、ノウサギ、キツネ、リスなどである。一方、南方系の哺乳動物としては、ニホンザル、カモシカ、タヌキ、ツキノワグマ、ハタネズミ、ムササビなどである。

図4 2 - 2 飯山地域で見られる哺乳動物の足跡



(資料：飯山市誌・自然環境編)

(注) 哺乳動物の足跡には、それぞれの特徴がある。どんな動物がいるのか知る大きな手がかりになる。特に、雪面に付けられて足跡からは、獣たちの生活行動を知ることができる。

(10) 鍋倉山の鳥類

鍋倉山麓とブナ原生林内では、36 種類の鳥類が確認されている。種類別にみると、山麓部ではヒガラの生息密度が最も高く、次いでキビタキ、ホオジロ、オオルリ、キクイタダキがほぼ 6 割を占め、そのほかシジュウカラ、コガラ、ウグイス、キジバト、ニュウナイスズメ、クロジ、アオジ、ヒヨドリなどが確認されている。

なお、カルガモ、オシドリ、カイツブリなどの水鳥も生息している。これは、この周辺に関田峠から鍋倉山に至る尾根筋に多くの湖沼、溜池などの湿地があり、ガンカモ科の鳥類が繁殖しているものと見られる。また、ブナ林から湧き上がる虫を飛びながら採食しているイワツバメの飛翔が観察されている。

(11) チョウ類

飯山地域に生息しているチョウ類は、8科103種が確認されている。中でも、飯山地域を代表するものは、ギフチョウとヒメギフチョウである。飯山地域は、大雪地帯で湿潤な土地が多いためハンノキ類を代表する湿地を好む樹木に恵まれているためといわれている。

一方、平坦部に接する山地には、コナラ、クヌギ、ミズナラなどの樹木が多く、これを食餌とするエゾミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、オオミドリシジミなどの「ゼフィルス」と呼ばれるチョウ類が多く見られる。また、山麓から平坦部には、ウマノスズクサを食餌とするジャコウアゲハが生息している。

飯山地域を取り囲むように広がっている斑尾高原、カヤノ平、鍋倉山系の草原には、タチスボスミレ、シロスミレ、ツボスミレなどを食餌とするメスグロヒョウモン、ウラギンスジヒョウモン、ギンボシヒョウモンなどのヒョウモン科のチョウ類が多く、高原の代表的なチョウ類として知られている。このように、飯山地域では山地、高原、湿地をはじめとして里の畑地、水田の周辺で多くの種類のチョウ類を見ることができる。

2. ありのままの資源を活用した村づくり

なべくら高原「森の家」(財)飯山市振興公社)では、飯山地域のありのままの資源を活用した自然体験型観光の企画を行っている。以下、その活動の主な取り組みを紹介する。

(資料:「来らせ！オラほ村」パンフレット)

「オラほ村開村」に当たってのメッセージ

「来らせ！オラほ村」は失われていく日本の原風景をもう一度取り戻す為にスタートした村である。今、日本はあらゆるところで里山が消え、そこに代々継承されてきた優れた技術や知恵、文化も失われようとしている。この美しい景観やそこにある様々な日本の財産を残し、再生したい。そんな思いからこの村は生まれた。この里山を誰もモノでもなくあなたの故郷にして欲しい。都会に住む人も、田舎に住む人も、ボランティアの方も、野沢菜漬けだけ参加される方も、いろんな方がいろんな想いで長い時間をかけて訪れ、自分の心の故郷を育てて欲しい。村の活動は決して1年で終わるモノではない。いつの日か黄金色に輝く稲穂を夢見る荒地の開墾や、3年後のホテルの為に畦草刈りなど、ゆっくりと時間をかけて「夢に描く里山の風景」を現実のものにして欲しい。困難ではあるが、壮大なイメージを持って進みたい。里山を忘れかけていた人や里山に夢を見る人がもう一度ここに集い、この村を再生していければいいと考えている。どのような形でも、できるだけたくさんの方は村に関わって頂けることを願う。



鍋倉山の山麓に広がる平坦な沖積平野。心の故郷にして欲しい「夢に描く里山の風景」。

雪の文化

無数の雪の結晶が、空から降りしきる夜。村は静寂に包まれる。その風景は、白く、丸く、柔らかい曲線で作られる。田んぼはおろか、草も細い木などは雪の下に隠れてしまい、夏とはまったく違った世界になる。積雪は3mから4m、道路の両側は雪の壁になってしまう。村の中にはセギと呼ばれる水路が走り、家の周りのタネと呼ばれる池につながっている。冬は裏山から引いた水を、雪を溶かすために使う。水の文化、日本の文化は奥深い。
(雪に埋もれた家を掘り起こせ、 かまくら作りとそり遊び)

道祖神の火祭り

道祖神の火祭りは、正月行事に使った門松、しめ飾り、お札などを山から切り出した木と秋に刈り取ったカヤで作った「オオセの神」に貼り付けて、勢いよく燃やし天にかえず小正月の行事。「どんと焼き」や「どうろく神さま」とも呼ばれる。火祭りはオオセの神とコセ工の神の2体のどうろく神を作り、大人が火付け役に、子供が火消し役になって火の攻防を繰り返す。争いが頂点に達した頃、オオセの神が勢いよく燃やされてお祭りは最高潮を迎える。道祖神の火で餅を焼いて食べると一年間風邪を引かないと言われている。
(道祖神のやぐら組み、 カヤ刈りとカヤ干し、 カヤたてと飾り付け、 お米を焼いてやしょうまづくり)

冬の仕事、わら細工

村は冬の間何をしているかと言えば、雪かきをしているか、お茶飲みしているか、わら仕事をしている。かつては、わら細工も炭と並んで貴重な現金収入であった。わら細工では、主にミノ(雨の時の野良仕事や冬の雪降りの時に着るポンチョのようなもの)、ショウタツ(雪国特有の冬のかぶりもの)、わらじを作る。冬になると朝飯前と夕方には、どこの家からもわらを叩く槌の音が聞こえていた。(田舎家でわら草履づくり、 わらでしめ縄づくり)

野沢菜漬けと干し柿

三度の食事はもちろん、お茶のみに登場する野沢菜漬けは11月に漬ける。収穫した野沢菜をタネ(家の周りにある雪を溶かす溜池)で洗う風景は、冬の訪れを感じさせる風物詩。各家庭でご自慢の味があり、春になると漬け具合をみて油で炒めて食べたりする。

また、干し柿も冬の風物誌。紐に吊された干し柿が、軒先にぶら下がっているとまさに冬の始まりと言った感じがする。この辺りは家のわきに柿の木を植えている人も多く、その柿をわらで縄を編んで吊るす。冬の寒さが、柿をぎゅっと甘くし、村の保存食はひと味もふた味も違う。(野沢菜の種蒔き、 野沢菜の収穫、 漬け込み、 柿もぎ・干し柿づくり)

オヤマボクチを使った幻のそば

この辺りのそばの繋ぎは、オヤマボクチというアザミ科の植物の葉の裏側の繊維を精練して使う。そばは荒地で育ち、その近くに生えているオヤマボクチの繊維を使うようになった。荒れた土地だからこそ生まれた先人の知恵。オヤマボクチを使うそばはコシが強く、歯ざわりも最高で、幻のそばと呼ばれている。(山にオヤマボクチを探しに行こう、石臼そば粉挽き、 そば打ち

秋の紅葉ときのこ

村の裏山は、ブナやミズナラをはじめとする広葉樹の森である。10月半ばを過ぎれば森の中は静けさを増し、山脈の稜線付近から少しずつ秋の気配が降りて来る。山頂付近はブナの森で、黄色く色づく黄葉が見られる。さらに標高が下がると、ミズナラやカエデの紅葉、スギの葉の緑が混じり青空や夕焼けに映える。また、この時期はきのこの季節でもある。ナメコ、クリタケ、ブナハリタケ、ナラタケ、シバタケなどたくさんの美味しいきのこが採れる。(紅葉を見ながらのキノコ狩り、キノコ汁づくり、 ナメコのコマ打ち)



鍋倉山の稜線で見かけたヤマモミジ。晩秋の光をいっぱいを受けて輝いていた。

炭焼きの熟練の技

炭焼きはかつて、この辺りの農閑期の貴重な現金収入源として行われていた仕事の1つでした。今でも沢筋には幾つも窯跡が見られます。よい炭を焼くためのよい窯石は財産で、炭場を移動するときは、窯石も持って移りました。焼きあがった炭はカヤで編んだ俵に入れ近くの炭問屋まで馬の背に乗せ運んでいたそうです。煙の色や温度、味で焼き具合を判断するまさに一人ひとりの熟練の技の結晶です。(炭場の清掃、炭焼き、炭のかき出し、 オキを使った豚汁づくり、炭焼アスパラピザづくり)

そば畑で荒廃地を無くそう

村は年寄りが多く、人もめっきり減ってしまった。畑や田んぼだった所は耕作されずに荒廃し、木が生えてしまう。そこで昨年よりボランティアと一緒に荒れた畑を開墾し、そば蒔きを行った。そば畑の白い花が見られる。少しでも荒廃地を無くし、そばの白い花で覆われた素敵な里を創り出そう。(荒地の開墾、 そばの種蒔き、 そば畑の畦草刈り、 そばの収穫、 道具の手入れを学ぶ)



晩秋の畑に残ったそばの実。荒廃した田んぼを利用してそば畑が広がっている。

ホタルが棲む里づくり

村は、ゲンジホタルとヘイケホタルと一緒に棲んでいる珍しい場所である。昔から里では人とホタルは一緒に生きてきた。しかし村から人が出て行き、田や畑が荒れ畦草が水路を覆ってくるとホタルもいなくなってしまう。ホタルは奥深い自然の生き物ではなく、田畑が健全に保たれている里の昆虫である。昔は、スギの木がクリスマスツリーのように光るほどたくさんのホタルが棲んでいたが、少しずつ減っている。里の再生はホタルの棲める環境の再生につながる。(田んぼをはじめよう、水路の畦草を刈ろう、畑のセギを復活させよう、湧き水清掃、田づくり準備、ホタルハイク、ホタルと語り部)

3. 「なべくらブナの森倶楽部」の活動

平成 12 年 3 月、鍋倉山麓の貴重な資源であるブナの森を守るため、「鍋倉山麓の自然環境保全と地域資源活用型観光の展開に関する連絡会」(通称「いいやまブナの森倶楽部」)が設立された。以下、「いいやまブナの森倶楽部」が設置された経緯、趣旨及び活動の状況について述べてみよう。

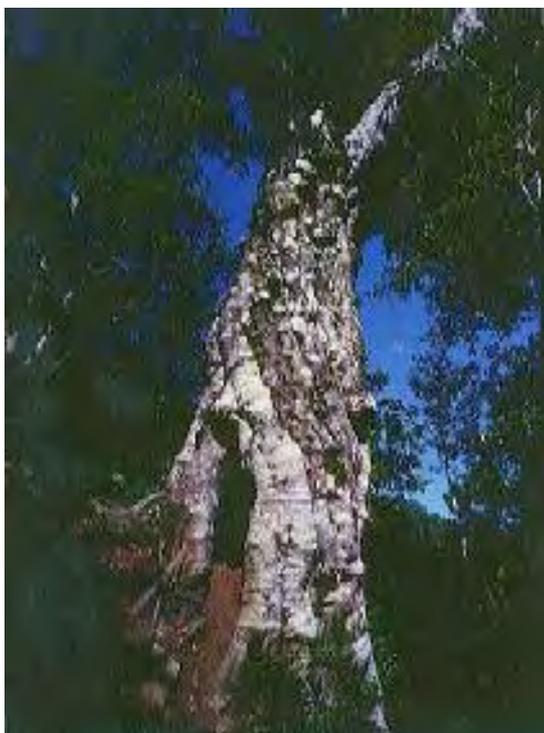
(1) 鍋倉山のブナ林をめぐる歴史

今から 100 年前程までは、鍋倉山一帯はブナの原生林で覆われ、鬱蒼とした森林が形成されていた。しかし、1940 年代から 60 年代にかけて、戦中・戦後の木材需要の高まりとともに、原生林のブナは船舶用材、薪炭用材、パルプ用材として盛んに伐採され、次第にその姿を変えていった。

1972(昭和 47)年、民間企業による鍋倉山麓のスキー場開発計画が持ち上がったが、1973(昭和 48)年のオイルショックによって計画は撤回された。1986(昭和 61)年、長野営林局から鍋倉山国有林の森林開発計画が発表されたが、地元住民の意向を受け中止された。1990(平成 2)年、飯山市と民間企業からスキー場の開発計画が提示されたが、1992(平成 4)年のバブル崩壊によって撤回を余儀なくされた。

一方、鍋倉山の裾野では、国営農地開発事業として、1983(昭和 58)年から 1995(平成 7)年にかけて大規模な農地(260ha)が造成された。これを契機にして、鍋倉山麓の丘陵一帯を「なべくら高原」と呼ぶようになり、以来リゾート観光地として今日に至っている。

(2) 森太郎・森姫の由来



1986(昭和 61)年、長野営林局から鍋倉山国有林の森林開発計画が発表されたとき、自然保護を唱える地元住民が鍋倉山周辺の森林をつぶさに踏査した。その踏査の途上で、深い谷間にひっそりと聳え立つ 2 本のブナの巨木が発見された。一本は天を突くように聳え、表面はゴツゴツとした雄々しいブナであり、他の一本はしなやかに、そして真っすぐ伸びた気品あるブナであった。以来、住民は前者を「森太郎」、後者を「森姫」と名付け、自然保護の象徴として大切に守り続けている。

なお、「森太郎」は、平成 12 年に林野庁が全国の国有林内の巨樹・巨木を対象に選んだ「森の巨木たち 100 選」に選定されている。

(撮影：富田文雄氏)

(3) 「いいやまブナの森倶楽部」の設立趣旨（原文）

鍋倉山の現状と今後の利用・保全について（平成 12 年 3 月 25 日）

鍋倉山には、日本国内でも貴重な原生の状態のブナ林が残されています。同時にこの森は、山麓に暮らす村人達の生活にも密接に関わってきました。貴重なブナ林との共存した里山であり、ブナ（自然）と人（村）が非常に近いということが、ここなべくら高原の特徴の一つだと思われます。現在では、高速道や新幹線の開通により、県外からも多くの人たちがこのブナ林を訪れています。ブナの芽吹きの新緑の頃、秋の紅葉シーズンなどは連日マイカーや大型バスでの来客があり、また近年自然体験教育の一環として学童の入山も数を増しています。白神山地のような奥深いブナ林と違い、誰でも気軽にブナ林（自然）に触れることができるという点が、年々訪れる人が増えている要因の一つではないでしょうか。今後もさらに大勢の人がこの森を訪れ、観光資源としての可能性も大きくなっていくことでしょう。

1999 年春、鍋倉山のシンボルであった「こぶブナ」が倒れました。そして今、「森姫」がその危機に直面しています。その大きな要因の一つに「森太郎」、「森姫」に集中して人々が訪れたために木の根本を踏み固めてしまったということがあげられます。人々が近づきやすい「森姫」は特にその影響を大きく受けて、季節はずれに落葉したり、キツツキに穴を開けられるようになってしまい、また枝先が枯れたりしてきています。あまりにも多くの方が鍋倉山にはいるため、原生の森は傷つき、元々整備のされていない山道は荒れ、自然にとっても、人間にとっても危険な状況にあります。昨年には未整備の散策道を歩く道しるべとして、ペンキでブナの幹にペイントするという事例も発生しています。観光資源としてのブナの森の活用は飯山の今後の大きな柱になって行くでしょう。

また、現状をふまえ、人々の生活に密接な関わりを持つ貴重な宝をどう保全していくのか、有効活用していくのかを討議し、関係各位の意思統一が早急に必要と感じています。100 年後の鍋倉山麓のあり方をにらんだ「いいやまブナの森倶楽部」の設立に関し是非ご賛同賜れば幸いです。

なべくら憲章（平成 14 年 5 月 15 日）

鍋倉山は形成されて以来、植物が茂り、動物も生活するようになり、私達の祖先が住みついてからの鍋倉山のブナ林は長い歴史を刻んできました。近年、過疎化や文化の進歩により、森と人との関わりが薄れる一方、観光開発や、森林利用による伐採問題が起こったこともあり、最近では主に観光目的の入山者の増加により憂慮すべき状況にさらされてきました。鍋倉山は奥山ではなく里山です。里山とは、人の生活と共に歩んできた身近な自然であり、人とブナ林とは一体のものです。鍋倉を愛する我々は、この豊かで美しい自然を長く保ち、楽しみを多くの人に共有して欲しい。なべくらに訪れる人達になべくらの自然を尊重してもらうことを願い、ここになべくら憲章を掲げます。

1. なべくらの自然の素晴らしさを知ろう。
2. 人と森、里と森林の関係を調べ理解しよう。
3. なべくら固有の自然を守ろう。
4. なべくらを取り巻く自然環境の豊かさを探求し、語り、伝え、後世に残そう。
5. 鍋倉の自然環境を「宝物」とし、自然と人が共生するなべくらならではの里山形成をしていこう。

(3) 「いいやまブナの森倶楽部」の活動内容

表 4 - 2 - 2 「いいやまブナの森倶楽部」の主な活動（平成 16 年 7 月現在）

活動日	活動の内容
平成 12 年 3 月 25 日	設立総会「いいやまブナの森倶楽部」の発足
平成 12 年 4 月 23 日	座談会「なべくら山ハイク・ハイカーをどう考える」
平成 12 年 5 月 21 日	座談会「巨木を守るぞ、巨木の迂回路設置を前に」
平成 12 年 9 月 3 日	座談会「緊急討議、迂回路着工を前にして」
平成 12 年 10 月 9 日	現地作業「巨木の谷の迂回路設置」
平成 12 年 12 月 10 日	座談会「どちらにも言い分はある、スノーモービルの是非を問う」
平成 13 年 1 月 21 日	座談会「スノーモービルのあり方について」
平成 13 年 2 月 10 日	座談会「危機目前、鍋倉山の動植物を救え」
平成 13 年 3 月 13 日	シンポジウム「巨樹・巨木国際シンポジウム」開催
平成 13 年 3 月 31 日	総会「いいやまブナの森倶楽部」
平成 13 年 4 月 28 日	座談会「ハイク・ハイカーを考える」バス・自動車の乗り入れ
平成 13 年 5 月 19 日	ゴミ拾い「雪解けと共に現われる嫌われ者」
平成 13 年 6 月 16 日	会議「長野・新潟両県をまたぐ里山会議」
平成 13 年 7 月 16 日	連絡会発足「関田山脈歩くルート設置推進連絡会」
平成 13 年 7 月 22 日	樹木医による巨木の樹勢調査「豪雪に耐えられたか」
平成 13 年 7 月 24 日	観察道整備「看板設置」
平成 13 年 8 月 4 日	ブナのレクチャー「鍋倉山麓の巨木と鍋倉山トレッキング」
平成 13 年 8 月 28 日	現地作業「樹勢回復と道標設置」
平成 13 年 9 月 8 日	現地学習会「鍋倉山の動植物を守れ」
平成 13 年 9 月 19 日	観察道整備「道標設置」
平成 13 年 10 月 6 日	ウォーキング「里山を歩きながら学ぶ自然と人との関わり」
平成 13 年 10 月 7 日	巨木の保全作業「わら上げ作業」
平成 13 年 10 月 13 日	試験林整備「ミズナラとブナの育成」
平成 13 年 11 月 17 日	ゴミ拾い「雪に隠れる嫌われ者退治」

活動日	活動の内容
平成 13 年 12 月 16 日	座談会「日本の原風景、里山を守りたい」
平成 14 年 1 月 19 日	座談会「本当の自然保護とは - 鍋倉山憲章」
平成 14 年 3 月 31 日	総会「いいやまブナの森倶楽部」「飯山市鍋倉山麓巨木協議会」
平成 14 年 5 月 25 日	ゴミ拾い「雪が解けた顔を出す」
平成 14 年 6 月 15 日	座談会「関田山脈ロングトレッキングについて」
平成 14 年 6 月 29 日	観察道整備「雪解けの一斉整備」
平成 14 年 7 月 6 日	昔道の復元作業「今井道の復元整備」11 日まで
平成 14 年 7 月 22 日	巨木樹勢調査「元気のブナに会いに行こう」
平成 14 年 8 月 24 日	観察道の保守「夏の終りにブナに会いに行こう」
平成 14 年 10 月 5 日	森林整備ボランティア「ドコモとよた山の森」
平成 14 年 10 月 6 日	シンポジウム「地球温暖化防止シンポジウム」
平成 14 年 11 月 16 日	観察道の保守「道標はずし」
平成 14 年 12 月 7 日	座談会「本当の自然保護とは」
平成 15 年 1 月 18 日	座談会「鍋倉山の歴史を知る」
平成 15 年 2 月 22 日	座談会「未来に向けて」(児童参加)
平成 15 年 3 月 30 日	総会「いいやまブナの森倶楽部」「飯山市鍋倉山麓巨木協議会」
平成 15 年 5 月 18 日	ゴミ拾い「雪解とともに現れるゴミ退治」
平成 15 年 6 月 14 日	巨木保護「巨木を守る！わらを担ぐ」
平成 15 年 6 月 22 日	観察道整備「森も人も安全に」
平成 15 年 7 月 12 日	巨木保護「夏の往診」
平成 15 年 7 月 19 日	里山再生ボランティア「荒れた田畑の草刈と耕起」
平成 15 年 9 月 14 日	観察会「鍋倉山の動植物を守れ」
平成 15 年 10 月 13 日	講演会「里山集落の農地再生と地球温暖化の防止」
平成 15 年 10 月 18 日	ゴミ拾い「雪に隠れる前にゴミ拾い」
平成 15 年 10 月 25 日	里山再生ボランティア「ソバの収穫」
平成 15 年 11 月 2 日	観察道整備「道標、看板はずし」
平成 16 年 1 月 17 日	活動報告会「春に備えて」
平成 16 年 2 月 29 日	観察ツアー「豪雪とブナの山脈実感ツアー」
平成 16 年 3 月 28 日	総会「いいやまブナの森倶楽部」「飯山市鍋倉山麓巨木協議会」
平成 16 年 5 月 15 日	ゴミ拾い「雪解けのゴミ拾い」
平成 16 年 6 月 6 日	観察道整備「森太郎、森姫の縄張り」
平成 16 年 6 月 19 日	観察会「ナベクラザゼンソウ」
平成 16 年 7 月 4 日	巨木樹勢調査「森太郎、森姫の健康診断」

(資料:「いいやまブナの森倶楽部」会報 1 号～17 号)

4. 関田山脈ロングトレッキングルート

平成 15 年 9 月 2 日、NPO 法人信越トレイルクラブ（代表理事 小山邦武氏）が設立された。この法人は、鍋倉山を含む信越県境、関田（せきだ）山脈のロングトレイル（長距離自然道）約 50km の整備及び管理を主な役割とする。信越県境の 13 市町村を跨ぐ関田山脈を 1 つの生態系と考え、理念、ルール、マナーを共有しながら、自然の保全と継続的な利用を図る。併せて、信越地域の活性化に寄与しつつ、里山の保全、環境、健康への意識の啓発を目的とする。先進的なアウトドアのレクリエーションスタイルとして、注目をされている。平成 17 年春を目途に取り組みされているこれまでの活動を見てみよう。

(1) 信越トレイルクラブ設立までの経緯（原文）

平成 12 年度より国土交通省の「北陸地域の地域づくり戦略」事業に基づく活動の一環として信越トレッキング委員会が設立され、さらに平成 13 年度には地元関係者を中心に関田山脈歩くルート設置推進連絡会が発足、長野、新潟の県境関田山脈にトレッキングルートを設置することによる地域連携、活性化に関する調査、研究が行われてきました。実地調査、講演会、シンポジウムなどを実施する中で、関田山脈には 14 もの峠道があったことが確認され、かつて隣接する 13 の市町村は、県の境を越えた交流が盛んに行われていたことが分かりました。峠道は物流の要所として多くの人々が行き交い、峠付近では両地域合同の催し物等が行われるなど、現在の交通網が発達するまでは、地域の連携、交流が盛んでした。信越トレッキング委員会の国土交通省事業としての調査、研究は 14 年度で終了しましたが、3 年間の調査、研究の実績として関田山脈のトレッキングルート設置が具体化してきました。そして 15 年度、委員会と連絡会の流れを継承する形で特定非営利活動法人を立ち上げ、現在までの活動を法人に移行し、13 市町村の連携をとりながら長距離トレッキングルート（ロングトレイル）としての整備、維持管理、同時に関田山脈の自然保護、地域の活性化を行っていくこととなりました。

(2) 信越トレイルクラブの趣旨（抄）

信越県境に連なる標高 1000m ほどの関田山脈は、多い時期には 8 m もの積雪に覆われる豪雪地帯であり、ブナをはじめとする豊かな自然に覆われた里山です。総延長 50km 余りの山並みには 10 数個もの峠があり、その昔は越後と信濃の交通の要所でした。特に山脈沿いに点在する両県の集落は、峠を越え交流が盛んに行われていました。県境、関田山脈の歴史ある旧道・古道を両県の地域が一体となり、復元・整備を行うことにより、日本に例のないお手本となるロングトレイルになり得ると確信し、また開発型のスキー観光に依存してきた信越地域にとっては自然・歴史と言った地域の宝を再認識し、自然の保全と持続的な利用を図ること（エコツーリズムなど）は、新たな信越地域の魅力となります。

関田山脈の豊かな自然の中を歩くことから、人間と自然とが共存する里山の機能を理解し、健康・環境問題への意識向上を図り、信越地域の活性化に寄与することを目的とし、特定非営利活動法人「信越トレイルクラブ」を設立するものであります。

図4 2 - 3 関田山脈ロングトレイルのルート



関田（せきた）山脈

日本海から30km、長野県と新潟県の県境に位置する関田山脈は、かつて信州と越後の人々の生活や文化を結ぶ交通の要所として16もの峠道を有していた。標高約1000mのこの山脈は、冬には積雪が8mを超える豪雪地帯であり、様々な歴史と手つかずの自然が今もなお残っている里山には、国内でも貴重な、原生に近い状態のブナ林や植物などを見ることができる。

(3) 信越トレイルクラブの活動

トレイルの整備はじまる

平成 16 年 6 月 13 日、法人化して初のトレイル整備が 15 名のボランティア参加により実施された。実施場所は国有林内の豊田山歩道。作業内容は傾いた歩道の切り土、土留め、倒木の除去など。昼食にはタケノコ汁を用意し、参加者の労を労った。今後のトレイル整備の進め方は、来春の一部開通を目指して、冬まで毎週一回、火曜と土曜の交互に実施。今年度の重点活動は、トレイル周辺の自然環境・生活環境調査及び 13 市町村の N P O とのネットワークづくり。環境調査については、貴重な動植物や水系を調査し、トイイル稼働後の影響を見る上で重要な調査となる。

信越トレイル自然環境調査の実施

持続可能なトレイル利用を図るため、基礎的なデータの収集を目的として調査を開始した。8 月に協力者を募り、説明会を開催して、本格的な調査をスタートさせた。調査の内容は、トレイル沿いの植生調査、動物の生息調査のほか事前利用調査(入山者の聞き取り、交通量調査)、利用者の視点で評価する利用者評価調査など。9 月に実施した実地踏査では、6 日間で 240 名もの参加があった。成果は、多くデータが収集されたことに加えて、参加者の互いの出会いがあり、今後のトレイル整備の大きな力になるものと思われる。今後は、信越トレイルの利用、保全を検討する委員会を設置する。

関田山脈トレイル整備の協定締結

平成 16 年 10 月 20 日、信越トレイルクラブとルートが通る国有林を管理する北信森林管理署、上越森林管理署との間で、ルート整備や維持などで協力する協定が締結された。これにより、県境を越えたルートづくりの道が開かれた。協定締結式には、中部森林管理局、両森林管理署、同クラブ、山脈に接する市町村関係者など約 40 名が参加した。協定書では、平丸峠以北の国有林内を「関田トレイル」と設定し、連携、協力を通じて適切な整備、維持管理、利用されることを目的として、整備、安全確保など 12 項目を定めている。

関田山脈トレイルに道標設置

平成 16 年 11 月 2 日、3 日の 2 日間、斑尾高原から牧峠間のおよそ 50km のトレイルに道標を設置する作業が行われた。これにより、積雪前に予定していた道標の大部分が設置された。この道標は、ハイカーが安全に目的地へ辿り着くために必要な区間距離や進行方向を示す看板で、峠やトレイルの入口、分岐点、景勝地等に設置された。豪雪にも耐えられるように、防腐処理をした簡単な丸太であるが重さは 40kg もある。当日は、森の家で作業説明を行った後、班毎に別れて作業を行った。参加者は、信越トレイルクラブ会員をはじめ、北信森林管理署や地元住民を中心に 2 日間で約 80 名、設置数は 38 本であった。今後は、週 1 回のペースで道標の設置作業を進められる。



関田山脈の稜線からみた飯山盆地。関田山脈ルートでは、本格的な調査がスタートした。調査は、トレイル沿いの植生調査、動物の生息調査のほか事前利用調査、利用者評価調査など。



斑尾高原から牧峠間のおよそ 50km のトレイルに道標を設置する作業が行われた。この道標は、ハイカーが安全に目的地へ辿り着くために必要な区間距離や進行方向を示す看板で、峠やトレイルの入口、分岐点、景勝地等に設置された。豪雪にも耐えられるように、防腐処理をした簡単な丸太であるが、重さは 40kg もある。

5. 地域振興への取組の考え方（インタビュー）



北信州森林組合代表理事組合長
小山邦武さん

北信州森林組合代表理事組合長の小山邦武さん（前飯山市長）に、飯山地域の地域振興について聞いてみた。小山さんは、飯山地域の自然環境や雪国の文化、生活を活かした地域振興を推進するため、財団法人飯山市振興公社なべくら高原森の家を立ち上げた仕掛け人。さらに、平成15年9月にNPO法人信越トレイルクラブを立ち上げ、鍋倉山を含む関田山脈のロングトレイルの整備構想に取り組んでいる。このロングトレイルは、信越県境13市町村を跨ぐもので、自然の保全、継続的な利用と併せて信越地域の活性化に寄与することが期待されている。

飯山市では、地域振興策の一環として、なべくら高原「森の家」を設立されましたが、その設立の経緯はどういうものでしたか。

小山 実は、私は飯山の生まれではありませんで、今から35年前にこのすぐ隣の集落へ移って来て、牛飼いをやっていました。そのとき、深い雪に覆われる地域ですから、地域の皆さんが大変雪にハンディキャップを持ち、この地は見捨てられた地だというマイナスイメージを強く持っているのを感じていました。ただ、私は住んでみて、いやそんなことはない、雪も大変な恵みだし、春夏秋冬の素晴らしい景観であるとか、土地の豊かさというものは大変なものだ、ということ一度皆で話し合ってみたいと思っていました。そうした中で、ひょんなことから市長を仰せつかりました。その時、一番先に浮かんだのが、この地域資源を何とか活かしていきたいという思いでした。

ちょうどその頃、農林水産省などがグリーンツーリズム構想を打ち出していましたので、早速そこへ参加し、教育方面にどう活用できるかというようなことを考えていました。その時、こうした分野のハード支援措置があったものですから、私はあえてここで大きな投資をしたいということを議会に申し入れたわけです。しかし、最初はなかなか理解が得られなくて、「あんなところへ客は来ないよ」というような意見が多く、議会もすぐには賛成というわけにはいきませんでした。それで、私は意識的に議員の皆さんをこちらへ連れてきたり、世の中の変化を訴えたりしながら、ちょっと時間をかけました。だんだん理解してもらえるようになり、予算もついてなべくら高原「森の家」が立ち上がったわけです。

ただ、自分自身もなかなか冬の大変さというものを分かっていたから、最初「森の家」を創っても、夏の開業だけで果たして営業が成り立つかどうか危惧を持ちながらスタートしました。そのスタートの時点で、この分野の経験が豊富な木村宏さん（現、財団法人飯山市振興公社総支配人）に計画段階から参画してもらいました。彼は、「一流のものを

創っていかないと世の中からは評価されません」と助言してくれました。当時、行政サイドとしては少し過剰投資ではないかと思われるような施設でしたが、今になってみれば、それが「よかった」と思っています。



(財)飯山市振興公社総支配人
木村宏さん

やっぱり外の人の視点がこの地にとって大切だと思いましたが、スタッフも飯山生まれの人じゃない人たちを雇いたいということに私は賛同しました。これもまた議会で反対されました。どうして税金を使っているのに市民を優先しないのかという意見です。これにもまた説得に時間が掛かりましたが、いいスタッフに恵まれ、また結果もよかったものですから、今に至っているわけです。おかげさまで評価も高まり、全国的にも先進地としての視察もごさいます。私が恵まれていたのは、地域の素晴らしさと参画してくれたスタッフの優秀さが相まっていたことだと思います。飯山市の観光の情報発信基地としても大変な役割を持つものと思いますから、これからも何とか頑張ってい

きたいと思っています。

なお、心配していた冬の営業のことですけれども、スタッフから「ぜひ続けたい、冬もやったらどうか」というような声が上がって、「よし、やってみるか」ということでした。当初は冬の備えもありませんでしたから、それに対して若干のお金も掛かりました。初年度はPRの不足もあって心配しましたが、翌年度からはリピーターも多くて冬の間も賑わいました。すべての日が満杯というわけにはいきませんが、冬の割には利用があるなと思っています。冬の魅力というものを再発見して、地域の人たちと一緒にやったという意味は、非常に大きいと思います。これまで地域の人たちは、「冬というのは大変なものだ、動かないでじっとしているものだ」というような思いを持っていました。「そうではない、冬も我々人間にとっても大事なものだし、またそれを楽しむ術もある」ということで、地域の人たちも、それによろやく気づいてそれぞれの役割を果たしてもらおうようになり「始めてよかった」と思っています。飯山の中でもここは一番の過疎地ですから、過疎地でこういうことができるということは、町に住む人にとっても大変な勇気を与えたと思っています。

それから、この地域では里山にあるブナ林を身近に感じてきました。林野庁の巨木百選にも選ばれた「森太郎」というシンボリックなブナの巨木がありますが、このブナの巨木がだいぶ老朽化してきて、最初これを何とか守っていこうじゃないかという動きがありました。そこで、平成12年3月、森太郎だけではなくてブナ林を守っていこうということで、「いいやまブナの森倶楽部」という小さなグループを立ち上げました。これにも林野庁からご支援をいただきました。この5年間にたくさんのボランティアに参加してもらい、

大変な活動をしてもらっています。

来年、新たにオープンを予定している「関田山脈ロングトレイル」の取り組みについては、如何ですか。

小山 なべくら高原に繋がる関田山脈は、標高 800m から 1000m ぐらいの尾根がずっと続いています。その山並みを何とか活かして、かつて峠がたくさんあり、人の往来が沢山あったところをもう一度復元してみたいという思いもあります。この地域には、信越県境の 13 市町村が係っています。その係わりを少しでも活発化して行きたいと思っています。かつては、この峠同士の交流というか、人の交流がとてもあったのです。それが、残念ながら、車社会になって、冬は閉ざされ、お嫁さんの往来もすっかり無くなってしまった。文化の交流もたくさんあったわけで、もう 1 度そういう動きを取り戻してみたいと思います。

20 世紀は、我々はちょっと突っ走って走り過ぎたきらいがあります。ここで、少しのんびり歩くことも必要ではないか、時代がそういうものを要請していると思い、5 年ほど前からトレッキング委員会を立ち上げました。この企画には、国土交通省をはじめ農林水産省、林野庁の参画をいただき、関係 13 市町村の応援をいただいています。さらに、専門家の意見も取り入れる必要があるということで、わが国で最もロングトレイルに詳しい加藤則芳さん（ネイチャーライター）という方に参画をお願いしました。その中で、加藤さんは、これまで行政がやってきたような林道ではなく、昔の「きこり道」のような道であれば参画するという話でした。私たちも、そのような昔道の復元を考えていて、人手で整備するという話をし、賛同をいただきました。3 年間の準備期間を積み重ねて、このほど NPO の認証を受けました。

オープンを急ぎ過ぎて、かつてのような失敗を繰り返してはいけないということで、その前の調査を十分に行うことにしています。このため、今年の夏の初めから調査に入り、動植物の調査などを実施しました。来春の雪解けを待って残りの調査をやり、そのデータを整理した上でオープンしたいと考えています。ただ、オープンと言っても、大々的に宣伝することは考えてはいません。利用者の収容限界というのがありますから、その辺のところも見極めて、将来に禍根を残すことのないようにしたいと思います。疲弊しているこの地域を何とか元気づけたいという気持ちはありますが、その辺との折り合いをうまくやっていきたいと思っています。

これまでの行政では、初期投資にお金を掛けて、後の維持、メンテナンスは行わないという弊害がありました。10 年も経つと、草茫茫々というような状況があった訳です。これではいけません。そこへ教育、学校関係を巻き込みながら、NPO と地域の人たちを中心として維持、メンテナンスを継続していけばいいという夢を持っています。

一般の人が、山に入ることによるデメリットについては、どのように考えていますか。
小山 先日、開田トレイルロードを 6 日間、6 コースについて分けて調査しました。うち私は 3 コースに参加しましたが、とても楽しかった。参加者の中にクモの専門家がいました

ていろんなことを教えてもらいました。当日は、生憎小雨が降っていたのですが、こういう天気の日にはクモの巣がよく見えると言うのです。確かにクモの糸に水滴が溜まっていて、クモの巣の具合がよく分かりました。クモの巣の特徴から、この地域にはいろんなクモが生息していることが知りました。以来、クモが身近な存在として見えてきました。

この体験から、ただ歩くだけではなくて、動植物などの環境資源を使ってゆっくり自然を観察しながら歩く楽しみ方がこれからは大切になるのではないか。そこに自然を案内するインストラクターの必要性を痛感しました。どうしても人が入ると自然に負荷を与えてしまいます。その影響を最小限に抑えるためにも、マナー教育、安全対策、正しい環境保全のルールづくりが不可欠です。ゴミを捨てないことは当然のことですが、排泄物の問題だとか、やってはいけないことは自然の中にたくさんあります。ルールづくりを進めながら、それを確実に伝えるインストラクターの役割とそれを求める時代が必ずやってくると思っています。(談)

6. 森林資源活用の戦略展開手法からみた課題

関田ロングトレイルの開設は、戦略的展開手法の典型的事例の一つである。勿論、意識的にそうなったのではなく、実務経験がもたらした成果であると言える。今後の展開においては、さらなる戦略性が要求されると考えられる。斑尾高原の別荘住民、既存の宿泊事業、観光業、その他の利害関係者との間では様々な問題への対応が必要となろう。トレイル整備に関する費用、労働力確保、生態系評価調査等の費用負担問題、今後のトレイル延長開設問題、集客数増加に対応した入山規制とトレイルの所有問題等である。トレイル整備等の施設整備は、生態系に配慮しつつスローな展開を、一方の各種の問題解決には未来の事態を想定したスピーディな対応が必要となる。

ロングトレイルによる自然環境・生態系に関する知識の普及活動の使命（ミッション）は重要な活動であり、使命（ミッション）という精神性のアピール（ブランド化）と利用者との精神性の共有というマーケティング戦略のさらなる発揮が期待される。

表4-2-3は、第3章で述べた「新しい旅のクラスター別森林資源の考え方」に基づいて飯山市（鍋倉山周辺）における森林資源の活用事例を整理したものである。

表4-2-3 クラスター別の森林資源活用事例（長野県飯山市）

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
文化的・歴史的探求	生活史	ブナ林の保全活動	鍋倉山は身近な里山として、人とブナ林とが一体として暮らしてきた。この鍋倉山の豊かで美しい自然を長く保ち、楽しみを多くの人に共有してもらうため、ブナ林の保全活動が行われている。年間を通じて、学習会、環境清掃、ブナ巨木の保全、昔道の復元、観察道の整備、観察会、観察ツアー、ウォーキングなどの諸活動が行われている。こうした通じて、鍋倉山の魅力づくりを行っている。
体験学習	農業体験	ホタルが棲む里づくり	飯山地域の一带はゲンジホタルとヘイケホタルと一緒に棲んでいる珍しい場所で、かつてはスギの木がクリスマスツリーのように光るほどたくさんのホタルが棲んでいた。ホタルの棲める環境の再生につなげるため、水路の畦草を刈り、セギの復活、湧き水の清掃などのプログラムを開発。さらに、ホタルハイク、ホタルと語り部の活動を行い、農業と関わりの深い里山林の手入れを体験学習の一貫として取り入れている。

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
体験学習	林業・林産物採取・林産加工体験	秋のキノコ狩り	飯山地域には、ブナやミズナラなどの落葉広葉樹がたくさん残っている。こうした樹林地を培地として菌糸が発達し、低山帯から高山地まで多くの種類のキノコが発生している。こうした森林資源を活かしたナメコ、クリタケ、ブナハリタケ、ナラタケ、シバタケなどのキノコ狩り、キノコ汁づくり、ナメコのコマ打ち体験プログラムを開発している。
		炭焼きの熟練の技	炭焼きはかつて、この辺りの農閑期の貴重な現金収入源として行われていた仕事の1つ。今でも沢筋には幾つも窯跡が見られる。煙の色や温度、味で焼き具合を判断するまさに熟練の技の結晶。炭場の清掃、炭焼き、炭のかき出し、オキを使った豚汁づくり、炭焼アスパラピザづくりの体験プログラムを開発。
癒し・健康	トレイル	トレイルの開設	<p>関田山脈は日本でも有数の豪雪地帯であり、ブナをはじめとする豊かな自然に覆われた里山が残っている。総延長50km余りの山並みにはたくさんの峠があり、かつては越後と信濃との峠を越えた交流が盛であった。</p> <p>この関田山脈の歴史ある旧道・古道を復元・整備を行うことにより、日本に例のないロングトレイルを作る。自然・歴史と言った地域の宝を再認識し、自然の保全と持続的利用を図るエコツーリズムとして、新たな信越地域の魅力を形成するものとして期待される。</p> <p>また、このロングトレイルは、関田山脈の豊かな自然の中を歩くことから、人間と自然とが共存する里山の機能を理解し、健康・環境問題への意識向上を図り、信越地域の活性化に寄与する。</p>

森と湖の郷（くに）西浅井（滋賀県西浅井町）

1. 西浅井町の概況

満々と水をたたえる琵琶湖、それを取り囲む美しい山々が、よりいっそう湖の魅力を引き立てる。この琵琶湖の最北端に西浅井町はある。東西 9 km、南北 18km、総面積 67.05 km²、人口 5 千人の町である。

この地域は、古くから琵琶湖水運の交易によって開け、交通、物流の要衝として知られている。これによって培われた文化遺産が数多く残され、独特な伝統をもつ集落など個性的な地域文化を形づくっている。西浅井町では、こうした地域文化と美しい景観を生かしたまちづくりが策定され、「森と湖の郷（くに）西浅井町」を目指して、創意と工夫を凝らした個性ある地域づくり活動が進められている。その一環として、西浅井町の北端に位置する「山門水源の森」では、貴重な湿原の資源を生かした取組が行われている。

(1) 地勢と土地利用

西浅井町は、琵琶湖の最北端に位置し、北は福井県、東は余呉町、木ノ本町、西はマキノ町に接し、南は日本で最も大きい琵琶湖に面している。地勢は、町の中心を南北に縦断する山地により二分される。町の東部を流れ塩津港に注ぐ大川、西部を流れ大浦港に注ぐ大浦川で、いずれも琵琶湖の水源を形成している。これらの谷沿いには平地が発達し、農耕地が広がっている。これらの谷は、滋賀県から福井県敦賀に抜ける交通路の要衝として重要な位置を占めている。

なお、町の面積で最も多いのは森林 5,488ha（82%）で、全体の 5 分の 4 を占める。次いで、農耕地 569ha（9%）などとなっている。

(2) 気象

西浅井町の気象は、北部の野坂山地を挟んで若狭湾に近く、南部は琵琶湖に面しているため気候は大変複雑である。特に、冬期は日本海から吹き込む季節風の影響によって積雪が多く、1963(昭和 38)年に豪雪地帯対策特別措置法の対象地に指定されたほどである。今津観測所の平成 12 年の観測値によると、年平均気温は 14.1℃、年間降水量は 1,743mm、年間降雪日数 54 日となっている。12～3 月の冬期間は平均気温 3.7℃ と厳しい寒さとなるが、7～9 月の夏期間は 25.5℃ となり、冬期と夏期に気温差が大きいのが特徴である。

(3) 歴史

日本最大の湖である琵琶湖の名称は、湖の形が楽器の琵琶に似ていることから付けられたとする説が有力である。湖の面積は 670.25 km²、長軸は 63.5km で巨大な水路を形成している。この広大な湖（水路）の周辺の地域に住む人々は、湖と深いかわりを持ちながら優れた近江の歴史と文化を構築してきた。湖上交通、湖畔の築城、食の文化、景観形成、

文学作品など数多くの遺跡や史料が残されている。

西浅井町にある塩津と菅浦の港は、万葉集に「高島の安曇（あど）の港を漕ぎ過ぎて、塩津菅浦今か漕ぐらむ」と詠まれているように交通の要衝として古くから開けていた。中世には、大浦荘、菅浦荘、塩津荘の三荘園が生まれ、延暦寺や円城寺、朝廷、豪族等などとの関係を持ちつつ、時代を経ながら村としての形を整えてきた。菅浦には鎌倉時代から明治時代に至る貴重な古文書が残されており、わが国の中世文化を解明する上での貴重な史料となっている。史料には、既に中世において村民自らが村を治める「惣」という自治組織が発達していたことが記録されている。

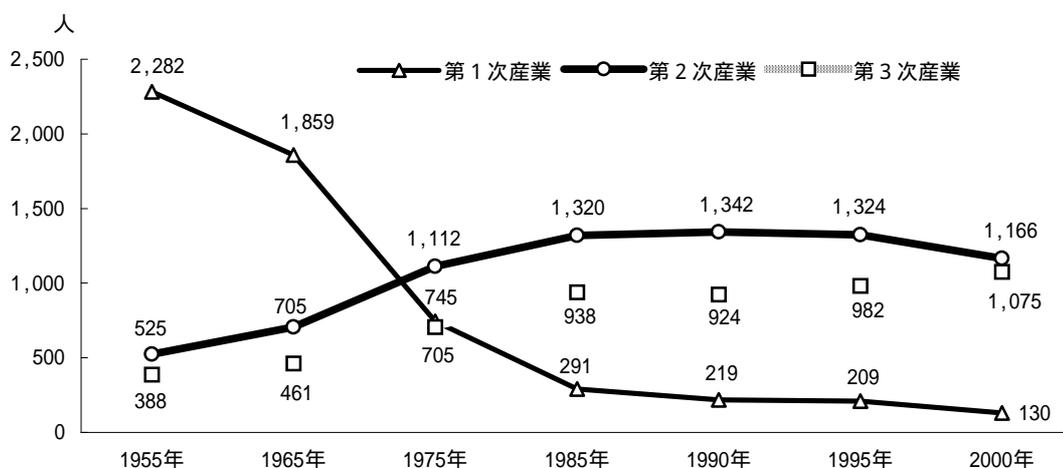
近世から近代にかけては、京都・大阪と北陸、北国の各地との交易が盛んで、交通、物流の要衝として栄えた。現代では、湖上輸送は鉄道輸送や道路交通の発展とともにその地位を譲っているが、湖上交通の歴史や先人の暮らし振りは今後における町の振興を考えるときの大きな手掛かりを示している。

(4) 産業・経済

西浅井町における産業構造の推移をみると、農業、漁業を主体とする第1次産業が著しく減少している。一方、製造業を主体とする第2次産業は1990（平成2）年をピークに、やや減少傾向を示す一方、観光サービスを主体とする第3次産業が徐々に増加し、第2次産業に迫ってきている。

平成12年における国勢調査によると、西浅井町の産業別就業人口で最も多いのは製造業を主体とした第2次産業の1,166人（48.9%）、次いで観光サービス、卸・小売業を主体とした第3次産業の1,075人（45.1%）となり、農業、漁業などの第1次産業は130人（5.5%）に止まっている。

図4-3-1 西浅井町における産業別就業人口の推移



(注) グラフの年代目盛が1985年を境に、以前は10年、以後は5年刻みになっていることに留意。

図4 3 - 2 西浅井町の地形図



海道と峠の道 塩津海道と呼ばれて琵琶湖水運を利用し、北陸と京阪神を結んでいた頃、物流の重要な道として発達した。深坂地藏付近では往時が偲ばれる。

湖の辺の道 北欧のフィヨルドを思わせる入り江の奥、琵琶湖の北端に突き出た葛籠尾半島の先端を回る道。

さくら道 桜の名所「海津大崎の桜から「奥琵琶湖パークウェイの桜」につながる道。マリモのような竹生島を眺めながら、湖岸の桜並木の中を歩くことができる。

2. まちづくりの施策方針

現在、西浅井町では「ほっとする西浅井」の実現を図るため、次の3つの柱を基本方針としてまちづくりに取り組んでいる。

(1) みんなが元気なまちづくり

生活の質的向上や、心の豊かさを実感できる社会の実現が求められていることから、生活の基盤となる地域住民の主体的なコミュニティ活動への支援を行う。また、個性と活力に満ちた地域社会の創造のため、町民の主体的なまちづくり活動を支援する。これらの活動を通じて、すべての個人の人権が尊重され、誰でも等しく様々な場面に参画できる共同参画社会の実現を目指す。

(2) 定住を促進するまちづくり

西浅井町の人口は、ここ10年間一貫して減少傾向にあることから、定住を促進するための諸施策を展開する。その一環として、質の高い生活環境の整備、魅力ある住宅、宅地の開発を推進する。また、地域情報化の推進及び起業支援により、内発的な産業起しに取り組む。さらに、琵琶湖環状線構想の早期実現を図り、通勤利便性を高めるなどにより就労機会の拡大に取り組むとともに、学校教育と地域づくり活動が連携して育成環境の向上を図る。

(3) 出会いと交流のまちづくり

西浅井町は、かつて丸子船による交流により栄えた歴史があり、人、もの、文化の交流地点としての役割は、町の個性を演出する重要な素材である。また、山と琵琶湖に囲まれ自然的条件と近畿圏、中部圏、北陸圏に近い地理的条件を生かした集客、交流の基盤を整えることにより地域の活性化を図る。その一環として、交流人口の拡大による地域の活性化を図る。また、他地域との交流により、相互の魅力を補完しながら、新たな地域づくり活動を推進する。さらに、国際交流事業の推進などの交流活動を通じて、21世紀に求められる人材の育成を目指す。

3. 海道と峠の道

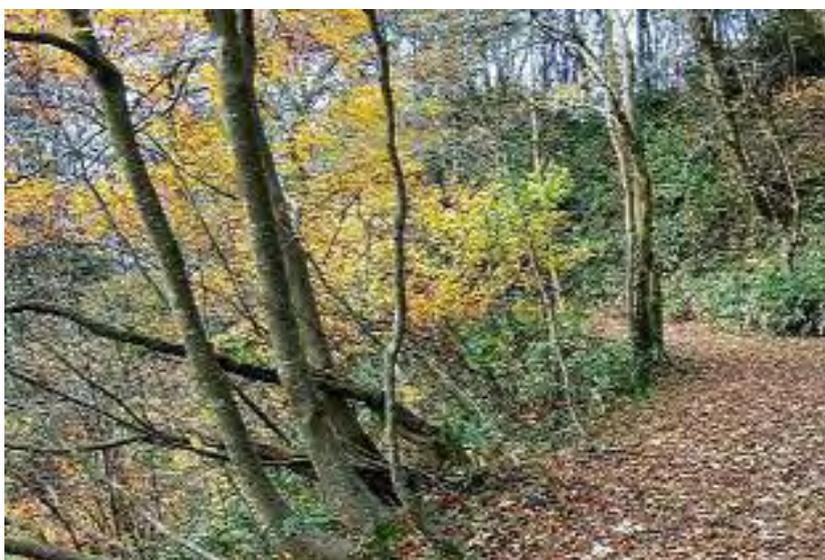
海道と峠の道は、福井県境の深坂峠から大川の沿った塩津港までのコースである。この道は、かつては塩津海道（しおつかいどう）と呼ばれていた。琵琶湖水運を利用し、北陸と京阪神を結んでいたころ物流の重要な道として発達し、歴史にもしばしば登場する。なお、深坂地蔵付近では往時が偲ばれ歴史にふれることができる。この海道沿いに、「山門水源の森」がある。

(1) 平清盛も断念した深坂峠

平安初期の延喜式（えんぎしき）にも「敦賀津より塩津に運ぶ、塩津より大浦に漕ぐ」とあるように、西浅井町は古くから北陸と京都・大阪を結ぶ交通の要衝であった。北国が

ら運ばれる数多くの朱や海産物は、まず敦賀から入って深坂(ふかさか)峠を越え、沓掛、余、塩津中を経て塩津浜に運ばれた。そこから更に丸子船で大津に荷揚げされて都に送られた。その塩津海道と呼ばれる道筋のなかで、もっとも通行が困難だったのが深坂峠。牛馬の通行を妨げたこの峠は、幾度となく開削工事が試みられた。平安末期、平清盛が琵琶湖と日本海を結ぶ運河を計画し、越前国司の平重盛に開削を命じた。しかし、塩津大川から始めた開削工事は、深坂山で石面に地藏尊の姿が現われ工事を断念せざるを得なくなると伝えられている。現地には、堀止め地藏とも呼ばれる深坂地藏が祀られている。

なお、塩津浜から敦賀を結ぶ運河計画は、江戸時代、明治時代、昭和のはじめにも計画されたが、いずれも実現することなく今日に至っている。



塩津海道の面影を残す深坂峠。敦賀から入って産物は、深坂峠を越えて塩津浜に運ばれた。そこから更に丸子船で大津に荷揚げされて都に送られた。その塩津海道と呼ばれる道筋のなかで、もっとも通行が困難だったのが深坂峠。牛馬の通行を妨げたこの峠は、幾度となく開削工事が試みられた。

(2) 都と北陸を結んだ「塩津海道」

塩津海道(しおつかいどう)は、北陸と都を結ぶ物資の輸送道路として重要な役割を果たしてきた。北陸から都に向かう「上り荷」は米、青菜、紅花、タバコ、にしん、ぶり、昆布、わかめ、干鰯、鉄、鉛、銅などの食料や原材料である。一方、都から北陸へ向かう「下り荷物」は、陶磁器、綿、呉服、太物などの加工品や茶、みかんの貴重な産物である。

江戸時代に入ると年貢米の積み出しが盛んになり、この道は「上り千頭、下り千頭」と言われるほどの賑わいをみせ、馬や大八車の往来が激しくなった。このため、海道沿いには沢山の旅籠や問屋が軒を連ねていた。



深い緑に覆われた海道問屋の石積み跡。1672（寛文12）年、河村瑞賢が西廻航路を開発し、北前船（大阪と松前間の貨物の運搬に使用した千石船）による物資の輸送が盛んになるとともに、北陸と都を結ぶ輸送ルートはその役割を次第に譲っていった。

(3) 建武の「古戦場跡」

南北朝の動乱が始まった1336（建武3）年、恩賞に不満を抱いた足利側と新田側の間に戦いが起こった。新田の軍勢は足利の本拠地である鎌倉を攻めたが、逆に敗走することとなり、恒良・尊良両親王を奉じて自らの拠点である北陸に退いたところを足利側に追われた。太平記によれば、新田義貞の家臣河野通治らが集福寺の地形に迷い、風雪と寒さのなかで苦戦を強いられ、一族3百余人がここで没したという。集福寺の下塩津神社の境内には一族の供養塔が建っている。

(4) きらびやかな塩津神社大祭

塩津神社は、古くから塩土の神を祀ってきた。明治の頃、京都の伏見稲荷からご神体が神輿に乗り大津を経て丸子船で塩津浜へ運ばれてきた。以来、4月18日を「ご鎮座」の日として神社に参拝できない人たちのために神輿を街に繰り出し、家の前でお参りできるようにした。これが大祭の始まりとされている。華麗な神輿が塩津海道を巡行するさまは、古くからの伝統をよく今に伝えており、金箔に覆われた美しい神輿は丸子船の交易によってもたらされた往時の繁栄を偲ばせるものがある。

なお、現在では、大祭は4月の第4土曜日に開催されている。

4. 湖の辺の道

湖の辺の道（うみのべのみち）は、大浦港から葛籠尾（つづらお）半島の先端をまわり、奥琵琶湖パークウェイを経て塩津港までのコースである。この道は、北欧のフィヨルドを

思わせる入り江を巡り、湖畔や山頂から琵琶湖の景観を心ゆくまで楽しむことができる。葛籠尾半島の森林浴とともに、春の桜、秋の紅葉、琵琶湖の夕日と琵琶湖の大自然を楽しむことができる。

(1) 自治組織が息づく「菅浦」

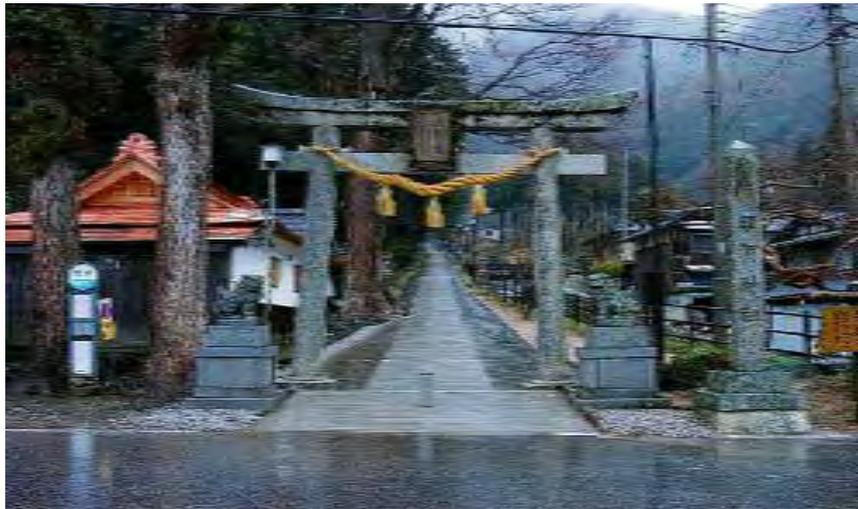
菅浦（すがうら）は、かつては陸の孤島、隠れ里とも呼ばれた。琵琶湖に突き出た葛籠尾半島の懷に抱かれた静かな湖畔の集落である。山と湖に囲まれた佇まいは、どこか神秘的な雰囲気が漂っている。住民の祖先は、平安時代以前の天皇に納める食料を調達する「贄人（にえびと）」であった。その後、この地に住みつき、漁労と水運に従事しながら、平安時代には供御人（くごにん）として自立した。

近江は全国に先駆けて、惣（そう）が発達した地域で、ここ菅浦にも鎌倉時代から明治に至るまでの集落の様子を書き記した「菅浦文書」が残されている。この古文書は、わが国の中世における自治組織の歴史文化を解明するうえで重要な史料とされ、国の重要文化財に指定されている。この古文書によると、中世には、惣といわれる自治的村落が形成され、住民自らによる自治が行われと記されている。惣は、警察、軍事権を持ち、要塞の役目を果たし、集落の入口には「四足門」が残っている。今でも、菅浦では集落の取り決めや個人の人権を守ることが、日常生活の中に何の抵抗もなく生かされている。住民自らの手による地域づくりが求められている今日、その手がかりを史料の中に見ることができる。

なお、この地には、奈良時代に帝位を追われた淳仁天皇（第 47 代天皇、733～765 年）が遠座されたと伝えられ、集落内にはそのゆかりの場所が残されている。



三方を切り立った山に囲まれた菅浦は、昭和 47 年に奥琵琶湖パークウェイが開通するまでは交通手段を船に頼るしかないまったくの陸の孤島であった。菅原の海岸沿いには、波除けの石垣が築かれた家並みが残っていて、昔懐かしい雰囲気を味わうことができる。



深い緑に囲まれた須賀神社は、淳仁天皇を祀った神社である。1909（明治42）年に小林神社、赤崎神社を合祀し、須賀神社と改称された。拝殿の裏には、淳仁天皇の舟型御陵が残されており、素足で参拝する村人たちの姿を目にすることができる。



菅浦の西側に残る「四足の門」。かつて、この門は村の東西南北の入り口に建てられ、他郷者の移住を拒む要害の門としての役割を果たしていた。菅浦は、中世の頃には天皇家に特産物を収めることで漁業の特権を持つ「惣」と呼ばれる独自の自治組織を持っていた。今でも、集落の重要な取り決めは惣で行うなど、その自治精神は現代生活の中に引き継がれている。

(2) 奥琵琶湖パークウェイと自然遊歩道

奥琵琶湖パークウェイは、琵琶湖の最北端に突き出た葛籠尾（つづらお）半島を縦走するドライブコース。この道路は、月の出展望台から菅浦を経て大浦に至る18.8kmのドライ

ブウェイで1972(昭和47)年に全線開通した。湖に沿って複雑なカーブを描くドライブウェイからは、コバルトブルーに輝く琵琶湖の湖面が見下ろせる。つづらお展望台から葛籠尾崎を往復する自然遊歩道が整備されている。紅葉シーズンは、アカマツの深い緑をバックに黄、赤などの錦模様が見られ、重層的な季節感を楽しむことができる。また、葛籠尾崎からは、琵琶湖に浮かぶ竹生島(ちくぶじま)を一望することができる。



竹生島はマリモを湖上に浮かべたような美しい島である。面積は14ha、周囲2kmの小さな島で、全体が常緑樹に覆われ、周囲は石英斑岩の切り立った断崖である。木曾義仲の拳兵を聞きつけた平家の大軍が、琵琶湖の西岸を通って越前に向かうとき、平経正(平清盛の弟経盛の子)は竹生島に渡り、弁財天に琵琶を寄贈して戦勝を祈願した。



奥琵琶湖パークウェイに続く葛籠尾崎からは、琵琶湖に沈む夕日を望むことができる。湖を見下ろせるスポットには、沢山のカメラマンがその瞬間を辛抱強く待っている姿が見られる。今では、奥琵琶湖パークウェイの観光スポットとして知られている。

5. さくらの道

さくらの道は、JR湖西線永原駅から北淡海・丸子船の館を経て、JRマキノ駅に至るコースで、滋賀県随一の桜の名所として知られている。琵琶湖に浮かぶ竹生島を眺めながら、湖畔の桜並木を歩くことができる。

(1) さくら名所百選にも選ばれた桜の並木

日本のさくら名所百選にも選ばれた滋賀県随一の桜の名所である。海津大崎から奥琵琶湖パークウェイまで4千本のソメイヨシノが植栽されている。4月中旬にはソメイヨシノが一斉に咲き乱れて湖畔を華やかに彩り、壮観な景観が楽しめる。シーズン中は京阪神等から大勢の観光客が訪れ、大浦から海津大崎に向かう県道西浅井マキノ線沿いは大変な賑わいとなる。



大浦港の湖畔から眺めた海津大崎の山並み。湖畔沿いに県道西浅井マキノ線が通っている。桜の開花シーズンには、ソメイヨシノの淡いピンクが湖畔を彩る。この沿線には、竹生島の景勝と木々の緑に囲まれた日本松水泳場がある。この水泳場は、水質が優れキャンプ場が整備されている。

(2) 丸子船のロマン

かつて西浅井の地は、北陸と都とを結ぶ交通、物流の要衝として人々の暮らしと文化を築いてきた。その重要な役割を担ったのが丸子船(まるこぶね)である。丸子船の源流は、万葉の時代まで遡り、大浦、菅浦及び塩津浜における交流の主役を果たしてきた。丸子船は、独特の曲線を持つことから丸船(まるぶね)とも呼ばれている。丸みを帯びた船底、丸太を割った舷側、帆に風をいっぱい受けて進む独特なフォルムは、人魚のような美しさにも例えられる。なお、丸子船による水運が最も盛えたのは江戸時代で、往時は1400隻の丸子船が湖を往来していたといわれる。この丸子船には、動力が取付けられ昭和30年代の後半まではその姿を見ることができた。



独特のデザインを持つ丸子船の舳先。船底はコウヤマキ、舷側はスギ、上部甲板はヒノキが使われている。この丸子船は現存する3隻の1つで、北淡海・丸子の館に保管・展示されている。



北淡海・丸子船の館に展示されている丸子船の模型。また、この館では丸子船に関する備品、生活用品、古文書、往時の大浦港などが展示されている。琵琶湖周辺の経済、生活、文化などを知る観光スポットでもある。

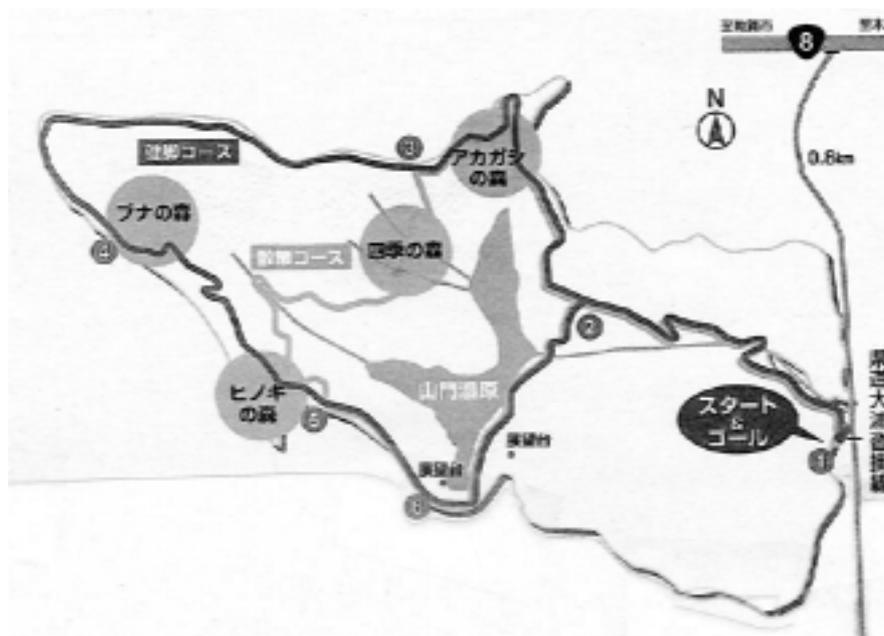
6. 次世代に引き継ぎたい「山門水源の森」

山門水源の森（やまかどすいげんのもり）は、西浅井町の北端に位置する広葉樹を主体とする里山である。昭和30年代までは薪炭林として盛んに地域の人々によって利用され、生活と密接に結びついてきた。コナラやアカガシなどの萌芽林や炭窯の跡があちこちに見られ、それを如実に物語っている。

植物の分布をみると、標高の高い所にしか見られないブナが標高300mの箇所が生えていたり、暖帯林にしかみられないアカガシの群落があるなど寒冷地と温帯地の植物が混在する興味ある森林を構成している。生活様式の変化に伴って、ヒノキを主体とする人工林に姿を変えた箇所も一部にみられるが、湿原を含む森林全体は琵琶湖に注ぐ水源の森として大切に保全されている。

この水源の森は、滋賀県が保有する水源かん養保安林に指定されているが、西浅井町では、次世代に引き継ぐ自然の象徴として、また自然環境活動の原点として、今後「自然環境を守ることは人間の生命を守ること」をテーマに様々な取組を行っている。

図4 3-3 山門水源の森



山門水源の森の面積は63.5haですべてが県有林である。この森には、山門湿原を周遊する散策コース（全長4.3km）とブナやミズナラの森に至る健脚コース（全長5.0km）が整備されている。散策路は、環境に配慮して小規模の歩道で構成され、湿原には木道が設置されている。なお、道路の要所には案内標識や説明標識が設置されている。

（資料：西浅井町パンフレットから作成）

(1) 高層湿原

山門水源の森の大きな特徴は、森の中に高層湿原を有していることである。今から 10 数万年前に活動した大浦断層に流水が溜まり、ミズゴケなどの湿地植物が厚く堆積し、長い時間をかけて泥炭層を形成した。この泥炭層には、周囲の山々から流れ落ちた風化花崗岩、九州から飛んできた始良火山灰（約 25,000 年前）、アカホヤ火山灰（約 6,300 年前）などが含まれている。この泥炭層が形成された時期は、新生代最後の氷河期（ヴェルム氷期）に当たり、氷河期の生き残りと考えられるミツガシワ（リンドウ科、湿原の生える多年草の水草）の群落をはじめ、多くの寒冷地の植物が見られる。厳しい氷河期を生き抜いてきた植物が、この湿原に生き続けているのは、この湿原に栄養分が少ないからと考えられる。

人間が森や川を汚染し、湿原に栄養分を流れ込めば、湿原の貴重な生物は絶滅することにもなりかねない。既に、湿原では徐々に溜水が減少して草や樹木が侵入し、北部湿原や中央湿原の大部分は灌木で覆われている。このような湿原の乾燥化は、湿原への土砂の流入が最も大きな原因と考えられる。こうした現象を少しでも遅らせるためには、周囲の森林の自然環境を厳しく保全して行くことが重要である。



秋の山門湿原の景観。南部湿原では、ヒツジグサやモウセンゴケなどの湿生植物が見られる。初夏には、アオモリガエルの泡状の白い卵塊が見られる。また、日本で一番小さいハッチョウトンボなど 30 種を超える珍しいトンボが生息している。なお、冬期は 1m を超える積雪になることも少なくない。

(2) 「山門水源の森」を守る活動

平成 13 年 5 月、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」が結成された。引き継ぐ会では、「地域住民が中心となった森林の多様な機能を発揮する森林づくりを進める」ことを目的として様々な取組を行っている。具体的には、日本海側、太平洋側の双方の植物が生

育する森づくり(里山づくり)、 湿原を含めた森づくり、 環境学習の場として利用できる森づくり、を推進するとしている。

上述の森づくりのため、次のような諸活動を展開している。

自然観察会 森の観察を通じて自然の不思議さと、水源の森の保全をどうしたらよいか、参加者とともに考える。

滋賀県、西浅井町、地元生産森林組合、引き継ぐ会で協議会を組織 山門水源の森の保全のための施策提言や問題点の検討などを定期的に話し合う。

ニュースレターの発行、ホームページの開設 毎月1回、森の様子や観察会の様子を知らせる。また、ホームページでリアルタイムな情報を発信する。

なお、引き継ぐ会では、西浅井町の支援(糊国 21 世紀記念事業)を受けて、わかりやすいガイドブック「山門水源の森へ」(カラーA 5 版、48 ページ)を作成し、参加者に配布している。



山門水源の森の入り口に設けられた「やまかど・森の楽舎」。ここでは、自然観察会などの参加者を対象にして、森の入る前に、山門水源の森の解説や留意事業などの説明が行われる。

7. 宿泊者向け体験プラン

国民宿舎つづらお荘(西浅井町菅浦 580)に隣接する体験宿泊施設 Rentola(レントラ)では、宿泊者向けの体験プランを行っている。いわば、宿泊者向けのオプションとして企画されたもので、宿泊者に体験を通じて湖北の自然を楽しんでもらうと共に、西浅井町の地域振興を図ろうと試みである。

以下、体験プランの主な企画を紹介しよう。なお、体験プランはすべてガイド付きとなるため予約制となっている。

表4 - 3 - 1 主な体験プラン

体験種目	実施期間	内 容	料金(一人)
椎茸作り	2月～3月	椎茸菌の打ち込み 椎茸料理の試食	2,000円
星空観察	3月～12月	望遠鏡による観察	600円
竹の子掘り	4月～5月	孟宗竹の竹の子狩り	
ホタル観察	6月～7月	ゲンジボタルなどの観察	
草木染め	5月	蓬の採取 煮出し ハンカチの染色	1,000円
戦国物語ハイキング	5月～11月	賤ヶ岳、塩津海道ハイキング	1,500円
深坂古道ハイキング	5月～11月	深坂古道ハイキング	
観音海道巡り	5月～12月	竹生島宝蔵寺の弁財天	
昆虫採集	7月～8月	探して 触れて 育てて	600円
シーカヤック	7月～8月	1人、2人乗りシーカヤック	3,500円
奥琵琶湖釣り	9月～10月	湖岸での釣り、釣竿など貸し出し	1,200円
自然観察ハイキング	10月～11月	山門水源の森ハイキング	1,500円
しめ縄づくり	12月	玄関飾り	1,200円
手づくりリース	12月	リースとキャンドルづくり	2,000円
竹細工	通年	竹トンボ、ヤジロベエづくり	1,200円
木工クラフト	通年	里山の自然木を使った昆虫模型づくり	1,200円
祭りの風景	通年	須賀神社、塩津神社、八幡神社など現地案内	

【まちの声】(2002 町勢要覧・西浅井から掲載)

仲間と共に西浅井を盛り上げます(体験民宿組合 岩佐達巳さん)

菅浦の民宿は、以前はそれぞれでPR活動をしていましたが、一つのグループになれば、もっと強くアピールできるのではないかと考えました。そうして体験民宿共同利用施設「ランタの館」を中心にした組合ができたのです。組合では、星の観察や、他のスモークハムづくり、芋ほりや湖上遊覧など、豊かな自然を始めとした西浅井の魅力を満喫できる体験コースを企画、実施しています。

様々な「西浅井体験イベント」を実施するようになって、お客様の層に幅が出てきました。子ども連れのご家族がたくさん来て下さるようになりました。大学のゼミが合宿に来てくれたこともありました。地元を愛する仲間たちが集まって、地元を盛り上げる。体験コースの講師にも地元の先生にお願いしています。私は、鴨のスモークハムづくりに力を入れています。独特の風味があり、質が高いと言えるこだわりの商品です。そして、手作りの暖かさがある。これは、私のハムだけでなく、西浅井の商品すべてに込められています。もう、大量生産、大量消費の時代は終わって、これからは、数は少なくとも高い品質と個性の時代だと思えます。

自然に触れて、景色を眺めて、いろいろ体験できる「ランタの館」を最大限に生かして、これからも仲間と共に西浅井を盛り上げます。

お客さんを通して情報を発信します(西浅井町まちおこし商会 藤川宏雄さん)

「まず売ることから始めてみよう」。全国的に名の通る特産はないけれど、昔から西浅井に伝わる美味しいものがあるのだから、それから売り始めることにしたのです。西浅井の鴨は昔から特産だったのですが、実は結構苦労しました。琵琶湖での漁猟が禁止されるようになって、仕方なく輸入やらの合鴨を使ってみたのですが、やっぱり納得できる味ではなかった。なんとか真鴨を飼育できないかと、鳥取や新潟まで行き、飼育している方を訪ねたりしました。そして、やっと納得の味に辿りつくことができ、今では、他へ出荷できるようにもなりました。

国道8号線沿いに「水の駅」ができたとき、その鴨を使った西浅井ならではの鴨そばも生まれたんです。鴨へのこだわりはもちろんですが、今の時代も考えて健康にも配慮しました。カルシウム豊富な、西浅井で獲れるエビのカキアゲを入れています。そして、お客さんにもしっかりと栄養のこと考えてほしいから、ウチの鴨そばの栄養成分を表示しています。私たち、いろいろと工夫していますが、お客さんのニーズの把握とか先読みとかは考えていません。こだわりの、自信のあるものを作って、それを気に入ってくれた人に食べていただければいいのです。きっと、気に入ってくれる人はいると信じています。

これからやっていくことは、お客さんを通しての情報発信です。このふるさとを離れている人達はアンテナを張って、西浅井からの発信を待っている気がするのです。そんな仲間たちに「頑張ってる」という情報が伝わればいいと思ってます。

8. 地域振興への取組の考え方（インタビュー）



西浅井町企画観光課 大田久衛さん

平成 18 年の春、大阪や京都方面からのアクセスが格段によくなると聞きましたが、これを地域振興どのように活かしますか

大田 西浅井町には、現在 2 つの駅があります。1 つは北陸本線の「近江塩津駅」です。これは琵琶湖の東側から回ってきた電車が福井へ抜ける鉄道です。もう 1 つは、琵琶湖の西側を回って来る湖西線の「JR 永原駅」です。西浅井町としては、この 2 つの駅を中心にお客さんを迎え入れています。

平成 18 年の秋に直流化（JR 北陸線と湖西線の敦賀駅までの直流化計画。現在は交流）による琵琶湖環状線が実現するという運びになりましたので、これから本格的に大阪、京都の方を迎えることができると考えています。特に、JR 永原駅が重要な役割を果たしていくと考えています。神戸、大阪、京都の都市部の方々を永原駅にお迎えして、そこから西浅井の見所を案内するというような流れをつくり出したいと考えています。本数が増えるのと、東側を回って来られる方も永原駅で降りられようになります。また、敦賀市とも結ばれることになり、北陸地方の方も西浅井に引き込んでくることができます。これまで待ち望んでいた交通ネットワークが組めると考えています。

京都からですと、大体 1 時間半ぐらいで永原駅に着きますし、大阪ですと 2 時間ぐらいで JR 永原駅に着きます。西浅井に着く時間を大体 9 時半ぐらいに設定したイベントなどの取組を考えていきたいと考えています。18 年の秋になって沢山の人が来られても、失望されないような町にしたいと考えています。

18 年の秋が大変楽しみですね。それでは、西浅井町の地域振興の取組の考え方についてお聞かせ下さい

大田 西浅井町としては、やっぱり特産品を活かしたもてなしが 1 つです。それと自然の景観を楽しんでいただけるような取組、ふるさとを体験していただけるような取組の 3 つを合わせて、西浅井の価値を感じ取っていただける地域振興策に結びつけたいと考えています。都市部から来られた方々が日常では体験できないような思いを西浅井で体験し、味わい、満足してまた来たいというようなシステムを作り出したいと思います。それには、特産品を活用した取組と、体験を活用した取組と、自然景観を活用した取組を 1 つに纏めて行かなければならないと考えています。

これまでのような工場の誘致というのは、この地域では無理です。沢山の方が西浅井に

来てお金を落としていただけるような、値打ちを感じていただくような取組によって地域振興を図りたいと思っています。

西浅井町としては、具体的にどのような取組をしていますか。まず、山門水源の森の取組について聞かせて下さい

大田 「山門（やまかど）水源の森」というのは、西浅井町の北側の部分にある 63.5ha の山林です。そこには、山門湿原と呼ばれる湿原がありまして、その一帯をゴルフ場として開発しようと業者の方が買収に入りました。それを食い止めたい、山を守っていきいたいという方が大勢おられました。また貴重な動植物の宝庫であることから、その研究の場を守りたいとする方もいました。そういう方たちと町との間で、色々と話し合いを続けておりましたが、ゴルフブームが下火になるとともにゴルフ場開発が頓挫しました。その土地をそのまま放っておくと荒れてしまいますので、自然保護の見地から県に買い戻していただくようお願いしました。県でも、その価値を認められて、ゴルフ場用地が「山門水源の森」という形で県有地となりました。そこに、ブナやミズナラ林に至る 5 km の健脚コース、湿原を一周する 4.3km の散策コース、湿原を往復する 1.5km の散策コースと観察会や勉強会ができる施設を県で整備していただきました。

西浅井町としては、こうした施設を活かしながら学習できるようなシステムづくりということで、今まで自然環境の保全に関心を持っておられる方々と話し合いを行ってきました。その成果として、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」という任意の団体を立ち上げることが出来ました。行政としては、会との共催という形で自然に関心を持っている方々を対象にイベントを企画し、会員の方々にはガイドとしての役割を果たしてもらうという取組を行っています。

山門水源の森は、勉強すれば勉強するほど非常に面白いというか、奥の深いものがあります。特に湿原については、6 m もの泥炭層からなっていて、森自体が 3 万年前から出来ているという研究の発表もあります。そうした他所にない値打ちというか、動植物がそこに生息する根拠となるようなものが沢山出て参りました。そうしたことを解説しながら山を案内していくことで、山門水源の森の値打ちを分かっていると思います。また、植物物の関わる勉強会やイベントを企画して、沢山の方が参加しています。

ガイドは有料だと聞きましたが、実際にはどれほどの料金となりますか

大田 「山門水源の森を引き継ぐ会」は、ボランティアで運営しています。会では湿原に生えているコケなどの貴重な植物を守るためにパトロールをしています。そうした活動を継続するためには、何がしかの資金が必要です。また、パンフレットを作るためにも資金が必要です。このため、会としてはガイド 1 人当たり半日 5 千円程度を目安にしているようです。これは、取り決めではありません。大勢の参加者を 1 人でガイドをするわけにはいきませんので、その人数に合わせてガイドの人員も増えます。その分だけガイド料金もかかるというシステムのようなようです。

森林の間伐体験といった取組をされていますが、この取組はどうか

大田 もう1ヶ所、集福寺という集落があります。ここもゴルフ場用地として買収され、その後の景気後退によって計画そのものが頓挫し、放置されていました。この森林は、まったく間伐がなされておらず大変に荒れた山となっていました。このままでは、集落のちょうど上にあたり水源としても問題がありましたので、環境保全の観点から町で買収しました。面積はおおよそ200haあります。

町としては、この森林を活用して何かの役に立たせないかと考えました。そこで、間伐体験とか、炭焼き体験とか、薪割り・薪づくり体験とかのフィールドとして活用したらどうだろうということになりました。この山には幸い雑木が沢山ありますので、そういう形で使っていったらどうだろうということを考えました。その1つとして、体験宿泊施設を利用したグループや児童を対象に、間伐体験、薪割り体験などを行っています。また、間伐材はチップにしてペレット（木材の廃材を圧縮して小さな円筒状の形に加工し、ストーブの自動補給燃料としたもの）の材料にしたり、そのような体験活動を通じて森林が実際に役に立つことを身近に実感してもらうように考えています。

指導員の登録制度という取組について聞かせて下さい

大田 人にものを教えようとするのと、それなりの経験を積んでいましてと説得力がありません。更に、どういうふうに森林が出来あがり、どういうふうに役立っているかというようなことを、面白く上手に伝える人でないといけません。森林組合とか、実際に山の仕事に携わってきた人の協力を得ながら、森林のことを上手にしゃべられるような指導員を育てていきたいと思っています。そういう話を体験活動に取り組むことが必要ですし、また安全の面からも絶対に必要です。

現在、地元の若い者の中には、自分の山の境すら分からないような状態になっています。山が放置されて、自分のところの山をどういうふうに育てたらいいかという技術伝承が途絶えているのが実態です。何のために間伐をしなければならないのか、何のために枝打ちをしなければならないのか、間伐や枝打ちのやり方はどうなのか、安全性をどうやって確保するのか、どう木材を活かしたらいいのか、というところまで考えられるような勉強の場にしたいと思っています。

西浅井町には菅浦という歴史的にも有名な集落がありますが、地域振興としてどのように活かしていけますか

大田 西浅井町には、葛籠尾（つづらお）半島といいまして、琵琶湖の一番北側に突き出た半島があります。その半島の裾野に90軒ほどの小さな集落があります。この集落を菅浦（すがうら）といいまして、日本の歴史を書いた書物には必ず菅浦に関する記述がでてきます。ここに、淳仁天皇を祀った須賀神社という神社があります。須賀神社は、後に小林神社と赤崎神社を合祀しましたが、ここに開けてはいけないという箱が大切に保管されていました。その箱の中から1,255通もの古文書が発見されました。その古文書には、鎌

倉時代から昭和初期に至るまでの菅浦での取り決めとか、事件とかが整然と記述されていました。この古文書は、現在、国の重要文化財に指定されています。

それによりますと、惣（そう）としての組織があって、村で掟を定めて自治をやってきたことが記録されています。それも鎌倉時代からやっていたという歴史がありまして、そこから中世の歴史を調べる貴重な手掛かりを得られたと聞いています。このような事情があって、中世の歴史を研究されている方が菅浦を一目見たいということで訪れるようになりましたが、かつては隣の集落に行く道はなく船で行き来するというぐらいの秘境でした。

昭和 46 年になって奥琵琶湖パークウェイが開通し、車で訪ねることができるようになりましたが、それまではほとんど訪れることはありませんでした。町としては案内板を設置したり、菅浦郷土資料館を建てたりして、菅浦の歴史を紹介しています。また景観的にも優れたところで、竹生島（ちくぶじま）を目前に望める所にありますので、そういう雰囲気維持しながら、菅浦の観光資源を活かしていきたいと考えています。

奥琵琶湖パークウェイを活かした地域振興の取組について、お聞かせ下さい。

大田 昭和 46 年 9 月に開通した奥琵琶湖パークウェイは、葛籠尾半島を巡る延長 18.8km の自動車道路です。3 分の 2 は山岳部、3 分の 1 は湖岸を走っています。この道路は、景観的にも優れていて、奥琵琶湖の景色を俯瞰的に楽しむことができます。道路の沿線には、4 千本ものソメイヨシノが植えられていて、毎年 4 月の 10 日前後には満開となります。桜のトンネルの中を走ることができるということで、中京、京阪神方面から沢山のお客さんが訪れます。シーズンを楽しみに待っているお客さんが沢山おられます。

秋には、モミジの紅葉が見られます。11 月の中旬ごろは紅葉を見るために、この地を訪れるお客さんが沢山います。紅葉はパークウェイの沿線と平行して整備された遊歩道でも楽しむことができます。また、幾つものポケットパークが作られていまして、それぞれ展望所がありますので、そこから奥琵琶湖の景色を眺めていただくこともできます。

今後は、葛籠尾半島には、昆虫採集のできる場所が沢山ありますので、夏休みには子供たちを対象としたイベントを企画し、楽しみながら自然が学べる体験メニューを作り上げたいと考えています。また、パークウェイに繋がる遊歩道、菅浦、展望台などの観光資源を上手に組み合わせた魅力あるハイキングコースなどを計画したいと思っています。

琵琶湖の湖面を活かした取組を考えていますか

大田 菅浦の近くに体験宿泊施設レントラがあります。ここは琵琶湖の最北部の葛籠尾半島の麓にあって、その前面に波が非常に穏やかな湖水面が広がっています。この湖水面を活かした取組ができないかということで色々と考えて見ました。そこで、波が穏やかで危険が少ないという特性を活かして、シーカヤックを取り入れることにしました。湖面から山、湖岸、竹生島を見てもらおうという企画で、何艇かのカヤックを既に購入しています。

実際にシーカヤックに乗って見ますと、ミズスマシになったような気分になります。湖面から見ると、今までとはまったく違う景観が広がって、何だか自分が自然と一体になっ

た不思議な気分になります。これは、大変に魅力的な企画になると思っていますし、積極的に取組みたいと思っています。また、葛籠尾半島の先端は切り立った絶壁になっていて陸からは行くことはできません。そこで、ここを湖岸からシーカヤックで訪ねることを企画しています。ちょっとした冒険心を掻き立てます、他の人が絶対に見られない場所を見るという楽しみがあります。シーカヤックから岸壁を見上げますと、壮大な自然にまじかに感じる事が出来ます。是非、これを体験メニューに組み入れたいと思っています。

インストラクターの養成をされているとのことですが、安全上の問題はありますか
大田 インストラクター養成講座は何回も開いていますし、インストラクターの派遣についても既に整えております。インストラクターは、高度な技術や知識をもっていることは当然ですが、人の命にかかわることでありますから、安全面での技術、技能を備えていることが大切です。特に、シーカヤックの取り扱いについては、お客さん自身で船をもとに戻す方法を教えてから出かけるようにしています。こうした人の命にかかわることについては、十分に気を配っています。

ところで、西浅井町の泊まってもらった人には、様々なオプションプランが用意されていますが、この取組の内容やねらいをお聞かせ下さい。

大田 海外に遊びに行きますと、宿泊地でいろいろなオプションを買って楽しむという形態があります。これまでですと、泊まりに来て景色を楽しんだ後は何もすることがない。これでは魅力は生まれません。目的を持ってきた人はそれなりに勉強されてきますが、一般には目的を持たずに来てしまうケースが多いのです。折角、泊まりに来ていただいても、どういう楽しみ方をしたらいいのか、どういう遊び方をしたらいいのか分からないのです。そういう人には、こんなオプションがありますよと、施設側でベスト20の体験プログラムメニューを用意しています。

体験プログラムメニューは、季節ごとに用意しています。例えば、1月、2月はスキー体験、2月、3月はしいたけ原木に菌を埋め込む体験、4月から5月は竹の子掘り、5月は草木染、6月から7月は蛍の観察、7月、8月はシーカヤックと昆虫採集、9月、10月は釣り体験、12月はしめ縄づくりとリース、キャンドルづくりなどです。通年ものとしては、もちつき、お祭り体験、観音さま巡り、竹生島を巡りなどのメニューがあります。その他、山門水源の森、深坂古道、賤ヶ岳古戦場のハイキングなどもあります。雨の日のために、自分で集めてきた木の枝などを使った木工クラフト教室、土地の竹を使った竹細工体験も用意しています。これまで実施した中で喜ばれたものだけを厳選し、それを宿泊者向けのオプション体験プランとして用意したのです。

これらのオプション体験プランには、それぞれのインストラクターが必ず付きます。インストラクターは、地元の方を中心に育成しています。インストラクターの方には、人件費、材料費などに相当する金額を支払うため、それぞれのプランごとに料金を設定しています。なお、宿泊者向けのオプションとしているのは、西浅井に泊まっていたいただいた方の

みが優遇されていると感じていただくことにはらいがあります。この取組によって、施設側に利益がでるといふことではありません。

西浅井町では、西浅井総合サービスという会社を立ち上げられていますが、その経緯、運営状況などについてお聞かせ下さい

大田 有限会社西浅井総合サービスは、平成13年4月に設立しました。設立に当たっては、西浅井町が500万円を出資しています。この会社は、主に西浅井町が設立した観光施設、加工施設、JR永原駅にあるコミュニティーハウスなどの運営、維持管理を請け負っています。行政が、その施設を維持管理していくということになりますと、人件費が掛かり、町の行財政に大きな負担がかかります。そこで行政改革の観点から、住民の協力を得てできる業務については住民の運営に任せると共に、サービスの向上をねらいとして会社を設立しました。現在、国民宿舎つづらお荘、体験宿泊施設レントラ、体験交流施設ランタの館、レストラン葛籠尾・葛籠尾売店、JR永原駅と近江塩津駅にあるコミュニティーハウス、あじかまの宿、塩津にある農産物加工販売施設、丸子船の館の運営と管理を行っています。

これらの運営と管理を行うことによって、それぞれの施設の繋がりができますし、PRも一緒にすることができます。また、従業員を効率よく配置することも出来るようになりました。従業員は年間雇用と日々雇用があり、地域住民の協力を得て雇用しています。施設はどんどんきれいになってきますし、サービスも良くなってきて喜ばれています。住民にとっても現金収入があり、また身近にある施設は大事にしたいという気持ちが出てきて、会社を設立してよかったと思っています。

まさに行政改革のモデルですね。最後に、西浅井町で取り組んでおられる「お出かけワゴン」について聞かせて下さい

大田 JRの各駅までは来たのだけれども、そこから先の施設間のアクセスを何とかできないかと言う問題と、それぞれの集落を結べないかという問題がありまして、それを解消するため「お出かけワゴン」という交通機関を設けました。その運営は、西浅井総合サービスが行っています。公共施設間ならどこでも200円で乗り降りできるシステムです。朝7時半から午後1時半までは集落、診療所、公共施設を結んだ指定路線を回りますが、その後はそれぞれの公共施設の申し出により行き来できるという公共施設間のネットワークシステムです。ワゴン車を使用していますが、結構喜ばれています。18年の秋の琵琶湖環状線の稼働に合わせて、更に充実していこうと準備を進めています。(談)

9. 森林資源活用の戦略展開手法からみた課題

琵琶湖沿岸では、豊かな森林資源が湖岸にまで残る唯一の地域である。一方、地勢・地形条件から他の集落と隔絶した菅浦集落が奈良朝末期から現在まで残存する。仮に、1200年以上に亘り住民移動がほとんどなく90戸の集落が残存しているとすれば、世界的にも貴重な集落であり、今後の調査の進展が期待される。

人口1,300人の山村であるが、第三セクターが柔軟な雇用体制により、様々な公共施設の運営サービス機能を果たしているが、集客能力が大きく影響を与えることになる。

山村の歴史的・文化的施設の多くは、華やかな都市文化の光と影の部分の部分を担うことが多い。つまり、光の部分の文化は都市に集積され、影の部分が山村に点在する。こういった光と影の歴史の語り部としての戦略的展開手法についての検討が必要であろう。

歴史的、民族的文化施設は、全て木材資源を利用したものであり、どこから持ってきたのか、いつの時代のものか等の調査結果を活用することも必要である。湖岸に点在する別荘や保養施設も多く見られるが、村民、産業との関わり等についても、積極的に第三セクターのコーディネーション機能を発揮させる戦略性が必要であろう。

また、湖岸のレイクトレイルの整備についても、生態系への影響、制度設計等も含めての戦略的検討が必要であり、同時に内水面漁業の振興についても戦略的な検討が不可欠である。

表4-3-2は、第3章で述べた「新しい旅のクラスター別森林資源の考え方」に基づいて西浅井町における森林資源の活用事例を整理したものである。

表4 3 - 2 クラスター別の森林資源活用事例（滋賀県西浅井町）

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
文化的・歴史的探求	歴史的街道・林道・昔道	塩津海道（しおつがいどう）と沿線森林巡り	海道と峠の道は、福井県境の深坂峠から大川の沿った塩津港までのコース。この道は、かつては塩津海道と呼ばれていた。琵琶湖水運を利用し、北陸と京阪神を結んでいたころ物流の重要な道として発達し、歴史にもしばしば登場する。 なお、深坂地蔵付近では往時が偲ばれ歴史にふれることができる。この海道と峠道は、山間地域の歴史的街道として、また交通との関わりにおいて様々に変化した森林の変遷史を学ぶことができる。

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
文化的・歴史的探求	歴史的街道・林道・昔道	さくらの道	さくらの道は、JR湖西線永原駅からJRマキノ駅に至るコースで、滋賀県随一の桜の名所として有名である。海津大崎から奥琵琶湖パークウェイまで4千本のソメイヨシノが植栽され、桜に季節には壮観な景観が楽しめる。シーズン中は京阪神等から大勢の観光客が訪れ、大浦から海津大崎に向かう県道西浅井マキノ線沿いは大変な賑わいとなる。この沿線には、竹生島の景勝と木々の緑に囲まれた日本松水泳場がある。
	生活史	菅浦(すがうら)と鎮守の森	菅浦は、中世の頃には天皇家に特産物を収める漁業の特権を持つ「惣」と呼ばれる独自の自治組織を持っていた。今でも、集落の重要な取り決めは惣で行うなど、その自治精神は現代生活の中に引き継がれている。 また、淳仁天皇を祀った「須賀神社」や「四足の門」など歴史を物語る史跡とそれを引き立てる森林がある。なお、古文書、祭り、神事を案内するシステムもある。
体験学習	林業・林産物採取・林産加工体験	森林・林産物加工体験プラン	国民宿舎つづらお荘では、宿泊者向けのオプションとして体験プランを行っている。体験を通じて、湖北の自然を楽しんでもらうと共に、西浅井町の地域振興を図ろうと試みである。森林資源を活用した体験プランとしては、「椎茸作り」「竹の子掘り」「ホタル観察」「草木染め」「古道ハイキング」「海道巡り」「昆虫採集」「自然観察ハイキング」「手づくりレース」「竹細工」「木工クラフト」などがある。いずれの体験プランもガイド付きで、有料制となっている。

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
体験学習	自然体験	山門水源の森 (やまかどすいげんのもり)の活動	山門水源の森は、標高の高い所にしか見られないブナ、暖帯林にしかみられないアカガシの群落があり、寒冷地と温帯地の植物が混在する興味ある森林を構成している。生活様式の変化に伴って、ヒノキを主体とする人工林に姿を変えた箇所も一部にみられるが、琵琶湖に注ぐ水源の森として大切に保全されている。西浅井町では、次世代に引き継ぐ自然の象徴として、また自然環境活動の原点として、「自然環境を守ることは人間の生命を守ること」をテーマに様々な取組を行っている。水源の森では、自然観察会やガイドブックを発行して参加者を募っている。
癒し・健康	森林空間	湖の辺の道(うみのべのみち)巡り	湖の辺の道は、大浦港から葛籠尾半島の先端をまわり、奥琵琶湖パークウェイを経て塩津港までのコース。この道は、北欧のフィヨルドを思わせる入り江を巡り、湖畔や山頂から琵琶湖の景観を心ゆくまで楽しむことができる。葛籠尾半島の森林浴とともに、春の桜、秋の紅葉、琵琶湖の夕日と琵琶湖の大自然を楽しむことができる。
		奥琵琶湖パークウェイと自然遊歩道	奥琵琶湖パークウェイは、琵琶湖の最北端に突き出た葛籠尾半島を縦走するドライブコース。この道路は、湖に沿って複雑なカーブを描くドライブウェイからは、琵琶湖の湖面が見下ろせる。 つづらお展望台から葛籠尾崎を往復する自然遊歩道が整備されている。紅葉シーズンは、深い緑をバックに錦模様が見られ、重層的な季節感を楽しむことができる。また、葛籠尾崎からは、琵琶湖に浮かぶ竹生島を一望できる。

人が元気、町が元気、自然が元気な伊吹（滋賀県伊吹町）

1. 伊吹町の概況

伊吹町（現、米原市）は、滋賀県の最高峰である伊吹山の山麓に広がる自然豊かな町である。伊吹山には縄文時代からの長い歴史があり、人々の生活の舞台となってきた。町では「人が元気、町が元気、自然が元気な伊吹」をキャッチフレーズに「エコミュージアム」の考えを採り入れて、明るい活気あるまちづくりを進めている。

(1) 地形、地理

伊吹町は滋賀県の東北部に位置し、岐阜県と接している。町の総面積は約 109 km²で、その 83%は森林が占める。地形は南北に長く 22.7 kmある。南部は伊吹山麓の扇状地で里山や畑、水田が広がるが、北部は七尾山系が創り出す深い渓谷地である。

伊吹町のシンボルは滋賀県の最高峰である伊吹山（1,377m）である。伊吹山は、伊吹山系の独立峰として威風堂々たる山容を誇っている。この山は南方系植物と北方系植物が共存する位置にあることから、2,300 種にもおよぶ植物が存在する。世界的にみても、ここにしかない希少な植物が 10 数種確認されている。また、動植物の生態系ピラミッドの頂点に立つ猛禽類のイヌワシが生息し、伊吹山系の自然の豊かさを象徴している。こうした伊吹山系の豊かな生態系とその山麓に広がる美しい里山に抱かれた農山村の風景が伊吹町の特徴である。



山頂からみた伊吹町の遠景。伊吹山は石灰岩層の採掘で山容が変わっているが、北西斜面は森林が残り珍しい植物が沢山残っている。（伊吹町パンフレットから引用）

存する位置にあることから、2,300 種にもおよぶ植物が存在する。世界的にみても、ここにしかない希少な植物が 10 数種確認されている。また、動植物の生態系ピラミッドの頂点に立つ猛禽類のイヌワシが生息し、伊吹山系の自然の豊かさを象徴している。こうした伊吹山系の豊かな生態系とその山麓に広がる美しい里山に抱かれた農山村の風景が伊吹町の特徴である。

なお、地理的には近畿、中京、北陸のほぼ中央に位置する。関西圏、中京圏から高速道路又は鉄道を利用して 1 時間 30 分程度であり、都市住民が訪れやすい農山村地としての特性を有している。また、伊吹山を源とする柿川が町の中央を南下して琵琶湖に注ぎ、関西圏の重要な水源地としての役割も担っている。

図4 4 - 1 伊吹町の地形図



伊吹町の総面積は約 109 km²で、その 83%は森林である。地形は南北に長く、南部は伊吹山（1,377m）の山麓に広がる扇状地、北部は七尾山系の深い渓谷地となっている。伊吹山は、南方系植物と北方系植物が共存し、希少な植物が存在する。

(2) 気象

滋賀県は、わが国中央部の地峡部にあり、周囲を高い山々で囲まれ、中央部に県の面積の約6分の1を占める琵琶湖があるため、気候はきわめて複雑な変化を表す。特に、伊吹町は滋賀県最高峰の伊吹山(1,377m)を擁し、日本海から吹き込む冬の季節風の影響を受け、冬期は雪による降水量が多い日本海型の気候となっている。なお、伊吹山では1927(昭和2)年2月に11m82cmという世界的な積雪量の記録がある。

(3) 歴史、沿革

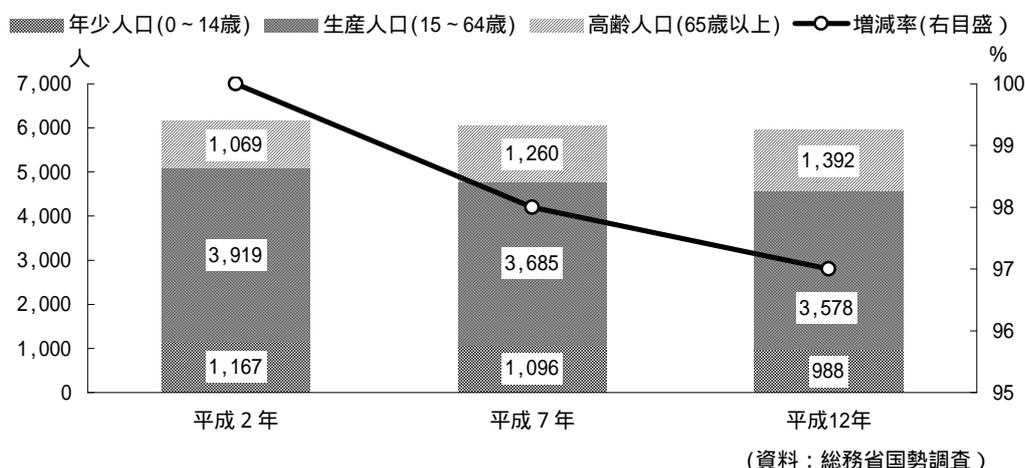
伊吹町の歴史は古い。伊吹山地には縄文時代の初期から人々が住んでおり、多くの石器や土器類が発見されている。時代が下って、奈良時代以降には山岳仏教の霊場となり、伊吹山四大護国寺、松尾寺、上平寺などを中心とした数百余の堂宇が建立された。また、古くから北国脇往還(敦賀から桑名につながる支街道)として人々の往来が盛んで、春照・藤川は宿湯町として大変賑わい多くの文化が伝えられた。

江戸時代に入ると、町域の大半が彦根藩領となり明治に至っている。1889(明治22)年の町村制施行により坂田郡春照村、伊吹村及び東浅井郡東草野村となった。1956(昭和31)年の町村合併促進法によりこれら3箇村が合併して伊吹村となり、1971(昭和46)年に伊吹町となり今日に至っている。なお、現在は地方分権及び市町村合併促進の流れを受けて、坂田郡内の山東町、米原町との合併に向けた取り組みが進められている。

(4) 人口の推移

伊吹町の人口は一貫して減少基調にある。国勢調査の人口動態統計によると、平成2年は6,155人であったものが平成12年には5,959人に減少し、ここ10年間で3.2%減少している。平成12年現在の年齢構成をみると、年少人口は988人(構成比16.6%)、生産人口は3,578人(同60.0%)、高齢人口は1,392人(同23.4%)となっている。一方、ここ10年間において、年少人口は15.3%、生産人口は8.7%減少しているが、逆に高齢人口は30.2%増加し確実に少子高齢化が進んでいる。

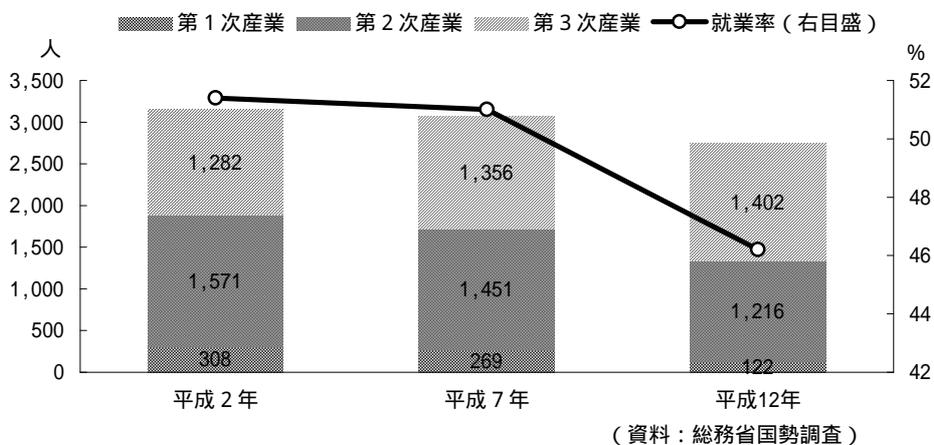
図4-4-2 最近10年間における人口の推移



(5) 経済、産業

伊吹町の就業者数は減少傾向にある。国勢調査によると、平成2年は3,162人であったものが平成12年には2,755人に減少し、ここ10年間で12.9%減少している。平成12年現在の産業別では、第1次産業が122人(構成比4.4%)、第2次産業が1,216人(同44.1%)、第3次産業が1,402人(同51.0%)となっている。一方、ここ10年間に於いて第1次産業は60.4%、第2次産業は22.6%と大幅に減少しているが、逆に第3次産業は9.4%増加し産業のサービス化が進んでいる。

図4-4-3 最近10年間に於ける就業人口の推移



農林業

農林業サンサス等によると、農家数は平成2年の751戸から平成12年には579戸に減少し10年前の4分の3に縮小している。経営耕地面積、農業粗生産でもいずれも減少しており農業の衰退が顕著になっている。農業人口の減少や高齢化などから耕作放棄や担い手不足が深刻になっており、農地の荒廃が進んでいる。こうした状況は、農地の持つ多面的機能の低下が懸念され、これら農地の保全と有効活用が大きな課題となっている。

また、林業の衰退はさらに顕著である。林家数はこの10年でほぼ3分の1に減少している。管理の行き届かない森林を今後どのように保全していくのか、農地と同様に大きな課題となっている。

工業

工業統計によると、事業所数は平成2年の38事業所から平成12年には29事業所に減少している。この10年間に事業数で23.7%、従業者数で17.4%、工業出荷額で42.3%の大幅な縮小となっている。

加えて、近年の経済情勢による企業の合理化、組織再編によって、1952(昭和27)年以来操業してきた住友大阪セメント(株)伊吹工場が、昨年で操業を中止したため、伊吹町の工業生産は大きな影響を受けている。

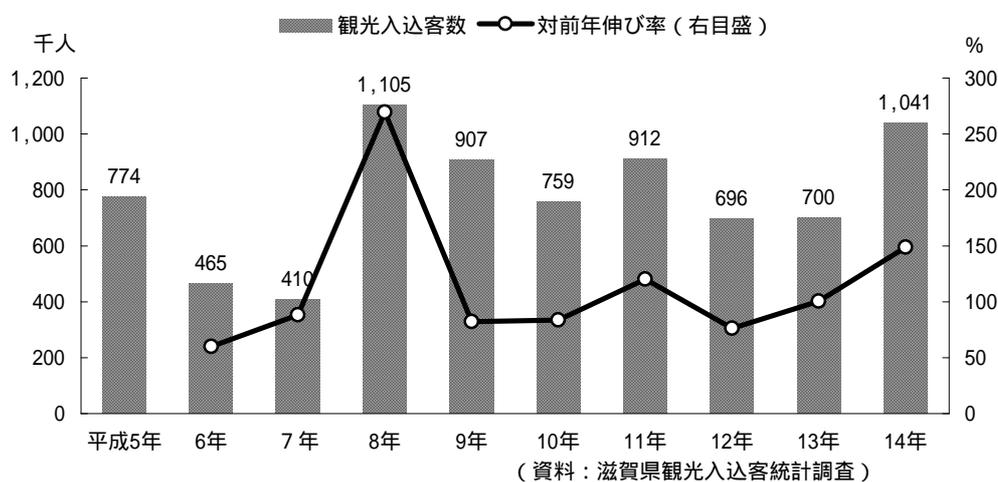
商業

商業統計によると、商店数は平成2年の82店舗を平成11年まで維持してきたが、平成14年には77店舗に減少している。また、従業者数も平成11年まではほぼ順調に伸びてきたが、平成14年にはやや減少傾向がみられる。年間販売額でも、平成9年の6億5千万円をピークにしてやや低迷している。

観光

滋賀県が実施している観光入込客統計調査によると、伊吹町への観光入込客数は、平成8年の1,105千人をピークにやや低迷傾向を示していたが、平成14年は1,041千人に回復し、年間100万人を超える観光客が訪れてようになっている。

図4-4-4 伊吹町における観光入込客数の推移



伊吹薬草の里文化センターのエンタランスから望まれる伊吹山。荘厳でどっしりした山容は、人々に敬神の心を抱かせる。古くから伊吹山は薬草の宝庫として知られている。

2. 神の宿る山「伊吹山」

太古の時代に海底でできた石灰岩層が、大造山運動で海上に盛り上がり、山となった伊吹の地は、原始の記憶を受け継いだように豊かな自然に満ちている。夏には緑濃い深山に花園が出現し、野生の動物が駆け回り、勇猛なイヌワシが飛翔する。だが冬にはその自然は一転して、山頂から厳しく伊吹おろしが吹きつけ、猛吹雪が山を包み込む。まるで神の存在そのものであるように、優しさと厳しさを合わせ持つかのような伊吹山である。

(1) 伊吹山の花園

標高 1,377m の伊吹山の山頂には、色とりどりの花が咲く花園がある。厳しい冬が過ぎて春の陽射しを受け始めると同時に、山頂では花が咲き乱れ始める。春から秋にかけて、自然を生き抜いた草花が、それぞれの季節を飾りながら移ろいでいく。そこには強く生きようとする生命の息吹を感じる。

伊吹山の植物は、長い年月をかけて進化した特産種と石灰岩質を好む植物が混成する。また、温帯に生育する本来の植物が繁茂する一方で、豪雪に見舞われるという冬の季節のために、北方系の植物など冷温帯性植物が繁茂する。更に伊吹山は幅の狭い日本列島の中心にあるため、動植物が広がるにもこの山地を経由するしかない。その結果、伊吹山では 1,250 種もの沢山の植物が確認されており、イブキの名を冠した植物も少なくない。例えば、イブキゼリ（セリ科）、イブキボウフウ（セリ科）、イブキトラノオ（タデ科）、イブキジャコウソウ（シソ科）、イブキトリカブト（キンポウゲ科）などがある。



春から秋にかけて、色とりどりの花が、伊吹山の強い風に揺られて、波のようにさざめく。まさに百花繚乱という形容がふさわしい。伊吹に咲く花は可憐で、それでいて毅然として美しい。厳しい環境で生き抜く、痛々しいまでの強さを感じる。(写真：伊吹町勢要覧)

(2) 伊吹山の清流

伊吹の山中に降り注いだ雨水は地中深く浸透し、やがて伏流水（ふくりゅうすい）となり、長い時間をかけて山麓に湧き出る。大清水区にある泉神社湧水は、日本の名水百選にも選ばれた伊吹山麓屈指の湧水である。伊吹山の岩間をぬい、境内に湧き出る水は一日に約4,500トンの水量と誇る。水温は常に11度に保たれ、石灰岩質を潜った水質はカルシウムなどのミネラルを含んでいる。

また、伊吹町を南北に流れる滋賀県下でも最大級の姉川上流には、清冽な「五色の滝」がある。この滝は、曲谷集落から急な溪谷を遡った先にある。滑らかな岩肌を滑り落ちる滝の姿は壮観である。なお、この溪谷一帯は良質の花崗岩で覆われており、中世から石臼の原石が採集され、曲谷集落のいたるところで作りかけの石臼を見ることができる。



曲谷集落から登っていく先にある五色の滝。滑らかな岩肌を滑り落ちる姿は壮観である。この溪谷を駆け下る清流は曲谷で姉川に合流し、琵琶湖に注いでいる。花崗岩質のミネラルをたっぷり含んだ清水を求めて、関西、中京方面から水を求めて訪れる人々があつをたたない。

(3) 伊吹山の信仰

伊吹山の厳しい自然環境は、人々に深い敬神の心を生み出した。平安時代、伊吹山は修験道における日本七大高山に名を連ね、修験道の聖地として知られている。高名な修験道の開祖たちが、伝説の中でこの地に足跡を残している。伊吹山には荒ぶる神が棲むとして、その靈威が広く知られている。こうした靈峰で修行することにより、優れて靈力を得ることができるとして、今でも山岳修行に挑む多くの行者が山を訪れている。

中世、近江の豪族、京極氏は山に開かれ寺坊を取り込み、山城を建ててこの地を治めたが、戦乱によって多くの山寺は破壊された。しかし、伊吹の信仰は潰えることなく、今でも修行の場として次代に引き継がれている。

(4) 伊吹山と「薬草の里」

伊吹山は古くから薬草の地として多くの植物学者等の研究の場、採取の場となってきた。平安時代には、伊吹山産の薬草が宮中にも献上されたことが延喜式に記録されている。永録年間（1558～1570）には、織田信長がポルトガルの宣教師カブラルの請願を許し、伊吹山に薬草園を造らせ西洋から薬草を取り寄せたという言い伝えがある。江戸時代には多くの採薬師が伊吹山を訪れている。明治時代になると薬草を採取・生産して、県内のほか岐阜、京都、大阪に出荷している。

このように薬草と深い関わりをもつ伊吹町では、平成6年に伊吹薬草の里文化センターを設立するとともに、伊吹山の薬草を集めた薬草園を開園し、薬草の普及・啓発に努めている。なお、文化センターは文化ホールを中心として、薬草風呂、屋内運動場、薬草園などからなり、生涯学習や健康づくりの拠点施設としての役割を果たしている。今後は、エコミュージアム構想の拠点施設としても期待されている。



平成6年に竣工した伊吹薬草の里文化センター。前庭には、伊吹山の貴重な薬草を集めた薬草園が開園している。また、同センターには薬草風呂、屋内運動場などが付属しており、伊吹町民の生涯学習や健康づくりの拠点施設として活用されている。

3. まちづくりの基本理念



伊吹町長 多賀 榮之さん

伊吹町は、2010（平成22）年度までを計画期間とする「第4次伊吹町総合発展計画」を平成13年3月に策定した。この基本構想の中で、将来のまちづくりに向けての基本理念として、『豊かな自然に癒され、うるおいとやすらぎが満ちあふれる「元気宣言」のまち伊吹』と定めている。この基本理念では、伊吹山系を中心とする未来永劫変わることのない豊かな自然との調和を図り、伊吹山系を中心とした「伊吹山系エコミュージアム構想(注)」を推進するとともに、住民が求める住みよい自然環境の保護、保全のための施策を推進することを提示している。また、子どもから高齢者まで元気にまちづくりに参加して、活力とうるおいのある暮らしを目指していくこととしている。

(1) 伊吹山系エコミュージアムによる地域づくり

エコミュージアムは、地域の資源（収藏品＝モノ）を集めて展示する従来の博物館とは異なり、地域の環境や人々の暮らしなどを含めた有形無形の資源を地域で活かす活動である。この考え方を取り入れると、伊吹山系を中心とした町域はまるごと博物館となり、その環境と住民の暮らしを表す自然・文化遺産は博物館の優れた収藏品となる。豊かな自然・文化遺産をもつ伊吹町では、様々な住民の参加のもとで、これらの地域の資源を有機的に結びつけ、伊吹町の新しい地域発展を促進する伊吹町版「エコミュージアム」の推進をまちづくりの柱として、様々なまちづくり施策を展開している。

(注)「伊吹山系エコミュージアム構想」は、伊吹町が平成16年2月、山村コミュニティ活性化を実現するために策定した中長期ビジョンである。ここでいうエコミュージアムという言葉は、エコロジー（生態学・環境）とミュージアム（博物館・学ば）を合わせた言葉で、アンリー・リビエル（仏）が最初に提唱したものである。その意味するところは、『エコミュージアムは行政と住民が一体となって発想し、行政は施設、技術者等を用意し、地域住民はアイデア、知能等を提供し、両者の共同作業で管理・運営する博物館である。各所に点在する自然風景、工場、史跡、農場は、そのまま非常に貴重である展示センターであり、体験できる博物館である。それを中央の施設が結びつけ、案内の窓口になる。地域の生活そのものに、十分学び合い体験し合う価値がある。』と説明している。

(2) コミュニティーに取り組む基本姿勢

町内での活動を大きく育てる 地域住民の「やる気」を大事にして意識を喚起する。現在、様々な住民主体の地域づくり活動の芽生えが見られる。こうした活動を大きく育て、住民がより主体的に地域づくり活動に関わっていく方向を追求する。

都市住民との関わりを深める 交流人口の拡大による地域経済の循環、地域文化の

振興を促進する。都市化の進展とともに農山村の人口減少、高齢化は急速に進行している。山村コミュニティの再興に向けては、都市との関わりを深めながら、農林業を中心とした地域産業並びに地域文化などに対するよき理解者（町外者）を得ながら、将来の地域づくりに向けた展望を見出していく方向を追求する。

町内の各施設、活動の連携促進を図る 町全体を魅力的な交流の舞台とする。都市化の進展とともに、農山村の人口減少、高齢化は急速に進行している。山村コミュニティの再興に向けては、都市との関わりを深めながら活動の連携促進を図るため、町内にある既存の施設を積極的に提供する。

4. コミュニティ活性化に向けた取組

伊吹町では、住民参加により各集落、地区の将来目標を定め、これに沿った住民の地域活動を積極的に支援している。従来から、それぞれの集落の特性を生かした農林産物の生産、加工が行われてきたが、平成14年にはこれらのグループを中心に特産品研究グループ連絡協議会を結成している。連絡協議会では、特産品フェアの開催など団体、グループの連携に向けた取り組みが進められている。

現在、伊吹町で取り組んでいる地域特産品づくりにかかわる諸活動を、次に紹介する。

表4-4-1 伊吹町の特産品グループ

グループ名	地区	主な特産品
1. 甲津原漬物加工部	甲津原	みょうがのかす漬け、赤かぶ漬け、さんしょうみそ、梅干し、総菜、笹麦茶、薬草弁当
2. 上板並漬物加工部	上板並	越うり粕漬、きゅうり粕漬、きゅうり醤油漬、伊吹大根漬、あられ
3. (株)大和屋製菓舗	春照	よもぎ餅、ハーブクッキー、よもぎクッキー、さつまいもクッキー、大豆クッキー
4. 伊吹薬草(株)	伊吹	富貴婦人(入浴剤)、伊吹健康茶
5. 工房いぶき野	春照	(草木染め)セーター、ストール、スカーフ、ハンカチ、巾着、お手玉、香り袋、コースター
6. 伊吹ハム	上野	ハーブピアソーセージ、ベーコン、ローズハム、ボンレスハム、生ハム
7. さのや	吉槻	溪流魚料理、猪・熊料理、甘露煮、各種釜飯
8. (有)伊吹そば	伊吹	伊吹野そば
9. (有)いぶき山正	上野	伊吹もぐさ、薬草入浴剤、どくだみ茶
10. 曲谷山菜加工組合	曲谷	よもぎ餅、三色おはぎ、おはぎ、山菜おこわ、山菜総菜、漬物

グループ名	地区	主な特産品
11. (有)ミルクファーム伊吹	伊吹	伊吹牛乳、伊吹アイス、伊吹ヨーグルト
12. 伊吹ハーブ	春照	伊吹ハーブティ、リース、ハーブティ、ドライフラワー、かご、オブジェ、アルマ商品
13. いぶき元気市出荷組合	杉沢	新鮮野菜、生しいたけ、花卉、苔玉、ミニ盆栽
14. 農村女性活動グループ	杉沢	伊吹みそ、なすのうま煮、山椒ちりめん、たくあんぜいたく煮
15. Mt . 伊吹ファーム	大久保	伊吹大根、峠のにんじん、峠のさつまいも、峠のごぼう、峠の自然薯
16. 加工食品組合(郷)	大久保	峠の梅干し、らっきょ、漬物、粕漬け、かき餅、梅ジャム
17. 柿川鮎の里アミの会	上板並	鮎の塩焼き、鱒の塩焼き、よもぎだんご
18. 藤の根工房	春照	大豆丸ごと栄養豆腐(絹・木綿)、黒ごま入り豆腐
19. かあちゃん工房	弥高	かき餅、揚げかき餅、揚げあられ、焼きかき餅、いちごジャム、梅ジャム
20. インターネットグループ	春照	野菜、林産物
21. ふれあいの会	上板並	野菜、林産物
22. 菊香会	下板並	小菊、山野草、葉ぼたん
23. 伊吹農業生産組合	伊吹	伊吹産こしひかり、羽二重もち
24. 伊吹農業生産組合女性グループ	伊吹	山野草、切り花(ペロニカ、ほおずき、ジニア、柳等)、ドライフラワー用切り花、花苗
25. 弥高観光営農組合	弥高	弥高いも、蒸し饅頭、鬼まん、さつまフライ、石焼きいも
26. 伊吹果樹組合	高番	柿(平核無柿)
27. 若いぶき	伊吹	いぶき定食、天ぶら定食、塩焼き定食、ほうば焼き定食、山のパン屋さん
28. 甲津原ミョウガ組合	甲串原	ミョウガ
29. 甲津原しいたけ組合	甲津原	しいたけ
30. 川野辺	曲谷	野菜、林産物、料理
31. きのご組合	上野他	野菜、林産物、フルーツ、フラワー
32. 伊吹ゆり園	曲谷	ゆり園
33. よる葉フレンズ	上平寺	苔玉、山野草、梅干し、ふきの佃煮
34. オリジナルミント	藤川	各種花の飾り物(壁飾り、リース、額、苔玉)
35. 高番営農組合	高番	高番産こしひかり、羽二重もち、ぼんはぜ
36. つる工房いぶき	高番	つる工芸(リース、つるかご、ドライフラワー)

5. 伊吹山系エコミュージアムの基本的考え方

(1) 豊かな自然環境の保全

体験を通じて、自然環境についての正しい知識を習得し、人と自然との関わりを見直す機会を提供する。

自然環境を守る人、グループを育て、自然環境保全に向けた活動を活発化させる。

(2) グリーンツーリズム・エコツーリズムの産業化

都市住民に対して、伊吹町の豊かな自然環境、農山村に根づく暮らしの文化、更には素朴な地域住民との交流を楽しむ滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）の機会を提供し、都市住民との交流機会の拡大と農山村理解の促進を図る。

琵琶湖に注ぐ柿川の源流域としての地理的条件、役割にも着目し、自然生態系の保全や環境教育につながる観光事業（エコツーリズム。例えば、間伐支援ツアー、環境学習会等）の導入、展開をより活発にすることにより、農山村地域のよき理解者、仲間を増やす。

これらの取り組みを地域活性化のための新たな産業として育て、地元住民の就業機会の拡大並びに所得の向上に繋げていく。



姉川の上流にある曲谷地区。曲谷地区は自然豊かな、歴史と伝統文化の根付いた郷。人情味あふれる集落で、全員参加による区の運営と活性化を通じて、健康で生き生きとした地区づくりを目指す。

(3) 交流人口の拡大と新たな定住者の確保

上述のグリーンツーリズム・エコツーリズムを展開することにより、伊吹町に訪れる交流人口のさらなる拡大を図る。

農山村での暮らしに憧れをもつ人々に対して、自然と共生する農山村の暮らしの魅力

を情報発信していくことにより、Uターン、Jターン、
ターンによる定住者の受け入れ促進を図る。

(4) 新鮮で安全な食材の生産を通じた農業の新興

食品の安全性や環境問題への懸念から、自然農法による農産物生産の要請が高まっている状況に応え、こうした需要に応えることのできる地域農業の振興を図る。

生産性重視の農業からの脱却を図り、環境保全型農業への転換を促進する。

新鮮で安全な農産物の生産、供給体制を整えることにより、農業生産の拡大、農業所得の向上を図るとともに、未利用、低利用農地の有効活用更には農地の多面的機軸の確保を進める。

(5) 美しい農山村づくりと伝統的な地域文化の継承

山里の暮らしの良さを見直し、魅力的な山里の生活文化、地域文化を育てる。

住民の主体的な取り組みにより、美しい農山村づくりを展開することにより、この地域に住まうことへの誇りと愛着を育てていく。

美しい農山村の景観を、グリーンツーリズム、エコツーリズムの資源として活用していく。



第6回伊吹・姉川上流交流会の「伊吹曲谷・五色の滝と猪なべエコツアー」。増水した溪谷を靴を脱いで助け合いながら渡る参加者たち。清流の水は身を切るように冷たく、自然の厳しさを体験した。

6. 伊吹山系エコミュージアムの取組事例

(1) 「廃校跡地」の活用

東草野中学校甲津原分校（平成6年4月廃校）及び同小学校甲津原分校（平成8年4月廃校）の跡地 2,422 m²、校舎 770 m²、体育館 367 m²を活用して、都市住民との交流を図り、もって過疎化が進む甲津原地区の活性化を図る。なお、同地区では不登校児童を受け入れた実績があり、現在、跡地の有効活用について話し合いが進められている。

甲津原地区の特徴は、奥伊吹スキー場を擁していることである。ウインターシーズンには年間12万人が訪れ、夏季にはオートキャンプサイト、ロッジ、テニスコート、アグリコテージなどを備えたキャンプ場に訪れる。また、同地区には、都市住民との交流の拠点として、漬物加工体験などができる交流センターが整備されており、春と秋には宿泊を伴う農業体験ツアーを実施している。

活用メニューとしては、都市の子どもたち対象とした農作業体験、農山村行事参加、手仕事体験などが考えられる。このため、宿泊、交流ができるよう校舎等をリニューアルするとともに、事業主体としては甲津原地区を主体とする運営組織を検討する。

(2) 「姉川ダム」周辺の活用

平成15年3月に完成した柿川ダムのダム湖面（湛水面積0.33 km²）及びその周辺の有効活用を図る。ダム湖面の活用策としては、自らカヌーを制作する「カヌー工房」の設立を構想している。カヌー工房では、地元のスギ材を使ってカヌーを制作し、実際に湖面にカヌーを浮かべて体験する。カヌーの制作指導は、埼玉県の名栗村カヌー工房の協力を得る。なお、運営は民間の組織とする。



姉川ダムは、洪水調節、河川維持用水を目的として、姉川の上流に建設された治水ダム。昭和60年度着工、平成12年5月にダム本体が完成。平成13年秋からの試験湛水を経て、平成14年4月から供用を開始している。



名栗村カヌー工場の製作指導を受けて、伊吹町の職員が製作した木製カヤック。名栗村カヌー工場は、首都圏から 60 km 圏にある本格的なカヌー工場。関西圏には、このような工場はない。

また、平成 14 年には残土処分場の一部を活用した曲谷区住民による「伊吹ゆり園」がオープンしている。残りの残土処分場については、自然体験活動の学習、研修施設の拠点とする「森林交流体験施設（仮称、森の癒し館）」の構想がある。



「伊吹ゆり園」に隣接して設置された本格的な炭焼窯。窯の入り口には、起し又川溪谷で産する花崗岩の石臼の残骸が利用されている。説明によると、この窯からは約 40 俵 (15kg) ほどの炭が取れる。

(3) 「伊吹の里」の中核構想

伊吹山系エコミュージアム構想の中核を担う機能の整備を進め、伊吹町全域でのグリーンツーリズム・エコツーリズムの振興を促進するため、「伊吹の里」構想の実現を図る。「伊吹の里」構想の中核となる場所は、町内を東西に横断する町道と柿川上流域を結ぶ県道の交差点にあり、既に町有地（約2,900㎡）を取得している。隣接地には、既に民間3社が営業を行っており、これらの店舗に立ち寄る客数は年間25万人を推定されている。なお、この場所では、特産品研究グループが行う「伊吹の里特産品フェア」が開催されている。

隣接者のコメント

【農業生産法人 若いぶき（山菜料理、薬草風呂）】

薬草の宝庫伊吹山を眺めながら、ゆっくりと伊吹の里の料理を味わって欲しい。そして、旅の疲れを薬草風呂で癒して欲しい。伊吹の里ができれば、沢山のお客さんに利用していただくと大いに期待している。

【農業生産法人 有限会社伊吹そば（伊吹野）】 この場所には、「食べる」「買う」「遊ぶ」のうち、「遊ぶ」の要素がない。30分から1時間程度の時間を過ごすことのできるような機能が欲しい。

【有限会社 ミルクファーム伊吹】 伊吹山とおいしい牛乳という、消費者側からみた牛乳へのイメージを大事にしたい、そうしたイメージを増幅させるようなものを期待したい。体験学習のできる施設ができるのならば、アイスクリームやバターづくりなどで協力できる。

「伊吹の里」の主な提供メニューは、次に掲げる事項とする。

- 休憩機能 伊吹山を眺めながら足湯で小休憩、伊吹町の薬草PR、新鮮農産物パン
- 交流体験機能 手づくり・加工体験、小規模工房スペース、講座、イベントスペース
- 農林産物販売機能 農林産物及び加工品の展示販売（屋内、屋外）
- 情報発信機能 伊吹山系エコミュージアムの情報窓口機能、体験プログラムの企画
- その他 駐車湯、公衆トイレ

なお、事業を企画、運営する総合的な事業主体は、伊吹町が出資する企業体（農業生産法人）を検討する。更に、施設整備計画の策定と事業費の確保は、「道の駅」を構想して進める。

7. 伊吹山系エコミュージアム構想

ここでは、「伊吹山系エコミュージアム構想」に掲げる伊吹町における地域振興の特徴を次に掲げてみよう。(注)

(注)資料：平成15年度伊吹町山村コミュニティ活性化モデル事業基礎調査報告書による。

(1) 運営主体の組織化

現在、伊吹町では地域特性を活かした特産品生産グループが多数活動しているが、これらグループの諸活動をしっかりと育てていくためには、農山村の体験プログラムメニューとして束ねていく運営主体の組織化が不可欠である。この運営主体には、体験プログラムメニューを商品として組み立てる役割とともに、都市住民に対して情報を発信する役割を担ってもらう。また、運営主体は、独立採算経営ができる主体とする必要がある。

次に、事業運営を担うことのできる人材を確保するため、経営実績を有する人材を公募するなど有能な人材確保に努める。現時点においては、様々な農林産物の販売による収益が想定されるが、事業として運営するためには、安定した出荷量とともに品揃えを充実させていく必要がある。また、事業運営を円滑に行うため、事業運営体が受け取る販売手数料を関係者の理解の下で設定する必要がある。



広域農道の傍にある農産物販売所。地元の農家から出荷された新鮮な野菜が陳列されている。産物には、出荷者のバーコードが付けられ、その日の内に売上が分かるシステムが採り入れられている。

(2) 遊休資源の有効活用

伊吹町の活性化を図る観点から、遊休資源（例えば、小学校跡地、工場跡地、空き家、休耕地、森林、溪谷、水面など）集落独自の協同精神、伝統的な技術・技能などを新たに組み込んだソフトを開発し、体験プログラムメニューに加えることが必要である。



離村した農家の跡地で説明を聞く参加者たち。かつての山の暮らしに熱心に聞きいていた。
裏手には、棚田が作られ今ではスギが植栽されている。

(3) 構造改革特別区域の活用

ミュージアム構想の推進に向けては、様々なアイデアを集中させて、地域コミュニティの活性化を図っていく必要がある。更に、こうしたアイデアを具体化していくためには、構造改革特別区域(注)の活用についても調査・研究して行く必要がある。

(注)構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第3条第1項の規定に基づく特別区域。ここでは、地域において「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することができる。これまで、政府に寄せられた農業特区については、次のようなものがある。例えば、農地法や農業地域振興の整備に関する法律の規制を緩和し、定年帰農者など農的暮らしの希望者に農地付き住宅等の権利取得を容易にしようとするもの、特定農地貸付法の貸付主体に農家を加え、農家が直接に特定農地貸付けを実施できるようにしようというもの、グリーンツーリズム振興の観点から、旅館業法の規制を緩和し、農家が副業的に農業体験を提供する農家民宿等の経営を可能にしようというもの、農地保全、新規就農者の参入促進を目的として、NPO法人による農地の取得を認めようというものなど。

(4) 都市住民との交流による新しい地域づくり

近年、都市部を中心に「ふるさとを持たない人口」が増加している。また、まもなく団魂の世代が定年退職を迎え「自由時間を有意義に活用したいと考える人口」が急増する。更に、「自然の中で暮らしたいと考える自然志向の人口」も増加してくると考えられる。こうした人口の増加にともなって、農山村地域で農作業を体験したり、森林作業に汗を流す

ことに価値をみいだす人が増加することが予想される。

一方、伊吹町には「伊吹山」という優れた自然環境があり、これらの自然環境の下で生活してきた先人たちの暮らしと知恵がある。住民にとってはごく普通の暮らしであっても、都市住民にとっては新鮮で魅力的な暮らし方として捉えられる。そこで、これまでの農山村の暮らしを見つめ直す作業を行って、魅力的な「農山村体験プログラム」として商品化していくことが考えられる。



曲谷炭焼き保存会の説明に聞き入る参加者たち。炭窯の作り方など、実際の山の暮らしぶりや木炭の効用などを学習していた。



伊吹エコツアー交流会。高橋春成氏（奈良大学教授）によるイノシシの講演、須藤一成氏（動物写真家）によるイヌワシの講演が行われた。昼食には、イノシシ鍋と薬草弁当が振るまわれ、参加者は珍しい食材に舌鼓をうっていた。

8. 森林資源活用の戦略展開手法からみた課題

伊吹山は和薬の生産地として知られ、我が国の薬学における生薬の実験地も多い。森林資源活用としても様々な健康補助食品としての活用は今後の交流人口の増加に寄与するものと考えられる。また、不登校児を対象とした森林体験活動は、改善効果が極めて高く、今後の展開が期待されている。

農林業、炭焼き体験、スギによるカヌー工房、グリーン・エコツーリズム、農産物販売における集落農業セクターの活動等も活発に行われている。しかし、こういった様々なセクターをコーディネートし、戦略性を付加することによりさらに価値は高まると考えられる。

表4-4-2は、第3章で述べた「新しい旅のクラスター別森林資源の考え方」に基づいて伊吹町における森林資源の活用事例を整理したものである。

表4-4-2 クラスター別森林資源の活用事例（滋賀県伊吹町）

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
文化的・歴史的探求	生活史	農林産物を生かした特産品づくりと情報発信	伊吹町では、住民参加による集落、地区毎の将来目標を定めるとともに、特産品フェアの開催など団体、グループの連携に向けた取り組みを進めている。これらグループの活動をしっかり育てるため、農山村の体験プログラムメニューを束ね、都市住民への情報を発信する運営主体の組織化が検討されている。(例えば：薬草、草木染め、溪流魚、猪・熊料理、山野草、しいたけ、ゆり、苔玉、ふきのとう、つる工芸など)
体験学習	自然体験	タム湖面の活用とカヌーづくり	柿川ダムのダム湖面とその周辺の森林資源の有効活用を図るため、自らカヌーを制作する「カヌー工房」の設立を構想している。カヌー工房では、地元のスギ材を使ってカヌーを制作し、実際に湖面にカヌーを浮かべて体験する。なお、運営主体は民間の組織とする。
		炭焼き体験	曲谷炭焼き保存会では、昔から伝承されてきた窯の様式に従い、炭窯の作り方、原木の立て込み、窯打ち、着火、炭だし、炭詰め)などの説明、体験指導を行っている。

旅の目的	旅資源	森林資源	活用の事例等
のんびりした田舎生活	生活空間	グリーンツーリズムの提供	都市住民に対して、伊吹町の豊かな自然環境、農山村に根づく暮らしの文化、更には素朴な地域住民との交流を楽しむ滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）の機会を提供し、都市住民との交流機会の拡大と農山村理解の促進を図る。
		エコツーリズムの展開	柿川地域では、都市住民を対象とした「源流体験エコツアー」が開催されている。ここでは、自然生態系の保全や環境教育につながる間伐支援ツアーや環境学習会等を行い、農山村地域のよき理解者、仲間を増やす試みを行っている。なお、宿泊施設は、休校舎を活用し、食についても山村の伝統的食事メニューを開発するとしている。
癒し・健康	セラピー	薬草の活用	伊吹山は古くから薬草の産地として知られている。伊吹町では、平成6年に伊吹薬草の里文化センターを設立し、薬草の普及・啓発に努めている。こうした施設や薬草を活用したセラピー分野の展開が期待されている。地域特産品メニューとして、薬草入浴剤、健康茶などが製造・販売されている。なお、こうした構想を推進するため、構造改革特別区域について調査、研究するとしている。

第5章 日本の百選を活用した取組

森林・自然環境と関わりの深い日本の百選^(注1)

深田久弥の「日本百名山」以来、数々の日本百選が登場した。森林・自然環境と関係のあると思われるもの抽出したのが表5 - 1である。これらの百選の選定基準は、選定趣旨により様々であるが、概ね選定趣旨を基に市町村、都道府県を通して選定委員会などにより選定されている。

表5 1 森林・自然環境との関わりの深い日本の百選

区分	百選の名勝	選定機関
水資源	名水百選 水源の森百選 水と緑の文化を育む「水の郷百選」	環境省環境管理局水環境部企画課 林野庁治山課水源地治山対策室 国土交通省土地水資源局水資源部
自然環境	ふるさといきものの里百選 森林浴の森百選 日本の滝百選 日本の白砂青松百選 森の巨人たち百選	環境省自然環境局総務課 地球環境財団 緑の地球防衛基金 (社)日本の松の緑を守る会 林野庁国有林野総合利用推進室
文化・観光	農村景観百選 歴史の道百選 さくらの名所百選 日本の棚田百選 日本の水浴場 88 選	農林水産省農村整備総合調整室 文化庁文化財保護部記念物課 (財)日本さくらの会 農林水産省構造改善局開発課 環境省環境管理局水環境部企画課

1. 水資源に関する百選

環境省が選定した「名水百選」は、湧水、表流水について古くから住民の生活に利用され住民による保全活動がなされている名水を選定したものである。全体的には湧水が多く選定されており、伝説、民話等で語りつがれた名水が多い。

(注1) 「日本の百選」(財務省印刷局 2001)より引用

林野庁が選定した「水源の森百選」は、「名水百選」が遊水池・水源地という点の選定であるのに対して、水源地域としての森林地域を選定したものであり、面的な選定となっている。ダム上流域の森林地域の選定が多い。

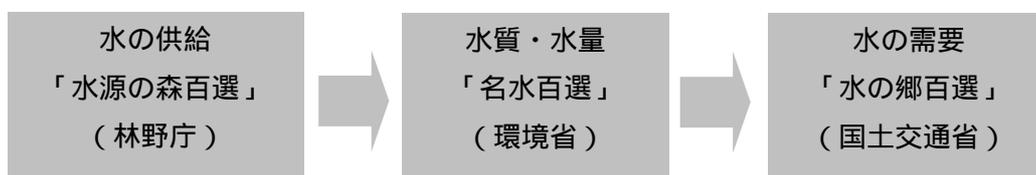
国土交通省が選定した「水と緑の文化を育む「水の郷百選」」は、水環境の保全が適正に行われている、水に関わる特色ある歴史や文化が地域の活性化に活かされている、

水環境の維持等に住民の取り組みが活発である、といった特徴を持つ地域を選定したものである。単独の市町村あるいは複数の市町村を選定地域としているが、内容は、「名水百選」の湧水、「水源の森百選」地域の河川・溪流を含む市町村が多く見られる。

以上の3つの水資源に関する百選では、省庁の機能別に選定の特徴がよく出ており、環境省では水そのもの、あるいは水質・水量に、林野庁では水の供給元である水源地域の森林に、国土交通省では水の利用・需要である町や村に着目している。

図5 - 1は、水資源百選の関係を示したものである。水資源の供給から利用・需要までの地域が省庁間の枠を超えて統一的に選定されているわけではない。水資源に対する国民の関心が高く、観光資源としての水資源の価値も高いことから、必ずしも百選にこだわらず、例えば山間水源地域数とその需要地域、水質・水量、生態系等についての情報等も付加した「水資源数百選」等として整理することにより、情報の利用価値はさらに高まると考えられる。

図5 - 1 水資源百選の関係



2. 自然環境に関する百選

自然環境に関係すると考えられる百選であるが、里地里山の生き物、巨木・森林浴、海岸林、滝等となっており、それぞれほとんど無関係に選定されている。

「ふるさといきものの里百選」は、里山等身近な自然に生息する小動物について、積極的な保全・創出に資することを目的として環境省が選定したものである。圧倒的にホテルが多く、トンボ、蝶等が続いている。選定地域も市町村内の1地区等の狭小面積に限られているのが特徴である。

「森林浴の森百選」は、(財)地球環境財団という団体が選定したものであり、森林浴に適した森林で後生に遺贈すべき森林であることを選定基準としている。選定地域は、自然休養林、森林公園、青少年の森等々が圧倒的に多く一部に里山も見られる。

「日本の滝百選」は「緑の地球防衛基金」という団体が選定したものである。日本の景勝地、有名観光地の名所瀑布の上位100が網羅されていると思われる。

「日本の白砂青松百選」は、(社)日本の松の緑を守る会という団体が選定したものである。白浜に林立する松林は、日本の代表的景観の一つである。この百選には有名景勝地が全て網羅されている。海岸・海浜に関する百選では、国土交通省が選定した「日本の渚・百選」もあるが「白砂青松百選」と概ね重複している。

「森の巨人たち百選」は、林野庁国有林が次世代への財産として残すべき代表的な巨樹・巨木を「国民の森林」として選定したものである。北海道の寒冷気候、沖縄の亜熱帯までの気候条件と樹木の成長の関係を表した自然博物館の代表的なものである。

この百選では、生き物、海岸林、巨樹・巨木、滝等どちらかと広い面的な空間全体というイメージではなく、狭小区域の保護・保全を目的した選定が特徴的である。保護・保全の具体的な実行可能性を重視すれば、広域な面的空間は困難であり、自ずから管理可能な範囲とならざるを得ないものと考えられる。

3. 文化・観光に関する百選

これまでの百選が、文化・観光に関係しないわけではなく、ここでは特に文化・観光に関係が深いと思われる百選を抽出したものである。

「農村景観百選」は、農林水産省が快適で誇りを持って居住できる活力ある美しい農村風景を基準として選定したものである。我が国を代表する農村風景であり、単に耕作地風景だけではなく、居住環境としての機能が歴史的に保全されていることが特徴である。

「歴史の道百選」は、文化庁が歴史的な街道等について文化財としての整備・活用のために選定したものであり、現在は78選となっている。歴史的な街道について現存する部分を選定したものである。道については国土交通省が選定した「日本の道百選」もあり、一部は重複する部分もあるが歴史的な価値で選定しているものではない。

「さくら名所百選」は、(財)日本さくらの会という団体が選定したものである。さくらの名所は全国に数多く存在し、花見は古来からの一大余暇行動でもある。全国自治体から279カ所の推薦の中から100カ所が選定されている。大部分が都市公園でもある。

「日本の棚田百選」は、農林水産省が棚田の保全・整備活動を推進し、農業農村に対する理解を深めるため認定したものである。中山間地域の傾斜農地は、生産効率が悪いことから耕作放棄地が全国的に増加している。山間地域の農業・農村風景の代表的なものであり、農業技術の歴史的遺産としての文化的価値は高い。また、千枚田等を見る者を圧倒する迫力があり景観的価値も高いものである。

「日本の水浴場88選」は、環境省が公衆衛生上優良な海水浴場を選定したものである。一部に前述の「白砂青松百選」「日本の渚・百選」等と重複する砂浜もある。海水浴客が海水浴場を選定する上で必要な情報の一つである。

観光・レクリエーションの目的地選択基準の一つとしての農村風景、さくら名所、水浴場等の情報は貴重な情報である。

4．森林レクリエーションにおける百選の活用

前述のように日本の百選はここで取り上げたのは一部であり、多くの百選が発表されている。概観したように個々の百選で目的地を選択するとなると、重複する地域もあってかなり複雑な選択作業をしなくてはならなくなる。

それぞれの地域が、百選を活用して情報を発信することになるが、レクリエーション行動の主体からみると、地域から始めに選択するのではなく行動目的から選択して地域へと狭められると考えるのが妥当なところである。こういった観点からこれらの百選をみると、レクリエーションのための情報としてはやや不親切であろう。

山村における森林レクリエーションに視座を置いて百選の活用を考えると、単に山村地域だけでレクリエーションとしてのテーマ性のある情報を発信することにも無理がある。例えば、さくらの名所の多くは都市公園であり、農村景観では農業地域が主体となり、歴史の道は必ずしも山村とは限らないし、渚や白砂青松の景勝地は意外と都市の近郊に位置している。一方、水源や滝、巨樹・巨木地域は、山村というよりは山村の里山から更に奥の不便な奥山にある。山村集落を挟んで、一方は下流域の都市に、一方は上流域の奥山というように山村集落の多くは中継地点、あるいは通過地点に位置しているとも言えよう。

山村と都市との交流を考えると、1山村の情報発信に留まらず、山村が歴史的に様々な交通してきた周辺地域との関係性を森林・自然環境、生き物、水資源とその利用、農業農村景観、沿岸域、地域の名勝・歴史的遺産等々としてより広域に資源情報を整理し、テーマ別に情報発信する新たなサービスを必要としていると考えられる。

巨木を活用した取組事例

1. 施設整備に関する事例

椿文化資料館「千年ツバキ」(京都府加悦町)

京都府加悦町にあるクロツバキは、樹齢 1200 年とされる府指定の天然記念物である。平成元年に府の天然記念物に指定されたことを受けて、地元地区の住民 150 世帯による「滝のツバキ保存会」が結成されている。加悦町では、平成 8 年に「椿文化資料館」を整備し、周辺には「滝の椿公園」の建設が計画され、椿を自治体の花木としている 49 市町村から送られてきた色々な種類のツバキを植えている。

毎年、4 月のツバキの開花時期には保存会が中心となった「ツバキまつり」を開催し、ツバキ油や山菜などのバザーが行われている。また、このような取り組みが契機となり、同じく椿で町おこしに取り組んでいる富山県東礪波郡井口村の中学生が修学旅行に訪れ、椿の植樹や地元中学生と交流するなどの新しい地域間交流が生まれている。(資料：加悦町ホームページ「椿文化資料館」)

森林館「倉沢のヒノキ」、「ミズナラの大木」(東京都奥多摩町)

東京都奥多摩町では、人々の森林との関わり等の情報を提供することを目的に、巨樹発見のプレス発表の場、パソコンによる巨樹の検索システム、巨樹の絵画・写真、樹木のサンプル、全国の巨樹の情報、奥多摩の巨樹情報、映写室等を完備した「森林館」を整備した(平成 6 年 10 月オープン)。森林館周辺の日原地区には、「倉沢のヒノキ」や「ミズナラの大木」等の巨木が生育し、巨樹めぐり・登山コースが整備されている。また、森林館は、ボランティア団体の「全国巨樹・巨木林の会」の活動拠点としても活用されており、奥多摩の自然に親しむための講習会等が開催されている。周辺には「日原ふるさと美術館」も整備されており、日原地区の観光拠点となっている。(資料：日原保勝会ホームページ「東京の自然の博物館」)

淡墨公園「樹齢 1500 年の淡墨桜」(岐阜県根尾村)

岐阜県根尾村にある桜は、継体天皇が根尾谷を去る時に記念に植えたものと伝えられる樹齢 1500 年の桜の巨木である。蕾のときはつややかな白、散り際には淡墨色になることから淡墨桜と名付けられている。この淡墨桜を守り、伝えようとする地域活動の歴史は古く、戦後、間もなくの昭和 23 年に遡る。大正初期の雪害により生じた本幹への亀裂が原因となり衰退した桜の木を守ろうと、「淡墨桜顕彰保存会」が地元有志により設立されている。この保存会によりシロアリ駆除や山桜の若根接ぎなどが施され、回復したと伝えられている。毎年の施肥、春秋の枝葉消毒、周囲での耕作の禁止、根接ぎ箇所への立ち入りの禁止などが行われてきた。昭和 34 年の伊勢湾台風の被害を受け枯死寸前であった淡墨桜を目にした作家宇野千代による枯死防止を訴える記事雑誌の掲載を契機に、県をあげての保護活動が

始まり、その後も継続的な保護措置が続けられている。

現在では、淡墨桜を中心として、芝生広場や遊具、野外ステージなどがある淡墨公園が整備され、敷地内には昔ながらの村の生活文化財や桜の保存に貢献した作家宇野千代にまつわる資料などが展示される根尾村郷土資料館がある。また、夏期には野外コンサートをはじめとする様々なイベントも開催されている。同公園で行われるNEOうすずみサマーフェスティバルでは、7年連続でオカリナ奏者の「宗次郎」のコンサートが開催されている。(資料：根尾村ホームページ「郷土資料館」)

三隅平桜(島根県三隅町)

島根県では、身近にある優れた自然を将来にわたって保護していくために自然環境保全地域の推進を展開しており、その施策の一つとして、「みんなで守る郷土の自然」、「みんなで作る身近な自然観察路」の地域選定を行ってきた。これらの地域一つに、三隅町にある推定樹齢650年の「三隅大平桜(国指定天然記念物)周辺地域がある。巨木の周辺には、50本のヤマザクラが植えられ、遊歩道、駐車場が整備されている。桜の周辺整備を機会に「大平桜祭り」が開催されるようになっており、祭りの期間中はライトアップされて夜桜も楽しめるようになっている。

この桜は、矢原松柄の小台地にあり、所有者である大平氏の祖先が、馬をつなぐために植えたと伝えられている。所有者の屋号が「大平」また、この木の所在地の字名も大平というので、「三隅大平桜」と名付けられたもので、腐食が進んでいたが、平成5年に樹医の診断を受けて蘇り、毎年素晴らしい花を付けるようになっている。(資料：三隅大平桜ホームページ「イウミネット」)

源流の巨人宮の大イチイを守る会の活動(旧岐阜県宮村)

この巨木は、樹齢200年の大径木のヒノキなどが生える天然林である。巨木の周辺には林内を周遊する歩道があり、天然林の素晴らしさを堪能することができる。また、巨木周辺の森林は林木遺伝資源保存林に指定されている。なお、この巨木は、宮村の天然記念物に指定されている。宮村では、その保護管理をするために有志(9団体、600余名)が集まり、平成12年6月に「源流の巨人・宮の大イチイを守る会」を発足させた。保護管理の内容を検討するにあたっては、現地観察や樹木医の助言を得るなどして、樹齢2000年の源流の守り神を、なるべく自然の状態で維持する方針を進める。一方では、その美しさや力強さを兼ね備えた風格ある姿を多くの方に見てもらいたいということもあり、バランスを考えた保護管理内容が検討されている。

10月には、第1回のボランティア作業を実施し、ヒノキ間伐材とロープによる総延長約150mの防護柵や歩道整備を行った。さらに村で生産したセラミック炭を全面に散布し、土壌改良を行った。ボランティア作業には、40名が手に手に作業道具を持って集まり、重い荷物を持って斜面の上り下り、杭打ちなどの作業に汗を流した。

「緑の美術館」構想 高隈ふれあいの森巨樹スタジイ保全協議会(鹿児島県鹿屋市)

この巨木は、「たかくまふれあいの森」に生育している。この森は、南日本特有のシイ、カシ、イス、タブ、クスノキなどの照葉樹林がほぼ原生林に近い状態で残っている。なお、この巨木は、シイの変種で樹高 22m、幹周り 6m もあり、樹齢 250 年とされている。

地元では、「巨樹・巨木 100 選」に選ばれたことを機会に、「高隈ふれあいの森巨樹スタジイ保全協議会」を設立した。この巨木の周辺の 4.3ha の森林には、シイやカシなど約 80 種類の樹木が繁茂しているほか、サカキの群生地や日量 190 万 lit の湧水池がある。こうした森林資源を活かして、鹿屋市教育委員会の環境学習「エコバスツアー」の一環として、地元小中学校の環境学習の場として活用されている。今後は、遊歩道やトイレを整備し「緑の美術館」として活用する構想がある。

十二神自然観察教育林 「十二神千古の森保全協議会」(岩手県宮古市)

この巨木は、十二神自然観察教育林内に聳える樹高 28m、幹回り 3.77m で、樹齢は 300 年以上と推定されるケヤキである。周辺の森林は、樹齢が 150 年から 300 年とみられ百選に選ばれたケヤキに劣らない巨木が多い。その景観はまさに大地に立つ「森の巨人たち」である。教育林内はケヤキ、ミズナラ、トチノキ、ブナ、ハリギリ、カツラ、サワグルミ、ミズメなどが生育している。林野庁では遺伝貴重保存として、世界遺産の白神山地と同様に大切に管理されている。

十二神自然観察教育林は、昭和 61 年 4 月に緑の文明学会から「森林浴の森」日本百選にも選ばれていて、その価値の高さが認められている。自然観察教育林内にはキャンプ場があり、飲料水、簡易トイレ、炊事場、東屋、野外卓敷等が整っている。

自然豊かな雄国山麓に自生するメグスリノキ(福島県塩川町)

この巨木は、磐梯山西方の雄国(おぐに)沼近くの国有林に自生している。雄国沼は磐梯山と向かい合う猫魔ヶ岳の火山活動に伴って形成されたカルデラ湖で、一帯は湿原植物群落の宝庫となっていて、国の天然記念物に指定されている。杓子ヶ入メグスリノキは、薬用の樹皮を得るために過去に何度も枝があと切られた痕も残るが、樹勢は今なお旺盛である。カエデの仲間でも新緑、紅葉ともに美しい。ミニ尾瀬のような雰開気をもつ雄国沼の散策とあわせて訪れてみたい場所である。

なお、メグスリノキとは「目薬の木」という意味で、古くから樹皮などを煎じた液が洗眼薬として用いられたことに由来する。目をよく見えるようにするという意味から「千里眼の木」とも呼ばれた。メグスリノキは温帯の樹木なので、東北南部から関東・中部地方の山中で比較的好く見かける。

平成 12 年 4 月、林野庁の「森の巨人たち 100 選」に選ばれたことを機会に保全協議会が設置され、樹木の保護と公開のための活動が始まった。活動としては、モニュメントや案内板の設置、枯枝の整理、遊歩道の整備などが行われた。また、この事業を広く周知するためウォーキング大会や講演会を開催された。

北海道巨樹・巨木サミットが開催された「鹿ノ子沢風景林」(北海道置戸町)

この巨木は、国有林のレクリエーションの森「鹿ノ子沢風景林」にある。根本から三本の太木が幹別れしている雄雄しい姿は、古くから地域のシンボルとして多くの人々に親しまれてきた。巨木周辺には、季節によって表情を変える「虹の滝」、「糸引き滝」などの滝や「忍び岩」、「雲突岩」、「屏風岩」などの奇岩がある。こうした自然環境に恵まれた森林の中にある鹿ノ子沢風景林は、ハキングコースとして1年を通じて幅広い層に親しまれている。また、平成15年8月、第3回北海道巨樹・巨木サミットが北海道置戸町で開催され、その存在が広く知られるようになった。

森の駅「小さな森」(山口県美祢市)

山口県の秋吉台カルスト地帯の西側にあたる美祢市では、個人が所有する山林の一部(約2ha)を「森の駅」と名付けて一般に開放し、地域交流の場として活用している。平成9年には拠点施設となるふれあいログハウスも整備され、近隣の桃の木校区ふれあい振興会とともに、森林空間、工芸体験などを通じて三世代交流が推進されている。「森の駅」の名は、オーナーが「ここから森の中へ出発するという」願いを込めて命名したものである。森の駅には、その他にバーベキューハウス、木工作業場、木炭窯などが整備されており、また、体験メニューとしては、林業体験(下草刈り、間伐など)、木工、彫刻、つる細工、炭焼き、椎茸づくり、化石採取、バームクーヘンやピザ焼きなど多様なメニューが揃っている。年間1500人が利用し、市外や県外からの来訪者も多い。森の駅は、原則として土日曜日が開放日となっており、入場には一人あたり300円で予約制となっている。また、平成11年にはログハウスを組みたてながら、里山の文化を学ぶ「里山技術研修」が開催されており、定員30名のところ83名の希望者があり、老若男女40名が受講した。この研修には、国営市の補助事業であり、民間と行政のパートナーシップによる新たな民有林活用型の環境教育として注目を浴びている。

体験の森「栃寄森の家」(東京都)

奥多摩三山の一つ御前山のふところに広がる「奥多摩・体験の森」では、植林や下刈り、間伐などの森づくり作業や炭焼き、シイタケ刈りなどの山里生活の体験をとおして、森林と積極的にかかわり、季節に応じ、森林と結びついた様々な体験や遊びを通し、楽しみながら森を守り育てることの大切さを学ぶことができる。こうした林業体験、山村の生活体験、森の自然体験の拠点となるのが東京都が整備した「栃寄森の家」である。定員約30名の宿泊室のほか、研修室、食堂、浴室を備え、森のベースキャンプとしての機能を果たしている。体験講座、教室の募集は「広報東京都」を通じて、東京都奥多摩都民の森管理事務所が行っている。(資料：奥多摩体験の森ホームページ「栃寄森の家」)

2. 巨木ツアーの開催事例

巨木探訪ツアー（山形県最上地方）

山形県の最上地方では、平成 11 年 4 月から地元の山岳愛好家らが中心となって巨木群を観察する自然探訪ツアーが評判を呼んでいる。日本一とされるクロベ(大蔵村)をはじめ、カツラ(真室川町)、ヤナギ(戸沢村)など、全国有数の太さの巨木が、愛好家達により数多く確認されてきた。巨木ツアーは、これらの巨木群を気軽に楽しもうと企画されたもので、毎回愛好家らがガイド役となり、バスで移動しながら観察を楽しんでいる。毎月開かれるツアーには、無料ツアーのほかに参加料(2000~3000円)を取る有料ツアーもあり、いずれも定員いっぱいの盛況となっている。参加者は中高年者が中心だが、親子や若い女性の参加も目立ち、東京や仙台圏からの来訪者も多い。

最上地方では、巨木ツアーや自然観察会などの関連イベントについては、これまで各市町村などが個別に対応してきたが、専門的知識や経験を求められるケースも多く、専門家集団の組織化が必要という声に応えるかたちで、山岳や植物などそれぞれの分野に詳しい人たちが組織的に案内することを目的とした有償ボランティア団体「最上エコポリス自然案内協会」が発足し、観光客らの受入態勢が整備されている。同協会では、主な活動事業として、巨木ツアーや滝ツアー、かんじきトレッキングツアーなどに取り組んでいる。

巨木の里・巨木林ツアー（徳島県一宇村）

徳島県一宇村では、「巨木の里」を謳い、平成 11 年秋から巨木林ツアーを実施している。同村の教育委員会が中心となり、毎月 1 回、村内にある主な巨木を巡る巨樹・巨木林ツアーが行われている。ツアーには、これまでに全国から約 250 人が参加している。40~50 歳の参加者が過半数を占め、70 代も 2 割近くに上っている。

一宇村のツアーは、巨樹を取り上げたテレビ番組にヒントを得た同村の村長が、「全国巨樹・巨木の会」(東京)の支援による実施した村内の「巨木調査」で、多くの巨木が確認されたことを契機に生まれたものである。林業の衰退で過疎が進む同村では、隣接する観光名所、剣山の観光客に足を延ばしてもらうことも視野に入れて、地域振興をはかることを目指している。

なお、日本一の巨樹探索と山歩きツアーは、毎月第 1 金曜日開催、参加費 1000 円、予約制で定員は 1 回 25 人となっている。ツアー開催日以外にも予約状況に応じて個別案内を実施している。

白神山地トレッキング（秋田県白神山地）

(株)日本旅行では、(社)秋田県観光連盟の協賛を得て、秋田県が観光地活性化を目的として実施している「秋田花まるっ倶楽部キャンペーン」とタイアップし、今までパックツアーにはほとんど組み込まれなかった地区までを網羅したコースを設定した旅行商品を企画して、そのプランの一つに巨木観察を取り入れたものが企画されている。「白神山地トレッキング」のプログラムは、1泊2日の行程で、専門のガイドが同行し、岳だい自然観察

教育林のブナの巨木やカエデ、苔むした巨岩などの自然散策を楽しむ内容となっている。

白神山地エコロジー体験ツアー、白神山地を守る会（青森県・秋田県白神山地）

青森市内に拠点を置くNPO白神山地を守る会では、毎年春と秋に世界遺産白神山地の四季折々の自然環境を体験する「白神山地エコロジー体験ツアー」を開催している。春の白神山地エコロジー体験ツアーは、6月上旬に1泊2日の行程で、募集人員25名で企画している。参加費用は、青森県岩崎村にある「サンランド白神」を利用し、18000円となっている。平成12年夏には、江戸時代の紀行家菅井真澄が歩いた白神山地の杣道を登山家の案内でテント野宿して歩く「杣道ツアー」も実施されている。また、「秋の白神山地エコロジー体験ツアー」は10月初旬に同様の行程規模で、フィールドを秋田駒ヶ岳に移して実施されている。

巨木をめぐる「おぼろ湯豆腐を味わう」旅（宮城県村田町、柴田町、蔵王町）

平成7年に設立されたグリーン・ツーリズムを専門に取り扱う日本初の旅行会社(株)アース・ウォーカー（本社仙台）では、宮城県の柴田町にある樹齢2500の「縄文のケヤキ」をはじめ、巨木、古木を訪ね歩く日帰りバスツアーを企画実施している。プログラムの内容は、仙台駅を出発し、村田町、蔵王町の巨木の観察、柴田町の地元の素材を活かした昼食を組み合わせたものとなっている。このほか、宿泊イベント型のプログラムもあり、巨木巡りと、北限のユズを使った菓子づくり体験教室、地元名人による漬物教室、味噌造りなど、巨木ウォーキングと生活文化体験を組み合わせたものが実施されている。

巨樹マップづくり、市民団体「グリーンあすなら」（奈良県）

平成9年に春日山原始林や春日大社などがユネスコの世界文化遺産に登録されたことを契機に、奈良の市民団体「グリーンあすなら」（奈良巨樹・古木の会）が新たな魅力を提案し、観光客の誘客につなげようという目的で奈良公園と春日山原始林の巨樹マップ作りに取り組んでいる。奈良を訪れる観光客に神社仏閣だけでなく、巨樹を通して町なかにある自然にも触れてもらおうという試みとして企画されたもので、原案を作成後は、地元観光協会や土産物店、旅館組合などの協力で発行・配布を行うことを検討している。

乗鞍山麓の秘境体感ツアー 五色ヶ原（旧岐阜県丹生川村）

乗鞍山麓に広がる3000haの森林帯は、長年、地元の人だけが知る秘密の場所だった。そのその聖域が、昨夏ベールを脱いだ。ガイド料を支払うこと。地元公認のガイドを伴うこと。1日の入場者は150人に制限すること。以上がこの森に入る条件だ。

学術調査で588種類もの植生が確認された豊かな森。中には環境省のレッドデータブックに登録される希少種もある。大切な場所を楽しみながら守る。全国的にも珍しい森に入る条件は、そのために生まれた。案内人は26人いる。二つある散策路のうち、「滝めぐりカモシカコース」は、大小10近い滝を巡る全長7km、約5時間の行程だ。外とは隔絶された世界で、ミズナラ、ブナ、コシアブラといった広葉樹が日ざしを遮り、ひんやりとした

空間を作り出す。幅 50cm の道を森の奥に進むと、木々の呼吸が聞こえてきそうな静寂さに包まれる。二段構えの久手御越滝は、落差 57.4m あり、斜面を登る道が滝のすぐそばを通る。標高 1620m の尾根「牛首」は、コースで最も高い位置にある。ピンクの可憐なカモメランは盗掘が後を絶にない。沢を三つ、尾根を三つ越えるコースは決して楽な道ではない。でも、不思議と疲れを感じない。いつしか遠くの滝の音に耳を澄ませ、花の色に目をこらす自分に気がつく。この森は、人の五感を呼び覚ます。

このほか「池巡りシラビソコース」がある。5月下旬から10月末まで公開される。料金は1人あたり8800円(6人以上)から。(朝日新聞 2005年2月1日)

「山村都市交流の森」のトレッキング 大悲山三本杉保全協議会(京都市)

この巨木は、スギの人工林の中にあるが、周囲にはトチノキ、カツラ、チドリノキ、キブシなどの広葉樹も見られる。林床には、ツリフネソウ、アキギリが咲き誇る。周辺には「大悲山モミ群落保護林」、「乳岩」、「京都市の森林公園 山村都市交流の森」があり、山村の文化と豊かな自然に触れることができる。また、近くには大悲山峰定寺があり、その懸崖作りの本堂の佇まいを見ることができる。

峰定寺と三本杉コース(片道約3時間、約5km)は、東屋から北に谷筋を辿って大悲山を目指す。寺谷川の水音が心地よい静かなコースである。大悲山は、平安末期に創建された峰定寺の境内で、山全体が山岳信仰の地として保全されている。平清盛の奉納とされる峰定寺(ぶじょうじ)の千手観音坐像は、白檀の一木造り。木組みの舞台が印象的な本尊は、「清水の舞台」に先駆けて1350年に再建された。花背の三本杉は、京都市の巨樹・名木に登録されている。幹周り約18m、樹高36m、樹齢は千年を超えていると伝えられている。想像を絶する大きさにしばし言葉を失う。根本の一方を石積みに支えられながらも、斜面にしっかりと根を張っている。周囲に広がるスギの人工林に混じって、トチノキやカツラ、キブシなどが自生している。足下では、ツリフネソウやアキギリなどの野草が可憐な花を咲かせる。(資料:「山村都市交流の森」のトレッキング・ルートマップ)

「森の巨人たちに会いに行こう」徳地三本杉保全協議会(山口県徳地町)

巨木に隣接する一帯は、皇室造営用材、岩国市錦帯橋の修理用材として使用された200年以上の滑(なめら)マツを始めとして学術上貴重な樹木が多く、林木遺伝資源保存林に指定されている。巨木に至る国有林内には、四季を通じて楽しめる渓谷や滑山風景林、毛利藩によって植林された樹齢200年生のモミ人工林がある。

徳地町・歴史の森「三本杉」は、滑国有林内北部の林道沿いに立っている巨木である。今から800年以上前の1180(治承4)年の源平争乱で東大寺が焼失した際、俊乗房重源上人によって東大寺の再建のための用材が徳地の山から切り出されたことは有名で、古くより豊かな自然に囲まれた土地である。毛利氏入部以降の1609(慶長14)年には、藩有の御立山(おたてやま)となり、滑山にはスギやヒノキ、モミ、クヌギといった樹種が植樹され、約300年の間、藩の厳重な管理に育まれてきました。明治維新後に御立山が国有林に編入

されると、数百年に及んだ人跡未踏の地から、銘木良材の天然林が伐採されるようになった。このような歴史の中で、この地に芽吹いた三本杉は、もとはその周りを栗の天然林に覆われて、人気を阻むようにひっそりと生長したものと思われるが、今では一番高く太い杉で、樹高は46m、幹周りは5.1mとなっている。

平成12年11月、林野庁が指定する「森の巨人たち100選」にも山口県で唯一認定された。付近には、飯ヶ岳や雀谷山、滑山風景林、毛利藩のモミ林などの見所もたくさんあり、これからの季節に美しい紅葉の中を散策するのにぴったりである。麓にある大原湖キャンプ場では、カヌー体験や釣りなどのレジャーを楽しむこともできる。(資料：月間ぶらざ、2004年10月号)

「さおりガ原の巨人に会おう」(高知県物部村)

高知県物部村は、四国山地の奥深い山々に囲まれ、焼き畑農業や杉仕事、狩猟などで暮らしをたてた村の原風景と、木地師や修験者・巡礼などによってもたされた文化が融合し、その結果、仏教や修験道や陰陽道の混合した独特の形式を持った神楽と祭礼が今日まで伝承されている。その物部村は97%が森林で、うち40%が国有林が占めている。その森の中に「イヌザクラ」と「トチノキ」のいずれも樹齢250年の巨木がある。風間深志と宇崎竜童が主宰する「地球元気村」の行事も「さおりガ原の巨人に会おう」をサブテーマに毎年開催されている。

3. 人材育成への取組事例

森の文化案内人養成講座(高知県)

高知県では木と人の共生を基本理念とする「木の文化県構想」(平成6年度策定)にもとづき、「木を育てる」、「木に親しむ」、「木を活かす」の3つの視点から取り組みを進めている。この構想の推進を支える人材育成のために、森林インストラクター((社)全国森林レクリエーション協会の認定)の資格を有する人材づくりを促すために資格認定制度の予備校的なものとして、県独自の「森の文化案内人講座」を開催している。

森の動植物や森林保全、山の安全、企画立案方法など、6ヶ月で20回の講座を開設している。また、講座OBの間では、森を愛し野外での活動を通して知識、技能を身につけようという人が集まって、「森林案内人くらぶ」が発足し、講師を招いた木やきのこの勉強会、ネイチャーゲーム、キャンプ等の野外活動、炭焼き体験、樹木の枝打ち、間伐などの林業体験学習会を季節に合わせて行っている。野外活動を楽しみながら、最終的には「森林インストラクター」の資格の取得をめざす民間ベースでの取り組みも展開されている。

丹波の森大学、(財)丹波の森協会(兵庫県)

丹波の地域づくりに様々な取り組みを行っている(財)丹波の森協会では、地域全体を森と位置づけ(「丹波の森構想」)行政と地域の人々をつなぐ重要な役割を果たしながら、森を基軸とした幅広い地域振興にかかわる事業を実施している。同協会では、先祖が遺してく

れた大切な自然、素晴らしい文化を守り育てていくことを現在に生きる者の責務として、故郷に愛着と誇りをもって丹波の森づくりに取り組むための学習の場「丹波の森大学」を開校し人材育成に当たっている。平成3年度に新設された指導者養成講座は、全10回講座で、有識者、専門家を招いた講義を通じて森の保全、創造、活用のための課題と方策を学ぶプログラムが実施されており、これまでに500名の卒業生を送り出している。同校のOB・OGは丹波地域の各市町村で地域リーダーとして活躍している。

4. 環境整備の事例

稲山ケヤキの森「森林文化の森」(山梨県)

山梨県では、人と森林とのかかわり合いを実現する場所、自然への回帰を目指す場所となる「森林文化の森」の整備を計画している。整備期間は、平成11年度から平成20年度とされ、現在、整備可能な場所から順次、事業が着手されている。森林文化の森は、これまでの森林公園に見られるような施設に力点を置いたものとは違い、あるがままの森林の中で自然と親しみ、学ぶことを目指し、また美しい花が咲き、川や湖、そして山岳風景ともマッチした個性ある郷土の原風景の再生を目指した整備に向けて、地元住民の意見をふまえながら、天然林や人工林、美しい草花や生き物たちといった地域固有の自然や、史跡を言い伝え、風習などその地域特有の歴史・文化を活かしたかたちで、人と森林がかかわり合うことの出来る場所づくりを目指している。

県内各地に12の森の整備が計画されている。その一つである「稲山ケヤキの森」(八代町)は、巨木を活用するタイプであり、「ケヤキの巨木林と五本松に憩うまちづくり」をテーマに、下草刈りの継続的实施、ヤブランなどの野草保護、東家や駐車場、トイレなどを整備する計画が進められている。(資料：やまなしの県有林ホームページ「稲山ケヤキの森」)

里山再生プロジェクト・ボランティアの活用、ひょうご森の倶楽部(兵庫県)

(社)兵庫県森と緑の公社に事務局をおくボランティア団体「ひょうご森の倶楽部」では、兵庫県の中央部に位置する中町の「観音の森」で里山整備を行っている。同倶楽部では、メンバーと地元住民とともに「里山再生委員会」をつくり、「観音の森」の整備計画を策定、特色ある森林ゾーンの整備や炭焼き窯、休憩小屋などの森を楽しむ施設、遊歩道の整備をボランティアによって進めている。

戸隠ふれあいの森、戸隠ふれあいの森森林整備協議会(長野県戸隠村)

長野県戸隠村の民間団体戸隠ふれあいの森森林整備協議会(やまぼうし自然学校・戸隠ボランティアの会・森と水の会)では、中部森林管理局と協定締結し、国有林を借り受けて市民参加型の森づくりの推進に取り組んでいる。戸隠ふれあいの森は五地藏岳の南東側に位置する面積は605haの森林で、池や湿原やカラマツ林がある。同協議会では、この森林をフィールドに下刈りや自然観察、つる切り、つる細工など、「森を知り、森に学ぶ」体

験プログラムを企画している。

マングローブの活用（沖縄県金城町）

マングローブを環境教育の場に活用しようと、「国際マングローブ生態系協会」（本部沖縄県）は、億首川（金武町）と漫湖（那覇市、豊見城村）のマングローブ地域を対象に、木の遊歩道や野鳥の観察施設の整備を盛り込んだマングローブを活用した地域の環境教育拠点づくり具体化の研究結果を提案している。億首川は約2.5haのメヒルギやヤエヤマヒルギなどの群落が水田地域に広がっている。研究結果では、同地域を林内と干潟の生物観察、隣接する水田や畑での亜熱帯の農作物見学、水田と干潟に飛来する野鳥の観察を柱に位置付けている。この中で、マングローブ内と干潟には木製の遊歩道、川には木橋をそれぞれ整備することを提案している。また、漫湖はメヒルギを中心とした約11haのマングローブが広がり、沖縄本島では最大の分布地域となっている。研究結果では同地域をマングローブと底生生物や海岸植性などの観察学習、干潟の生物と野鳥の観察学習、国場川や饒波川の水質と漂着ごみの観察学習、公園内外での運動や散策の場と位置付け、マングローブ内の木道や散策路の整備を提示している。このような提言を受け、金武町ではすでに遊歩道を設ける「億首川プロムナード（遊歩道）計画」の作業を行った。

第6章 森林施設のユニバーサルデザイン

森林利用施設とユニバーサルデザイン

1. ユニバーサルデザインの概要^(注1)

都市のデパートや公共施設では、障害者に対応した様々な施設を見ることが出来る。障害者用の駐車場、トイレ等々である。障害者にとって障壁となりうるものを可能な限り少なくして、生涯者が健常者と同じような生活をおくることができるような街づくりのための設計思想をユニバーサルデザインと呼んでいる。つまり、これまでの都市デザインは、健常者や普通の人々の生活や労働を対象としていたが、ユニバーサルデザインでは、障害者から健常者までの幅広い人々を対象としたデザインするということである。バリアフリーデザインと言う場合には、具体的な設計対象をさしている場合が多い。例えば、歩道と車道のバリアフリーと言えば段差の解消であるし、トイレのバリアフリーと言えばトイレのドア、腰掛ける場合の補助・解除装置といった具合である。しかし、バリアにはこのような物理的なバリア以外にも様々なバリアがある。サインシステムのように視覚障害や聴覚障害の人に危険情報を知らせるシステムは情報バリアであり、障害者が交差点を通過する時間等は時間のバリアである。障害があることで学校教育が受けられない場合などの制度的バリアもある。歩道に放置された自転車等はモラルバリアであるし、障害者が障害があることで社会的疎外感を抱く心のバリア、障害者を差別する社会意識のバリア等も考えられる。こういった、様々なバリアを社会から取り払い、障害者と健常者が共に生きる社会の実現を目指すことをノーマライゼーションと呼んでいる。

ユニバーサルデザインでの障害者の定義^(注2)は、身体障害、知的障害、精神障害等を指しているが、デザインの対象としてどの程度の障害であるかを厳密に定義することは難しい。一方、健常者であっても、高齢者等では運動能力が低下し、普通の健常者以下の機能となるし、妊婦、子ども、病人等も健常者の機能以下である。さらに、重い荷物を持ったり、高齢者を介添えしている等も健常者の機能以下となる。健常者であっても、常に健常者の機能以下となる可能性があるということも認識する必要がある。

(注1) 本節は「ユニバーサルデザインのまちづくり」(樽木武 2004年 森北出版)を参考とした。

(注2) 障害者の程度等については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等で定義されている。

2. ユニバーサルデザインに関する法制度

1948年の国連「世界人権宣言」から始まると言ってもよいであろう。日本では1949年に「身体障害者福祉法」が制定されている。バリアフリーが具体的な法制度として整備されるのは、1968年に米国で制定された公的補助建築物を対象とする「建築障壁除去法」である。国連では1970年代から障害者を対象とした取組が始まるが、国際的なインパクトとなったのは、1981年の「国際障害者年」の提唱とそれを受けた1982年の「障害者に関する世界行動計画」の採択である。北欧を起源とするノーマライゼーションの思想が国際的に認知されることになる。

一方、わが国では、1970年に制定された「心身障害者対策基本法」、1982年の「障害者対策に関する長期計画」、1993年の新長期計画があり、1993年には「障害者基本法」として改名されている。ユニバーサルデザインが本格的に取り上げられるのは、1994年に制定された「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の推進に関する法律」(ハートビル法と略称)であり、障害者基本法を受けて1995年に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7箇年戦略～」である。また、2000年には公共交通機関のバリアフリー化を推進する交通バリアフリー法(高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)も制定されている。

森林公園等に存する公共施設は、ハートビル法の対象でもあり、多数のものが利用する建築物を特定建築物といい、その中で一定規模以上の床面積があり不特定多数のものが利用する建築物を特別特定建築物と言っている。

トレイル設計におけるユニバーサルデザイン

1. トレイルの概要

トレイルとは、荒野や未開地の小道の意味であり、元々は踏みつけた跡、足跡等の意味であるから、人々が歩くことによって踏みつけられてできあがった道を指している。都市の歩道をトレイルというかと言えば言えないことはないが、一般的には、郊外地、農地、原野、森林、海岸、河川敷等に敷設された歩行専用の道と言える。

トレイルに関する書籍は幾つか出版されているが、本節では世界のトレイルの設計・施工事例を編集した「ウォーキング・トレイルの道しるべ」^(注1)を参考にトレイルの概要を整理することとした。この文献では、米国、ドイツ・オーストリア、英国の調査事例について、トレイルの設計・施工・運営・資金等様々な側面から紹介している。中でも地域資源のネットワーク効果としてのトレイルの機能が着目されており、山村地域資源を広域的に連結し、総合的に山村価値を高める効果としての山村でのトレイルの導入には意義があると考えられる。

米国では、1968年のナショナルトレイル(最低160km以上)整備法の制定以後、1990年までに17箇所、48,000kmのナショナル景勝、歴史トレイルが認定されている。さらに、1987年からは地方自治体により、身近な住宅地から歩くことが出来るトレイルの整備としてグリーンウェイ整備が開始されている。サンフランシスコ湾岸自治体によるABAG(湾岸自治体協会)がコーディネータとなって整備を進めているベイトレイルが有名である。

ドイツでは、森林内の道を歩く人による「ヴァンデルング協会」(野外徒歩運動協会)や、ドイツ・オーストリア両国で設立された「アルペン協会」によって、農道、林道等も含めて整備されている。

英国では、歴史的に「Rights of Way」(道の権利)として、歩くことができれば許可なく通行しても良いという考え方があるが、1990年には法制化している。歩くことを楽しむ人達で組織されたボランティア団体として「ランブラーズ協会」がある。農村部を中心に総延長20万kmを超えられている。国が認定しているナショナルトレイルも17箇所となっている。

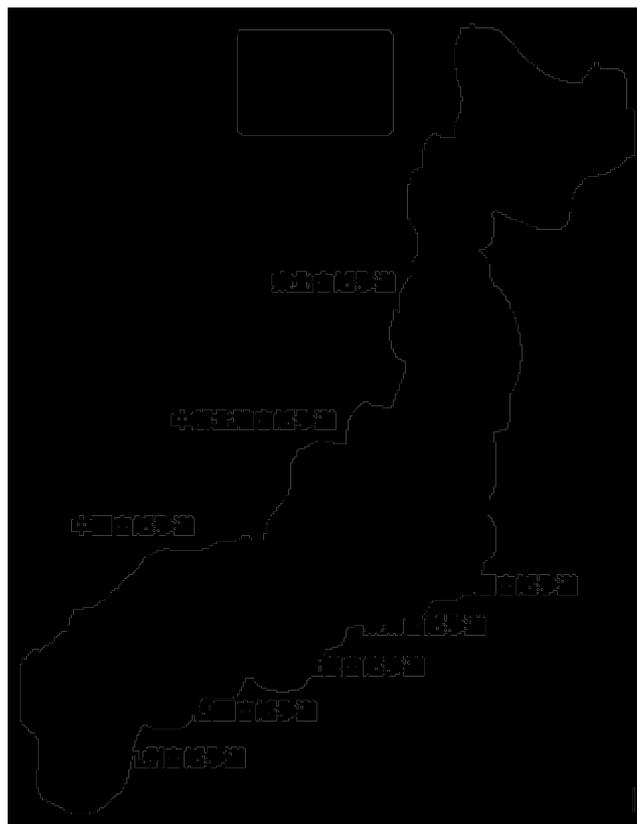
日本のトレイルは、環境省、国土交通省、農林水産省等の省庁で認定あるいは計画策定したトレイル、都道府県や市町村が単独でおこなっているもの等多岐に亘っている。環境省が計画推進している長距離自然歩道は、「複数の都府県間を有機的に結ぶ長距離にわたる自然歩道で、環境省が計画し、各都府県が事業主体となって整備を進め、昭和45(1970)

(注1) 「ウォーキング・トレイルのみちしるべ」(ウォーキングトレイル研究会編 平成10年(株)ぎょうせい)

年の東海自然歩道の整備に始まり、九州・中国・四国・首都圏・東北・中部北陸・近畿と8つの自然歩道が整備され、総延長は約2万1千km、年間4,000万人を超える利用者」となっている。

図6-1は、長距離自然歩道の全国の位置図を示したものである。

図6-1 長距離自然歩道の位置図



(インターネットウェブサイトより引用)

林野庁では、遊歩道の整備を進めており、平成8年12月20日に公表された「森林の多面的機能調査、森林・施設状況調査結果」(平成8年6月1日現在)によれば、遊歩道の総延長距離は7,439kmで、1箇所当たり平均7.8kmとなっており、関東・東山地域が最も長く1,723kmである。また、林道については、総延長12万3千kmであり、そのうち一定要件林道(市町村が管理している全幅員4m以上の林道のうち、林道の両端(起点、終点)が道路法に基づく道路(都道府県道等の公道)等に接続したものをいう)は、1万6千kmとなっている。

国以外の都道府県、市町村が推進している自然歩道等についての詳細は不明であるが、インターネットのウェブサイトでは、自然歩道・自然遊歩道等で検索すると数千件を超える情報となっている。ちなみに、福島県のウェブサイトによれば、ハイキングコース、サイクリングコースが県下全域で147箇所となっている。

2. トレイルのユニバーサルデザイン

わが国の山間地域における遊歩道は、地形的条件から傾斜地が大部分となっており、車椅子、高齢者等の足が不自由な人には利用が難しいケースも考えられる。移動の権利は基本的人権でもあり、障害者が使えない道をつくることは人権上の差別になるという考え方（米国 ADA 法（障害を持つアメリカ人法））もあり、一定の条件化で障害者の利用可能性を模索する必要がある。例えば、英国のフットパスではサーキュラー・ウォークというサブルートがメインのトレイルの周辺に配置されている。高齢者や障害者でも利用可能なコースを設けている事例である。また、段差等の物理的バリアを排除し、舗装の工夫、道案内における音声・マーク・標識等のデザインも必要となろう。

車椅子の利用可能条件についても、英国の一部のフットパスでは下記のような5段階に分けて表示している。

- A：一人で行動できる。コンクリートなどで舗装
- B：アシスタントがついて行動できる。付き固めた地面、砂利道
- C：電動車椅子で利用できる。草丈の短い草地
- D：高機能自動車椅子で利用できる。丈の長い草地、一部泥地
- E：高機能自動車椅子でアシスタントがついて利用できる。大きな石や粒の大きな砂利道

高齢者、障害者にとって、道の傾斜、路面状態、一般道との交差点等は極めて大きなバリアであり、トレイル設計にあたって、トレイルの目的別にバリアフリートレイルを配置する等が重要となろう。

森林空間利用関連施設のユニバーサルデザイン

トレイルに付帯する施設や、その他の森林空間利用施設に付帯する施設として、駐車場、トイレ、売店、ビジターセンター、ベンチ・休憩所等では、前述した特定建築物としてのバリアフリー化が必要となろう。特に、今後、高齢者の利用者が多くなることを想定すると、ベンチなどの簡便な休憩施設が多く必要となると考えられる。海外のトレイルの事例でも、100mおきにベンチを配置しているケースも見られる。

1. 森林とのふれあいにおけるノーマライゼーション

ノーマライゼーションの意味は前述のとおりであるが、傾斜等の自然のバリアが多い森林とのふれあいやレクリエーションでは、施設のバリアフリーには自ずから限界があると考えられる。最近、こういったバリアフリーが困難な施設利用にあたって、専門の介助者が同行することで高齢者や障害者の参加を促す動きが見られる。物理的なバリアフリーではなく、人的支援によってバリアを取り除くことを狭義のノーマライゼーションと呼ぶ場合がある。障害者のスキー、登山、トレッキング等の森林・山岳スポーツにボランティアアシスタントが付いて参加が可能なように訓練トレーニングを行う等である。

インターネット情報によれば、大阪市の某 NPO 法人では、大阪近郊の森林において、視覚障害者を中心とした障害者や高齢者を対象として、森林体験のサポートを行っている。あらかじめ企画されている森林体験コースは、約1時間で、基本料金が8千円、誘導員1人につき3千円。コース以外で希望の場所を歩きたいときは、基本料金が5千円、誘導員1人につき1時間3千円、その後1時間ごとに1千円という料金体系を設定している。かなり高額な料金であり、ボランティア等により低料金のノーマライゼーションが望まれる。

2. ユニバーサルデザインの導入と課題

平成16年6月に閣議決定された「森林整備保全事業計画」における幾つかの事業目標の中で、「森林の多様性の維持増進、身近な生活環境としての森林や国民に広く開かれた森林の整備及び保全による森林と人とが共生する社会の実現」目標の成果の一つにバリアフリーの実現が挙げられており、次のように成果指標を設定している。「森林環境教育や健康づくりの場等として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した森林への再整備を行うことなどにより、約1,100万人の都市住民の人々に森林とふれあう機会を提供（現状は約700万人）」とするとしている。

この都市住民の定義は、国勢調査における人口集中地区^(注1) + 準人口集中地区を有する市町村のことであり、これらの市町村のうち、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩道が整備された森林がある市町村の人口を成果指標として採用した。

平成 14 年現在の林野庁事業及び地方単独事業による歩道のバリアフリー化の実績は林野庁資料によれば、DID 市町村で 38 箇所、DID 市町村以外で 71 箇所の合計 109 箇所^(注2)となっている。現在、実施中あるいは実施予定がある森林内歩道のバリアフリー化については、人口集中地区が設定されている市町村で 28 箇所である。森林・林業基本計画では、将来 1,000 箇所を実施目標として掲げている。森林公園、県民の森、市民の森等の森林とのふれあいを目的とした森林施設を当面の対象として、森林整備保全事業目標として設定されたものである。

経済不振の長期化から、財政逼迫等の問題もあり、一朝一夕に実現は困難であるが、森林の癒し空間としての機能は、高齢者や障害者にとって心理的バリアを緩和する重要な役割を担っていると考えられる。わが国特有の山地地形条件からも、バリアフリー化やユニバーサルデザインの森林施設への適用は技術的に容易ではないが、障害の程度に応じたバリエーションに富んだデザインが必要であると考えられる。

3. 森林内の安全性確保とユニバーサルデザイン

森林内における安全性の確保にも留意する必要がある。森林内歩道の傾斜、倒木・落枝・落石など障害物の可能性、腰掛ける石の危険性等々について、安全性に関する情報を十分に知らせるための工夫が必要である。また、高齢者や障害者が通常のトレイルに間違っ
て侵入しないような、道案内等も必要となろう。森林内では、都市的施設のように歩道の段差、施設等の物理的バリアだけではなく、森林特有の安全確保のための方策も必要
していると考えられる。

全ての森林で物理的バリアを除去することは不可能であり、生物多様性、自然環境の保全等を考慮すると可能な限り自然な状態で森林内を移動する必要もある。この場合には、介助者の補助が必要となる。また、バリアの程度についてもそれぞれの道
を評価する必要がある。有名景勝地等の森林（例えば、国立公園、世界自然遺産地域等）においては、ボランティアによる介助支援システムが必要となろう。

^(注1) 人口集中地区(DID)の総理府統計局による定義は次のとおりである。町村合併促進法(昭和 28 年法律第 258 号)及び新市町村建設促進法(昭和 31 年法律第 164 号)による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から人口集中地区が設定されている。人口集中地区は、平成 2 年国勢調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定されてきたが、平成 7 年国勢調査からは基本単位区を基にしている。

^(注2) 市町村内で 2 箇所以上の場合には 1 箇所として集計している。

ユニバーサルデザインの森林施設への導入は、世界的にもこれから取り組む状況にある。当面は、いずれにおいても身近に利用できる森林施設の物理的バリアの除去であるが、ノーマライゼーションとして適切な介助システムの構築も必要となろう。この場合にも、人的介助は勿論であるが、電動車椅子、高機能電動車椅子（傾斜地向け）の貸し出し、垂直移動のための移動システム、安全性についてのサインシステム、緊急時の通報システム等々の多様な介助支援システムが必要である。

携帯電話の携行、緊急通報システムの設置、森林内入り込みに関する事前の届け、森林内の定期的見回り等の対応策も必要となると考えられる。

4．森林内トレイルとユニバーサルデザイン

森林内のトレイルを、大まかに分類すると下記のようなよう。

都市近郊の森林公園等の散策・自然とのふれあいなどを目的とした平坦地の短距離トレイル

里山、裏山等でやや起伏があるトレイル

山岳地域の中・長距離トレイル

森林内トレイルにおけるユニバーサルデザインについては、可能な限り森林・自然環境に多く触れる機会を作るという観点が重要であり、車椅子利用等には傾斜・舗装等の障害もあるが、サブトレイルを整備したり、一部は健常者と同じコースが利用可能なように設計される必要がある。

また、山地・山岳トレイルの場合には、駐車場からコースまでのバリアフリーが重要であり、例えば、ロープウェイやリフトを利用している場合には、それらの施設におけるバリアフリーも十分検討される必要があると考えられる。また、里山地域等での自然とのふれあいのトレイルでは、モノレールなどを利用したトレイルまでの到達システムをバリアフリー化するなどにより、自然環境への負荷を軽減する方法を採用するなど重要であろう。

車椅子利用者以外の障害者については、歩行支援や自然解説支援者等の介助システムが必要であり、ノーマライゼーションへの対応システムを検討する必要があると考えられる。

森林内トレイルは、風倒木、土砂崩れ等により、障害者の歩行・通行に支障を来すことが多く発生するため、森林内トレイルの見回りと復旧は日常的に行う必要があり、トレイル整備に関するボランティアの養成等は必要不可欠なものとなると考えられる。

表6-1は、トレイルのタイプ別に利用目的に応じたユニバーサルデザインの考え方を整理したものである。

表6 - 1 トレイルのタイプ別ユニバーサルデザインの考え方

トレイルのタイプ	利用目的	ユニバーサルデザインの考え方
森林公園等の平坦地 短距離トレイル	散策・森林浴	<p>健常者と同じトレイルの利用。</p> <p>舗装も多様な方法が考えられるが、スリップ防止等の対策が必要。</p> <p>一般道との交差点、段差の解消による、車椅子単独での利用も可能なように配慮する。</p>
里山、裏山等のやや 起伏のある	散策・森林浴・自然 観察	<p>里地等の平坦地のトレイルについては と同じ。</p> <p>ただし、里地の生態系保全に配慮した舗装方法を採用する。</p> <p>駐車場から、トレイルまでの誘導路等のユニバーサルデザインが必要である。</p>
	傾斜地を利用した中 平坦地の運動コース	<p>平坦地のトレイルとは異なり、傾斜地が多くなることから、車椅子の利用の場合には、サブトレイル等短距離専用コースが必要であり、生態系に配慮した舗装が必要である。</p> <p>車椅子以外の障害者の場合には、介助者・支援者が必要であり、ボランティアの養成等が必要である。</p> <p>駐車場等からトレイルまでは傾斜が多くなるので、垂直移動のための施設整備等も必要となる。</p>
山岳地域の中・長距離 トレイル	専用トレイルの整備	<p>車椅子用のサブトレイルを整備し、舗装、起伏等に配慮する。</p> <p>介助者の必要性についても障害の程度に応じた判断が必要。</p> <p>駐車場等からサブトレイルまでのユニバーサルデザインが必要。特に、ロープウェイ、リフト等についての検討が必要。</p>
	トレッキング等の利用	<p>スポーツ利用の場合にも、舗装は難しいと考えられるが、ある程度の距離については、車椅子も含めた利用が可能な方法を検討する。</p> <p>介助者、支援者等のボランティアシステムが必要である。</p>

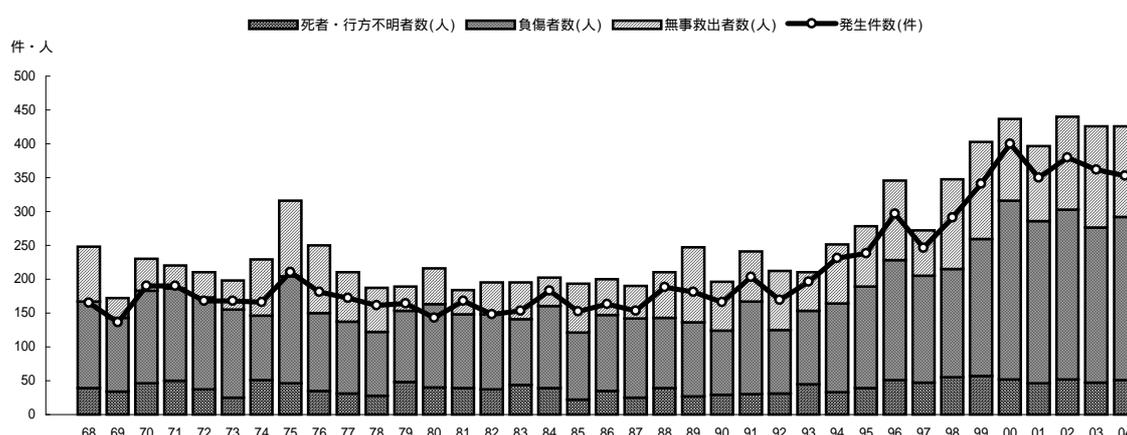
第7章 森林内での安全管理

森林資源を活用して地域振興を行う場合、森林体験、林業体験、里山づくり、森林浴、森林レクリエーションなど様々な野外活動プログラムが行われることがある。こうした森林内及び森林資源を利用した活動プログラムを主催者が提供しようとしたとき、まず、考えなければならないことに安全管理（リスクマネジメント）がある。ここでは、山岳事故の発生状況や森林体験活動中における安全管理の実態及びその対策についてみてみよう。

山岳遭難における事故発生の状況^(注1)

1968（昭和43）年から2004（平成16）年までの夏山における山岳遭難発生状況によれば、1980年代の前半をボトムとして年々増加傾向を示し、直近の2004（平成16年）では遭難件数で353件、遭難者数で426人に達している。最も遭難件数が少なかった1980（昭和55）年に比べて、遭難発生件数で246.9%、遭難者数で197.2%とほぼ2倍のペースとなっている。この主な原因は、最近の中高齢者の登山、トレッキングブームが影響しているものと考えられる。

図7-1 夏山における山岳遭難の発生件数と遭難者数の推移



(資料：「平成16年度夏季における水難・山岳遭難発生状況について」の統計書により作成)

(注1) 「平成16年度夏季における水難・山岳遭難発生状況について」(平成16年9月、警察庁生活安全地域課)を参考に作成した。

次に、平成 16 年度における遭難者を年齢階層別にみると、60 歳～64 歳の 81 名（遭難者数に占める割合 19.0%）が抜きん出て高く、次いで 50 歳～54 歳の 62 名（同 14.6%）、55 歳～59 歳の 54 名（同 12.7%）、65 歳～69 歳の 48 名（同 11.3%）の順となり、50 歳～69 歳の年齢層で遭難者全体の 57.5%を占めている。こうした傾向は、更に顕著になるものと見込まれ、中高年齢者に対する山岳遭難の安全管理の対策が急がれている。

表 7 - 1 平成 16 年度における年齢別遭難者数

（単位：人）

年齢階層	遭難者数	遭難状況				
		死者	行方不明	重傷	軽傷	無事救出等
15 歳未満	28	0	1	1	7	19
15～19 歳	11	0	0	1	4	6
20～24 歳	7	0	0	0	4	3
25～29 歳	7	0	0	1	3	3
30～34 歳	24	0	0	5	7	12
35～39 歳	15	1	1	5	5	3
40～44 歳	20	1	0	8	4	7
45～49 歳	21	3	2	4	3	9
50～54 歳	62	7	0	18	25	12
55～59 歳	54	11	0	19	13	11
60～64 歳	81	10	1	23	30	17
65～69 歳	48	6	0	11	14	17
70～74 歳	29	4	0	6	10	9
75～79 歳	13	2	0	2	5	4
80 歳以上	6	1	0	2	1	2
合計	426	46	5	106	135	134

（資料：「平成 16 年度夏期における水難・山岳遭難発生状況について」警察庁生活安全局地域課）

一方、山岳遭難における態様別遭難発生状況をみると、「転落・滑落」の 104 件（遭難者 105 人）が最も多く、次いで「転倒」の 87 件（同 87 人）、「疲労・病気」の 72 件（同 80 人）、「道迷い」の 46 件（同 70 人）などとなっている。こうした遭難の態様は、特に中高年齢層に多くみられることから、今後の山岳遭難の対策を講じるに当たって留意すべきである。

表 7 - 2 平成 16 年度における態様別遭難発生件数と遭難者数

年齢階層	発生件数 (件)	遭難者					
		数(人)	死者	行方不明	重傷	軽傷	無事救出
転落・滑落	104	105	32	1	43	28	1
登山道	48	49	11	1	20	17	0
稜線・尾	4	4	2	0	1	0	1
根	25	26	10	0	8	8	0
沢・谷	18	18	5	0	11	2	0
岩場	4	2	0	0	1	1	0
雪渓	5	6	4	0	2	0	0
その他	46	70	0	1	1	2	66
道迷い	72	80	9	0	3	30	38
疲労・病気	87	87	0	0	47	38	2
転倒	11	13	0	0	5	8	0
落石	8	39	1	0	0	14	24
悪天候	7	8	1	0	2	5	0
クマ等襲撃	2	3	0	3	0	0	0
不明	16	21	3	0	5	10	3
その他	353	426	46	5	106	135	134
合計							

(資料：「平成 16 年度夏期における水難・山岳遭難発生状況について」警察庁生活安全局地域課)

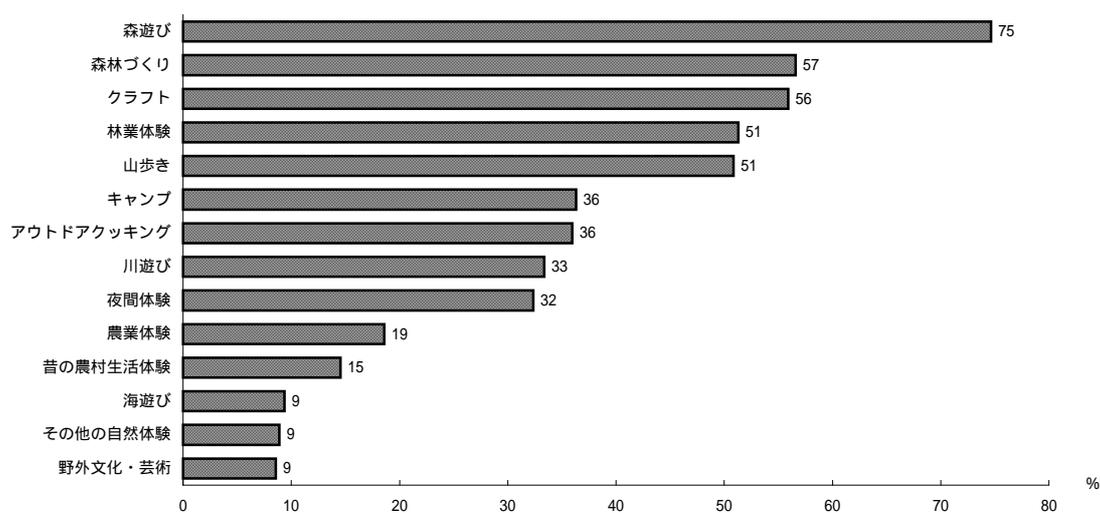
森林体験活動中における安全管理の実態^(注1)

環境教育を目的とした自然体験活動では、森林プログラム等で行う森づくり、林業体験、森遊び、クラフト、山歩きなどの活動が行われている。このような活動の安全管理の実態についてみてみよう。

(1) 森林体験学習の内容

これらの活動プログラムの内容をみると、「森遊び」の75%（複数回答。以下同じ）が最も多く、次いで「森づくり」の57%、「クラフト」の56%、「林業体験」と「山歩き」の51%の順となっている。このことから森林体験学習では、「森遊び」を中心として「森づくり」、「クラフト」、「林業体験」、「山歩き」などの森林体験プログラムが行われている。

図7-2 森林体験学習の態様（複数回答）



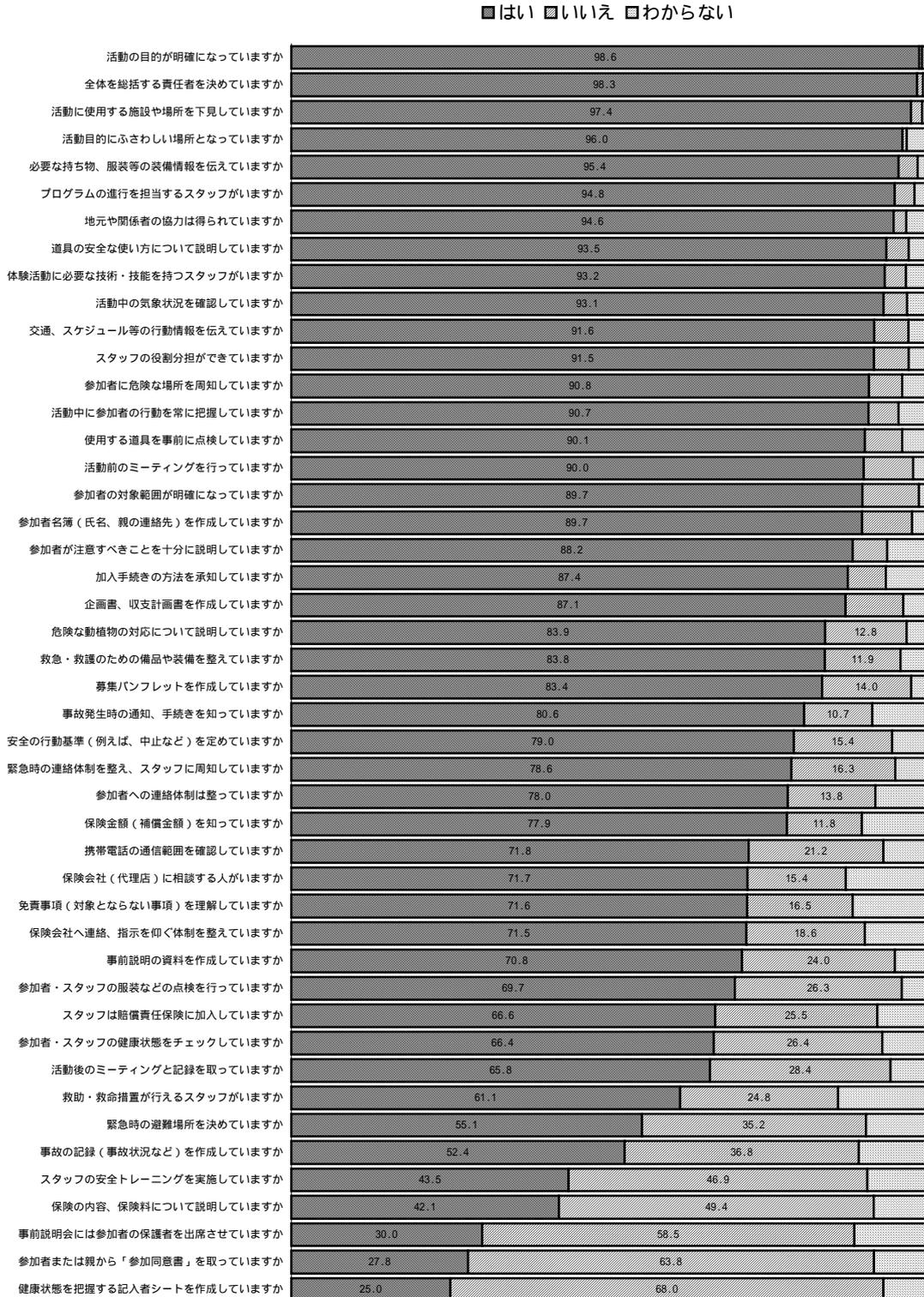
（資料：林野庁「森林体験学習等における安全管理手法に関する調査」により作成）

(2) 森林体験活動中における安全管理の実態

図7-3は、森林体験活動中の安全管理の実態を示したものである。これによると、参加者に対する自己責任の意識、指導者の過失をなくすための危険予知や危険回避のためのトレーニングに課題が残り、また事故が起こった場合の救命・救助などスタッフの教育、研修などを徹底することが大切かと思われる。

^(注1) 林野庁「森林体験学習等における安全管理手法に関する調査」(平成17年3月)を参考に作成した。

図7-3 森林体験学習における安全管理の状況



（資料：林野庁「森林体験学習における安全管理に関する調査」より作成）

森林内での安全対策の考え方

1. 森林内での事故の特性と安全対策

森林内での活動中の事故で最も多いのは、蜂刺されによる事故である。特に、スズメバチによる事例が多く寄せられている。スズメバチによる事故は、一度に大勢の者が被害に遭うことが多く、被害者数としては抜きん出て多い。森林内でのスズメバチ被害では、それを避けようとしての転落、滑落などの二次的な事故を誘発する危険性がある。また、アレルギーを持つ場合はショック死する恐れもあり、スズメバチの活動が活発になる夏から秋にかけて注意が必要である。このため、スズメバチの習性を知り、適切な対策を講じることが大切である。

木工クラフトでの刃物による切り傷も多い。普段使い慣れていない小刀、ノコギリなどによる指、手などの切り傷が多く、止むを得ないケースもあるが、刃物の取り扱いや訓練が必要かと思われる。また、野外炊飯における火傷や薪割りなどのナタの事故もある。特に、火傷については女の子に多く見られることから、調理器具の取り扱い方の指導が必要である。

登山、ハイキングでの転倒、転落による骨折や捻挫などの行動に起因する事例が多く見られる。これは、自己責任に負う部分もあるが、それぞれの体力、経験の度合いに合わせた行動が求められる。また、高齢者グループの登山やハイキング中における道迷い事故が多発していることから、指導者の適切な判断が要求されている。

概して、都会で生活している者を対象に参加者を募る場合、安全で便利な都会での日常生活が「自然」であり、自然の中で過ごすことが非日常生活であることを、まず主催者側は認識しておく必要がある。特に、子どもを対象に募る場合は、そのことを十分認識してプログラムを立てる必要がある。

以下、一般的な野外活動における安全対策について見てみよう^(注1)。

(1) 安全管理の視点

指導者を確保する プログラムの難易度、期間や参加者数に応じた指導者を確保することが、基本的な安全対策となる。指導者数は、参加者の年齢や経験などの様々な要素を勘案して必要な指導者を確保する。

健康チェックを行う 参加者の健康チェックは、登山中の事故防止にとって有効である。体調がすぐれないと集中力を欠き事故につながることが多い。特に、腹痛などの有無と事故との因果関係が過去の事故調査からも明らかになっており、毎日の健康チェックを行うことで、事故発生の危険な因子を取り除くことができる。

(注1) 「自然体験活動中の安全対策」(野外安全対策研究会・国立オリンピック記念青少年総合センター)を参考に作成した。

プログラムの目的を正確に伝える 参加者の行動中の意識が散漫になると、事故が起きやすい。参加者の参加意識と注意力を高めるためには、行動を開始する前にプログラムの目的を魅力的に伝える。また、コース中の危険箇所の指摘も同時に行うことが安全対策に繋がる。

(2) 行動中の事故防止

道に迷う 迷ったら、きた道を引き返す。絶対に、谷筋には降りない。尾根などの見通しの良い場所に出る。そこで、地図とコンパス、高度計で位置を推測し次の行動に移る。未知の活動エリアの場合は、登山用GPSを携行する。参加者に、地図とコンパスをもたせ、自分が歩くという意識を高めることも有効である。

滑落 子どもは大人の予想しない行動にでる場合がある。指導者またはサブ指導者が必ず先頭と最後尾を歩き、滑落しそうな危険な場所では全員に注意したり、ロープで固定するなどの処置を採る。基本的には、このようなコースはプログラムに組み込まない。

落石 雨の後、特に注意が必要。先頭を歩く人は前方の道に落石がないか、落石の音がしないかを注意して歩く。もし落石があったら大声を出し、落石の方向を確認しながら避難する。また、登山道では人為的な落石が多いことから、岩場やガラ場で上部に人がいる時は、安全が確認できるまで待機する。こちらが上部にいる場合は、石を落さないように注意する。

落雷 人が落雷を受ける確率の高いのは、丘、山頂、尾根などの小高い場所、草原、運動場、広場、河原、海岸など広く開けた場所など、周囲より人体が飛び出している状態が危険である。雷が接近すると、ラジオに雑音が入り雷鳴や稲光が見られる。夏、雷は午後に毎日同じ時間に来る可能性が高く、地元のキャンプ場や山小屋の管理人に確認し、行動時間を選ぶ。

強風 稜線では強い風が吹く場合がある。特に、峠や山と山の鞍部は風が強く、人が吹き飛ばされたり、バランスを崩して転倒・滑落するなど重大な事故になることがある。天気予報で強風が予測される時は、稜線の行動を中止する必要がある。強風や突風に遭遇した場合は、姿勢を低くし、地面に伏せるなど対風姿勢を参加者に指示する。強風で動けない場合は、風の「呼吸」のパターンをつかんで、稜線の下や岩影などの風が弱い場所に移動する。

雪崩 大量の降雪の直後や急激な気温の低下が危険。小さな雪崩が頻発するような場合はプログラムを中止し、避難する。スキー場の情報だけをあてにするのは危険。大量の降雨や急激な気温の上昇など状況の変化で雪崩は発生しやすくなるので、行動中は常に天候の変化に注意を払う必要がある。

(3) 疾病と応急措置

切り傷、刺し傷 森林内では刃物を使うことが多く、刃物による切り傷が多い。絶対に自分に刃を向けないように指導する。森林内は不安定な場所が多いので、安定した場所

を探して使用させる。また、刃を研ぐなど用具の手入れを行い、無駄な力をかけなくとも使用できるようにしておく。傷は水道水などで泥やゴミを流し落とし、殺菌したガーゼを充てる。出血が多い場合は、患部を手で圧迫し止血を行う。その際、心臓より患部を上にするればより止血の効果が高まる。頭部は、小さい傷でも出血が多くなるので落ちついて処置する。

火傷 なべや飯盒、お湯をひっくり返し腕や足に火傷を負うことがある。対策は、火傷の上に水流を弱くした水道水を痛みが消えるまでかける。バケツの水にそのまま患部を漬けても効果的である。服や靴下を脱ぐと皮膚を傷めるので、そのまま水をかける。その後、消毒されたガーゼで覆う。火傷は細菌に感染しやすいので、軟膏などを塗ると逆効果になる場合がある。水泡もできるだけつぶさないようにする。

靴擦れ 新しい靴は避け、履きならした靴で参加するように指導する。長時間歩行の場合は、最初の休憩時に対処することがポイント。靴が足にあたるようなら、靴に石鹸を塗り、足の方にはカットバンやバンドエードなどの簡易絆創膏を貼るなどの処置をする。また、靴下が濡れると靴擦れになりやすいので、靴下を交換すると予防できる。

捻挫 下山時は筋肉も疲労し、注意力が散漫になることからスリップして捻挫や脱臼、最悪の場合は骨折に至ることがある。下山時は人と人の間隔を広げ、参加者に地面を見て歩かせるようにしたり、悪ふざけをしながら歩かないように注意する。山での捻挫は、負傷者が楽に歩行できるテーピングが効果的である。テーピングテープが無い場合はガムテープを利用する。

打撲 下山時は捻挫だけでなく、スリップや不注意で身体を打撲する場合もある。すぐに水やクールパックなどで打撲した所を冷やすと、痛みや腫れを抑えることができる。

靴の重さ 靴は軽いほど疲労が少ない。履き慣れたジョギングシューズや軽登山靴で、普通の靴下を履けば、快適に自然を楽しめるだけでなく、靴の裏を透して大地を感じることができる。

熱中症（日射病、熱射病） 赤い顔をして体が熱くなっているのに発汗していない場合は、熱中症が疑われる。日陰の涼しい場所で横にならせ、ボタンやベルトを緩め、濡れタオルで体を冷やし、体温が低下し落ち着くまで動かさない。症状がひどい場合は、医師が到着するまでは動かしてはいけない。予防としては、夏の行動中は帽子を使用させ、水分を十分に摂らせる。

熱疲労 猛暑の中で行動すると熱疲労になる場合がある。熱疲労は青い顔になり、熱がなく体温が低下する。この場合は、服を着せて温かい場所に横にするなど保温につとめ、安静にして医師の指示を待つ。

低体温症・疲労凍死 山の気温は、夏は同高度より2～3度低めに、冬では同高度より6～8度低めになる。そのため、防寒具などの衣類には配慮を必要とする。冬季だけでなく、夏にも雨、風と疲労による体温低下からも死に至ることがある。特に冬の温暖前線や春秋の寒冷前線通過によるミゾレが危険で、気象情報に注意する必要がある。雨具を着

用し体を濡らさないことが体温、体力の消耗から体を守る。

雪盲・雪眼 強い紫外線を目に受けると、角膜が炎症をおこし数時間後に目が痛くなり、涙が出続け、目が開けられなくなる。その場合は瞼の上から冷湿布し、回復まで1日以上以上の休息が必要となる。雪上プログラムの増加にあわせて、子どもの雪盲も見られるようになってきた。春は曇りの日でも紫外線が多く、サングラスをかけないでいると、瞳孔が開き雪盲になりやすい。サングラスの着用が効果的であるが、サングラスをはずすと雪盲になりやすいので注意を要する。

凍傷 低温で強風の場合には、顔、耳、手足の指先の感覚が無くなり、時間の経過に伴い激痛が起きる。予防方法は、濡れた手袋や靴下は交換し患部の保温に努める。手の感覚が無くなるような軽い凍傷の場合、脇のしたや股の間で保温する。足の指が痺れを感じるようになった場合、靴の中で指を動かし続けるなどの刺激を与える。子どもの場合、顔が凍傷にかかりやすいので低温や強風に直接顔をさらさないように注意する。

食中毒 山岳地帯では、生水は飲ませない。飲料水は煮沸した水を使用する。夏期は食物の腐敗に注意し、献立は火をいれたものを中心にする。また、食器の消毒、調理前の手洗い、手、腕に傷を持った人に調理をさせないなどの対策を励行する。猛烈な腹痛がある場合は、身体を横にして指を喉に入れて内容物を吐かせ、医師の指示を待つ。

(4) 動植物による事故防止

野犬 野犬は逃げると追いかけてくる。犬の目を睨み、棒などを手に持つと襲ってこないといわれている。基本的には、ゆっくりと後ずさりし、犬との間隔を広げ、攻撃の意思を見せない。

クマ クマは、突然、人と出会うと襲ってくる。カウベルやラジオ・歌などで音を出しながら歩けばクマの方が人を避けるといわれている。もし、出会った場合は、逃げないで熊の目を睨みつけ、ゆっくりと後ずさりし、熊との間隔を広げることがポイントといわれている。熊の出没する地域では、地元の情報を収集することが大切である。

ヘビ ヘビは攻撃されたり、踏まれたりすると襲ってくる。先頭を歩く人は、ヘビを蹴飛ばしたり踏んだりしないように注意して歩く。噛まれた場合は、噛んだヘビの種類を確認し、噛まれた部分の心臓寄りを三角巾などで強くしばり、医師に見せる。マムシの血清は各地に有り、ハブの血清も生息地に準備されている。

ハチ ハチは人が手を出すか、不用意に巣に接近しないかぎり襲ってこない。スズメバチの巣がコースにあって、知らないで刺激したり、故意に蜂の巣などにイタズラをすると猛烈に攻撃的になり、人の目や動く物を狙って襲ってくる。毎年、数人の死亡者があり、刺された場合は早急に医師の診断をうける必要がある。予防対策としては、肌を露出しない、服装やザック等は黒色を避ける、香水等の化粧品はつけない。蜂に出会ったら、手で払わないで、背を低くして静かに離れる。また、コースの事前踏査や地元での情報収集に努める。

ウルシ、ハゼ、ヌルデ　　ウルシは触るとかぶれるので、植物図鑑などで葉の形を覚えておく。ウルシの特徴は、葉が対性で幹が灰白色なので見分けやすい。これも、事前踏査で簡単に発見できる。なお、ツタウルシは芽出しの頃が一番危ない、山菜採りの時期には、特に注意を促す。

虫刺され　　虫に刺されたときは、刺された箇所を口で吸ったり、つまんだりして毒を出し、水で洗う。抗ヒスタミン剤があれば腫れも少なくなる。

(5) 重大事故への対処

山での事故のレスキューのポイントは、負傷者を安心させ応急処置をすること、二重遭難を防ぐことが肝心である。事故発生後、負傷者と救助する側の安全を先ず確保する。その後、負傷者の意識の有無をしらべ、応急処置を行い、医療機関までの搬出する。

ショック死への対応　　傷害による死亡事故の場合、ほとんどの原因が外傷による直接的なものでなく、出血や折れた骨を見たことによるショックによることが明らかになっている。ショック状態下では事故者は顔が青ざめ、反応が鈍くなり、瞳孔が開き、心拍数が落ち、血圧が低下する。対処としては、手を取り、励まし、勇気づけること。その後、応急処置を施す。

遭難救助の組織を作る　　自分達だけで救助できない場合は、地元の警察への連絡や近くにいるグループへの救助依頼など、でき得る限りの人力を集める必要がある。また、指導者が救助の伝令を出す場合は、必ずメモを使用し、正確を期すことが重要である。

記録を正確に残す　　時間、現場の状況、救助活動など事故の記録を、メモやカメラを使い、正確かつ詳細に残すことが、事故を繰り返さないためにも必要である。また、状況によっては裁判に持ち込まれる可能性もあり、現場での記録は重要になる。

(6) その他の事故対策

負傷者が歩けない　　負傷者が歩けないときは、木の枝、衣服、毛布などで担架を作り、搬出する。

水道水が役に立つ　　水筒には水道水を入れて携行する。傷の洗浄、異物が目に入った場合の洗眼などに効果を発揮する。

サバイバル用品　　地図、コンパス、雨具、ヘッドランプ、防寒具は必ず携行する。これらは身を守る最小限の道具である。

非常用パック　　非常用パックを用意する。パックには、ナイフ、笛、ローソク、ライター、非常食、レスキューシート、テーピングテープ、滅菌ガーゼ、バンドエイドなどを入れる。

ロープワーク　　ボーラインノットやエイトノットなど基本的なロープワークを身につけておく。危険箇所でのロープの固定や救助の際のロープでの確保などに使用できる。ロープは、泥の汚れで酸化したり、日光の紫外線で劣化するので、汚れがひどい場合は水道水で洗い、陰干して保管する。通常、ロープの耐用年数は2～3年である。

気象情報 気象情報は常に入手して欲しい。小型テレビを持参すれば、気象衛星による雲の映像、アメダス、高層の気温など多くの情報を知ることができる。テレビの携行が無理であれば、テレビの音声だけ聞けるFMラジオを利用する。

携帯電話 必ず携帯電話を携行する。なお、事前に通信範囲を確かめておくことが大切である。山から麓への連絡や道に迷った際の相互の連絡など、事故対策に有効に機能する。

(7) 指導者の安全対策

事前調査 活動コースの事前調査・事前踏査を必ず行う。

事前説明会 事前説明会には、参加者だけでなく保護者も必ず出席させる。事前説明会では、指導者ができる安全対策の範囲と参加者の自己責任について説明する。

計画書の届出 プログラムによっては地元の警察、消防へ計画書を提出する。

指導者の確保 プログラムや参加者数に応じた指導者を確保する。

保険への加入 指導者は責任賠償保険、参加者はレクリエーション保険などの傷害保険に加入する。

健康チェック 参加者の健康チェックを毎日行う。また、スタッフの健康チェックを行う。

人数確認 活動の最初に、参加者の氏名と人数を必ず確認する。随時、人数（顔と数）を確認する。解散時に人数（顔と数）を確認する。

危険個所の告知 指導者は、活動前に大きい声で危険箇所を全員に指示する。子どもの危険な行動については、なぜ危険なのかを明確に説明し注意する。

2. 林業体験活動での事故の特性と安全対策

林業体験活動における事故の特性としては、間伐での手鋸、下草刈りでの大鎌、枝落としでの鉋による創傷事故が多い。このため、刃物の安全な取り扱い方の指導が求められる。重大な事故になりかねないチェーンソーや伐倒木処理による事故もあり、専門的な技能を要する事例も見られる。また、指導者の事故が多いのも特徴である。指導的な立場に置かれていることから、先頭に立って行動をしなければならない機会が多いことや、不慣れな参加者に気を取られて起こすケースが想定される。参加者への安全指導とともに、スタッフのトレーニングを十分に行う必要がある。

以下、林業体験活動における安全対策について見てみよう。

(1) 林業体験活動における安全管理の前提

林業体験活動では、作業・安全に関して充分指導できる指導者（プロ）が参加者（素人）を指導することが前提となる。このため、指導者は参加者の安全を確保するために専念し、危険を予測し、参加者の動きを常に把握し、安全を確保することが大切である。

(2) 森林での服装と装備

一般的に森林内は、灌木やツル類が茂みを構成し、足元には根株や岩石などがあって歩行が困難であり、頭上には枯れ木や枯れ枝があって落下して来こともある。また、急斜面では落石、転倒、滑落などの危険も多い。さらに、危険な生物が潜んでいる場合がある。こうした状況に対応するため、森林内では安全を確保するための服装、装備が必要である。

服装としては、長袖、長ズボンで裾絞まりのよいものを着用するほか、保護帽、タトル、滑り止めが付いた手袋、すね当て、地下足袋などを着用する。装備としては、ナップザック、腰鉈、腰鋸、呼子、水道水を入れた水筒などを携行する。

(3) 林業体験活動のルール

林業体験活動においては、自然体験活動での注意事項のほかに、次のようなルールを参加者にあらかじめ周知させておく必要がある。

具体的には、

斜面の上下に並ばない

器具を振り回す範囲には入らない

伐倒木の樹高の範囲には入らない

大声や呼子で注意を促す

火の始末を完全に行う

刃物には覆いを被せる

強風や雨のなかでは作業しない

などである。

第8章 森林資源の活用手法の提言

山村振興の新局面

昭和40年に始まる山村振興政策は、五全総「21世紀の国土のグランドデザイン」を経て、平成17年3月に終期を迎える平成の市町村大合併により新たな局面を迎える。

平成の市町村合併は、少子・高齢化、市町村財政の健全性の確保、行政サービスの効率化等を目的に、平成17年3月に終期を迎えるが、その後、特別助成策は打ち切られるもののさらに期間が延長されている。この合併によって、恐らく人口1万人未満の旧山村市町村のほとんどが姿を消すことになると考えられる。合併による効果は、財政的諸問題だけではなく、人口・産業・公共施設の中心市街地への集中といった土地利用の効率性による様々な効果が考えられる。いずれにしても、効率的な土地利用がさらに進むことになり、産業機能、公共機能、交通・通信機能等の各種の社会・経済機能の効率化が進められることになる。

山村の小都市化への転換とともに、集落単位あるいは昭和の大合併以前の旧市町村単位での社会資本整備とする従来の山村振興政策のパラダイムも転換せざるを得ないと考えられる。社会・経済基盤整備は、土地利用の効率性重視への転換され従来の一律配分とはなりえない。それぞれの山村が自らのアイデンティティを十分認識し、都市へとアイデンティティを発信し続ける自立・自発的な活動が強く求められる時代に突入したと言える。これからはアイデンティティを商品に山村間の熾烈な競争が展開されるということでもある。自らの存在価値を広く訴え、国民、都市住民との関わりをアピールすることにより、様々な社会的・経済的・環境的投資を山村に呼び込むことが必要となる。市町村規模が拡大し、従来の山村概念が行政域の内部に埋没することによって、こういった傾向はさらに強まると想定される。

「21世紀の国土のグランドデザイン」は、小都市と小都市との間に存在する従来の山村地域を多自然型居住地域と位置づけ、自然環境と美しい農村風景に囲まれた居住地域としての未来を想定している。長期的かつ計画的にこういった多自然型居住地域を整備することが強く望まれる一方、これまでの山村振興政策の政治的駆動力・牽引力でもあった山村の実態をどのような組織・体制で維持するかは大きな課題である。その意味では、山村の新たなコミュニティ組織の形成を必要としているとも考えられる。土地利用の効率性重視、多自然型居住地域のような新たな地域概念、政治的態勢の崩壊等を考慮すると山村はまさに新たな局面を迎えていると考えられる。

森林資源の活用方策

1. 新しい旅のスタイルに適応したサービス技術

観光資源、旅資源、ふれあい資源といった資源は、従来、地域内に点在していた。例えば、水源、湿原、史跡・旧跡、さくらの名所等々は、地域内に多かれ少なかれ点在している。これらの点の資源を線の資源、面の資源へと拡大させるためには、点と点を結びつける道が必要である。それも、団体仕様ではなく個人仕様に対応した道づくりである。団体仕様であれば、バス道であるが、個人仕様であればトレイルとなろう。トレイルは、それ自体が自然生態系の一部でもある。市街地周辺であれば、里地・里山の生態系、森林地域であれば、生産林の生態系から原生的生態系までの多様な生態系がトレイルの周辺に展開されて、点と点の旅の資源を結びつける。古道を活用するのも1方策であるし、新たなトレイルを創ってもよい。

こういった資源と資源を結びつける道や、或いはストーリーの創造のためには、従来のハコモノを創るようには単純にはいかないことに留意する必要がある。ある程度時間を掛けて生態系、地形条件を調査することが重要であり、企画・調査段階から都市市民の参加を広く呼びかけ、都市との交流により創ることが重要となる。道の持続的な管理の多くを、都市市民に委ねる必要がある。経済的な負担だけではなく、労働力の持続的確保こそが今後の大きな課題であるからである。事例調査の飯山市の関田トレイルは、飯山市のボランティアにより、森林生態系調査からトレイル整備までを行っている。

さらに、こういった新たな旅のスタイルへの対応には、インストラクターやインタープリター等の解説者が重要な役割を果たす。村民がインストラクターでもよいが、サービス面を考えると、訓練された都市市民のサービス技術の活用は欠かせない。

豊かな森林資源があれば人は集まるのではなく、豊かな森林資源にプラスした質の高いサービスにこそ人が集まると考えるべきである。

2. 産業観光としての森林資源活用

森林資源を活用した産業は、林業、特用林産物生産、木材産業、住宅、建具、家具その他の伝統工芸品、木質系の機能性食品、森林空間を利用した多様なサービス産業、別荘・セカンドハウス等々極めて多岐に亘る。特に、物づくりを中核とする産業観光の可能性は高いと考えられる。事例調査においても木製カヤック製造が挙げられているし、飯山市はわが国有数の仏壇産地でもある。

木材加工産業の加工工程やバイオマス利用の状況を見学して加工品の購入やバイオマスエネルギーへの動機付けを行う等のオプションツアーに、原材料となる森林資源の見学や、森林生態系の知識の付加といった複合観光産業の可能性は高いと考えられる。例えば、近

年、話題となっている鋸谷式間伐法^(注1)の鋸谷氏所有の森林等は十分に観光資源としての価値があると考えられる。育成段階の各年齢別の森林が準備され、林床植生に配慮した育林技術を相互に比較しながら見ることができ、どうすれば自然に近い状態で、手間を掛けずに良質な木材を得ることができるかは、百聞は一見に如かずの最たるものである。さらに、育成した木材を使って建てられた住宅を見るとさすがに木の国であることを実感せざるを得ない。林業の知識が全くない人であれば、講義と見学をあわせても2泊3日では不足するかもしれない。

木材加工に関する地場産業は、前述のように建具、家具、仏壇等の伝統的なものから、洋風家具、カヤック、楽器等の現代的なものまで様々に考えられ、最近では若い人が山村に新たに工房を開くケースもある。しかし、こういった加工産業を支えるためには、林業、第一次加工産業という産業基盤が地元に残存していなければならない。森林から加工産業までを含めた総合的な産業観光の振興は、単にサービス業だけで都市との交流を図るのに比べて効果が数倍勝ると考えられる。

3. 森林資源の新たな活用方策 山村・森林トレイルの整備

山村振興法が制定されて以後、この40年間にほとんど考えられるであろうあらゆる振興方策が検討、実施されてきた。最近では、ピオトープも積極的に取り上げられ町おこしの材料となっている。これまでの森林資源の活用方策が点の方策であったとすれば、今後の活用方策は、既存の点を連結して、統合化することで新たな価値を生み出すことに他ならない。その意味では点と点を結ぶトレイルの整備は重要な方策の一つである。トレイルの整備は、国土交通省が都市近郊を中心にトレイルの整備を進めているが、山村地域のトレイルも同様に必要性は高い。

このような山村の様々な観光資源を連結するトレイル以外にも次のようなトレイルが考えられる。

山村住民の健康づくりの道としてのトレイル 山村には歩く道が失われている。起伏、急傾斜を避けて、なるべく平坦で集落間が連結されるトレイルを整備し、健康づくりのための適切な歩行を確保する。トレイルは、森林地域だけではなく、農地、住宅脇、河川・溪畔等を利用する。山村集落の全集落をネットワーク化する。山村住民の健康づくり指導、健康診断・評価と一体なった利用促進策が必要である。山村住民の健康づくりノウ

(注1) 福井の若狭地区から始まった新しい間伐の考え方。手遅れになっている間伐を一挙に解決する方式として、最近注目され始めている。将来良い木が採れそうな木を残しながら、強度の切捨て間伐を行い並行して枝打ちを行う方式。作業が比較的容易にやれるのが特徴。間伐した跡地には陽光が射しこみ、在来の広葉樹等の植物が侵入し、豊かな森林を形成することが出来る。経済林としては勿論のこと、環境林、防災林、教育林、生甲斐づくりの手法としても有望視されている。

ハウを都市市民に広げて都市との交流を図る視点が必要である。

本格的トレッキングコースとしてのトレイル 森林生態系が豊かであり、標高差もあり、傾斜もあって、長距離で本格的なトレッキングのトレーニングが可能なトレッキングコースを整備する。例えば、飯山市の関田高原トレッキングコース等は代表的事例であろう。農地、河川、溪畔等様々な土地利用条件の中に設置する。従来の公共ビジターセンターではなく私営（NPO 等の経営）のビジターセンター、メンバーハウス等の経営を併設する。この場合、PFI 方式をさらに進めて、土地利用の調整等は公共で行うが、施設整備、建設、経営等の一切を民間で行う方式の採用も検討する必要がある。

森林地域内では、既存の林道の活用も検討する必要がある。ビジターセンターやメンバーハウス、キャンプ場等の施設を林道周辺の土地の活用方策も必要であろう。更に、水場等の水源地域の森林再生や、放置されている二次林の整備等も行ふ必要がある。この場合にも公的関与だけではなく、トレイルの集客能力を十分調査した上で、前述の PFI 方式をさらに進めた新たな方式を開発すべきである。また、こういった事業の担い手として、新規就農を希望する農業法人等にも積極的に参加を促すべきであろう。

中・長距離で豊かな森林生態系内に敷設されるトレイルの整備には、事例調査等からも次のような幾つかの課題が挙げられる。

トレイルの敷設、入り込みに伴う森林生態系への影響 トレイル敷設のための事前の環境影響調査を行う必要がある。特に、既存の自然生態系については、生息種・数、生息域、生息環境条件等の詳細な調査を必要とする。また、環境収容力についても事前に利害関係者を含めて十分検討し、トレイルルート、整備方法、保守方法、入り込み者数、制限行為等の十分な検討が必要である。

安全性に関する検討 地すべり・土砂崩壊地区、鉄砲水危険地区、なだれ危険地区等地形・地質、水理的特性に関する事前調査及び継続的調査による十分な検討が必要であり、地図化するなどによる告知・案内が必要である。

野生動物・稀少生物の保護管理への協力 トレイル内での野生動物の生息痕跡（フィールドサイン）の確認と報告、稀少生物の生息確認・情報提供等の入り込み者の協力を要請する等生態系管理への参加を求める。

トレイル、各種施設の所有・管理の明確化 一般的にトレイルの場合、土地利用の許諾によって敷設され、土地の所有権はないが、利用権が条件付きで認められるケースとなろう。この場合の各種協定内容についても、権利、義務について明確にしておく必要がある。仮に、トレイルの利用が低下し、継続的整備が行われなくなると、トレイル周辺の土壌流出、野生動物の増加等の誘因ともなりかねない。一方、利用者数が増加すれば、トレイル整備費用が増加したり、生態系への影響も問題となる。トレイル整備、運営管理の継続性・持続性についての見通しに関する経営計画の策定は、利害関係者も含めて重要となる。

運営管理主体の経営管理計画・実施報告　運営管理主体が自己所有の土地を利用したトレイルやその他の施設整備であれば、法の遵守と自己責任の範囲で経営可能となるが、土地利用権・協定等によるトレイル整備においては、管理主体の経営管理計画及び実施報告が欠かせない要件である。費用負担、整備・管理のための労働力確保等がどのように担保されるかについては問題も多いと考えられる。こういった観点からすると、トレイル整備に関する制度的対応の必要性も考えられる。

森林資源活用手法に関する課題

1. 山村の社会的・経済的・環境的基盤の総点検

山村における戦略的展開手法が一つのキーワードとなりうると考えられるが、その場合、山村が置かれている社会や山村の環境についての総点検を必要とすると考えられる。

地区、集落等の自治に関する整理・評価、自然環境に対する意識、地球温暖化の知識、ゴミ処理、エネルギー利用等の循環型社会形成に知識といった環境全般に関する知識の整理・評価、健康増進・医療・介護等に関する健康管理知識の整理・評価等々山村に特有のものとそうでないものとを峻別し、山村特有ではあるが評価できるものと、誤った知識・常識となっているものを改善する必要がある。

一方、山村の経済システムについても検討を要する。都市市民が新たな旅に求めているのは、一転豪華主義ではないことはこれまでの分析結果からも得られており、全ての価格体系にリーズナブルな価格が求められている。サービスの質は勿論であるが、例えば農産物においても、品質と価格に関する感覚は、山村住民よりも鋭いと考えられる必要がある。山村が提供する商品の全てにおいて批判の対象となること意味している。正直なビジネス、三方一両得といった我が国の伝統的商業道徳、合理的ビジネス精神を山村ビジネスの使命として徹底することも重要な視点である。ビジネスの基本は、信頼の獲得である。

山村のもう一つの側面として、自然環境に関する総点検がある。農薬・化学肥料の利用についての環境配慮が公開されているか、水質に関する科学的調査は定期的に行われているか、生物多様性についての対策がなされているか、生態系に関する定期的調査公開がなされているか等々、自然環境対策についての取組を総点検する必要がある。

山村の社会的・経済的・環境的側面について、都市との比較における詳細な検討は、21世紀に向けた新たな山村のアイデンティティを形成するものであり、戦略的展開手法における重要な手法の一つとして位置づけられよう。

2. 地域スケールでの事業発想の課題

本調査の事例においても、様々な地域活性化の取組がみられた。また、体験交流活動のアンケート調査事例においても、エコミュージアム、修学旅行の受け入れ、全村森林公園化構想等の数多い取組事例をみることができる。しかし、飯山市の関田トレイルを除いてこれらの活動に共通に見られる現象は、一山村内の限られた資源利用に偏っている。

市町村合併、財政問題等から自立的な活動に限られるために、山村地域内領域に閉じこもり、現実性が高く、短期的に実現可能な範囲内での起業発想に依拠している。勿論、飯山市の長距離トレイルの整備、諸塚村の全村森林公園化構想等はそれなりのスケールを基本においている点で評価できるが、森林資源活用という視点ではさらなるスケールの大きさも必要としている。

森林資源の活用とは、森林空間、木質系資源等の森林地域全体が生み出す資源性に着目した発想である。我が国の山村振興全部指定山村の1市町村あたりの森林面積をみると、約18,000haであり、私有林面積では8千haにすぎない。公有林を含めても私有林で1万ha(100km²)強となっている。イギリスでは、1貴族の荘園の森林面積程度であり、管理者が数人程度でシカの狩猟や有料庭園で生計の一部にしている規模である。一山村地域内の森林資源活用だけでは到底、産業化、起業化の可能性はないと言える。地域・空間スケールの発想をより大きく、広域にしなければ、魅力ある森林空間の創出や、多様な森林資源の持続的活用には至らない。かつて、国土緑化推進機構による調査研究「平成の森計画構想」では、東京、神奈川、埼玉、山梨の都県境域全体を構想地域として、森林面積30万haを超える広大な地域を都市市民の健康増進の場として活用する構想づくりを行っている。

市町村合併、社会・経済の先行き不透明感等はあるとしても、山村が自らの存在価値を主張し、社会的・経済的なあらゆる投資を呼び込み続けるためには、市町村境、県境を超えるスケールの大きな魅力的な森林資源活用へと発想を転換する必要があると考えられる。

3. 森林地域の新たなトレイル整備に関する課題

事例調査では、飯山市の関田高原トレイルが全長80kmが整備され利用が開始された。森林内の長距離トレイルの整備については、森林・林地の所有権・利用権、森林生態系への影響、入山にともなう悪意の第三者による森林被害・災害の発生、トレイルの整備費用・労働力負担、安全性の確保、経営管理主体の責務等々、様々な問題点が指摘できる。しかし、これらの問題点を全て最初からクリアすることは困難であり、実行しながら改善するというマネジメント手法が重要である。広域な森林空間スケールでの長距離トレイル計画は、計画策定自体が既に戦略性を必要としていると考えられることから、戦略的展開手法を明確にマネジメント手法として位置づけておくことが重要である。

飯山市の関田高原トレイルの整備にあたっては、数年に亘る事前調査を行い、直ぐには実行に移さず状況観察を継続して整備の意思決定へ至っている。森林・林地の利用権協定のためには、生態系は勿論であるが、上記の様々な問題点の事前調査が必要であり、短期的に実現は難しく、見方を変えれば、これからの山村の事業として最適な事業の一つとなると考えられる。トレイル整備、関連施設整備等のハード整備は事前調査も含めてスローに実施し、調査段階からの経営管理に当たっては、利害関係者との調整、集客、整備保全、緊急対策、費用・労働力負担等へのサービス面では正確かつスピーディに対応する必要がある。

NPO、地域住民、都市市民、企業諸団体等の参画を広く呼びかけ、資金、労働力は勿論、経営管理への積極的参加も必要としよう。この場合、多様な参加形態は意思決定を遅らせることにもなるため、戦略的展開手法によるスピーディな集団的意思決定のメカニズムを組織内に定着させることが重要なポイントとなる。

新たな森林資源活用方策に関する制度設計

1. 計画構想づくり等の広域的ソフト事業の創設

山村の体験交流、体験型観光事業、特産品加工、コミュニティビジネス、NPO 法人化等々、地域により様々な取組がされている。しかし、これらの事業の将来性、採算性、成長性等の起業条件に関する精細な経営分析事例はほとんど見ることがない。国であれ地域であれ、行政施策がこういった活動をどのような視点で評価し、補助制度や土地利用制度等への制度設計へとつなげるかについての議論が必要である。

昭和 40 年に始まる山村振興法は、格差是正、国土保全を主な目標に山村基盤整備のための社会資本整備を省庁間を横断的に整理して、重点的投資を可能にしたものである。しかし、財政改革、構造改革、地方分権化等の様々な制度改革とともに、社会資本整備のあり方も根本的に見直すことになり、重点化計画が策定され、事業量目標から成果量目標へと事業目標も転換されている。森林関連の社会資本整備においても、平成 16 年 6 月には森林整備保全事業として、従来の森林整備事業と治山事業を統合し、事業量目標から成果量目標へと転換したところである。こういった新たな森林資源活用方策について誰が、どのような評価基準で評価するかについては、行政レベルは勿論であるが、地域金融においてさえ難しいと考えられる。起業化・事業化の社会的意義の多くは認識できるが、将来の方向、持続可能性、成長性、自立性等については不確実性が極めて高く、支援をやめると消滅する可能性があるため、積極的な制度設計の対象とはなりにくい側面を持っている。

しかし、こういった活動の戦略的計画構想づくり、事業化・起業化のための調査研究、計画の実行可能性の評価研究等のソフト分野に対する助成制度に関しては、山村地域における知的・創造的生産活動の支援事業として事業化の方向を検討する必要がある。特に森林資源活用に関しては、森林生態系、水文・地勢、林学、地域社会、経済、マーケティング、経営科学、情報科学等の幅広い知見を統合する必要があり、一方では広域的スケールでの事前調査が不可欠であることから、こういったソフト事業の支援制度の必要性は高いと言える。この場合にも、一山村ではなく、複数の山村地域を対象とした助成事業とすることが重要であろう。

2. 森林内ロングトレイル整備に関する支援制度の創設

森林内のロングトレイル整備に関する支援制度は、現段階では見あたらない。例えば、森林交付金制度では、施業計画策定調査等の調査のための費用負担として 30ha 以上のまとまりがあれば森林所有者に交付されるが、トレイル整備が目的ではない。また、山村集落の生活環境基盤整備としてのフォーレストコミュニティ整備等も利用の対象とは言いにくい。以下は、トレイル整備に当たって、考慮する必要があると考えられる制度面の課題である。

(1) トレイル整備のための技術的基準の明確化

トレイルの整備から利用に至る経緯を概観すると、トレイルの経営管理主体に関する問題が多いことが前述のように挙げられるが、トレイル整備についての共通の課題は、トレイルの敷設工法、敷設力所等による森林生態系への影響、水源・水利的問題、地すべり・土壌崩壊危険地区等の諸点である。トレイル整備の原則は、森林生態系及び地形・地質への影響を最小限とし、放置した場合に自然の再生力により短期（数年内）に復元可能な範囲の改変にとどめることであるが、これらの基準を自主基準とするか、規制を設けるかについての検討が必要である。自主基準としても、公開、森林・林地利用に関する届出制等を必要としないかといった検討も必要となる。勿論、トレイルの認証制度などを民間独自に展開する手法も考えられる。

(2) トレイル整備に関する森林・林地内の歩行の権利に関する制度

地上権の設定等既に土地利用に関しては別途法制度があるが、森林内の歩行に関しては英国の「道の権利」、ドイツの基本法における森林内への立入の権利のような権利の成文化は我が国にはない。トレイル整備の対象森林が国有林、公有林であれば調整は容易であるが、民有林が対象となる場合には、不在村者等への連絡・通知が不可能な場合も多く、実現が困難な面が想定される。トレイル整備にあたっての林地利用の開始に関する縦覧・公告等の制度もトレイルの整備推進に当たっては必要となると考えられる。

(3) トレイルの経営管理主体に対する制度的支援

トレイルの経営管理主体の組織形態としては、地方自治体、複数自治体による共同組織、NPO、企業、諸団体等が考えられる。いずれの組織形態であれ、長期的で持続的な経営管理が前提条件である。この場合、計画づくり等は前述のような支援制度があれば良いが、経営管理主体が独自に実施する方策に関する規制緩和が重要となる。例えば、関連施設の林地内建設に伴う小規模林地開発、トレイル整備に伴う森林伐採、斜面・法面の掘削、溪流改変等々。また、入山規制、入山料徴収、特用林差物採取制限、採取販売等の各種経済手法等についても経営管理主体における独自性についての検討が不可欠である。

以上のような森林内のロングトレイル整備に関する制度的諸問題をみると、当初から全ての制度に対応することは困難であり、問題の発生に応じて制度的対応が必要となると考えられるが、トレイル整備に関する経営管理主体について、認定制度等の創設の必要性はあると考えられる。森林・林地利用に関する一定の権限を付与すると同時に、トレイル及び関連森林の整備義務を課し、かつ、長期的・持続的な経営管理を担保する制度が必要であろう。民間の認証システムによる推進も検討の余地があると考えられる。